

令和5年11月定例会

(2023年)

# 市議会議案参考資料

吹 田 市



議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第32号	吹田市開発ビル株式会社の経営状況について	5	-
報告第33号	訴えの提起に関する専決処分について	19	-
報告第34号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	21	-
報告第35号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	23	-
報告第36号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	25	-
議案第92号	吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	27	5
議案第93号	吹田市立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	33	11
議案第94号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	37	17
議案第95号	吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43	35
議案第96号	吹田市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45	37
議案第97号	吹田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	47	39
議案第98号	吹田市立学校条例の一部を改正する条例の制定について	49	43
議案第99号	吹田市立教育センター条例の一部を改正する条例の制定について	51	51
議案第100号	吹田市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53	53
議案第101号	吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	55	57
議案第102号	吹田市障がい者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について	57	61
議案第103号	(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(建築工事)請負契約の締結について	59	65
議案第104号	吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の締結について	61	77
議案第105号	本庁舎改修工事(建築工事)請負契約の一部変更について	63	81
議案第106号	本庁舎改修工事(電気設備工事)請負契約の一部変更について	65	83
議案第107号	本庁舎改修工事(機械設備工事)請負契約の一部変更について	67	85
議案第108号	佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の一部変更について	69	87
議案第109号	吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約の一部変更について	71	89
議案第110号	公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について	73	91
議案第111号	吹田市民プールの指定管理者の指定について	75	93
議案第112号	吹田市立内本町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	77	99
議案第113号	吹田市立亥の子谷デイサービスセンターの指定管理者の指定について	79	103
議案第114号	吹田市立藤白台デイサービスセンターの指定管理者の指定について	81	107
議案第115号	吹田市立岸部中グループホームの指定管理者の指定について	83	111
議案第116号	吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定について	85	117
議案第117号	吹田市第4次総合計画基本計画改訂版の策定について	87	121

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第118号	令和5年度吹田市一般会計補正予算（第6号）	141	231
議案第119号	令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	173	261
議案第120号	令和5年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）	181	263



吹田市規則第 号

吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和年吹田市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
  - (2) 電子証明書 電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録であって、次に掲げるもの（本市の機関等の使用に係る電子計算機から認証することができるものに限る。）をいう。
    - ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
    - イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成し、管理するもの
    - ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの
    - エ その他本市の機関等が指定するもの
- 2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、条例の例による。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第3条 条例第3条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、本市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機（本市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、正常に通信することができる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、本市の機関等が定めるところにより、次に掲げる事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機（本市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、正常に通信することができる機能を備えたも

のに限る。)から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力することに代えて、同号の併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することを妨げない。

- (1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項又は電磁的記録に記録すべき事項

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、本市の機関等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）を行う者が、第1項の規定により、当該複数の書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

4 条例第3条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると本市の機関等が認める場合

- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると本市の機関等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第5条 条例第4条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、本市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（本市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、正常に通信することができる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 本市の機関等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書の規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 前条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の本市の機関等の定めるところによる届出

3 条例第4条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると本市の機関等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると  
本市の機関等が認める場合  
(電磁的記録による縦覧等)

第7条 本市の機関等は、条例第5条第1項の規定により当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法若しくは当該本市の機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 本市の機関等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第9条 条例第3条第4項の規則で定める措置は、電子署名(電子証明書が併せて送信されるものに限る。以下この条において同じ。)及び第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第4条第4項の規則で定める措置は、電子署名とする。

3 条例第6条第3項の規則で定める措置は、電子署名とする。

(適用除外の事由)

第10条 条例第7条第1号の規則で定める手続等は、次に掲げる事由により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと本市の機関等が認める手続等とする。

(1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることと。

(2) 申請等に係る書面等の原本を確認する必要があることと。

(3) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることと。

(4) 処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要があることと。

(5) 前各号に掲げる事由に類するものとして本市の機関等が認める事由

(添付を要しない書面等)

第11条 条例第8条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の規則で定める措置は、当該書面等の区分に応じ同表の下欄に掲げる措置とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、行政経営

部長が定める。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

## 吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

### 1 制定の趣旨

条例等（本市の条例、規則、規程、本市が処理するとされた大阪府条例及び本市が処理するとされた大阪府規則）に基づく手続等（申請、処分通知、縦覧及び作成）に関し、従来の書面による方法に加えて、情報通信技術を活用した方法で行えることを示す通則条例として、吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（デジタル手続条例）を制定するものです。

### 2 制定の背景

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法、令和元年（2019年）改正・同年12月施行）」では、国の手続等における情報通信技術の活用推進について規定するとともに、地方自治体に対しても同様の施策を講ずる努力義務を定めています。

本市でも、手続等の情報通信技術の活用を進めているところですが、各手続等の根拠条例等の規定により書面が前提とされるものも多く、ルールの見直しが必要となっています。

### 3 制定の内容

#### (1) 目的

手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とします。

#### (2) 手続等における情報通信技術の活用

ア 書面で行うこととされている申請又は処分通知について、電磁的記録のオンライン送受信により行うことができることに加え、署名等が必要な場合は、電子署名によって代替できることについても示します。

イ 書面で行うこととされている縦覧又は作成について、電磁的記録により行うことができることを示します。

ウ 本条例の適用除外となる手続等を示します。

(7) 特殊な要件があり、情報通信技術を活用する方法がなじまない手続等

(1)

- (イ) 既に個別の条例等で情報通信技術を活用する方法により行うことができる旨が規定されており、改めて本条例を適用する必要がない手続等
- エ 住民票の写し等の添付書面等について、市の機関等が直接情報を入手し、参照できる場合は、添付を不要とすることを示します。

(3) 情報通信技術を活用した行政の推進状況の公表

電磁的記録のオンライン送受信により行うことができる申請及び処分通知その他の本条例に基づく手続の推進状況について、公表することを示します。

(4) 備考

本条例は書面による方法に加え、情報通信技術を活用した方法で行えるよう通則的に整備するものです。従前の書面での手続等を妨げるものではありません。

4 施行期日

令和6年(2024年)2月1日

5 市民意見提出手続(パブリックコメント)

(1) 意見募集期間

令和5年(2023年)8月1日(火)から令和5年8月31日(木)まで

(2) 意見提出件数

0件

(2)

吹田市立こども発達支援センター条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 こどもの尊厳と自由が等しく尊重され、安心して住み続けることができるま ちの実現のため、一人ひとりのこどもに応じた福祉的、教育的及び医療的側面から の総合的な援助を行うとともに、その保護者を支援する拠点として、こども発達支 援センターを設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第4条 地域支援センターは、福祉的、教育的及び医療的側面から行う総合的な援助 (以下「療育」という。)を必要とする児童であって、障害児施設における日常的 な療育を受けていないものに対し、療育を行うとともに、その保護者を支援するこ とを目的とする。</p> <p>2 地域支援センターは、前項に規定するもののほか、療育を必要とする児童及びそ の保護者を支援するための児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」と いう。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号)の規定による事業を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 地域支援センターは、前条第1項の規定に基づき、次の事業を行う。</p> <p>(1) 療育を必要とする児童に対する訓練及び指導 (2) 保護者に対する療育指導 (3) 巡回相談 (4) その他療育を必要とする児童の療育に関し必要な事業</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 こどもの尊厳と自由が等しく尊重され、安心して住み続けることができるま ちの実現のため、一人ひとりのこどもに応じた福祉的、教育的及び医療的側面から の総合的な援助並びにその保護者の支援を行うとともに、<u>児童福祉法(昭和22年 法律第164号。以下「法」という。)</u>第43条の規定に基づき地域の障害児の健 全な発達において中核的な役割を担う拠点として、こども発達支援センターを設置 する。</p> <p>(目的)</p> <p>第4条 地域支援センターは、福祉的、教育的及び医療的側面から行う総合的な援助 (以下「療育」という。)を必要とする児童及びその保護者に対し、療育、相談、 助言等を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 地域支援センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) 療育を必要とする児童に対する訓練及び指導並びにその保護者に対する相談及 び指導 (2) 巡回相談 (3) <u>法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</u></p>

現 行	改 正 案
<p>2 地域支援センターは、前条第2項の規定に基づき、地域支援センターにおいて次の事業を行う。</p> <p>(1) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する特定相談支援事業</p> <p>3 地域支援センターは、前項に規定する事業のほか、前条第2項の規定に基づき、法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、市長は、別に定めるところにより、法人その他の団体が、療育を必要とする児童の保護者の療育負担を軽減するため、地域支援センターにおいて行う事業に対する支援を行うものとする。</p> <p>(使用者等の範囲)</p> <p>第6条 地域支援センターの施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 前条第1項各号に掲げる事業 療育を必要とする児童であつて、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）を受けていないもの</p> <p>(2) 前条第2項第1号に掲げる事業 法第24条の2第6第1項に規定する障害児相談支援対象保護者</p> <p>(3) 前条第2項第2号に掲げる事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の1第7第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（障害児に限る。）の保護者</p> <p>2 前条第3項に規定する事業を利用することができる者は、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る児童とする。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第7条 前条第1項第1号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合</p>	<p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する特定相談支援事業</p> <p>(5) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援</p> <p>(6) 療育を行う事業者に対する相談、専門的な助言その他の必要な援助</p> <p>(7) その他療育を必要とする児童の療育に関し必要な事業</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市長は、別に定めるところにより、法人その他の団体が、療育を必要とする児童の保護者の療育負担を軽減するため、地域支援センターにおいて行う事業に対する支援を行うものとする。</p> <p>(使用者等の範囲)</p> <p>第6条 地域支援センターの施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号、第2号及び第7号に掲げる事業 療育を必要とする児童及びその保護者</p> <p>(2) 前条第1項第3号に掲げる事業 法第24条の2第6第1項に規定する障害児相談支援対象保護者</p> <p>(3) 前条第1項第4号に掲げる事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の1第7第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（障害児に限る。）の保護者</p> <p>(4) 前条第1項第5号に掲げる事業 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る児童</p> <p>(5) 前条第1項第6号に掲げる事業 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者</p> <p>(使用料等)</p> <p>第7条 前条第1号及び第5号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合</p>



現 行	改 正 案
<p>用料は、無料とする。</p> <p>2 前条第1項第2号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、法第24条の2第2項の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前条第1項第3号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する者は、必要に応じて、事業の利用に係る材料費相当分の実費を負担しなければならない。</p> <p>5 前条第2項に規定する者は、事業の利用に係る費用として、法第21条の5の3第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（保育所等訪問支援に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の額を負担しなければならない。</p> <p>(目的)</p> <p>第8条 杉の子学園は、法第43条の規定に基づき、保護者の下から通園する主に知的障害のある児童（以下「知的障害児」という。）に対し、療育を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第9条 杉の子学園は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 児童発達支援</p> <p>(2) }  (3) }  -----略-----</p>	<p>の使用料は、無料とする。</p> <p>2 前条第2号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、法第24条の2第2項の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前条第3号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 前条第4号に定める者は、事業の利用に係る費用として、法第21条の5の3第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（保育所等訪問支援に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の額を負担しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、前条第1号に定める者は、必要に応じて、事業の利用に係る材料費相当分の実費を負担しなければならない。</p> <p>(目的)</p> <p>第8条 杉の子学園は、保護者の下から通園する主に知的障害のある児童（以下「知的障害児」という。）に対し、療育を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第9条 杉の子学園は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）</p> <p>(2) }  (3) }  -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第13条 わかたけ園は、<u>法第43条の規定に基づき、保護者とともに通園する主に肢体不自由のある児童(以下「肢体不自由児」という。)</u>に対し、療育を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第14条 わかたけ園は、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>医療型児童発達支援</u></p> <p>(2) <u>-----略-----</u></p> <p>(3) その他<u>肢体不自由児の療育</u>に<u>関し必要な事業</u></p> <p>(使用料等)</p> <p>第16条 わかたけ園に入園する児童の保護者は、<u>法第21条の5の3第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(医療型児童発達支援に係るものに限る。)</u>及び<u>法第21条の5の2第2項の規定により健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならぬ</u>。この場合においては、<u>第12条第2項の規定を準用する</u>。</p>	<p>(目的)</p> <p>第13条 わかたけ園は、保護者とともに通園する主に肢体不自由のある児童に対し、療育を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第14条 わかたけ園は、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>-----略-----</u></p> <p>(3) その他<u>肢体不自由のある児童の療育</u>に<u>関し必要な事業</u></p> <p>(使用料等)</p> <p>第16条 わかたけ園に入園する児童の保護者は、<u>法第21条の5の3第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(児童発達支援に係るものに限る。)</u>及び<u>法第21条の5の2第2項の規定により健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならぬ</u>。この場合においては、<u>第12条第2項の規定を準用する</u>。</p>

## 吹田市立こども発達支援センター条例の一部改正について

### 1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。令和4年6月15日公布）により児童福祉法の一部が改正され、児童発達支援センターの役割の明確化や児童発達支援の類型の一元化が行われたことを受け、吹田市立こども発達支援センター条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化に伴う改正

児童福祉法の一部改正により、医療型児童発達支援の規定が削除され、児童発達支援に一元化されることに伴う規定整備を行います。

#### (2) 児童発達支援センターの役割の明確化に関する改正

児童福祉法の一部改正により、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことを受けた改正を行います。

#### (3) 指定障害児通所支援事業者に対する支援の追加

地域支援センターの事業に指定障害児通所支援事業者に対する支援を追加します。

#### (4) 地域支援センターの目的と利用者等の範囲の見直し

地域支援センターに対する療育を必要とする児童とその保護者からの支援に係る要望の増加・多様化に対応するため、地域支援センターの目的と利用者等の範囲の見直しを行います。

### 3 施行期日

令和6年（2024年）4月1日



吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章 } -----略-----</p> <p>第3章 }</p> <p>第4章 保険料 (第8条-第25条)</p> <p>第5章 } -----略-----</p> <p>附則 }</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条の2第1項から第3項まで並びに第16条の5第1項及び第2項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合)にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額として算定した額とする。)</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア } -----略-----</p> <p>ウ }</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する</p>	<p>目次</p> <p>第1章 } -----略-----</p> <p>第3章 }</p> <p>第4章 保険料 (第8条-第25条の2)</p> <p>第5章 } -----略-----</p> <p>附則 }</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条の2第1項から第3項まで、第16条の5第1項及び第2項、同条第4項及び第5項、第16条の6第1項から第3項まで並びに同条第6項から第8項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合)にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。)</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア } -----略-----</p> <p>ウ }</p>

現 行	改 正 案
<p>費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第10条 -----略-----</p> <p>2 前項の規定により算定した同項の基礎賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第9条第1項第3号イ(1)に掲げる数に乗じて得た額を同号ハに掲げる数で除して得た額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の所得割総額として、当該所得割総額を基礎控除後の総所得金額等(同項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の55に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウま</p>	<p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第10条 -----略-----</p> <p>2 前項の規定により算定した同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率</p> <p>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ 特定同一世帯所屬者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する</p>

現 行	改 正 案
<p>でに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の45に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の人数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当する者であつて、被保険者の資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定により算定した同項の保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第12条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条の2第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項から第3項まで並びに第16条の5第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第</p>	<p>月までの間にあるもの（他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定世帯」という。） アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定継続世帯」という。） アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定により算定した同項の保険料率に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第12条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の5第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項、同条</p>

現 行	改 正 案
<p>2 項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) }                  (2) } -----略-----</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第1項第3号イ(1)に掲げる数を乗じて得た額を同号ハに掲げる数で除して得た額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の所得割総額として、当該所得割総額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(同項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の55に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p>	<p>第6項において読み替えて準用する同条第4項及び第5項、第16条の6第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで並びに同条第9項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) }                  (2) } -----略-----</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率</p> <p>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ 特定世帯 アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>-----略-----</p>



現 行	改 正 案
<p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の45に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等と算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第12条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項から第3項までの規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合)は、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第12条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2第5項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の6第5項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで及び同条第10項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合)は、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定</p>

現 行	改 正 案
<p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>介護納付金賦課総額に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第1項第3号イ(1)に掲げる数を乗じて得た額を同号ハに掲げる数で除して得た額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の所得割総額として、当該所得割総額を基礎控除後の総所得金額等(同項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)</u>の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>介護納付金賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の90に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 <u>介護納付金賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の10に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案</u></p>	<p>による繰入金を除く。)の額 (介護納付金賦課額)</p> <p>第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>2 -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>2 して算定した数で除して得た額</p> <p>-----略-----</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後において、納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第12条の2の額、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額（1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた場合にあつては、それぞれ世帯別平等割に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合にあつては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納付義務が消滅し、若しくは1世帯に属する被</p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後において、納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第12条の2の額、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の5第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条第1項若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第16条の6第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第6項各号（同条第9項又は第10項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額（1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた場合にあつては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後において、納付義務が消滅し、1世帯に属する被保険者数が</p>

現	行	案
<p>保険者数が減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなつた日の属する月の前日まで、月割をもつて行う。</p>	<p>（低所得者の保険料の減額） 第16条の2 } { 3 } 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の5の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と読み替えるものとする。</p>	<p>減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第12条の2の額、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号に定める額、第16条の5第1項に定める第12条第1項若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号に定める額若しくは第16条の6第1項各号に定める額若しくは同条第6項各号に定める額（1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合にあつては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納付義務が消滅し、若しくは1世帯に属する被保険者数が減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなつた日の属する月の前日まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額） 第16条の2 } { 3 } 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の5の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の5の</p>

現 行	改 正 案
<p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の5 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の5又は第12条の5の8」と、「第2項中「第12条の5の5又は第12条の5の5第2項の規定により準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 第2項において準用する第12条第2項及び第3項又は第12条の5の9第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の5 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条第1項又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第12条第1項又は第12条の4」とあるのは「第12条の5の5第1項又は第12条の5の8」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の5第2項において準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。</p>

現 行	改 正 案
<p>4 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に第16条の2第1項各号に規定する場合にそれぞれ同項各号アに掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>5</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の5の5又は第12条の5の8」と、第5項中「第12条の5の5」とあるのは「第12条第3項」とあるのは「第12条第5の5第2項において準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第12条第1項又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>5</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項第1号中「第12条第1項又は第12条の4」とあるのは「第12条の5の5第1項又は第12条の5の8」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の5第2項において準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（出産被保険者の保険料の減額）</u></p> <p>第16条の6 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号にお</p>

現 行	改 正 案
	<p>いて「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。</p> <p>3 第10条第2項の規定は、第1項の基礎賦課額について準用する。</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第10条第1項又は第12条の2第1項とあるのは「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の5の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「をいう。以下」とあるのは「(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において」と、「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において</p>

現 行	改 正 案
	<p>て準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 <u>当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1項の規定にかかわらず、当該減額後の第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</u></p> <p>(1) <u>当該出生被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合にそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>7 <u>第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。</u></p> <p>8 <u>第10条第2項の規定は、第6項の基礎賦課額について準用する。</u></p> <p>9 <u>前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の5の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</u></p>



現 行	改 正 案
<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第25条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する特例対象被保険者等の氏名、離職年月日、離職理由その他市長が必要と認める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等に係る雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならぬ。</p>	<p>10 第6項から第8項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「<u>に出産被保険者</u>」とあるのは「<u>に出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「<u>第12条の7第1項</u>」と、「第12条の5」とあるのは「<u>第12条の10</u>」と、「<u>基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課限度額</u>」と、同項各号中「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、第7項中「<u>第12条第2項</u>」とあるのは「<u>第12条の9第2項</u>」において準用する第12条第2項」と、第8項中「<u>第10条第2項</u>」とあるのは「<u>第12条の7第2項</u>」において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第25条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、当該特例対象被保険者等に係る事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(<u>出産被保険者に係る届出</u>)</p> <p>第25条の2 <u>出産被保険者の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、当該出産被保険者に係る事項を市長に届け出なければならない。</u></p>



吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 国民健康保険料産前産後軽減措置

(1) 改正の理由

政令の一部改正に準じ、吹田市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

(2) 改正の内容

ア 出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び均等割保険料の軽減措置を創設します。

(ア) 対象者

国民健康保険に加入している出産する予定又は出産した被保険者

※妊娠85日以上分娩（死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産も対象）

(イ) 軽減対象となる保険料

出産被保険者の所得割保険料及び均等割保険料を減額

(ウ) 軽減期間

出産被保険者の出産の予定日又は出産の日の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間

(3) 施行期日

令和6年（2024年）1月1日

(4) 軽減措置創設に伴う影響（年間）

ア 対象世帯

約250世帯／年

イ 軽減となる保険料額

約825万円／年

## 2 大阪府国民健康保険料完全統一

### (1) 改正の理由

国民健康保険法第82条の2に規定されている都道府県国民健康保険運営方針の条項に基づき大阪府国民健康保険運営方針が定められています。

大阪府国民健康保険運営方針では、府内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料額とし、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図るべきであるとの考え方のもと、平成30年（2018年）4月1日から保険料の保険料率、賦課割合等を統一するよう示されましたが、令和6年（2024年）3月末までは激変緩和措置期間として市町村の裁量において保険料等を決定することができることとなっています。

令和6年度（2024年度）からは、府内統一基準に基づき保険料額を決定することとなるため、吹田市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

### (2) 改正の内容

#### ア 保険料率

府内統一保険料率

#### イ 賦課割合

##### 医療分、後期支援金分

(%)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
均等割	15	17.5	20	22.5	25	27.5	27.5	30
平等割	35	32.5	30	27.5	25	22.5	22.5	20

##### 介護分

(%)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
均等割	15	21	27	33	39	45	45	50
平等割	35	29	23	17	11	5	5	0

ウ 端数処理

		新	旧
保険料率 端数処理	所得割率 (※1)	小数点以下第4位未満の端数を四捨五入	小数点以下第4位未満の端数を切り上げ
	均等割額 (※2)	1円未満の端数を四捨五入	1円未満の端数を切り上げ
	平等割額 (※3)		
賦課額(※4) 端数処理		1円未満を切り捨て	10円未満の端数を切り捨て

(※1) 所得割率…加入者の算定基礎所得額に乗じる率

(※2) 均等割額…加入者1人あたりの保険料額

(※3) 平等割額…加入1世帯あたりの保険料額

(※4) 賦課額…保険料額

(3) 施行期日

令和6年(2024年)4月1日

ただし、令和5年度(2023年度)までの保険料については従前の例によります。



吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1) }     } 略 (12) }</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア } イ }</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転</p> <p>エ } 3 (適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする</p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1) }     } 略 (12) }</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア } イ }</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項第2号に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転</p> <p>エ } 3 (適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする</p>

現 行	改 正 案
<p>する者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 道路、鉄道若しくは軌道、国、大阪府若しくは本市が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送（放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）であつて、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの</p> <p>(3) -----略-----</p>	<p>する者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 道路、鉄道若しくは軌道、国、大阪府若しくは本市が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送（放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第14号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものを除く。）であつて、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの</p> <p>(3) -----略-----</p>



吹田市空家等の適切な管理に関する条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(公表) 第7条 市長は、<u>法第14条第3項又は前条第3項</u>の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 2 -----略-----</p>	<p>(公表) 第7条 市長は、<u>法第22条第3項又は前条第3項</u>の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 2 -----略-----</p>

-----は改正箇所



吹田市自転車駐車場条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(名称及び位置) 第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) }       { (3) }</p> <p>(4) JR岸辺駅前北自転車駐車場 吹田市岸部中4丁目8番1号 (5) 阪急吹田駅前東第1自転車駐車場 吹田市岸部中4丁目8番1号 (6) 阪急吹田駅前東第2自転車駐車場 吹田市西の庄町2丁目2番4号 (7) 阪急吹田駅前西第1自転車駐車場 吹田市泉町2丁目1番1号 (8) 阪急吹田駅前西第2自転車駐車場 吹田市泉町1丁目1番1号 (9) 阪急吹田駅前南自転車駐車場 吹田市寿町1丁目2番91番2 (10) 阪急豊津駅前南第1自転車駐車場 吹田市垂水町2丁目3番2、3番2       番3及び3番2番6 (11) 阪急豊津駅前南第2自転車駐車場 吹田市垂水町2丁目6番17番2先 (12) 阪急豊津駅前北自転車駐車場 吹田市山手町2丁目5番33 (13) 阪急豊津駅前中央自転車駐車場 吹田市山手町2丁目5番33 (14) 阪急関大前駅中央自転車駐車場 吹田市山手町2丁目5番33 (15) 阪急関大前駅東自転車駐車場 吹田市山手町2丁目5番1号 (16) 阪急関大前駅西自転車駐車場 吹田市山手町2丁目5番1号 (17) 阪急千里山駅前東自転車駐車場 吹田市山手町3丁目5番1号 (18) 阪急千里山駅前西自転車駐車場 吹田市山手町3丁目5番2号 (19) 阪急南千里駅前西第1自転車駐車場 吹田市津雲台1丁目2番40及び20番64 (20) 阪急南千里駅前西第2自転車駐車場 吹田市津雲台1丁目2番1号 (21) 阪急山田駅前東自転車駐車場 吹田市山田西4丁目2番36号</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) }       { (3) }</p> <p>(4) JR吹田駅前北第2自転車駐車場 吹田市片山町1丁目15番1番20並びに昭和田1236番7、1236番10及び1236番11 (5) JR岸辺駅前北自転車駐車場 吹田市岸部中4丁目8番1号 (6) 阪急吹田駅前東第1自転車駐車場 吹田市泉町2丁目2番4号 (7) 阪急吹田駅前東第2自転車駐車場 吹田市西の庄町2丁目2番4号 (8) 阪急吹田駅前西第1自転車駐車場 吹田市泉町2丁目1番1号 (9) 阪急吹田駅前西第2自転車駐車場 吹田市泉町1丁目1番1号 (10) 阪急吹田駅前南自転車駐車場 吹田市寿町1丁目2番91番2 (11) 阪急豊津駅前南第1自転車駐車場 吹田市垂水町2丁目3番2、3番2       番3及び3番2番6 (12) 阪急豊津駅前南第2自転車駐車場 吹田市垂水町2丁目6番17番2先 (13) 阪急豊津駅前北自転車駐車場 吹田市山手町2丁目5番33 (14) 阪急関大前駅中央自転車駐車場 吹田市山手町2丁目5番1号 (15) 阪急関大前駅東自転車駐車場 吹田市山手町2丁目5番1号 (16) 阪急関大前駅西自転車駐車場 吹田市山手町2丁目5番2号 (17) 阪急千里山駅前東自転車駐車場 吹田市山手町3丁目5番1号 (18) 阪急千里山駅前西自転車駐車場 吹田市山手町3丁目5番2号 (19) 阪急南千里駅前西第1自転車駐車場 吹田市津雲台1丁目2番40及び20番64 (20) 阪急南千里駅前西第2自転車駐車場 吹田市津雲台1丁目2番1号 (21) 阪急山田駅前東自転車駐車場 吹田市山田西4丁目2番36号</p>

現 行	改 正 案
<p>(20) 阪急山田駅前西自転車駐車場 吹田市津雲台5丁目1番5号</p> <p>(21) 阪急山田駅前南自転車駐車場 吹田市山田西4丁目1番25号</p> <p>(22) 阪急北千里駅前東第1自転車駐車場 吹田市藤白台3丁目1番11</p> <p>(23) 阪急北千里駅前東第2自転車駐車場 吹田市藤白台3丁目1番11</p> <p>(24) 阪急北千里駅前南自転車駐車場 吹田市古江台4丁目2番10号</p> <p>(25) 阪急北千里駅前北自転車駐車場 吹田市青山台4丁目1番1号</p> <p>(26) 江坂公園自転車駐車場 吹田市江坂町1丁目1番1号</p> <p>(27) 江坂駅前中央自転車駐車場 吹田市豊津町100番2号</p> <p>(28) 江坂駅前西自転車駐車場 吹田市豊津町7番1</p> <p>(29) 北大阪急行桃山台駅前東第1自転車駐車場 吹田市桃山台2丁目9番1号</p> <p>(30) 北大阪急行桃山台駅前東第2自転車駐車場 吹田市竹見台4丁目1番5</p> <p>(31) 南高浜自転車駐車場 吹田市南高浜町36番41号</p> <p>(駐車自転車等)</p> <p>第3条 自転車駐車場に駐車することができる自転車等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車及びこれに類するもので市長が適当と認めるものに並びに<u>同項第11号の3</u>に規定する身体障害者用の車いすをいう。以下同じ。）</p> <p>(2) } (3) } 2</p> <p>-----略-----</p>	<p>(19) 阪急南千里駅前西第2自転車駐車場 吹田市津雲台1丁目2番1号</p> <p>(20) 阪急山田駅前東自転車駐車場 吹田市山田西4丁目2番36号</p> <p>(21) 阪急山田駅前西自転車駐車場 吹田市津雲台5丁目1番5号</p> <p>(22) 阪急山田駅前南自転車駐車場 吹田市山田西4丁目1番25号</p> <p>(23) 阪急北千里駅前東第1自転車駐車場 吹田市藤白台3丁目1番11</p> <p>(24) 阪急北千里駅前東第2自転車駐車場 吹田市藤白台3丁目1番11</p> <p>(25) 阪急北千里駅前南自転車駐車場 吹田市古江台4丁目2番10号</p> <p>(26) 阪急北千里駅前北自転車駐車場 吹田市青山台4丁目1番1号</p> <p>(27) 江坂公園自転車駐車場 吹田市江坂町1丁目1番1号</p> <p>(28) 江坂駅前中央自転車駐車場 吹田市豊津町100番2号</p> <p>(29) 江坂駅前西自転車駐車場 吹田市豊津町7番1</p> <p>(30) 北大阪急行桃山台駅前東第1自転車駐車場 吹田市桃山台2丁目9番1号</p> <p>(31) 北大阪急行桃山台駅前東第2自転車駐車場 吹田市竹見台4丁目1番5</p> <p>(32) 南高浜自転車駐車場 吹田市南高浜町36番41号</p> <p>(駐車自転車等)</p> <p>第3条 自転車駐車場に駐車することができる自転車等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車及びこれに類するもので市長が適当と認めるものに並びに<u>同項第11号の4</u>に規定する身体障害者用の車をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) } (3) } 2</p> <p>-----略-----</p>

## 吹田市自転車駐車場条例の一部改正について

### 1 改正の理由

従来、撤去した放置自転車の保管場所であった片山保管所（片山町1丁目）を、自転車駐車場に転用するにあたり、名称及び位置を定めるものです。

また、千里山駅前東自転車駐車場の位置について、建設時の所在地（地番）を現在の住所（住居表示）に変更するものです。

### 2 改正の内容

- (1) JR吹田駅前北第2自転車駐車場 吹田市片山町1丁目1501番20  
並びに昭和町1236番7、1236番10及び1236番11
- (2) 阪急千里山駅前東自転車駐車場 吹田市千里山霧が丘22番6号

### 3 施行期日

- (1) 令和6年（2024年）4月1日
- (2) 公布の日

### 4 その他

JR吹田駅前北第2自転車駐車場の収容台数は、自転車299台、原付19台、自動二輪（小型）17台で、一時利用専用として令和6年（2024年）4月の供用開始を予定しています。



吹田市立学校条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 吹田市立小学校を次のとおり設置する。</p> <p>(1) }                  {                  (22) }                  (23) 吹田市立山田第五小学校 吹田市山田西1丁目6番1号                  (24) 吹田市立東山田小学校 吹田市青葉丘南15番10号                  (25) 吹田市立南山田小学校 吹田市千里丘西9番1号                  (26) 吹田市立西山田小学校 吹田市山田西2丁目10番1号                  (27) 吹田市立北山田小学校 吹田市山田北1番1号                  (28) 吹田市立千里丘北小学校 吹田市千里丘北1番30号                  (29) 吹田市立佐竹台小学校 吹田市佐竹台4丁目12番1号                  (30) 吹田市立高野台小学校 吹田市高野台2丁目16番1号                  (31) 吹田市立津雲台小学校 吹田市津雲台4丁目7番1号                  (32) 吹田市立古江台小学校 吹田市古江台5丁目6番1号                  (33) 吹田市立藤白台小学校 吹田市藤白台3丁目3番1号                  (34) 吹田市立青山台小学校 吹田市青山台2丁目5番1号                  (35) 吹田市立桃山台小学校 吹田市桃山台1丁目5番1号                  (36) 吹田市立千里たけみ小学校 吹田市竹見台3丁目3番1号</p>	<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 吹田市立小学校を次のとおり設置する。</p> <p>(1) }                  {                  (22) }                  (23) 吹田市立東山田小学校 吹田市青葉丘南15番10号                  (24) 吹田市立南山田小学校 吹田市千里丘西9番1号                  (25) 吹田市立西山田小学校 吹田市山田西2丁目10番1号                  (26) 吹田市立北山田小学校 吹田市山田北1番1号                  (27) 吹田市立千里丘北小学校 吹田市千里丘北1番30号                  (28) 吹田市立佐竹台小学校 吹田市佐竹台4丁目12番1号                  (29) 吹田市立高野台小学校 吹田市高野台2丁目16番1号                  (30) 吹田市立津雲台小学校 吹田市津雲台4丁目7番1号                  (31) 吹田市立古江台小学校 吹田市古江台5丁目6番1号                  (32) 吹田市立藤白台小学校 吹田市藤白台3丁目3番1号                  (33) 吹田市立青山台小学校 吹田市青山台2丁目5番1号                  (34) 吹田市立桃山台小学校 吹田市桃山台1丁目5番1号                  (35) 吹田市立千里たけみ小学校 吹田市竹見台3丁目3番1号</p>

現 行	改 正 案
<p>(名称及び位置) 第2条 育成室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) }  } (2) }</p> <p>(23) 吹田市立山五留守家庭児童育成室 吹田市山田西1丁目6番1号 (24) 吹田市立東山田留守家庭児童育成室 吹田市青葉丘南15番10号 (25) 吹田市立南山田留守家庭児童育成室 吹田市千里丘西9番1号 (26) 吹田市立西山田留守家庭児童育成室 吹田市山田西2丁目10番1号 (27) 吹田市立北山田留守家庭児童育成室 吹田市山田北1番1号 (28) 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室 吹田市千里丘北1番31号 (29) 吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室 吹田市佐竹台4丁目12番1号 (30) 吹田市立高野台留守家庭児童育成室 吹田市高野台2丁目16番1号 (31) 吹田市立津雲台留守家庭児童育成室 吹田市津雲台4丁目7番1号 (32) 吹田市立古江台留守家庭児童育成室 吹田市古江台5丁目6番1号 (33) 吹田市立藤白台留守家庭児童育成室 吹田市藤白台3丁目3番1号 (34) 吹田市立青山台留守家庭児童育成室 吹田市青山台2丁目5番1号 (35) 吹田市立桃山台留守家庭児童育成室 吹田市桃山台1丁目5番1号 (36) 吹田市立千里たけみ留守家庭児童育成室 吹田市竹見台3丁目3番1号</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 育成室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) }  } (2) }</p> <p>(23) 吹田市立東山田留守家庭児童育成室 吹田市青葉丘南15番10号 (24) 吹田市立南山田留守家庭児童育成室 吹田市千里丘西9番1号 (25) 吹田市立西山田留守家庭児童育成室 吹田市山田西2丁目10番1号 (26) 吹田市立北山田留守家庭児童育成室 吹田市山田北1番1号 (27) 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室 吹田市千里丘北1番31号 (28) 吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室 吹田市佐竹台4丁目12番1号 (29) 吹田市立高野台留守家庭児童育成室 吹田市高野台2丁目16番1号 (30) 吹田市立津雲台留守家庭児童育成室 吹田市津雲台4丁目7番1号 (31) 吹田市立古江台留守家庭児童育成室 吹田市古江台5丁目6番1号 (32) 吹田市立藤白台留守家庭児童育成室 吹田市藤白台3丁目3番1号 (33) 吹田市立青山台留守家庭児童育成室 吹田市青山台2丁目5番1号 (34) 吹田市立桃山台留守家庭児童育成室 吹田市桃山台1丁目5番1号 (35) 吹田市立千里たけみ留守家庭児童育成室 吹田市竹見台3丁目3番1号</p>



## 吹田市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正内容

吹田市立学校条例第2条に規定する「吹田市立山田第五小学校」を削除します。

### 2 改正理由

山田第五小学校は、山田第三小学校の過大規模化の解消のため、昭和61年(1986年)に分離新設されました。新設後は児童数が減少し続けており、令和4年度(2022年度)には6学級の過小規模校となっています。今後の児童数推計においても、6学級の過小規模が継続する見込みであり、かつ、児童数が減少し続け改善の見込みがないことから、学校規模適正化について検討した結果、山田第五小学校を廃止します。

### 3 改正に伴う通学区域の見直し

当該改正に伴い、山田第五小学校を山田第三小学校に統合し、山田南・山田市場9番～11番(山田第五小学校区)については、西山田中学校の通学区域に見直しを行います。

ただし、当分の間、当該地区に住んでいる者は、西山田中学校、山田中学校のいずれかを選択することができることとします。

### 4 施行期日

令和7年(2025年)4月1日から施行します。

※山田第五小学校の山田第三小学校への統合により、山五留守家庭児童育成室についても山三留守家庭児童育成室への統合を行います。そのため、吹田市留守家庭児童育成室条例の育成室の設置に係る所要の改正も同様に行います。

## 5 統合に至る検討経過

学校規模適正化基本方針に基づき、次のとおり検討した結果、山田第五小学校と山田第三小学校との統合が最善であると考えました。

学校規模適正化基本方針(抜粋)

過小規模校に対する方策

個別の事情等を十分考慮したうえで、まず通学区域の見直しを検討し、通学区域の見直しが困難である場合には学校選択制の導入や学校の統合なども検討することによって課題解決を図っていきます。

### (1) 個別の事情等

山田第五小学校は、山田第三小学校区から分離新設されました。この分離により両校の校区面積が大変小さいものとなったことが、両校の過小規模校化の主な原因と考えます。山田第五小学校は、昨年度より既に過小規模校となっており、山田第三小学校も将来過小規模校となる見込みです。

### (2) 通学区域の見直しの検討

隣接する山田第三小学校及び岸部第二小学校は、学校規模が大きくないため、通学区域の見直しが不可能であることから、南山田小学校との通学区域の見直しのみを検討しました。検討の結果、山田第五小学校の学校規模適正化は実現できますが、次に掲げる課題が見込まれます。

ア 山田第三小学校の過小規模校化の問題が残り、原因の解消に至らないこと

イ 原因解消に至らない手法により、南山田小学校の一部の児童に転校が発生することから、児童や保護者の納得を得ることが困難であること

ウ 南山田小学校は児童数が減少傾向にあることから、学校規模適正化に取り組む必要性がないこと。

エ 通学区域の見直しにより児童が増加した場合、山田第五小学校の教室が不足し、大規模な校舎の増築が必要となること。

### (3) 学校の統合

山田第五小学校の学校規模適正化が実現できるとともに、山田第三小学校の過小規模校化の問題も同時に解決できます。また、両校がほぼ隣接しているため、通学路に大きな変更が発生しません。

### (4) 学校選択制（小規模特認校制※）の導入

先進市の導入実績を研究した結果、将来に渡って山田第五小学校の過小規模校の課題が解決するほどの効果はなく、学校規模適正化の実現が不確実であると考えます。

※特色ある教育カリキュラムを実践するとともに、周辺校の児童が指定校に希望することで、通学を可能とする制度

## 6 市立山田第五小学校の概況

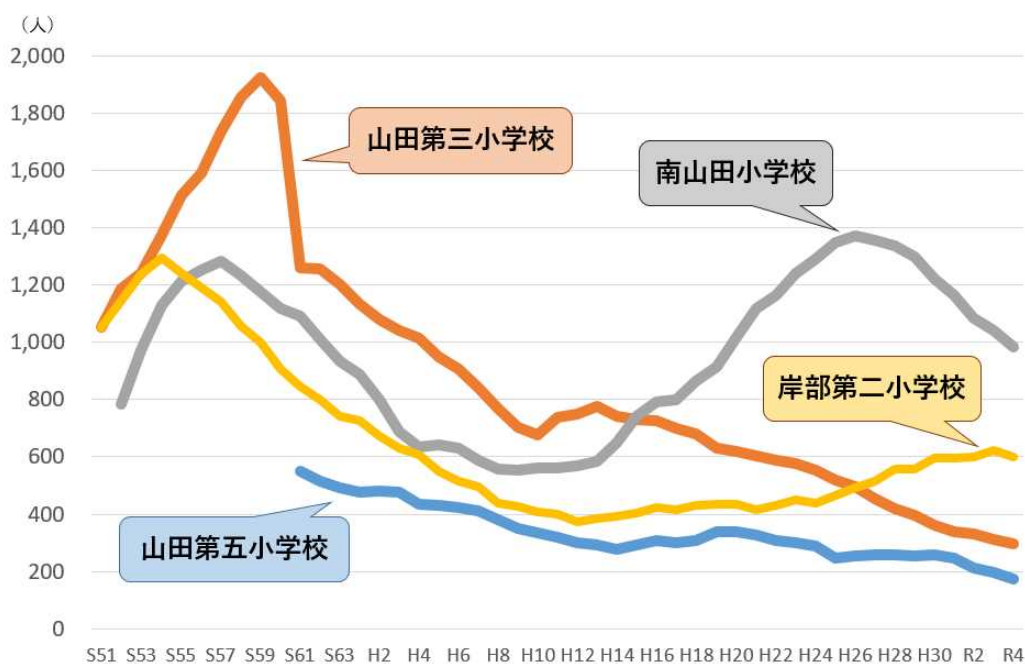
- (1) 所在地 吹田市山田西1丁目6番1号
- (2) 規模 校地面積 12,314 m<sup>2</sup> (建物敷地 5,514 m<sup>2</sup>、運動場 6,800 m<sup>2</sup>)
- (3) 経過 昭和61年(1986年)に山田第三小学校から分離新設
- (4) 現在 児童数 164人、6学級 ※令和5年(2023年)5月1日現在
- (5) 推計 児童数 95人、6学級 ※令和20年度(2038年度)時点

## 7 経過及びスケジュール

年度	月	内容
令和5年度 (2023年度)	8月	教育委員会会議で学校規模適正化の方向性を承認
	9月～10月	保護者説明会を実施(計8回)
	//	パブリックコメントを実施
	10月	教育委員会会議で学校規模適正化実施計画(第2期)を策定
	//	政策会議で統合を政策決定
	11月	教育委員協議会で条例改正案等を確認
	//	11月定例会に条例改正案等を提案
令和6年度 (2024年度)	4～3月	周知、通学路の安全対策、教室改修等、交流事業を実施
	3月	山田第五小学校を廃止
令和7年度 (2025年度)	4月	山田第三小学校に統合

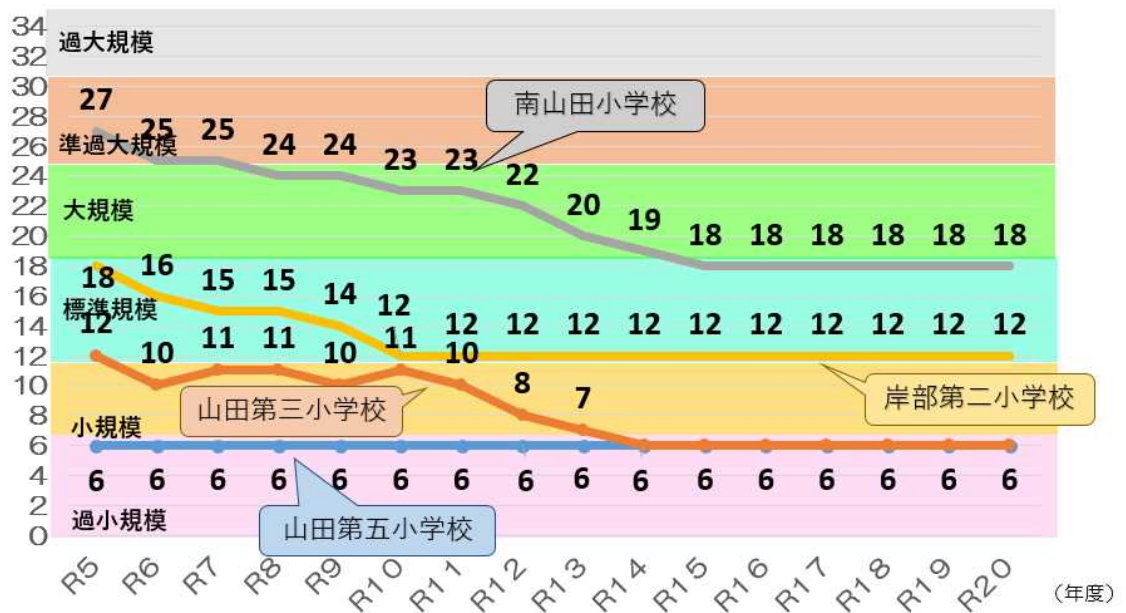
## 8 参考データ

(1) 山田第五小学校及び近隣小学校の児童数推移

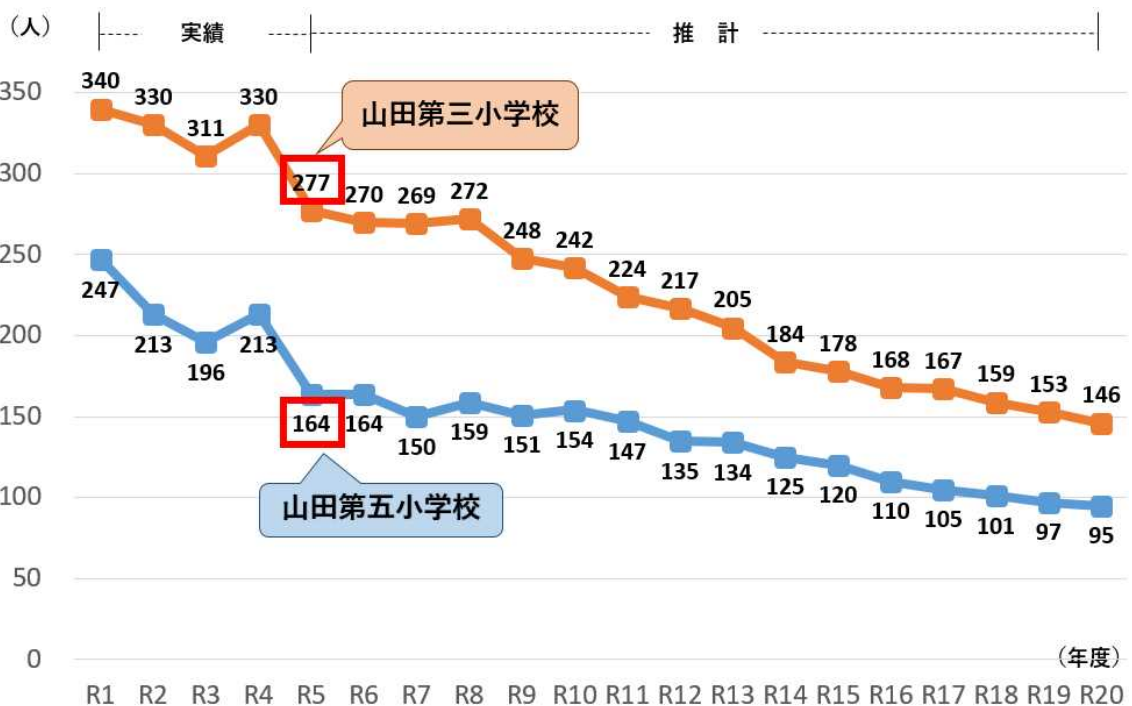


(2) 山田第五小学校及び近隣小学校の学級数推計

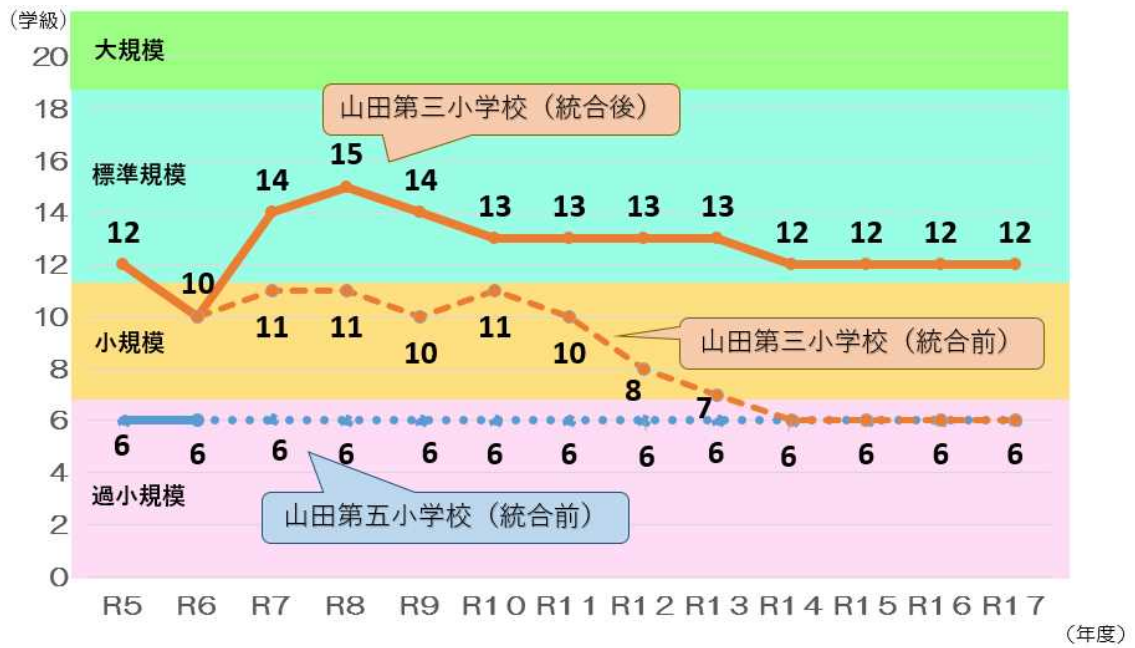
(学級)



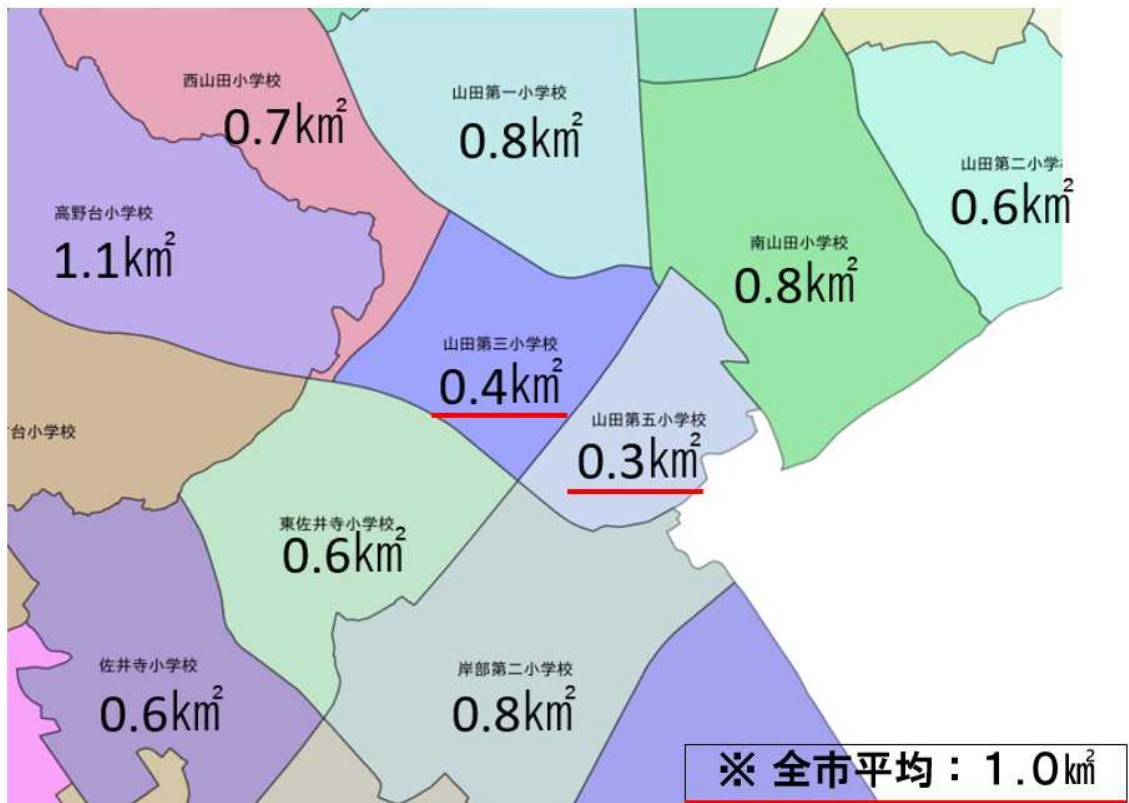
(3) 山田第五小学校及び山田第三小学校の児童数推計



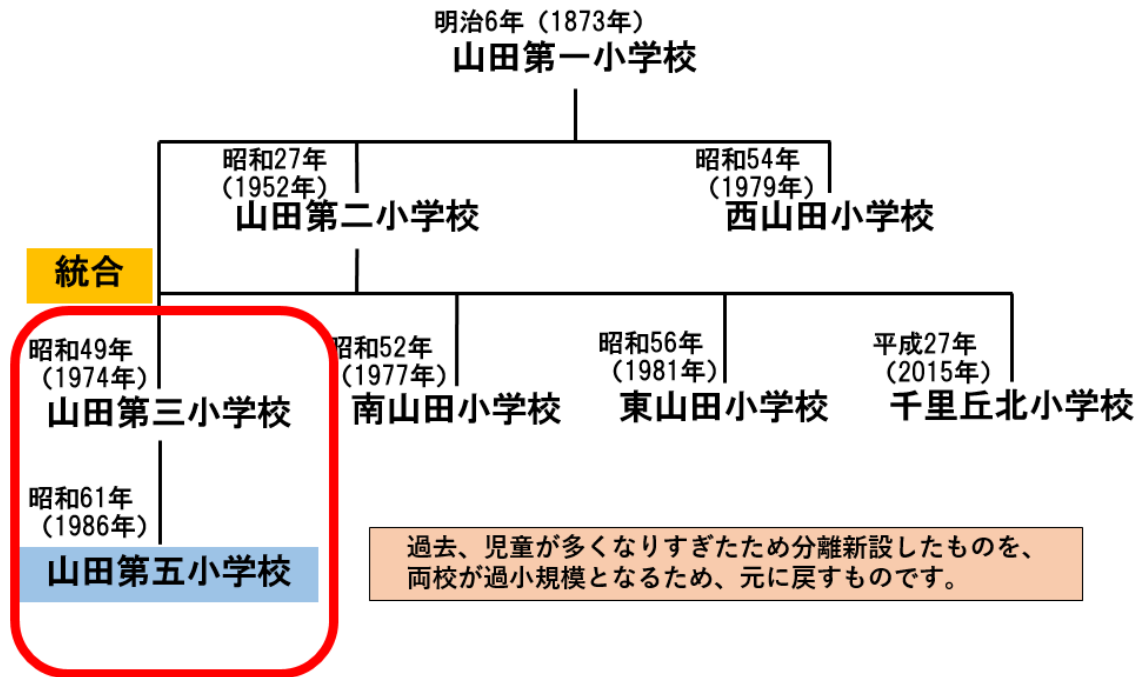
(4) 統合後の学級数



(5) 山田第五小学校及び周辺小学校の校区面積



(6)山田第五小学校及び山田第三小学校の統合イメージ



吹田市立教育センター条例現行・改正案対照表

現	行	改 正 案
<p>(名称及び位置)                      第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。                      (1) -----略-----                      (2) 位置 吹田市出口町2番1号</p>	<p>(名称及び位置)                      第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。                      (1) -----略-----                      (2) 位置 吹田市佐竹台1丁目6番3号</p>	<p>-----は改正箇所</p>





吹田市消防本部及び消防署の設置等に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表			
名称	位置	位置	管轄区域
吹田市南消防署			-----略-----
吹田市北消防署	吹田市藤白台1丁目1番50号	吹田市佐竹台1丁目6番3号	千里山竹園1丁目及び2丁目、春日1丁目から4丁目まで、佐井寺1丁目から4丁目まで、千里山西6丁目、 <u>桃山台1丁目から5丁目まで</u> 、佐竹台1丁目から6丁目まで、高野台1丁目から5丁目まで、竹見台1丁目から4丁目まで、藤白台1丁目から7丁目まで、青山台1丁目から4丁目まで、千里万博公園、山田北、 <u>山田丘及び上山田の区域</u>
吹田市西消防署	吹田市江坂町1丁目21番6号	吹田市江坂町1丁目21番6号	南吹田3丁目から5丁目まで、穂波町、南金田1丁目及び2丁目、金田町、広芝町、江の木町、芳野町、豊津町、垂水町1丁目から3丁目まで、江坂町1丁目から5丁目まで、円山町、千里山西1丁目から5丁目まで、千里山東1丁目から4丁目まで、千里山霧が丘、千里山虹が丘、千里山松が丘、千里山高塚、千里山月が丘、 <u>千里山竹園1丁目及び2丁目、春日1丁目から4丁目まで、佐井寺1丁目から4丁目まで、佐井寺南が丘、竹谷町並びに上山手町の区域</u>
吹田市東消防署	吹田市尺谷5番15号	吹田市尺谷5番15号	岸部新町、岸部中1丁目から5丁目まで、岸部北1丁目から5丁目まで、 <u>原町1丁目から4丁目まで、竹谷町、五月が丘南、五月が丘西、五月が丘東、五</u>

現	行	改正案
	<p>丘西、五月が丘東、五月が丘北、山田西1丁目から4丁目まで、山田東1丁目から4丁目まで、榎切山、山田南、山田市市場、尺谷、長野西、尺谷、長野東、長野東、千里丘下、千里丘上、千里丘中、千里丘西、千里丘北、新芦屋下、新芦屋上、新芦屋下、新芦屋上、清水、青葉丘南及び青葉丘北の区域</p>	<p>月が丘北、山田西1丁目から4丁目まで、山田東1丁目から4丁目まで、榎切山、山田南、山田市市場、尺谷、長野西、長野東、千里丘下、千里丘上、千里丘中、千里丘西、千里丘北、新芦屋下、新芦屋上、清水、青葉丘南及び青葉丘北の区域</p>

吹田市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

藤白台1丁目の吹田市北消防署が佐竹台1丁目に移転することに伴う位置変更のほか、現状の管轄区域は、昭和63年(1988年)に吹田市東消防署の開署時に一部改正されたものであり、その後の市街地の進展等により管轄人口等に偏りが生じているため、管轄区域の一部も改正するものです。

2 改正の内容

(1) 位置の変更

吹田市北消防署の位置を吹田市藤白台1丁目1番50号から吹田市佐竹台1丁目6番3号に変更します。

(2) 管轄区域の変更

ア 町丁名別変更箇所

町丁名	管轄区域		町丁名	管轄区域	
	現行	改正案		現行	改正案
千里山竹園1丁目～2丁目	西署	北署	竹谷町	西署	東署
春日1丁目～4丁目	西署	北署	泉町1丁目～5丁目	西署	南署
佐井寺1丁目～4丁目	西署	北署	南吹田1丁目～2丁目	西署	南署
千里山西6丁目	西署	北署	芝田町	東署	南署
原町1丁目～4丁目	南署	東署			

イ 変更後の管轄人口等

署名	管轄人口(人)		管轄世帯数(世帯)		管轄防火対象物(箇所)	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
南消防署	73,481	71,792	37,515	37,804	2,572	2,893
北消防署	71,520	95,434	33,544	43,550	1,565	1,974
西消防署	131,622	97,567	65,965	50,641	4,804	3,911
東消防署	104,615	116,445	45,612	50,641	2,012	2,175

数値は令和5年(2023年)3月31日現在

3 施行期日

令和6年(2024年)3月8日  
※新指令システム運用開始日



吹田市消防保安事務手数料条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表第3		別表第3	
1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の登録の申請に対する審査	-----略-----	1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の登録の申請に対する審査	-----略-----
9 法第37条の2第1項の許可の申請に対する審査	）	9 法第37条の2第1項の許可の申請に対する審査	）
10 法第37条の3第1項の完成検査	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備 31,000円 に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額に5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得	10 法第37条の3第1項の完成検査	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備 31,000円 に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の2第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額に5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定

現 行		改 正 案	
	た額を加算した額 (2)		定供給設備の数を乗じて得た額を加算した額 (2)
11 法第37条の4第1項の許可の申請に対する審査 )	略	11 法第37条の4第1項の許可の申請に対する審査 )	略
14 法第37条の6第1項の保安検査		14 法第37条の6第1項の保安検査	

59～60ページ

欠番





附則第4項関係

吹田市個人番号の利用等に関する条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(個人番号の利用等)</p> <p>第3条 市長又は教育委員会は、法別表第1の上欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる事務（以下「法定利用事務」という。）のほか、次に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) <u>吹田市障がい者福祉年金支給条例（昭和42年吹田市条例第20号）の規定による福祉年金の支給に関する事務</u></p> <p>(3) 吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年吹田市条例第53号）の規定による医療費の助成に関する事務</p> <p>(4) 吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和51年吹田市条例第31号）の規定による医療費の助成に関する事務</p> <p>(5) 吹田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年吹田市条例第27号）の規定による医療費の助成に関する事務</p> <p>(6) 障害者等の負担軽減に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>-----略-----</p> <p>2</p>	<p>(個人番号の利用等)</p> <p>第3条 市長又は教育委員会は、法別表第1の上欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる事務（以下「法定利用事務」という。）のほか、次に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年吹田市条例第53号）の規定による医療費の助成に関する事務</p> <p>(3) 吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和51年吹田市条例第31号）の規定による医療費の助成に関する事務</p> <p>(4) 吹田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年吹田市条例第27号）の規定による医療費の助成に関する事務</p> <p>(5) 障害者等の負担軽減に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>-----略-----</p> <p>2</p>

は改正箇所



## 吹田市障がい者福祉年金支給条例の廃止について

### 1 廃止の理由

本制度は、障がい者の生活の安定や福祉の増進を図ることを目的に、昭和42年(1967年)に障がい者福祉年金として創設しましたが、その後の障がい者に係る法整備等に伴い、障がい福祉サービスや施策の充実化が進み、障がい者福祉年金の創設当初と比べ障がい者を取り巻く状況が変化し、サービスの普及・定着により事業費が年々増加する中、サービスや施策等の維持・向上を図りながら、障がい者への生活支援や社会参加の促進を安定的に行うには、現行の現金給付を見直しサービス給付への転換を図る必要があるため、障がい者福祉年金支給条例を廃止するものです。

### 2 施行期日

令和6年(2024年)10月1日



(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(建築工事)

- 1 請負金額 348,643,900円
  
- 2 請負者 吹田市上山手町8番5号  
寿功建設株式会社  
代表取締役 馬場 功一郎
  
- 3 その他 別途発注工事
  - (1) (仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(電気設備工事)  
今後発注予定
  - (2) (仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(機械設備工事)  
今後発注予定
  - (3) (仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(ガス設備工事)  
今後発注予定
  - (4) (仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(植栽工事)  
今後発注予定

# 営 業 の 沿 革

寿功建設株式会社

---

	創 業	昭和60年 7月12日 (1985年)
創 業 後 の 沿 革	寿功建設(有)設立 資本金 2,000万円	昭和63年 6月10日 (1988年)
	増資により 資本金 2,500万円	昭和63年12月22日 (1988年)
	寿功建設(株)に組織変更	平成 3年12月11日 (1991年)
	増資により 資本金 3,385万円	平成 7年 1月31日 (1995年)
	増資により 資本金 6,085万円	平成16年 5月 1日 (2004年)
	減資により 資本金 3,385万円	平成16年10月23日 (2004年)
	増資により 資本金 5,833万円	平成18年 5月 2日 (2006年)

(2)



# 寿功建設株式会社

## 貸借対照表

(令和 5年 6月20日現在)

(単位 千円)

[資産の部]	
1 流動資産	247,412
2 固定資産	4,872
資産合計	252,284
[負債の部]	
1 流動負債	47,306
2 固定負債	84,863
負債合計	132,169
[純資産の部]	
1 資本金	58,330
2 資本剰余金	770
3 利益剰余金	61,475
4 自己株式	△ 460
純資産合計	120,115
負債純資産合計	252,284

## 損益計算書

自 令和 4年 6月21日

至 令和 5年 6月20日

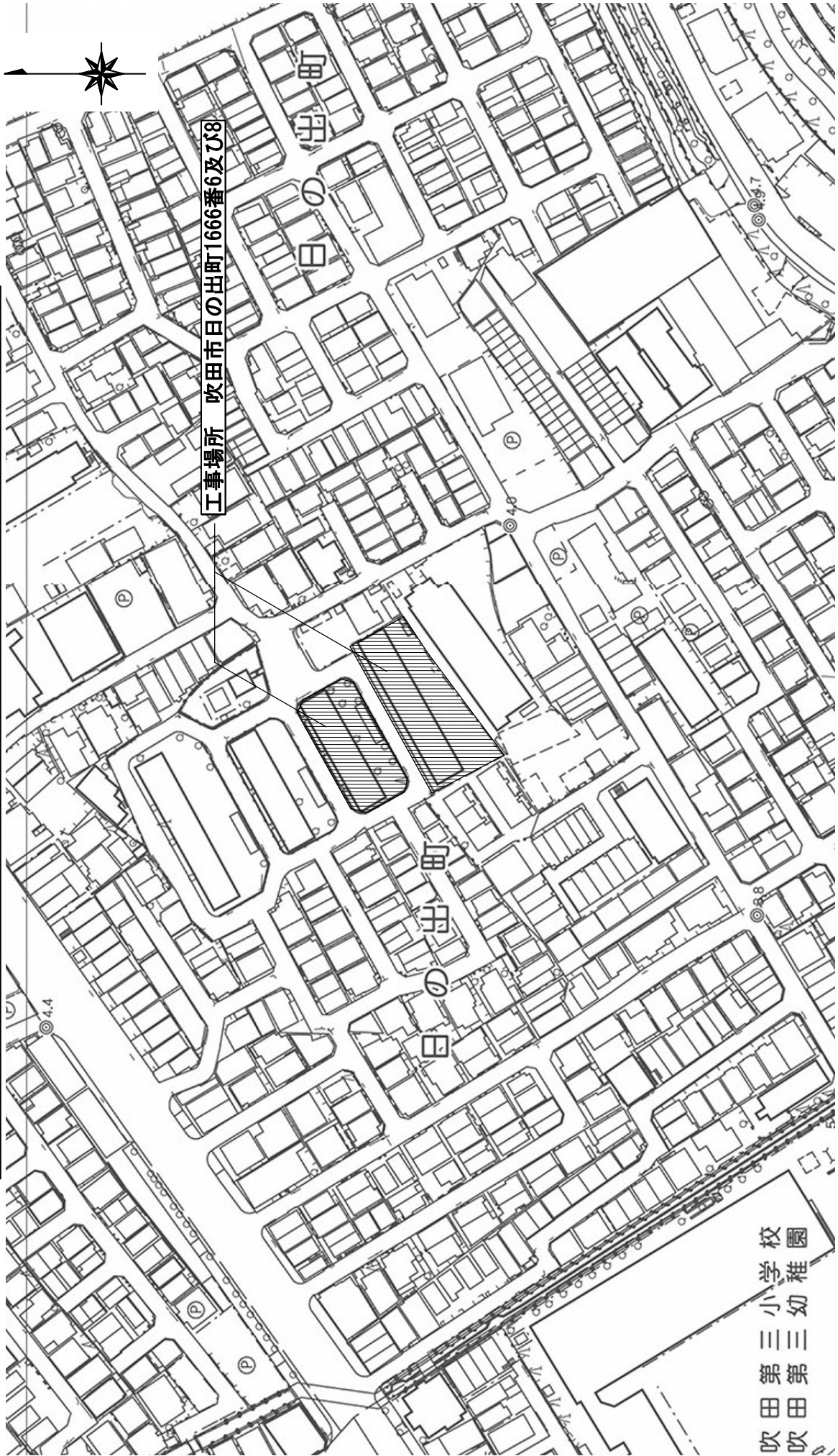
(単位 千円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	428,941
(2)売上原価	379,713
売上総利益	49,228
(3)販売費及び一般管理費	24,164
営業利益	25,064
2 営業外損益	
(1)営業外収益	660
(2)営業外費用	164
経常利益	25,560
[特別損益の部]	
1 特別利益	0
2 特別損失	0
税引前当期純利益	25,560
法人税、住民税及び事業税	7,220
当期純利益	18,340

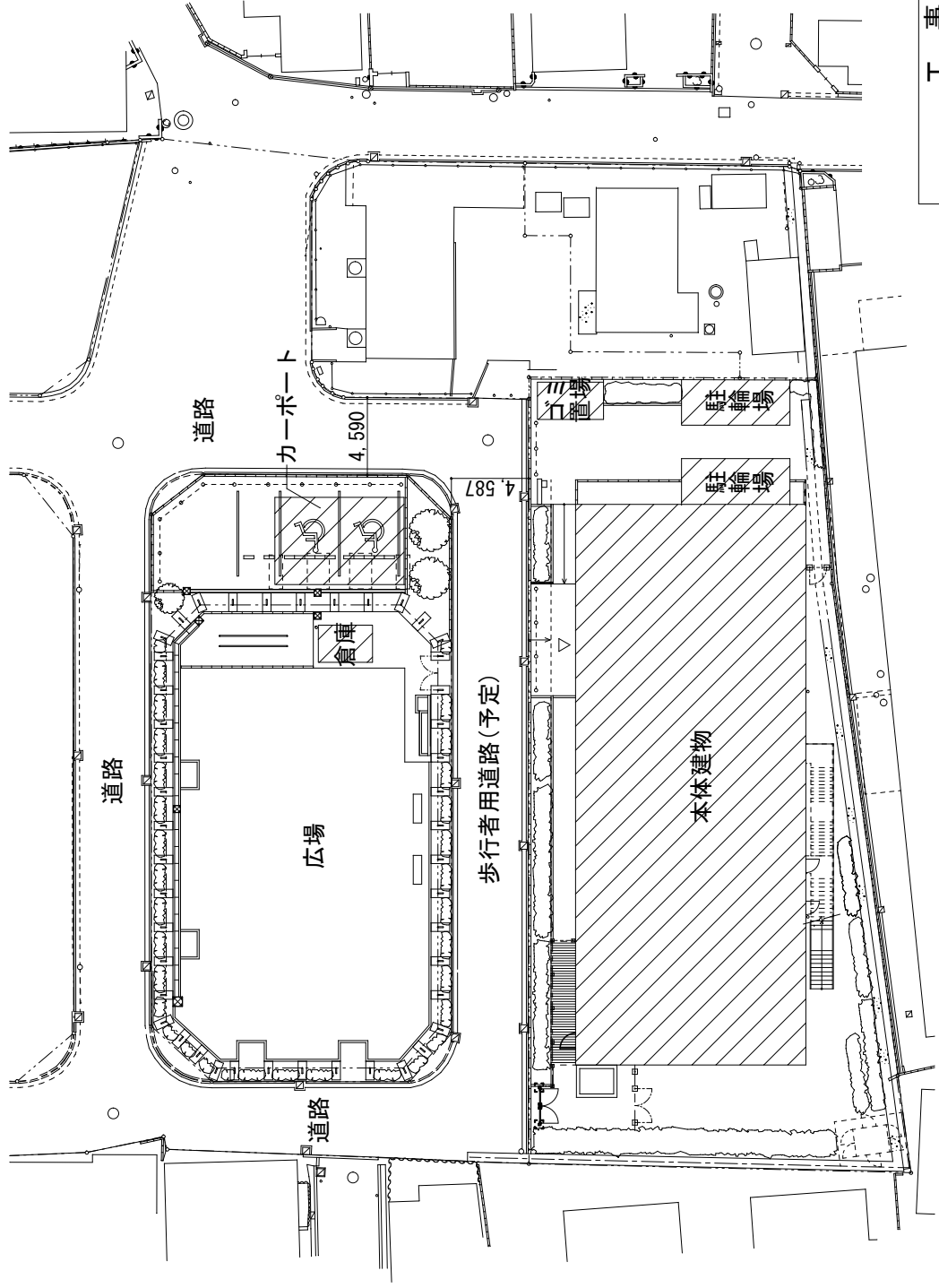
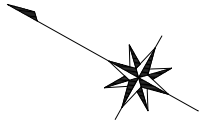
(4)

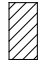


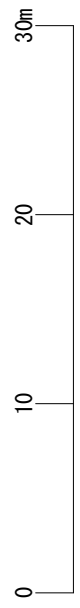
(仮称) 吹田市立日の出町児童センター建設工事 (建築工事)



付近見取図 1/1500

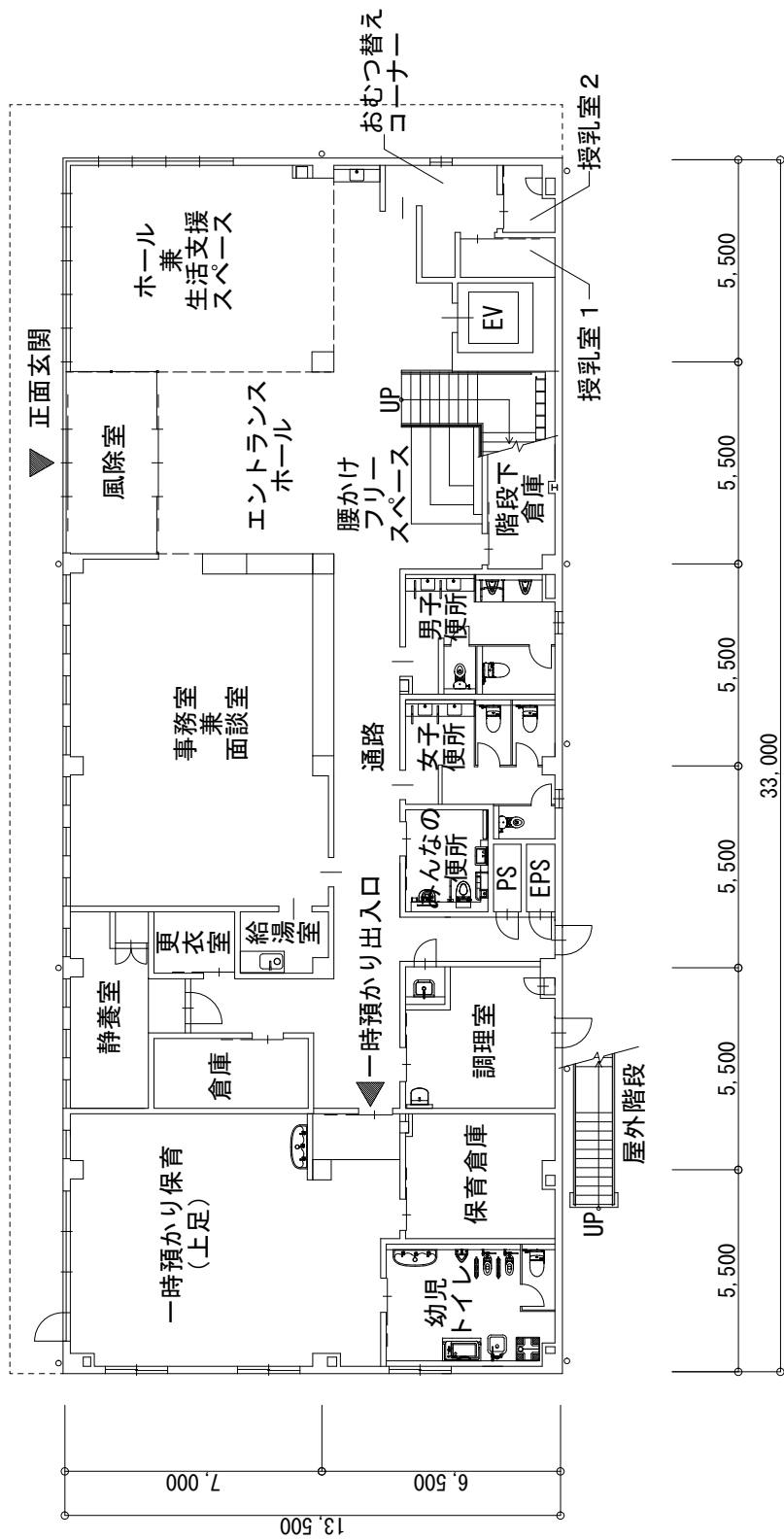
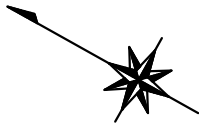


凡例  : 建物部分を示す

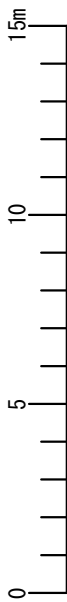


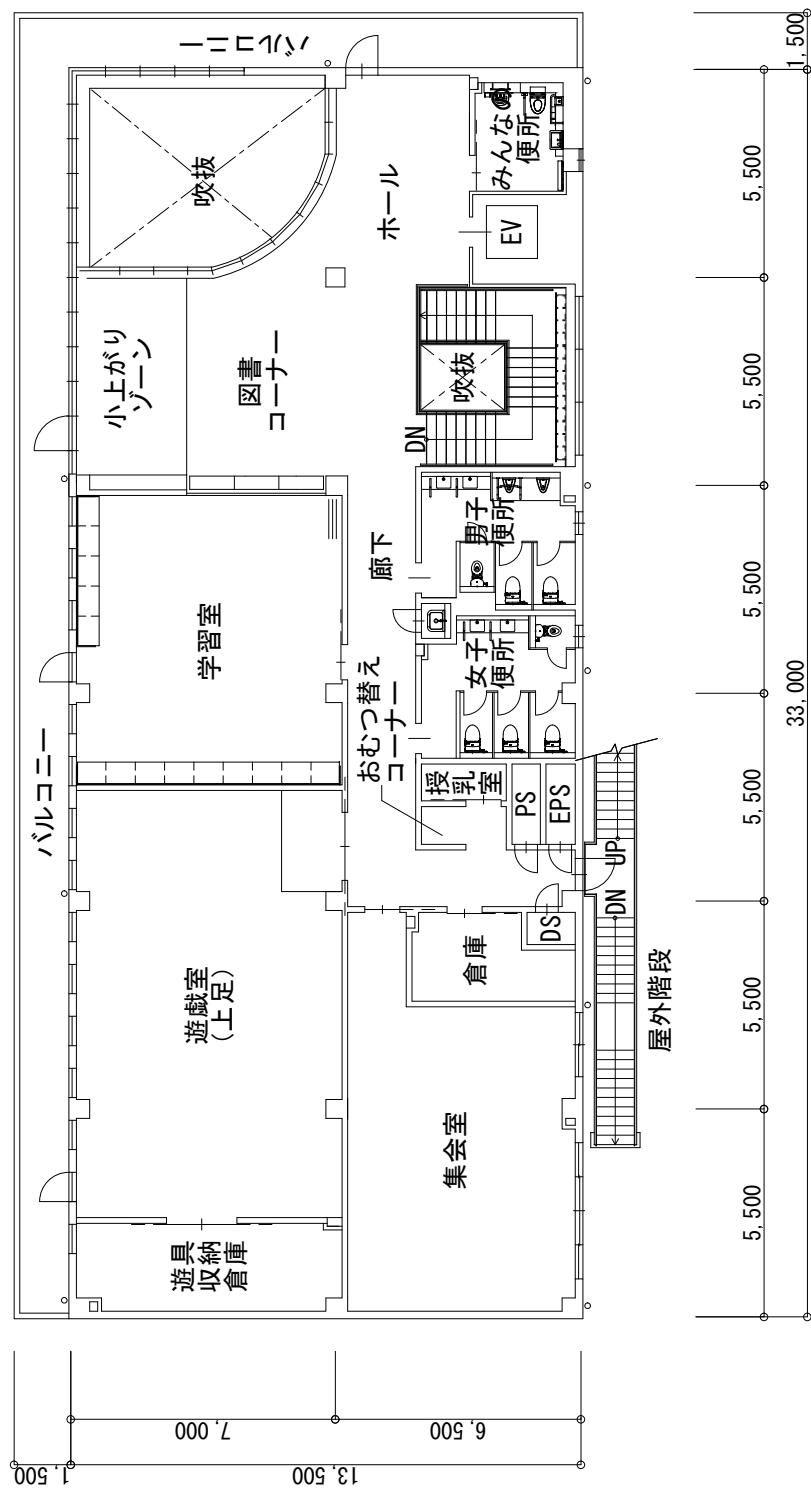
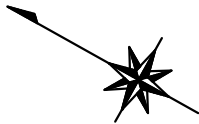
配置図 1/400

工事概要	
構造	鉄骨造 地上2階
延床面積	935.12㎡
工事内容	児童センター新築工事

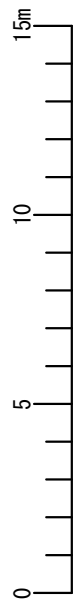


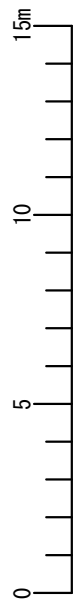
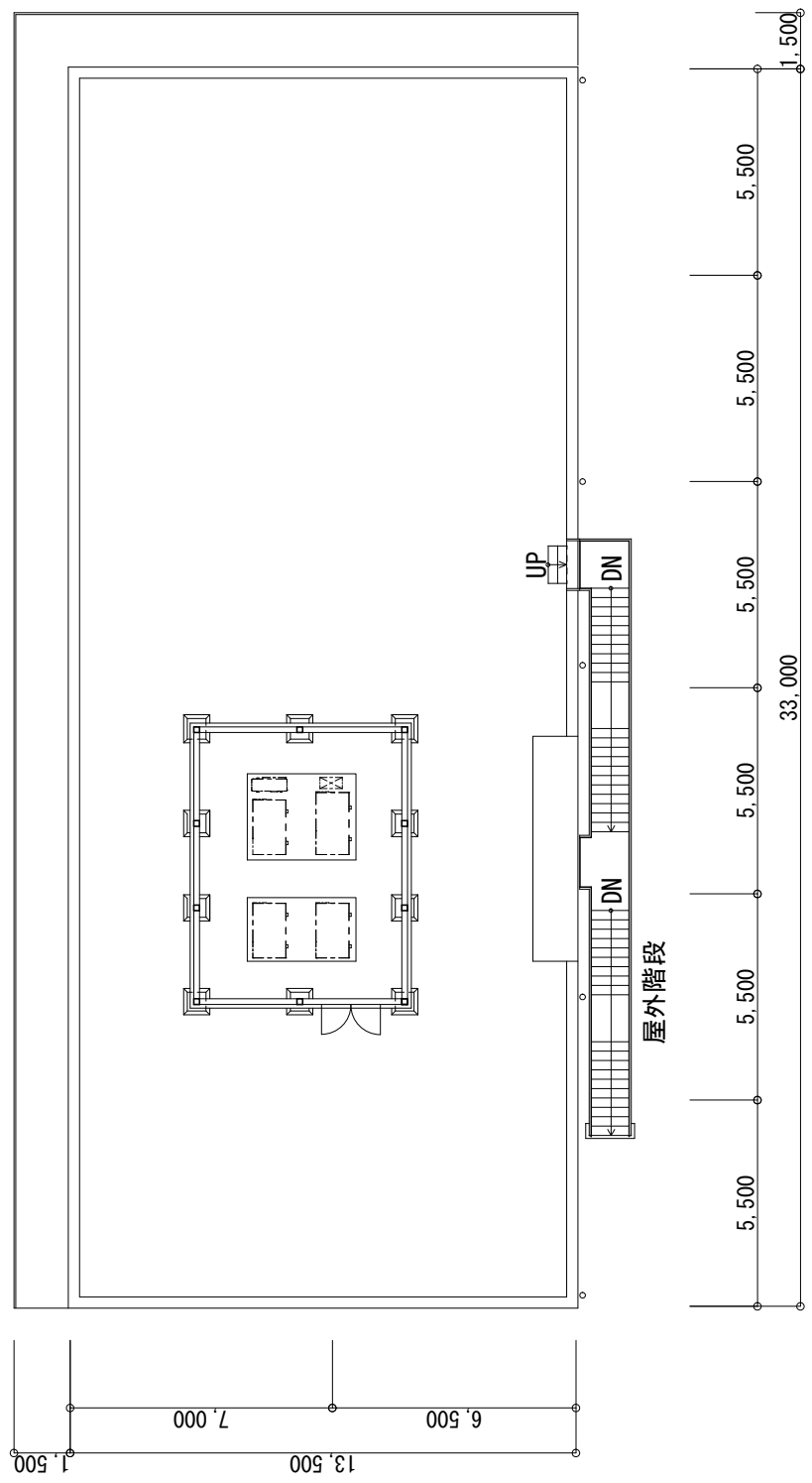
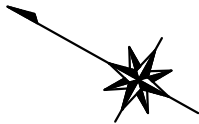
1階平面図 1/200





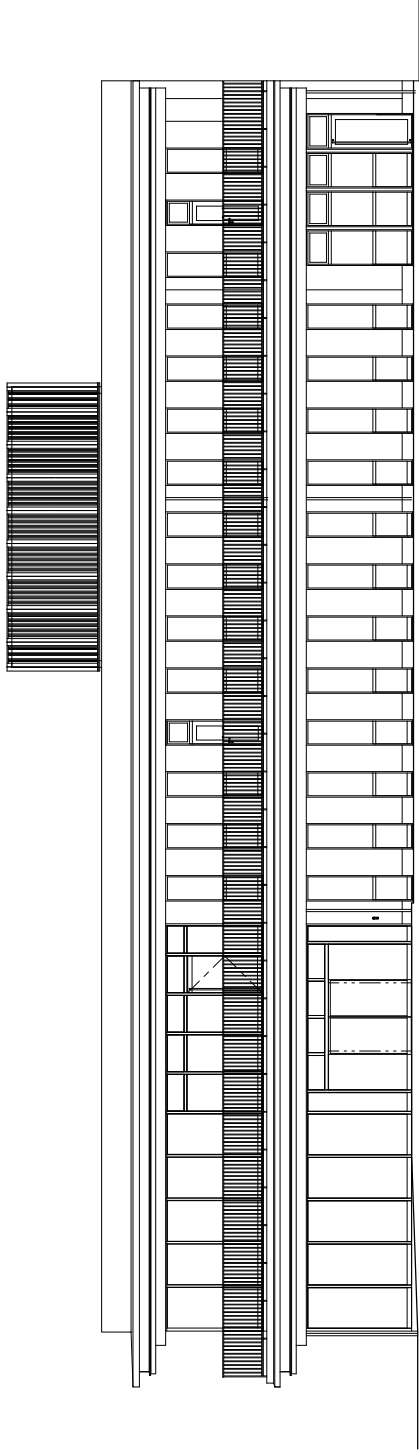
2 階平面図 1/200



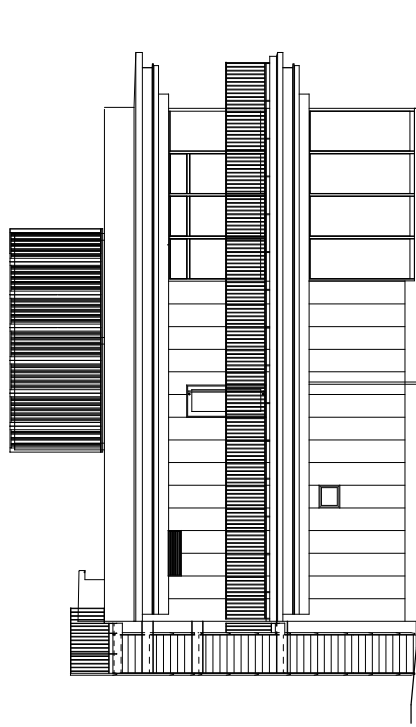


屋上平面图 1/200

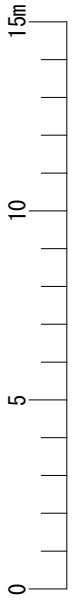
(9)

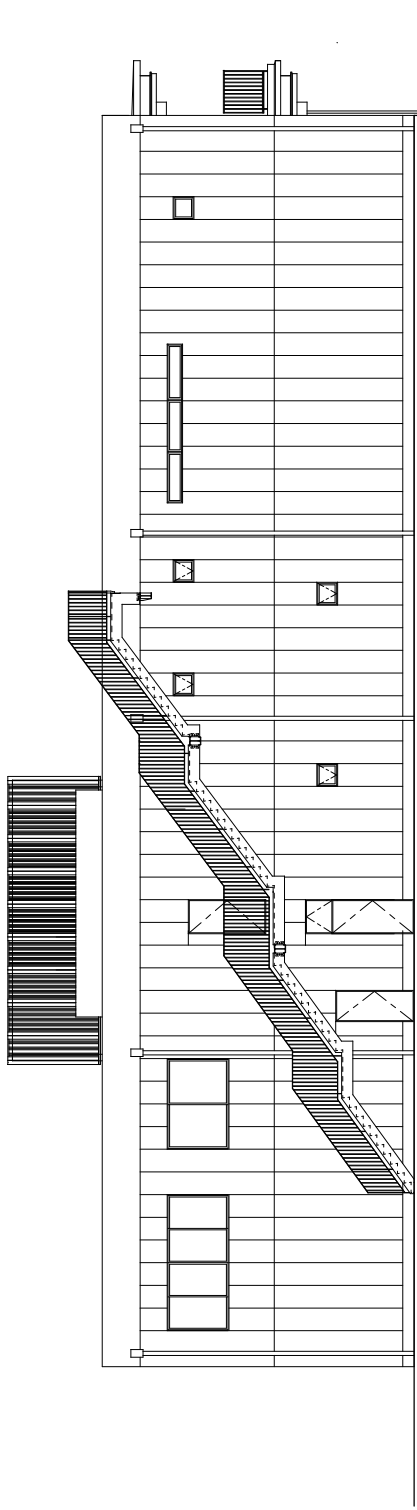


北側立面图 1/200

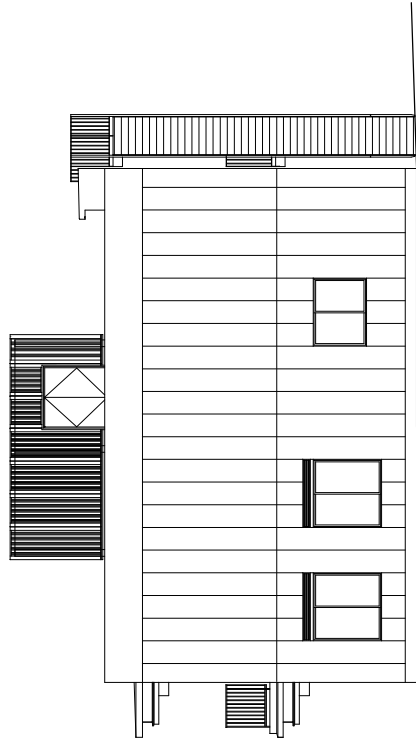


東側立面图 1/200

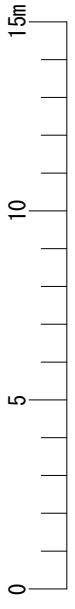


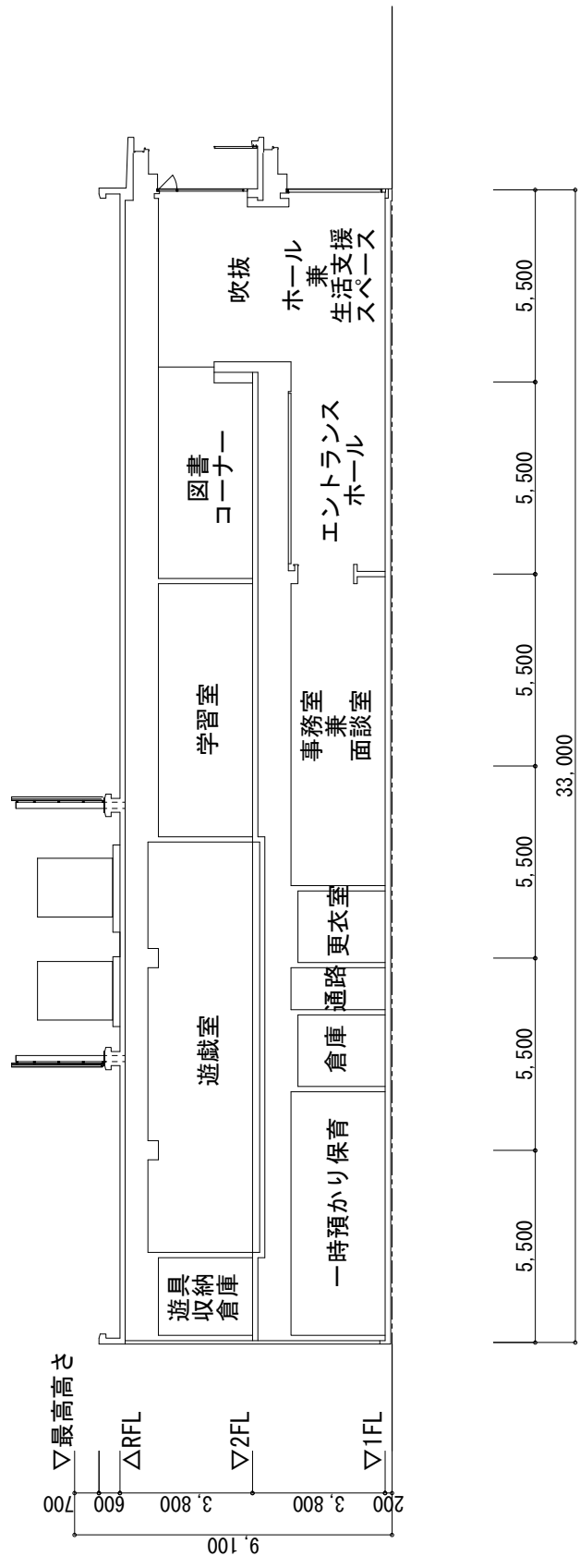


南侧立面图 1/200

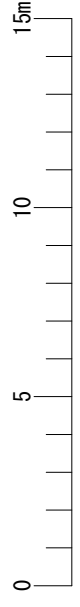


西侧立面图 1/200





断面図 1/200





履歴事項全部証明書

大阪府吹田市江坂町一丁目17番26号  
 吹田屋内運動場空調株式会社

会社法人等番号	1209-01-048269
商号	吹田屋内運動場空調株式会社
本店	大阪府吹田市江坂町一丁目17番26号
公告をする方法	官報に掲載してする。
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<a href="https://snnm.jp/kouko/ku/suita_indoorsports/ground_ac/">https://snnm.jp/kouko/ku/suita_indoorsports/ground_ac/</a>
会社成立の年月日	令和5年10月18日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 吹田市立小・中学校屋内運動場等の新設空調設備及び非常用発電設備の設計、施工、維持管理のための事前調査業務</li> <li>2. 吹田市立小・中学校屋内運動場等の新設空調設備及び非常用発電設備の設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務、移設等業務</li> <li>3. 吹田市立小・中学校屋内運動場等の新設空調設備及び非常用発電設備の性能の維持に必要となる一切の業務</li> <li>4. 吹田市立小・中学校屋内運動場等の新設空調設備及び非常用発電設備に係る緊急時対応業務</li> <li>5. 吹田市立小・中学校屋内運動場等の新設空調設備及び非常用発電設備の運用に係るデータ計測及び記録業務</li> <li>6. 吹田市立小・中学校屋内運動場等の新設空調設備及び非常用発電設備の運用に係るアドバイス業務</li> <li>7. 吹田市立小・中学校屋内運動場等の新設空調設備及び非常用発電設備の法定点検業務</li> <li>8. その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する一切の事業</li> </ol>
発行可能株式総数	8000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2000株
資本金の額	金2000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

整理番号 H594955

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/2

大阪府吹田市江坂町一丁目17番26号  
吹田屋内運動場空調株式会社

役員に関する事項	取締役	井上慶二
	取締役	荻野修平
	取締役	橋本輝夫
	取締役	芳賀清
	代表取締役	井上慶二
	監査役	川戸敏行
	会計監査人	石原幹郎
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	
登記記録に関する事項	設立 令和5年10月18日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

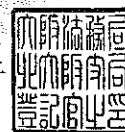
(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和5年10月23日

大阪法務局北大阪支局

登記官

星野純子



整理番号 H594955

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

吹田市立小・中学校屋内運動場（体育館）への空調設備整備に係る供用開始時期（予定）

	供用開始日 (予定)	学 校 名	
1 期 工 事	令和6年6月1日 (2024年)	小学校	千里丘北小
		中学校	第二中、片山中
2 期 工 事	令和6年12月1日 (2024年)	小学校	吹田第一小、吹田東小、千里第一小、千里第二小、千里新田小、 佐井寺小、東佐井寺小、岸部第一小、岸部第二小、豊津第一小、 片山小、山田第二小、高野台小
		中学校	高野台中
3 期 工 事	令和7年4月1日 (2025年)	小学校	吹田第三小、吹田第六小、江坂大池小、山手小、山田第三小、 東山田小、南山田小、古江台小、青山台小、桃山台小
		中学校	第一中、第三中、豊津西中、竹見台中
4 期 工 事	令和7年7月1日 (2025年)	小学校	吹田第二小、吹田南小、千里第三小、豊津第二小、山田第一小、 西山田小、北山田小、佐竹台小、津雲台小、藤白台小、 千里たけみ小
		中学校	山田東中、千里丘中
5 期 工 事	令和8年4月1日 (2026年)	小学校	山田第五小
		中学校	第五中、第六中、佐井寺中、南千里中、豊津中、 山田中、西山田中、青山台中、古江台中



本庁舎改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について

- 1 工事名 本庁舎改修工事（建築工事）
- 2 工事場所 吹田市泉町1丁目3番40号
- 3 工期 令和5年（2023年）3月23日から令和7年（2025年）6月30日まで
- 4 変更部分 請負金額

変更前	1,444,179,000円（うち消費税等額	131,289,000円）
変更後	1,447,917,900円（うち消費税等額	131,628,900円）
増額金額	3,738,900円（うち消費税等額	339,900円）
- 5 変更理由 国土交通省から令和5年2月14日付け国不入企第41号「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」にて、公共工事設計労務単価の改正に伴い令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づき変更するよう通知があり、公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置を適用することから、請負金額を変更するものです。



本庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について

- 1 工事名 本庁舎改修工事（電気設備工事）
- 2 工事場所 吹田市泉町1丁目3番40号
- 3 工期 令和5年（2023年）3月23日から令和7年（2025年）6月30日まで
- 4 変更部分 請負金額

変更前	343,615,800円（うち消費税等額 31,237,800円）
変更後	344,221,900円（うち消費税等額 31,292,900円）
増額金額	606,100円（うち消費税等額 55,100円）
- 5 変更理由 国土交通省から令和5年2月14日付け国不入企第41号「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」にて、公共工事設計労務単価の改正に伴い令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づき変更するよう通知があり、公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置を適用することから、請負金額を変更するものです。





本庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について

- 1 工事名 本庁舎改修工事（機械設備工事）
- 2 工事場所 吹田市泉町1丁目3番40号
- 3 工期 令和5年（2023年）3月23日から令和7年（2025年）6月30日まで
- 4 変更部分 請負金額

変更前	721,600,000円（うち消費税等額 65,600,000円）
変更後	723,571,200円（うち消費税等額 65,779,200円）
増額金額	1,971,200円（うち消費税等額 179,200円）
- 5 変更理由 国土交通省から令和5年2月14日付け国不入企第41号「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」にて、公共工事設計労務単価の改正に伴い令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づき変更するよう通知があり、公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置を適用することから、請負金額を変更するものです。



佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の一部変更について

- 1 工 事 名 佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事
- 2 工事場所 吹田市佐井寺4丁目地内ほか
- 3 工 期 令和5年3月23日から令和9年4月30日まで
- 4 受 注 者 松尾・倉岡特定建設工事共同企業体
- 5 変更内容  
請負金額 変 更 前 金 2,729,758,900 円（うち消費税等額 金 248,159,900 円）  
          変 更 後 金 2,811,735,300 円（うち消費税等額 金 255,612,300 円）  
          増額金額 金 81,976,400 円（うち消費税等額 金 7,452,400 円）

6 変更理由

大規模な造成工事である本工事においては、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図るため、建設発生土の工事間流用を行うものであり、搬出先の選定にあたっては、土質や時期等の条件が適合する事業のうちから、経済的に有利となる近傍地を選定するものです。当初契約においては、主に箕面市域での土地区画整理事業などを搬出先として選定しておりましたが、工事着工に際し協議を行ったところ、事業が大幅に遅延しており、本工事の初期段階における建設発生土の受け入れが困難との見解でありました。このことから、枚方市や大阪市南部など遠方への搬出が必要となったため、建設発生土の運搬費の増額が生じたものです。

また、国土交通省から令和5年2月14日付け国不入企第41号「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」にて、公共工事設計労務単価の改正に伴い令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づき変更するよう通知があったため、公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置を適用し労務単価を変更するものです。

その他、仮囲いの使用期間や宅地擁壁工事の実施工程を見直したことなどにより、経済的な工法への変更が可能となったことや、現場条件による測量方法の変更なども併せて請負金額を変更するものです。



吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約の一部変更について

- 1 工 事 名 吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事
- 2 工事場所 大阪府吹田市佐竹台1丁目25番126、25番138の一部、25番163
- 3 工 期 令和3年(2021年)6月30日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 4 変更部分 請負金額

変更前	8,892,884,000円(うち消費税等額808,444,000円)
変更後	9,049,524,000円(うち消費税等額822,684,000円)
増額金額	156,640,000円(うち消費税等額14,240,000円)
- 5 変更理由 国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)※の適用により請負金額が変更になるため。

※ 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション等が生じ請負金額が著しく不相当となった場合に、発注者又は受注者が請負金額の変更を請求できる規定



公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

1 事故の概要

令和 5 年 8 月 24 日午後 1 時 55 分頃、土木部道路室職員運転の道路作業車が、万博記念公園少年球技場南側付近の吹田市千里万博公園 6 番地先の府道の中央車線を走行中、左側車線を走行していた自動車が急な車線変更を行い、中央車線の真ん中付近まではみ出してきたため、同車を避けたところ、右側車線を走行していた相手方個人所有の小型貨物車に接触し、同車が損傷したものです。

2 当事者

(相手方) 上記小型貨物車の所有者

(損害賠償義務者) 吹田市

代表者 吹田市長 後藤 圭二

3 相手方損害額 (物損部分)

自動車修理代	782,000円
レンタカー代	386,100円
レッカー代	23,560円
合 計	1,191,660円

4 損害賠償額

1,072,494円 (本市の過失割合である 9 割分)

5 保険による給付

本件事故に係る損害賠償額は、保険により全額給付されるものです。





吹田市民プールの指定管理者候補者団体概要

1 指定管理者候補者

団体名称等	南海・サンアメニティ共同事業体 (代表者) 大阪府大阪市中心区難波五丁目1番60号 南海ビルサービス株式会社 代表取締役 西山 哲弘
-------	---

2 構成団体概要

(1) 代表団体

名称	南海ビルサービス株式会社
設立年月日	昭和53年(1978年)4月1日
団体の目的及び事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物における設備機器の保守管理業務。環境衛生管理業務、警備業務およびその他の建物サービス業務</li> <li>2 住宅地における排水処理装置の保守管理業務</li> <li>3 駅、車庫等鉄道施設における駅務自動化機器およびその他の設備機器の販売および賃貸ならびに保守管理業務</li> <li>4 高中層共同住宅管理に関する業務</li> <li>5 電気機械器具、消防機器、事務自動化機器の販売および賃貸ならびに斡旋</li> <li>6 土工工事、建築工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事および解体工事等の施工・設計・監理および請負業務</li> <li>7 有線テレビジョン放送法に基づくテレビジョン電波受信障害にかかる有線放送事業</li> <li>8 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</li> <li>9 不動産の管理、賃貸借、売買および仲介に関する業務</li> <li>10 駐車場の経営</li> <li>11 スポーツ、屋内外での催物に関する装飾および建物の室内装飾の設計、施工および管理業務</li> <li>12 材木、農作物の病虫害防除ならびに樹木の剪定管理業務</li> <li>13 農園芸種苗、球根、鑑賞植物の栽培および販売ならびに園芸用品、園芸用資材、農薬品(劇毒物を含む)、造花の販売および輸出入業務</li> <li>14 学芸、教養、趣味等文化施設の経営および管理業務</li> <li>15 喫茶店、食堂および売店の経営ならびにスポーツ用品、飲食料品(酒類を含む)、タバコ、玩具、新聞、雑誌、家庭雑貨用品等の販売業務</li> <li>16 動植物、造花および屋内外施設に付帯する装飾品の賃貸業務</li> <li>17 造園、園芸および屋内装飾に関するコンサルタント業務</li> <li>18 造園、園芸関係出版物の刊行および販売業務</li> <li>19 鉄道事業にかかる駅関係業務および列車運行業務の受託</li> <li>20 ビル、店舗、住宅、インテリア用品の規格、設計に関する業務</li> <li>21 室内装飾品、家具、住宅設備機器、園芸、エクステリア用品の販売および</li> </ol>

	斡旋に関する業務 22 葬祭業および葬祭用品等の販売ならびに霊園の経営 23 広告の斡旋仲介業務 24 損害保険代理業ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 25 配送センター、物流センター管理運営業務 26 貨物利用運送事業 27 盗聴・盗撮機器設置の有無の調査および調査機器の賃貸業務 28 高齢者向け弁当の販売ならびに介護関連事業 29 その他前各号に付帯する一切の業務
役員	取締役 2 名（うち代表取締役 1 名） 監査役 6 名

(2) 構成団体

名 称	株式会社サンアメニティ
設立年月日	昭和54年（1979年）2月22日
団体の目的 及び事業	1 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託 2 イベント、セミナー、講演会、研修等の企画、制作、運営、管理及びそれらのコンサルティング並びに講師の紹介及び派遣 3 スポーツ施設の経営、運営及び管理 4 レクリエーションや野外活動などの生涯学習及び社会教育活動の支援事業 5 カルチャースクール、学習塾、レッスン教室等の企画及び運営 6 アパレル製品、スポーツ用品などの企画、製造及び販売 7 物品販売業 8 電気・暖冷房・空調・給排水設備の運転及び保守管理業務 9 建物内外の総合清掃管理業務 10 建物内外の警備保安及び受付、管理業務 11 建物の防災設備保守管理業務 12 建物内外の貯水槽、空気環境測定、害虫駆除等の環境衛生業務 13 プール、海水浴場の監視・水泳指導・清掃等の管理運営業務 14 道路、公園の清掃及び管理業務 15 給食業務の請負 16 飲食店の経営 17 旅館、ホテルの経営 18 不動産の売買・交換・賃借及びその仲介並びに保有・管理及び利用 19 マンションの管理 20 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬処理業務 21 清掃資材及び衛生資材の販売及びリース業務 22 管工事業、電気工事業及び造園工事業 23 会場設営業務 24 陸上小運搬業 25 リネンサプライ業 26 労働者派遣事業 27 広告代理店業務 28 内装仕上工事の請負 29 前各号に付帯する一切の業務
役員	取締役 7 名（うち代表取締役 1 名） 監査役 1 名

### 3 吹田市民プールの指定管理者候補者選定の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

- ア 吹田市立片山市民プール 吹田市出口町3番1号  
イ 吹田市立北千里市民プール 吹田市藤白台5丁目5番2号

#### (2) 指定管理者候補者

南海・サンアメニティ共同事業体

(代表者) 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号  
南海ビルサービス株式会社  
代表取締役 西山 哲弘

(構成員) 東京都北区王子四丁目19番7号  
株式会社サンアメニティ  
代表取締役 吉澤 幸夫

#### (3) 指定の期間

令和6年(2024年)4月1日 ~ 令和11年(2029年)3月31日

### 4 管理経費の提案額

年度	管理経費の提案額
令和6年度(2024年度)	176,500,000円
令和7年度(2025年度)	177,500,000円
令和8年度(2026年度)	180,463,000円
令和9年度(2027年度)	183,200,000円
令和10年度(2028年度)	186,136,000円
合計	903,799,000円

管理経費は市が指定管理委託料として支出します。

なお、指定管理委託料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

### 5 募集及び選定経過の概要

#### (1) 募集の経過

- 募集要項等の配布 令和5年(2023年)7月7日~8月7日  
現地施設説明会 令和5年(2023年)7月11日(7団体)  
応募書類の受付 令和5年(2023年)7月7日~8月7日(2団体)

#### (2) 選定の経過

- 第1回 選定委員会 令和5年(2023年)6月20日  
第2回 選定委員会 令和5年(2023年)8月23日

## 6 選定委員会委員（敬称略）

氏名	役職等
大島 博文	大阪成蹊大学 経営学部 教授
北詰 恵一	関西大学 環境都市工学部 教授
柳瀬 真佐子	NPO 法人市民ネットすいた 理事長
孫田 眞理子	吹田市子ども会育成協議会 副会長
鷺 明美	近畿税理士会 吹田支部

## 7 選定の概要

### （1）選定方法

選定委員会において、募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認したうえ、申請者から提出された事業計画書等について書類審査及びヒアリングを実施し、選定基準に基づき各委員が採点を行いました。

選定委員が書類審査及びヒアリングにより順位付けを行い、過半数の委員により第一位と順位付けされた応募者を指定管理者候補者とするを条件としました。

なお、60点を最低基準とし、委員の過半数の各総評点がこれを満たさない場合は、選定対象としないこととしました。

### （2）選定結果

#### 吹田市民プール指定管理者候補者選定評価

団体名 \ 選定委員	ア	イ	ウ	エ	オ
指定管理者候補者	81.75 点	73.00 点	72.50 点	85.50 点	84.25 点
南海・サンアムティ共同事業体	1 位	1 位	1 位	1 位	2 位
次点者	80.00 点	71.25 点	69.50 点	81.50 点	92.75 点
	2 位	2 位	2 位	2 位	1 位

評点集計表： 指定管理者候補者 南海・サンアメニティ共同事業体

(単位：点)

選定基準	評価項目	採点基準(視点)	配点	ア委員		イ委員		ウ委員		エ委員		オ委員	
				評価	評点	評価	評点	評価	評点	評価	評点	評価	評点
(1)	ア	(ア)施設運営におけるビジョンや方針が具体的に示されている	5	B	4.25	C	3	B	4.25	A	5	B	4.25
	イ	(ア)市及び関係機関との協力・協働について積極的な姿勢があり、市民の平等利用の確保や利便性の向上が図られている	5	C	3	C	3	B	4.25	B	4.25	C	3
		(イ)高齢者、障がい者等、全ての市民の施設利用に対する配慮がなされている	5	B	4.25	C	3	C	3	B	4.25	B	4.25
		(ウ)個人情報の取扱いについて関係諸法令を遵守した提案がなされている	5	B	4.25	B	4.25	C	3	B	4.25	B	4.25
(2)	ア	(ア)市民サービスの向上策が具体的に示されている	5	B	4.25	C	3	B	4.25	A	5	B	4.25
		(イ)接遇、人権、個人情報、法令遵守等に係る職員研修の方針及び計画が示されている	5	B	4.25	C	3	C	3	B	4.25	A	5
	イ	(ア)施設の予防保全を前提とした施設管理の具体的な内容が示されているか	5	B	4.25	B	4.25	C	3	B	4.25	B	4.25
	ウ	(ア)日常業務における衛生管理を含む安全対策、事故等の適切な対応で利用者の安全確保がなされている	5	B	4.25	B	4.25	B	4.25	B	4.25	B	4.25
		(イ)災害時や人命救助等についての各種訓練の実施計画が具体的に示されている	5	B	4.25	B	4.25	C	3	B	4.25	B	4.25
		(ウ)防犯対策の具体的な方策が示されている	5	B	4.25	B	4.25	B	4.25	A	5	B	4.25
(3)	ア	(ア)適正な人員配置、責任の所在が具体的に示されているとともに、適正な労働環境が整備されている	5	B	4.25	C	3	B	4.25	B	4.25	A	5
		(イ)災害などの非常時に、迅速に対応できる危機管理体制及び市との連絡体制がとられている	5	B	4.25	B	4.25	C	3	B	4.25	B	4.25
	イ	(ア)過去3年間の決算報告書の経常及び営業損益から組織的、財政的能力がある	5	B	4.25	B	4.25	A	5	A	5	A	5
(4)	ア	(ア)コスト削減の方策について具体的であり実現可能なものが示されている	5	C	3	B	4.25	C	3	C	3	C	3
		(イ)経費の縮減及び効果的な管理運営のための創意工夫が示されている	5	B	4.25	B	4.25	C	3	C	3	C	3
		(ウ)人件費、外部委託等の見積りが適正である	5	B	4.25	C	3	C	3	B	4.25	B	4.25
(5)	ア	(ア)団体の所在地等が市内である	2		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5
		(イ)市民スポーツの普及・振興に関する事業や活動の市内での実績がある	3		3		3		3		3		3
(6)	ア	(ア)利用者にとって独創的で魅力ある事業計画内容となっている	5	B	4.25	C	3	B	4.25	A	5	A	5
	イ	(ア)効果的な宣伝・広報活動の提案及び積極的な集客対策、活用方法の提案がなされている	5	B	4.25	C	3	C	3	B	4.25	B	4.25
		(イ)利用者ニーズの高い事業の継承と、利用者のニーズに合った新たな事業の提案がなされている	5	B	4.25	B	4.25	B	4.25	B	4.25	A	5
			100		81.75		73.00		72.50		85.50		84.25

評点集計表： 次点者

(単位：点)

選定基準	評価項目	採点基準(視点)	配点	ア委員		イ委員		ウ委員		エ委員		オ委員	
				評価	評点	評価	評点	評価	評点	評価	評点	評価	評点
(1)	ア	(ア)施設運営におけるビジョンや方針が具体的に示されている	5	B	4.25	C	3	B	4.25	A	5	B	4.25
	イ	(ア)市及び関係機関との協力・協働について積極的な姿勢があり、市民の平等利用の確保や利便性の向上が図られている	5	C	3	C	3	B	4.25	A	5	A	5
		(イ)高齢者、障がい者等、全ての市民の施設利用に対する配慮がなされている	5	B	4.25	B	4.25	B	4.25	B	4.25	A	5
		(ウ)個人情報の取扱いについて関係諸法令を遵守した提案がなされている	5	B	4.25	B	4.25	C	3	B	4.25	B	4.25
(2)	ア	(ア)市民サービスの向上策が具体的に示されている	5	B	4.25	B	4.25	B	4.25	B	4.25	B	4.25
		(イ)接遇、人権、個人情報、法令遵守等に係る職員研修の方針及び計画が示されている	5	B	4.25	B	4.25	C	3	C	3	A	5
	イ	(ア)施設の予防保全を前提とした施設管理の具体的内容が示されているか	5	B	4.25	B	4.25	C	3	B	4.25	B	4.25
	ウ	(ア)日常業務における衛生管理を含む安全対策、事故等の適切な対応で利用者の安全確保がなされている	5	B	4.25	B	4.25	C	3	B	4.25	B	4.25
		(イ)災害時や人命救助等についての各種訓練の実施計画が具体的に示されている	5	B	4.25	B	4.25	C	3	B	4.25	A	5
		(ウ)防犯対策の具体的方策が示されている	5	B	4.25	B	4.25	C	3	C	3	B	4.25
(3)	ア	(ア)適正な人員配置、責任の所在が具体的に示されているとともに、適正な労働環境が整備されている	5	B	4.25	C	3	B	4.25	B	4.25	A	5
		(イ)災害などの非常時に、迅速に対応できる危機管理体制及び市との連絡体制が構築されている	5	B	4.25	B	4.25	C	3	B	4.25	A	5
	イ	(ア)過去3年間の決算報告書の経常及び営業損益から組織的、財政的能力がある	5	B	4.25	C	3	C	3	B	4.25	B	4.25
(4)	ア	(ア)コスト削減の方策について具体的であり実現可能なものが示されている	5	C	3	C	3	C	3	B	4.25	A	5
		(イ)経費の縮減及び効果的な管理運営のための創意工夫が示されている	5	C	3	C	3	C	3	B	4.25	A	5
		(ウ)人件費、外部委託等の見積りが適正である	5	B	4.25	C	3	C	3	C	3	A	5
(5)	ア	(ア)団体の所在地等が市内である	2		0		0		0		0		0
		(イ)市民スポーツの普及・振興に関する事業や活動の市内での実績がある	3		3		3		3		3		3
(6)	ア	(ア)利用者にとって独創的で魅力ある事業計画内容となっている	5	B	4.25	C	3	A	5	B	4.25	A	5
	イ	(ア)効果的な宣伝・広報活動の提案及び積極的な集客対策、活用方法の提案がなされている	5	B	4.25	C	3	C	3	B	4.25	A	5
		(イ)利用者ニーズの高い事業の継承と、利用者のニーズに合った新たな事業の提案がなされている	5	B	4.25	C	3	B	4.25	B	4.25	A	5
			100		80.00		71.25		69.50		81.50		92.75

吹田市立内本町デイサービスセンターの指定管理者候補者概要

<p>団体名称等</p>	<p>所在地：大阪府吹田市幸町 2 2 番 5 号          団体名：社会福祉法人 燦愛会          代表者：理事長 井上 光博</p>
<p>設立年月日</p>	<p>平成 1 2 年（2 0 0 0 年）3 月 3 日</p>
<p>団体の目的 及び事業</p>	<p>（目的）          この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>（事業）</p> <p>（1）第一種社会福祉事業          ア 特別養護老人ホームの経営</p> <p>（2）第二種社会福祉事業          ア 老人短期入所事業の経営          イ 老人居宅介護等事業の経営          ウ 老人デイサービスセンターの経営          エ 老人介護支援センターの経営          オ 障害福祉サービス事業の経営          カ 移動支援事業の経営          キ 生計困難者に対する支援相談事業の経営          ク 放課後児童健全育成事業の経営</p> <p>（3）公益を目的とする事業          ア 居宅介護支援事業の経営          イ 吹田市地域包括支援センターの受託経営          ウ 介護予防支援事業の経営          エ 吹田市認知症地域支援・ケア向上業務の受託経営</p>
<p>役員</p>	<p>理事 6 名 評議員 7 名 監事 2 名</p>

吹田市立内本町デイサービスセンターの指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名称 吹田市立内本町デイサービスセンター  
所在地 吹田市内本町2丁目2番12号

2 指定管理者候補者

所在地：大阪府吹田市幸町22番5号  
団体名：社会福祉法人 燦愛会  
代表者：理事長 井上 光博

3 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

4 管理経費の提案額

年度	収支計画書による支出額
令和6年度（2024年度）	50,200,000円
令和7年度（2025年度）	50,800,000円
令和8年度（2026年度）	51,400,000円
令和9年度（2027年度）	52,000,000円
令和10年度（2028年度）	52,600,000円
合計	257,000,000円

※利用料金制を採用。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項の配布 令和5年（2023年）6月28日～7月27日  
説明会 令和5年（2023年）7月4日 (1団体)  
申請受付 令和5年（2023年）6月28日～7月27日 (1団体)

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和5年（2023年）6月26日  
第2回選定委員会 令和5年（2023年）8月9日



## 6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委員長	寺本 尚美	梅花女子大学 教授
副委員長	森木 友紀	千里金蘭大学 講師
委 員	和田 賢次	大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会員
委 員	渡邊 眞	吹田市民生・児童委員協議会 副会長
委 員	神谷 拓摩	近畿税理士会 吹田支部

## 7 選定の概要

### (1) 選定方法

申請要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、各選定委員が書類審査とヒアリング等審査により採点を行いました。指定管理者候補者の適否として、全選定委員の平均点に最低基準点を設け、選定項目ごとの基準点を5割以上、合計点の平均点を6割以上としました。

### (2) 選定結果

上記選定基準に達していたため、指定管理者候補者として決定しました。

吹田市立内本町デイサービスセンター指定管理者候補者選定評点

選定委員	A	B	C	D	E
団体名					
指定管理者候補者 社会福祉法人 燦愛会	98点	117点	82点	108点	113点

8 選定採点集計表

(指定管理者候補者) 社会福祉法人 燦愛会

(単位：点)

選定項目		配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	
法人の適格性	(ア) 法人の基本方針等	①人権擁護の考え方と具体的な方策	5	21	24	18	24	21
		②吹田市立老人デイサービスセンター条例の目的を理解した基本方針	5					
		③市の高齢者保健福祉施策に対する考え方	5					
		④関連した事業や活動実績	5					
		⑤法人の所在地	5					
事業計画及び事業概要	(イ) 事業運営内容	①事業の運営の考え方	5	37	48	31	42	46
		②職員体制計画	5					
		③介護予防に係る実施予定の具体的方策	5					
		④認知症への理解・認知症ケアの具体的方策	5					
		⑤虐待防止等に対する取組	5					
		⑥支援困難者の受け入れに関する体制や具体的方策	5					
		⑦地域の団体との連携方法・地域への貢献に関する具体的方策	5					
		⑧利用者や家族等からの要望、意見、苦情への対応	5					
		⑨市の施策に沿った事業運営	5					
		⑩個人情報の取扱・個人情報保護	5					
	(ウ) 危機管理対策	①緊急時の対応や事故防止、安全対策に関する具体的な取組	5	12	12	9	11	14
		②非常災害時等の危機管理に関する考え方や具体的な取組	5					
		③感染症対策に関する具体的な取組	5					
財務	(エ) 財務状況	①収支計画	5	12	15	12	15	15
		②法人の収支決算書及び事業報告書	10					
人材確保	(オ) 人材確保及び福利厚生	①人材確保・人材定着のための具体的方策	10	16	18	12	16	17
		②適正な労働条件の確保	5					
		③福利厚生に関する取組	5					
合 計		配点合計		98	117	82	108	113
		125	125					

## 吹田市立亥の子谷デイサービスセンターの指定管理者候補者概要

団体名称等	所在地：大阪府吹田市山田西1丁目26番27号 団体名：社会福祉法人 こぼと会 代表者：理事長 正森 克也
設立年月日	昭和44年（1969年）4月7日
団体の目的 及び事業	<p>（目的）</p> <p>社会福祉法人こぼと会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、平和な地域社会において、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ安心・安全に自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>（1）第一種社会福祉事業 ア 特別養護老人ホームの経営</p> <p>（2）第二種社会福祉事業 ア 保育所の経営 イ 老人短期入所事業の経営 ウ 老人デイサービス事業の経営 エ 老人居宅介護等事業の経営 オ 障害福祉サービス事業の経営 カ 移動支援事業の経営 キ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 ク 地域子育て支援拠点事業の経営 ケ 生計困難者に対する支援相談事業の経営 コ 病児保育事業の経営 サ 小規模保育事業の経営 シ 一時預かり事業の経営 ス 特定相談支援事業の経営 セ 障害児相談支援事業の経営</p>
役員	理事7名 監事2名

## 吹田市立亥の子谷デイサービスセンターの指定管理者候補者選定の概要

### 1 施設の名称及び所在地

名称 吹田市立亥の子谷デイサービスセンター  
所在地 吹田市山田西1丁目26番20号

### 2 指定管理者候補者

所在地：大阪府吹田市山田西1丁目26番27号  
団体名：社会福祉法人 こばと会  
代表者：理事長 正森 克也

### 3 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

### 4 管理経費の提案額

年度	収支計画書による支出額
令和6年度（2024年度）	65,162,000円
令和7年度（2025年度）	66,107,000円
令和8年度（2026年度）	67,057,000円
令和9年度（2027年度）	67,991,000円
令和10年度（2028年度）	69,003,000円
合 計	335,320,000円

※利用料金制を採用。

### 5 募集及び選定経過の概要

#### (1) 募集の経過

募集要項の配布	令和5年（2023年）6月28日～7月27日	
説明会	令和5年（2023年）7月4日	（1団体）
申請受付	令和5年（2023年）6月28日～7月27日	（1団体）

#### (2) 選定の経過

第1回選定委員会	令和5年（2023年）6月26日
第2回選定委員会	令和5年（2023年）8月9日

## 6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏名	役職等
委員長	寺本 尚美	梅花女子大学 教授
副委員長	森木 友紀	千里金蘭大学 講師
委員	和田 賢次	大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会員
委員	渡邊 眞	吹田市民生・児童委員協議会 副会長
委員	神谷 拓摩	近畿税理士会 吹田支部

## 7 選定の概要

### (1) 選定方法

申請要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、各選定委員が書類審査とヒアリング等審査により採点を行いました。指定管理者候補者の適否として、全選定委員の平均点に最低基準点を設け、選定項目ごとの基準点を5割以上、合計点の平均点を6割以上としました。

### (2) 選定結果

上記選定基準に達していたため、指定管理者候補者として決定しました。

吹田市立亥の子谷デイサービスセンター指定管理者候補者評点

団体名 \ 選定委員	A	B	C	D	E
指定管理者候補者 社会福祉法人 こぼと会	100点	118点	97点	120点	118点

8 選定採点集計表

(指定管理者候補者) 社会福祉法人 こぼと会

(単位：点)

選定項目		配点		A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	
法人の 適格性	(ア) 法人の基本方針 等	①人権擁護の考え方と具体的な方策	25	5	21	25	21	25	23
		②吹田市立老人デイサービスセンター条例の目的を理解した基本方針		5					
		③市の高齢者保健福祉施策に対する考え方		5					
		④関連した事業や活動実績		5					
		⑤法人の所在地		5					
事業計画及び 事業概要	(イ) 事業運営内容	①事業の運営の考え方	50	5	39	46	36	46	48
		②職員体制計画		5					
		③介護予防に係る実施予定の具体的方策		5					
		④認知症への理解・認知症ケアの具体的方策		5					
		⑤虐待防止等に対する取組		5					
		⑥支援困難者の受け入れに関する体制や具体的方策		5					
		⑦地域の団体との連携方法・地域への貢献に関する具体的方策		5					
		⑧利用者や家族等からの要望、意見、苦情への対応		5					
		⑨市の施策に沿った事業運営		5					
		⑩個人情報の取扱・個人情報保護		5					
	(ウ) 危機管理対策	①緊急時の対応や事故防止、安全対策に関する具体的な取組	15	5	12	15	11	15	14
		②非常災害時等の危機管理に関する考え方や具体的な取組		5					
		③感染症対策に関する具体的な取組		5					
財務	(エ) 財務状況	①収支計画	15	5	12	13	13	15	14
		②法人の収支決算書及び事業報告書		10					
人材確保	(オ) 人材確保及び 福利厚生	①人材確保・人材定着のための具体的方策	20	10	16	19	16	19	19
		②適正な労働条件の確保		5					
		③福利厚生に関する取組		5					
合 計		配点合計		100	118	97	120	118	
		125	125						

## 吹田市立藤白台デイサービスセンターの指定管理者候補者概要

団体名称等	所在地：大阪府吹田市東御旅町5番53号 団体名：社会福祉法人 吹田みどり福祉会 代表者：理事長 菊池 繁信
設立年月日	昭和55年（1980年）12月8日
団体の目的及び事業	<p>（目的）</p> <p>この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>（事業）</p> <p>（1）第二種社会福祉事業</p> <p>ア 保育所 認定こども園 もみの木保育園の設置経営</p> <p>イ 老人デイサービスセンター 藤白台デイサービスセンターの受託経営</p> <p>ウ 老人居宅介護等事業 ケアステーションLえる</p> <p>エ 障害福祉サービス事業 ケアステーションLえる （居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援）</p> <p>オ 保育所 認定こども園 もみの木千里保育園の設置経営</p> <p>カ 保育所 大阪市立大正北保育所の受託経営</p> <p>キ 保育所 たちばな保育園の設置経営</p> <p>（2）公益を目的とする事業</p> <p>ア 居宅介護支援事業 みどりケアプランセンター</p> <p>イ 企業主導型保育事業 保育ルーム・キッズもみの木</p> <p>ウ 企業主導型保育事業 保育ルーム・キッズ大正北</p>
役員	理事6名（内理事長1名） 監事2名 評議員7名

吹田市立藤白台デイサービスセンターの指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名称 吹田市立藤白台デイサービスセンター  
所在地 吹田市藤白台2丁目9番1-115号

2 指定管理者候補者

所在地 大阪府吹田市東御旅町5番53号  
団体名 社会福祉法人 吹田みどり福祉会  
代表者 理事長 菊池 繁信

3 指定の期間

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

4 管理経費の提案額

年度	収支計画書による支出額
令和6年度(2024年度)	56,700,000円
令和7年度(2025年度)	57,700,000円
令和8年度(2026年度)	58,700,000円
令和9年度(2027年度)	59,700,000円
令和10年度(2028年度)	60,700,000円
合計	293,500,000円

※利用料金制を採用。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項の配布 令和5年(2023年)6月28日～7月27日  
説明会 令和5年(2023年)7月4日 (1団体)  
申請受付 令和5年(2023年)6月28日～7月27日 (1団体)

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和5年(2023年)6月26日  
第2回選定委員会 令和5年(2023年)8月9日



## 6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委員長	寺本 尚美	梅花女子大学 教授
副委員長	森木 友紀	千里金蘭大学 講師
委 員	和田 賢次	大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会員
委 員	渡邊 眞	吹田市民生・児童委員協議会 副会長
委 員	神谷 拓摩	近畿税理士会 吹田支部

## 7 選定の概要

### (1) 選定方法

募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、各選定委員が書類審査とヒアリング等審査により採点を行いました。指定管理者候補者の適否として、全選定委員の平均点に最低基準点を設け、選定項目ごとの基準点を5割以上、合計点の平均点を6割以上としました。

### (2) 選定結果

上記選定基準に達していたため、指定管理者候補者として決定しました。

吹田市立藤白台デイサービスセンター指定管理者候補者選定評点

選定委員	A	B	C	D	E
団体名					
指定管理者候補者 社会福祉法人 吹田みどり福祉会	92点	113点	93点	115点	109点

8 選定採点集計表

(指定管理者候補者) 社会福祉法人 吹田みどり福祉会

(単位：点)

選定項目		配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員			
法人の 適格性	(ア) 法人の基本方針等	①人権擁護の考え方と具体的な方策	25	5	21	24	21	24	21	
		②吹田市立老人デイサービスセンター条例の目的を理解した基本方針								
		③市の高齢者保健福祉施策に対する考え方								
		④関連した事業や活動実績								
		⑤法人の所在地								
事業計画及び事業概要	(イ) 事業運営内容	①事業の運営の考え方	50	5	37	47	34	47	46	
		②職員体制計画								
		③介護予防に係る実施予定の具体的方策								
		④認知症への理解・認知症ケアの具体的方策								
		⑤虐待防止等に対する取組								
		⑥支援困難者の受け入れに関する体制や具体的方策								
		⑦地域の団体との連携方法・地域への貢献に関する具体的方策								
		⑧利用者や家族等からの要望、意見、苦情への対応								
		⑨市の施策に沿った事業運営								
		⑩個人情報の取扱・個人情報保護								
	(ウ) 危機管理対策	①緊急時の対応や事故防止、安全対策に関する具体的な取組	15	5	12	15	12	15	13	
		②非常災害時等の危機管理に関する考え方や具体的な取組								
		③感染症対策に関する具体的な取組								
財務	(エ) 財務状況	①収支計画	15	5	9	12	11	11	13	
		②法人の収支決算書及び事業報告書								10
人材確保	(オ) 人材確保及び福利厚生	①人材確保・人材定着のための具体的方策	20	10	13	15	15	18	16	
		②適正な労働条件の確保								5
		③福利厚生に関する取組								5
合 計		配点合計		92	113	93	115	109		
		125	125							

## 吹田市立岸部中グループホーム指定管理者候補者概要

団体名称等	所在地：大阪府吹田市岸部北4丁目9番3号 団体名：社会福祉法人 寿楽福祉会 代表者：理事長 岩井 深之
設立年月日	昭和63年（1988年）4月15日
団体の目的 及び事業	<p>（目的）</p> <p>この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>（事業）</p> <p>（1）第一種社会福祉事業</p> <p>ア 特別養護老人ホームの経営</p> <p>（2）第二種社会福祉事業</p> <p>ア 老人短期入所事業の経営</p> <p>イ 老人居宅介護等事業の経営</p> <p>ウ 老人デイサービスセンターの経営</p> <p>エ 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>オ 生計困難者に対する支援相談事業の経営</p> <p>カ 移動支援事業の経営</p> <p>キ 保育所の経営</p> <p>ク 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営</p> <p>ケ 特定相談支援事業の経営</p> <p>コ 一般相談支援事業の経営</p> <p>サ 病児保育事業の経営</p> <p>（3）公益を目的とする事業</p> <p>社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア 居宅介護支援事業</p> <p>イ 吹田市地域包括支援センターの受託経営（吹田市千里山西地域包括支援センター、吹田市千里山東・佐井寺地域包括支援センター）</p>

	ウ 介護予防支援事業 エ 配食サービス事業（吹田市委託事業） オ 認可外保育施設の経営 カ 介護員養成研修事業 キ 吹田市シルバーハウジング生活援助員派遣事業 ク 特定施設入居者生活介護事業 ケ サービス付き高齢者向け住宅の経営 コ 訪問看護事業 サ 企業主導型保育事業 シ 診療所事業 ス 有料老人ホームの経営
役員	理事長 1名 理事 5名 監事 2名

吹田市立岸部中グループホームの指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名称 吹田市立岸部中グループホーム  
所在地 吹田市岸部中1丁目26番1-102号

2 指定管理者候補者

所在地：大阪府吹田市岸部北4丁目9番3号  
団体名：社会福祉法人 寿楽福社会  
代表者：理事長 岩井 深之

3 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

4 管理経費の提案額

年度	収支計画書による支出額
令和6年度（2024年度）	41,407,000円
令和7年度（2025年度）	41,487,000円
令和8年度（2026年度）	41,462,000円
令和9年度（2027年度）	41,542,000円
令和10年度（2028年度）	41,522,000円
合 計	207,420,000円

※利用料金制を採用。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項の配布 令和5年（2023年）6月28日～7月27日  
説明会 令和5年（2023年）7月4日 (1団体)  
応募受付 令和5年（2023年）6月28日～7月27日 (1団体)

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和5年（2023年）6月26日  
第2回選定委員会 令和5年（2023年）8月23日

## 6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委員長	寺本 尚美	梅花女子大学 教授
副委員長	清水 昌美	千里金蘭大学 准教授
委 員	和田 賢次	大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会員
委 員	渡邊 眞	吹田市民生・児童委員協議会 副会長
委 員	神谷 拓摩	近畿税理士会 吹田支部

## 7 選定の概要

### (1) 選定方法

募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、各選定委員が書類審査とヒアリング等審査により採点を行いました。指定管理者候補者の適否として、全選定委員の平均点に最低基準点を設け、選定項目ごとの基準点を5割以上、合計点の平均点を6割以上としました。

### (2) 選定結果

吹田市立岸部中グループホーム指定管理者候補者選定評点

選定委員	A	B	C	D	E
団体名					
指定管理者候補者 社会福祉法人 寿楽福社会	100点	97点	102点	109点	96点

8 選定採点集計表

(指定管理者候補者) 社会福祉法人 寿楽福祉会

(単位：点)

選定項目			配点		A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
法人の 適格性	(ア) 法人の基本方針等	①人権擁護の考え方と具体的な方策	25	5	22	20	22	24	23
		②吹田市立認知症高齢者グループホーム条例の目的を理解した基本方針		5					
		③市の高齢者保健福祉施策に対する考え方		5					
		④関連した事業や活動実績		5					
		⑤法人の所在地		5					
事業計画及び 事業概要	(イ) 事業運営内容	①事業の運営の考え方	50	5	40	41	44	44	37
		②職員体制計画		5					
		③介護予防に係る実施予定の具体的方策		5					
		④認知症への理解・認知症ケアの具体的方策		5					
		⑤虐待防止等に対する取組		5					
		⑥支援困難者の受け入れに関する体制や具体的方策		5					
		⑦地域の団体との連携方法・地域への貢献に関する具体的方策		5					
		⑧利用者や家族等からの要望、意見、苦情への対応		5					
		⑨市の施策に沿った事業運営		5					
		⑩個人情報の取扱・個人情報保護		5					
	(ウ) 危機管理対策	①緊急時の対応や事故防止、安全対策に関する具体的な取組	15	5	12	11	12	15	10
		②非常災害時等の危機管理に関する考え方や具体的な取組		5					
		③感染症対策に関する具体的な取組		5					
財務	(エ) 財務状況	①収支計画	15	5	10	8	10	11	11
		②法人の収支決算書及び事業報告書		10					
人材確保	(オ) 人材確保及び福利厚生	①人材確保・人材定着のための具体的方策	20	10	16	17	14	15	15
		②適正な労働条件の確保		5					
		③福利厚生に関する取組		5					
合 計			配点合計		100	97	102	109	96
125	125								





## 吹田市介護老人保健施設指定管理者候補者の概要

団体名称等	所在地 吹田市片山町2丁目13番25号 団体名 一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団 代表者 理事長 春藤 尚久
設立年月日	平成3年(1991年)11月30日
団体の目的 及び事業	<p>(目的)</p> <p>事業団は、高齢者等に対する保健、医療、福祉対策の円滑な推進を図るため、在宅介護に供する事業並びに調査、研究事業及び関係諸団体の協力を得て介護老人保健施設の運営を行い、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>(1) 高齢者等の保健、医療に関する相談及び指導並びに知識の普及啓発事業</p> <p>(2) 高齢者等の保健、医療に関する調査研究事業</p> <p>(3) 吹田市介護老人保健施設の受託運営事業</p> <p>(4) 高齢者等の保健、福祉に関する事業</p> <p>(5) 施設での教育・実習事業</p> <p>(6) 介護保険に関する事業</p> <p>(7) その他事業団の目的を達成するために必要な事業</p>
役員	理事長1名 副理事長1名 常務理事1名 理事6名 監事2名

## 吹田市介護老人保健施設指定管理者候補者選定の概要

### 1 施設の名称及び所在地

名称 吹田市介護老人保健施設  
所在地 吹田市片山町2丁目13番25号

### 2 指定管理者候補者

団体名 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団  
団体所在地 吹田市片山町2丁目13番25号  
代表者 理事長 春藤 尚久

### 3 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

### 4 管理経費の提案額

年 度	収支計画書による支出額
令和6年度（2024年度）	585,283,956円
令和7年度（2025年度）	585,283,956円
令和8年度（2026年度）	585,195,956円
令和9年度（2027年度）	584,220,072円
令和10年度（2028年度）	584,133,356円
合 計	2,924,117,296円

※利用料金制を採用。

### 5 募集及び選定経過の概要

#### (1) 非公募の理由

吹田市介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者に対し施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、高齢者の自立を支援し、在宅復帰を目指すことを目的として設置された施設であり、市と協力して福祉施策の一翼を担い、継続的に安定した運営ができる組織に管理運営を任せる必要があります。

一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団は、その設置目的を効果的に達成するために設立された外郭団体であり、開設当初から現在まで良好に吹田市介護老人保健施設の管理運営を行い、吹田市の福祉施策に多大な貢献をしてきた実績があります。令和2年度（2020年度）及び令和4年度（2022年度）には第三者モニタリングを行い概ね良好と評価をいただきました。

以上より、吹田市介護老人保健施設の指定管理者候補者については、非公募で選定を行うものとなりました。

#### (2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和5年（2023年） 6月26日  
第2回選定委員会 令和5年（2023年） 8月23日

## 6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委員長	寺本 尚美	梅花女子大学 教授
副委員長	清水 昌美	千里金蘭大学 准教授
委 員	和田 賢次	大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会員
委 員	渡邊 眞	吹田市民生・児童委員協議会 副会長
委 員	神谷 拓摩	近畿税理士会 吹田支部

## 7 選定の概要

## (1) 選定方法

申請要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、各選定委員が書類審査とヒアリング等審査により採点を行いました。指定管理者候補者の適否として、全選定委員の平均点に最低基準点を設け、選定項目ごとの基準点を5割以上、合計点を6割以上としました。

## (2) 選定結果

上記選定基準に達していたため、指定管理者候補者として決定しました。

吹田市介護老人保健施設指定管理者候補者選定評点

選定委員	A	B	C	D	E
団体名					
指定管理者候補者 一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団	100点	105点	104点	103点	100点

8 選定評点集計表

(指定管理者候補者) 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団

(単位:点)

選定項目		配点		A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	
法人の適格性	(ア) 法人の基本方針等	①人権擁護の考え方と具体的な方策	20	5	18	19	18	19	
		②吹田市介護老人保健施設条例の目的を理解した基本方針		5					
		③市の高齢者保健福祉施策に対する考え方		5					
		④関連した事業や活動実績		5					
事業計画及び事業概要	(イ) 事業運営内容	①介護保健施設サービス、短期入所療養介護、通所・訪問リハビリテーションの運営に関する具体的方策・実績	50	5	44	46	44	45	43
		②職員体制計画		5					
		③介護予防に係る実施予定の具体的方策・実績		5					
		④認知症への理解・認知症ケアの具体的方策・実績		5					
		⑤虐待防止等に対する取組		5					
		⑥支援困難者の受け入れに関する体制や具体的方策・実績		5					
		⑦地域の団体との連携方法・地域への貢献に関する具体的方策・実績		5					
		⑧利用者や家族等からの要望、意見、苦情への対応		5					
		⑨市の施策に沿った事業運営		5					
		⑩個人情報の取扱・個人情報保護		5					
	(ウ) 危機管理対策	①緊急時の対応や事故防止、安全対策に関する具体的な取組	15	5	12	14	15	15	12
		②非常災害時等の危機管理に関する考え方や具体的な取組		5					
		③感染症対策に関する具体的な取組		5					
	財務	(エ) 財務状況	①収支計画	15	5	10	10	11	10
②法人の収支決算書及び事業報告書			10						
人材確保	(オ) 人材確保及び福利厚生	①人材確保・人材定着のための具体的方策・実績	20	10	16	16	16	15	15
		②適正な労働条件の確保		5					
		③福利厚生に関する取組		5					
合計		配点合計		100	105	104	103	100	
		120	120						

## 吹田市第4次総合計画基本計画改訂版 策定の背景及び策定経過

吹田市第4次総合計画（以下、「第4次総合計画」という。）は、市政運営上の基本的な指針として平成31年（2019年）3月に策定しました。計画期間は、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間とし、基本計画（政策・施策、財政運営の基本方針など）については、計画の評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとししました。

第4次総合計画策定後、本市は中核市に移行し、大阪府から移譲された新たな権限等を生かし、よりきめ細かくて高度な住民サービスの提供を進めています。また、本市を取り巻く社会経済情勢として、新型コロナウイルス感染症の流行、気候変動の影響も指摘される激甚化する自然災害、国際連合が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念の浸透など、様々な変化があったところです。

そのような変化に対応するため、令和4年（2022年）3月25日開催の政策会議において、第4次総合計画の計画期間の折り返しを迎える機会に、中間見直しとして基本計画の改訂を行うことを決定するとともに、中間見直しの基本方針を策定しました。令和4年度（2022年度）から2年間をかけて、基本計画について、策定後の主な動向などを踏まえ、必要に応じた「増補」「追補」と時点修正などの見直しを行ってきたところです。そして、この度、令和6年度（2024年度）から5年間を計画期間とする第4次総合計画基本計画改訂版（以下、「基本計画改訂版」という。）を策定するものです。

### 1 改訂に当たって反映した主な動向

- (1) 中核市移行
- (2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響
- (3) デジタル化の推進
- (4) 安心安全や環境への意識の高まり
- (5) SDGsの取組の推進
- (6) 少子高齢化の進行と子育て・教育施策のさらなる推進
- (7) 個別計画等の策定・改定

### 2 策定体制・策定経過

#### (1) 策定体制

組織		構成員	目的・内容、設置根拠	開催回数
庁外	総合計画審議会	学識経験者、市民、市内の公共的団体などの代表者、関係行政機関の職員	・総合計画に関する審議を行う ・執行機関の附属機関に関する条例	4回
	総合計画審議会部会	同上	・総合計画の詳細な審議を行う ・分野ごとに3部会を編成 ・総合計画審議会規則	各部会4回
庁内	総合計画策定委員会	副市長（委員長）、水道事業管理者、教育長、部長級職員	・素案の策定及び総合調整を行う ・総合計画策定委員会設置要領	7回
	総合計画策定委員会作業部会	次長級・課長級の職員	・素案策定のための具体的内容の検討を行う ・分野ごとに8作業部会を編成 ・総合計画策定委員会設置要領	各作業部会7回 (うち3回は書面開催)

## (2) 策定経過

### 令和3年度(2021年度)

- ・令和4年2月定例会にて令和4年度(2022年度)の関連予算を提案し、可決
- ・3月25日 政策会議において中間見直しの基本方針を政策決定

### 令和4年度(2022年度)

- ・総合計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)及び同作業部会にて基本計画改訂版素案を検討
- ・11月21日 総合計画審議会(以下、「審議会」という。)へ諮問(素案)
- ・その後、審議会及び策定委員会において複数回審議
- ・アンケートやワークショップなど様々な手法により市民参画の取組を実施

### 令和5年度(2023年度)

- ・審議会及び策定委員会において複数回審議
- ・8月4日 審議会から市へ答申
- ・8月25日～9月25日 パブリックコメント実施(提出意見50通、134件)
- ・10月17日 策定委員会において最終案の取りまとめ
- ・10月24日 政策会議において基本計画改訂版計画案を政策決定

第4次総合計画基本計画 改訂前(平成31年(2019年)3月策定)・改訂版 対照表

I. 基本計画推進にあたっての考え方

ページ	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
1	I. 基本計画推進にあたっての考え方 1. 基本計画の計画期間・進 行管理 1. 基本計画の計画期間・進 行管理 (1) 計画期間	II. 基本計画推進のために 1. 基本計画の進行管理 (追加)	I. 基本計画推進にあたっての考え方 1. 基本計画の計画期間・進行管理 (1) 計画期間 基本構想は、令和元年度(2019年度)から令和10年度(2028年度)までの10年間ですが、中間見直し後の基本計画改訂版については、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間で計画期間とします。 なお、SDGsのゴールと第4次総合計画に掲げる19の政策との関連を常に意識しながら、取組を推進することとします。 (SDGs) ● SDGsは、17のゴール・169のターゲットから構成されています。ターゲットは、ゴールを達成するための具体的目標であり、ターゲットごとに第4次総合計画の各政策との関連について整理を行ったうえで、国際社会が求める目標に本市が応えられているかについても意識しながら取組を推進します。
2	1. 基本計画の計画期間・進 行管理 (3) Check(評価)の考え方 (追加)	(追加)	人権施策推進基本方針・計画
3	2. 個別計画による各分野の 取組の推進 図2 総合計画と各分野の 個別計画の関係	人権施策基本方針 わかが都市すいたの教育ビジョン	教育振興基本計画 教育ビジョン
4	3. 財政運営の基本方針 (2) 目標 ②	経済状況の変化による収入の減少、災害の発生に伴う支出の増加などに対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう、… 財政調整基金の残高 100億円を確保	経済状況の変化による収入の減少、災害や感染症の発生等の不測の事態に伴う支出の増加などに対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう、… 財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合 20%を確保

ページ	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
5	図3 収支見通し (一般会計)	—	※R3(2021)を決算額とし、R4(2022)以降を新たに推計するとともに、歳出について、その他としてまとめた性質別歳出の経費を各々分割

## II. 体系図

ページ	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
7	大綱3 政策4	1 健康づくりの推進 2 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進 3 地域医療体制の充実	1 健康づくりの推進 2 健康で安全な生活の確保 3 地域医療体制の充実 4 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進
8	大綱5	1 低炭素社会への転換の推進	1 脱炭素社会への転換の推進
	大綱8	3 人材育成の推進	3 働きやすい職場づくり・人材育成の推進



Ⅱ. 政策・施策

大綱1 人権・市民自治

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
9	1	現状と課題	…LGBTなど性的マイノリティの人に対する配慮など課題となっており、…	…性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解や認識の不足なども課題となっており、…
10		施策1-1-2	…性的マイノリティの人に対する配慮など新たな人権課題に取り組めます。	…性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組めます。
		施策1-1-3	市民部	市民部・総務部
		関連する主な個別計画	○人権施策基本方針 ○男女共同参画プラン ○わが都市すいたの教育ビジョン	○人権施策推進基本方針・計画 ○男女共同参画プラン ○教育振興基本計画 教育ビジョン ○みんなのはたらきかたプラン～働きやすい職場を目指して～
11	2	現状と課題	さまざまな世代の知識や経験を生かした地域コミュニティの活性化や、地域活動の担い手の育成が進むよう、支援する必要があります。	また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により地域活動が制限を受ける中、ICTなどの活用によるネットワーク型の活動も浸透・拡大するなど、地域活動の形態が多様化し、自治会など従来型・伝統的な活動への関心が相対的に低下しています。災害時などの助け合いやデジタルデバイスにより生じる問題への対応に地域コミュニティは有用性を発揮することが期待されることから、今後とも、さまざまな世代の知識や経験を生かした地域コミュニティの活性化や、地域活動の担い手の育成が進むよう、支援する必要があります。
12		施策1-2-1	…市民にとってわかりやすい情報提供を行います。	…市民にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、行政情報の利活用を進める取組も行います。
		施策1-2-1	…市民の知る権利を保障するとともに、適正な個人情報保護の徹底を図ります。	…市民の知る権利を保障するとともに、市が保有する個人情報について適正な取扱いを確保し、個人情報保護の徹底を図ります。
		施策1-2-2	また、さまざまな団体などとの協働の取組を進めるとともに、市民公益活動への支援を行います。	また、さまざまな団体などとの協働の取組を進めるとともに、市民や団体のニーズを把握しながら、市民公益活動への支援を行います。

ページ	12	政策	2	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
				施策指標1-2-1 関連する主な条例	市のホームページの閲覧者数(月平均) 目標 20万人 ○個人情報保護条例	市のホームページの閲覧者数(月平均) 目標 40万人(改訂前:20万人) ○個人情報保護に関する法律施行条例

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
13	1	現状と課題	<p>想定を上回る大規模な自然災害をはじめ、テロや新型コロナウイルスなど、さまざまな危機事象への対応が進められる中、市民の防災対策への関心も非常に高くなっており、さらなる取組の強化が必要です。</p>	<p>災害などの緊急事態が起きると多くの人の生活に影響を与えます。地震や気候変動に伴う想定を上回る大規模な自然災害をはじめ、武力攻撃事態やテロ、感染症など、さまざまな危機事象への対応が進められる中、市民の防災対策への関心も非常に高くなっており、社会的に弱い立場にある方々への配慮を含めたさらなる取組の強化が必要です。また、大阪府北部地震においては、帰宅困難者や集合住宅等におけるエレベーター閉込が多数発生するなど、本市の特徴に対する対策の重要性も再認識したところです。</p>
		現状と課題	<p>災害への備えや対応として、本市では、…救急隊を行いました。</p>	<p>災害への備えや対応として、これまで本市では、…救急隊の増隊を行いました。</p>
		現状と課題	<p>(追加)</p>	<p>さらに近年においては、災害対応体制の迅速な構築、被災情報の収集及び地域や関係機関との情報共有体制の強化をめぐり、災害対応オペレーションシステムや災害情報システムを備えた危機管理センターを整備するとともに、優先度の高い業務に職員や資源を投入する取組を進めてきました。また、備蓄倉庫の整備や分散備蓄、備蓄品目の充実、防災ハンズブックやハザードマップの作成及び全戸配布、地域・大学・企業への防災講座、民間事業者との災害時応援協定の締結などの取組を進めるとともに、緊急事態に際しての避難行動をより確実にするため、情報伝達手段の多重化・多様化など、充実強化に努めてきました。</p>
		現状と課題	<p>さまざまな危機事象に備えるとともに、被害を最小限に抑えるため、消防、救急救命など現場対応力の充実に、関係機関と連携しながら、危機管理体制を強化していく必要があらります。</p>	<p>さまざまな危機事象に備えるとともに、被害を最小限に抑えるため、近隣市との効果的な連携が必要であり、令和6年度(2024年度)には近隣5市による消防通信指令業務共同運用を開始します。引き続き、消防、救急救命など現場対応力の充実に、関係機関と連携しながら、危機管理体制を二層強化していく必要があらります。</p>
		現状と課題	<p>一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域防災力・減災力の向上に向けた取組の充実に必要です。</p>	<p>一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域における若者や女性などの参画を推進し、地域防災力・減災力の向上に向けた取組の充実に必要です。</p>

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
14	1	施策2-1-1	また、災害時にも、優先すべき行政サービスが適切に提供できらるよう、業務継続体制の充実を図ります。	また、災害時にも、優先すべき行政サービスが適切に提供できらるよう、業務継続計画や受援計画に基づき、継続的に訓練を実施するとともに、計画の充実化に努めます。
		施策2-1-2	総務部	総務部・都市魅力部
		施策2-1-2	市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を図るため、…	市民の防災意識や地域防災力・減災力及びレジリエンス(回復力)の向上を図るため、…
		施策2-1-2	市民への意識啓発や自主防災組織活動への支援などを行います。	市民への意識啓発や自主防災組織活動への支援などを行うとともに、地域における若者や女性などの参加が促進され、継続ができるよう取り組みます。
		施策2-1-2	(追加)	また、事業者のBCP策定支援や官民学連携による本市の特性に応じた防災・減災推進体制強化を行います。
		施策2-1-3	また、消防団や自主消火組織などを育成するとともに、火災予防や応急手などに關する普及啓発を行います。	また、高齢化に伴い、年々複雑・多様化し増加する災害・救急出動の消防需要に対応するため、近隣市との連携強化に取り組むほか、消防団や自主消火組織などを育成するとともに、火災予防や応急手などに關する普及啓発を行います。
		施策指標2-1-1	(追加)	防災協定締結団体の吹田市地域防災総合訓練参加率
		関連する主な個別計画	(追加)	○受援計画 ○備蓄計画

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
15	2	現状と課題	<p>市内の犯罪は減少傾向にありますが、依然として、空き巣やひったくりのほか、女性や子供、高齢者を狙った犯罪が多発しています。特に、近年は、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを利用した新たな悪徳商法なども増加しています。</p>	<p>国内の犯罪情勢は平成15年(2003年)以降一貫して減少し、令和3年(2021年)には戦後最少を更新するなど、改善傾向にありましたが、令和4年(2022年)には増加に転じています。市内の犯罪も同様に減少傾向にありましたが、令和4年(2022年)以降は増加しています。依然として、窃盗のほか、女性や子供を狙った犯罪や、児童虐待、配偶者からの暴力、ストーカーなども後を絶ちません。高齢者を狙った犯罪も多発しており、特に、近年は、特殊詐欺の手口は巧妙化し、インターネットを利用した犯罪や新たな悪質商法など、犯罪が多様化・複雑化しています。また、成年年齢引下げに伴い、契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙うトラブルが懸念されています。</p>
		現状と課題	<p>そのような中、本市では、犯罪が多発している地域への防犯カメラの設置や青色防犯パトロールの活動支援など、地域における見守りの強化や消費生活センターでの相談、啓発などを進めています。</p>	<p>そのような中、本市では、警察や地域、関係機関や防犯協議会等との連携のもと、犯罪が多発している地域への防犯カメラの増設や青色防犯パトロールの活動支援など、地域における見守りの強化や消費生活センターでの相談、学校での啓発などを進めています。</p>
		現状と課題	<p>一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域防犯力の向上に向けた、より一層の取組が必要です。</p>	<p>市内外の犯罪情勢を踏まえ、一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域防犯力の向上に向けた、より一層の取組が必要で</p>
16		施策2-2-1	<p>地域の防犯力を向上させるため、地域の見守り活動の支援などを行います。</p>	<p>地域の防犯力を向上させるため、地域の見守り活動の支援や、防犯カメラの増設などを行います。</p>
		施策2-2-2	<p>詐欺などの被害を未然に防止するため、消費者教育や啓発を進めます。</p>	<p>特殊詐欺や悪質商法による被害、成年年齢引下げに伴う消費者トラブルなどを未然に防止するため、消費者教育や啓発を進めます。</p>
		施策指標2-2-1 (追加)		<p>女性や子供を狙った犯罪認知件数(声かけ・性犯罪等)</p>



大綱3 福祉・健康

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
18	1	施策3-1-2 施策指標3-1-1 施策指標3-1-1 施策指標3-1-1-2	可能な限り自立した生活を送れるよう、健康保持のための取組や介護予防の普及啓発などを進めます。 高齢者生きがい活動センターの年間利用者数 目標(R10) 6万人 (追加) 後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合 目標(R10) 32%	可能な限り自立した生活を送れるよう、介護予防の取組や普及啓発などを進めます。 高齢者生きがい活動センターの年間利用者数 目標(R10) 5.5万人(改訂前:6万人) 生きがいがある高齢者の割合 後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合 目標(R10) 32%以下
19	2	現状と課題 現状と課題 現状と課題	認知症サポーターの養成数(累計) 目標(R10) 5.6万人 受けている介護サービスに満足している利用者の割合 目標(R10) 70% …平成28年度(2016年度)末においては、市民のおよそ20人に1人が障がい者手帳を所持しています。 また、地域社会、学校、職場など、暮らしのさまざまな場面で、障がいに対する理解や配慮が求められています。	認知症サポーターの養成数(累計) 目標(R10) 4.2万人(改訂前:5.6万人) 受けている介護サービスに満足している利用者の割合 目標(R10) 60%(改訂前:70%) …平成28年度(2016年度)末においては、市民のおよそ20人に1人、令和4年度(2022年度)末においては、市民のおよそ17人に1人が障がい者手帳を所持しています。 本市では、障がいに対する理解や配慮に係る啓発事業に取り組んでおり、地域社会、学校、職場など、暮らしのさまざまな場面で、障がいに対して理解を深めることに加え、法令で義務付けられている障がい者への差別的取扱いの禁止や合理的配慮のための具体的取組が求められています。
20		施策3-2-1	また、障がい者に対する就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参加を促進する必要がある。また、障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るとともに、…	また、障がい者に対する就労支援では、障がい者就労支援ネットワーク会議を設置し、就労系事業者との連携のもとで事業を進めています。就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参加を促進する必要があります。 また、障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るとともに、…

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
20	2	施策3-2-2	さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消のため、啓発などに取り組みます。	さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消のための啓発を行うとともに、合理的配慮がなされるよう具体的な取組を推進します。
21	3	施策指標3-2-1 現状と課題	(追加) …分野を超えた総合的な支援を必要とする人もいます。	ショートステイ利用者数 …分野を超えた包括的・総合的な支援体制の整備が必要です。
22		施策3-3-1 施策指標3-3-1 施策指標3-3-1	住民主体の地域福祉活動を促進するため、… (追加) (追加)	…住民の地域福祉活動への参加を促進するなど、地域住民や地域で活動する多様な主体、関係機関、行政が連携・協働し、地域全体で支え合う仕組みを構築することが必要です。 地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域福祉活動を促進するため、… 民生委員・児童委員の充足率
23	4	関連する主な個別計画 現状と課題	生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる支援により就労につながった人数 (追加) …身体機能や生活の質を低下させることなどから、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命を伸ばすことが重要です。	就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率 ○成年後見制度利用促進計画 …身体機能や生活の質を低下させることなどから、健康寿命を伸ばすことが重要です。 本市の平均寿命、健康寿命は国や大阪府の値を上回っており、今後は、健康寿命のさらなる延伸を図るとともに、どのような健康状態であっても、すべての市民が心豊かに生活できるよう、個人を取り巻く社会環境の整備やその改善を通じて、生活の質の向上をめざしていくことが重要です。

ページ	23	政策	4	該当箇所	現状と課題	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
				現状と課題	<p>…医療イノベーションの創出に向けた環境づくりをはじめとし、循環器病予防を中心とした健康・医療のまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>心身ともに健康で豊かに暮らしていくためには、一人ひとりが日ごろから健康づくりに取り組むことが重要です。</p> <p>健都ならではの特長を生かしながら、市民の生涯にわたる健康づくりの取組を支援し、生活の質の向上と健康寿命の延伸を図る必要があります。</p> <p>(追加)</p>	<p>…医療イノベーションの創出に向けた環境づくりなど、循環器病予防をはじめとした健康・医療のまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>心身ともに健康で豊かに暮らしていくためには、生涯を通じて市民一人ひとりが日ごろから健康づくりに取り組むことが重要です。</p> <p>健都ならではの特長を生かした健康づくりや、社会全体で、意識せずとも自然と「健康」につながる環境の整備を進める必要があります。</p> <p>令和2年度(2020年度)に設置した市保健所は、市民の命と健康を守るため、設置当初から新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、感染に対する不安、行動変容に伴うストレスや雇用不安といった心の健康問題にも対応してきました。結核をはじめとする感染症は個人だけではなく社会全体にも深刻な影響を及ぼす可能性があるため、その予防や感染拡大を防ぐ措置を講じることが重要です。そのため、すべての市民の感染症に対する理解を深めるとともに、今後新たに発生する感染症等に備え、その権限や専門性を生かし、きめ細かな地域保健サービスを提供することが必要です。引き続き、健康危機管理体制の強化と公衆衛生の一層の向上に努める必要があります。</p>	
24			施策3-4-1	市民の主体的な健康づくりを支援するため、健康意識の向上に向けた取組や地域での健康づくり活動への支援を進めるとともに、検診などの保健サービスの充実を図ります。	市民の主体的な健康づくりを支援するため、ライフコースアプローチの視点に基づき、将来を見通して人生の各段階における健康課題に応じた取組を進め、健康意識を高めるとともに、健(検)診などの保健サービスを充実し、生活習慣病等の予防や重症化予防を図ります。また、すべての市民が意識せずとも「健康」につながる仕組みづくりを進めます。		



ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
24	4	施策3-4-1	また、妊娠・出産や子供の子供のすこやかな成長のための切れ目のない支援が行えるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理などの支援の充実に取り組むとともに、関係機関との連携の強化を図ります。	(削除(大綱4政策Iに移動))
		施策3-4-2	(追加)	健康で安全な生活の確保 保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、専門的なサービスを展開することで、感染症や食中毒といった健康危機への対応、メンタルヘルスの向上、難病患者の支援、生活衛生関連事業者への衛生指導等を通じて、市民の健康の保持・増進を図ります。
		施策3-4-3	市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、身近なかかりつけ医と市民病院などの地域の中核的な医療機関との連携の促進や、在宅医療推進のための環境づくり、…	市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医等の定着促進や「上手な医療のかかり方」に関する啓発、かかりつけ医と市民病院などの地域の中核的な医療機関との連携の促進、在宅医療推進のための環境づくり、…
		施策3-4-3	(追加)	また、大阪府医療計画等に基づき、将来の医療需要に見合った医療提供体制の構築に向けた病院機能の分化・連携などを推進するとともに、病院や診療所、薬局などの監視、指導等を行い、地域の医療安全の推進を図ります。
		施策3-4-4	施策3-4-2 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進	施策3-4-4 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進
		施策3-4-4	さまざまな医療関連資源が集積する健都の特長を生かし、健都ならではの健康づくりの取組を進めるとともに、医療イノベーションの創出に向け、国立循環器病研究センターと医療・健康関連産業などとの連携を促進するための環境を整えます。	さまざまな医療関連資源が集積する健都の特長を生かし、健康・医療情報の利活用によるデータヘルスの推進、健康的なライフスタイルを無理なく生活の中に取り込めるような環境づくりなど、健都ならではの健康づくりの取組を進めます。また、医療イノベーションの創出に向け、国立循環器病研究センター、医薬基盤・健康・栄養研究所と医療・健康関連産業などとの連携を促進するための環境を整え、産学官民連携の取組を進めます。

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
24	4	施策指標3-4-1	生活習慣改善に取り組む市民の割合	吹田市30歳代健診及び国保健診の問診において、「運動や食生活などの生活習慣を改善するつもりはない」と回答した人の割合
		施策指標3-4-1	(追加)	受動喫煙にあわなかったと答えた人の割合
		施策指標3-4-2	(追加)	結核罹患率(人口10万対)
		施策指標3-4-3	(追加)	かかりつけ医をもつ人の割合
		施策指標3-4-4	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数 目標 180件	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数 目標 1,035件(改訂前:180件)
		関連する主な個別計画	(追加)	○国民健康保険データヘルス計画 ○新型インフルエンザ等対策行動計画 ○自殺対策計画 ○食品衛生監視指導計画

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
25	1	<p>現状と課題</p> <p>現状と課題</p> <p>現状と課題</p> <p>現状と課題</p> <p>現状と課題</p> <p>現状と課題</p> <p>現状と課題</p>	<p>近年、本市では就学前児童数が増加傾向にあるとともに、共働き家庭の増加などにより、保育所などの利用希望者が増加しています。</p> <p>さらに、児童虐待や子供の貧困への対策が課題となっています。</p> <p>…地域の子育て支援の拠点施設として、のびのび子育てプラザを設置し、一時預かりの実施や保護者同士の交流の場の提供などにより、子育ての負担や不安の解消に努めてきました。</p> <p>また、療育の拠点施設として、こども発達支援センターを設置し、一人ひとりの特性に応じた早期療育を進めてきました。</p> <p>就学前の教育・保育の質の向上を図るとともに、働きながら子育てができる環境の整備や、…</p> <p>また、療育が必要な子供への対応や、ひとり親家庭への支援、虐待の未然防止・早期発見に努めるなど、…</p>	<p>近年、本市では就学前児童数は減少傾向に転じていますが、共働き家庭の増加などにより、保育所などの利用希望者は増加しています。</p> <p>さらに、妊産婦や子供及びその家庭が抱える問題の多様化とともに、児童虐待、子供の貧困への対策が課題となっており、その解決のための体制づくりが求められています。</p> <p>…地域の子育て支援の拠点施設として、のびのび子育てプラザを設置し、保育所などの地域子育て支援センターとともに、子育て相談や一時預かりの実施、保護者同士の交流の場の提供などに取り組んできました。また、「吹田版ネウボラ」として、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない包括的な相談支援体制を構築し、子育ての負担や不安の解消に努めてきました。</p> <p>さらに、療育の拠点施設として、こども発達支援センターを設置し、一人ひとりの特性に応じた早期療育を進めてきました。</p> <p>引き続き、就学前の教育・保育の質の向上を図るとともに、働きながら子育てができる環境の整備や、…</p> <p>また、療育や医療的ケアが必要な子供への対応や、ひとり親家庭、ヤングケアラーがいる家庭への支援、虐待の未然防止・早期発見に努めるなど、…</p>
26		<p>施策4-1-2</p> <p>施策4-1-3</p>	<p>妊娠・出産・子育て期にわたる保護者の負担や不安を軽減するため、育児教室や子育て相談、一時預かりなど、…</p> <p>発達に支援を必要とする子供やひとり親家庭、生活困窮世帯の子供など、…</p>	<p>妊産婦や保護者の負担や不安を軽減するため、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供する機会や相談体制の充実を図ります。また、訪問支援や育児教室、一時預かりなど、…</p> <p>発達に支援を必要とする子供や医療的ケアを必要とする子供、ひとり親家庭、生活困窮世帯の子供、ヤングケアラーがいる家庭など、…</p>

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
26	1	施策指標4-1-2 施策指標4-1-3 施策指標4-1-3	(追加) 生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、民生委員・児童委員などが訪問し面談を行った割合 目標 80% 「ひとり親家庭相談」における就業相談の利用により就業につながったひとり親の人数 目標 50人 (追加)	乳幼児健診の問診における今後この地域で子育てをしていききたいと思う親の割合 生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、助産師、民生委員・児童委員などが訪問や面談を行った割合 目標 100%(改訂前:80%) 「ひとり親家庭就業相談」における就業支援の利用により就業につながったひとり親の割合 目標 100%(改訂前:50人)
27	2	関連する主な個別計画 現状と課題 現状と課題 現状と課題	(追加) 本市では、就学前から義務教育までを一体的に捉え、主体的・対話的で深い学びを大切にしながら、… 子供たちを取り巻く環境が急激に変化している中、学習した知識や技能を人生や社会に生かす力や、さまざまな課題に対応できる思考力・判断力・表現力を育むことがより一層求められます。また、グローバル化や情報化が進展する中、英語教育やICT教育など、新しい時代に必要とされる資質や能力を育むことも重要です。 いじめや不登校、子供の体力の低下が社会問題となっており、… (追加)	○障がい児福祉計画 本市では、就学前から義務教育までを一体的に捉え、知識の習得だけでなく、主体的・対話的で深い学びを大切にしながら、… 子供たちを取り巻く社会環境が急激に変化していく中、これまでにはない多様化・複雑化したさまざまな課題への対応が求められます。そのためには、学習した知識や技能を人生や社会に生かす力や、さまざまな課題に対応できる思考力・判断力・表現力等、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育む必要があります。 また、いじめや不登校、子供の体力の低下への取組は喫緊の課題であり、… 学校教育に求められる役割が増大する中において、それぞれの子供に応じた質の高い教育を提供し、魅力ある学校づくりを進めるためには、教員の抱うべき業務を整理し、本来の職務に専念できる環境整備に向けた抜本的な改革が必要です。

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
27	2	現状と課題	<p>学校施設の多くは建設から30年以上が経過しています。平成27年度(2015年度)には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、子供たちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を進める必要があります。</p>	<p>学校施設の多くは建設から30年以上が経過しています。平成27年度(2015年度)には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、令和14年(2032年)には築50年を超える学校施設が約8割を占めることから、子供たちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を計画的に進める必要があります。</p>
28		<p>施策4-2-1</p> <p>施策4-2-1</p>	<p>新しい時代に必要とされる資質や能力を育む小中一貫教育を進め、<u>読書活動の支援、英語教育やICT教育、食育・体力づくり</u>など教育内容の充実を図ります。</p> <p>また、いじめや不登校などに悩む子供一人ひとりに対応する体制を整えとともに、<u>就学援助</u>など、安心して学ぶことができる取組を進めます。</p>	<p>新しい時代に必要とされる資質や能力を育む小中一貫教育を進め、ICT教育、英語教育、食育・体力づくり、<u>読書活動</u>など教育内容の充実を図ります。</p> <p>また、いじめや不登校などに悩む子供一人ひとりの対応や特性のある子供の課題に応じた支援体制の充実・新たな学びの場の構築など学校の魅力向上に取り組みます。それに向けて、<u>教職員が本来業務である教育活動に集中できる働きやすい環境を整えます</u>。あわせて、<u>就学援助</u>など、安心して学ぶことができる取組を進めます。</p>
		<p>施策4-2-2</p> <p>施策4-2-2</p>	<p>行政経営部・学校教育部</p> <p>…校舎や体育館の大規模改修やトイレの改修を進めるなど、安全で快適な教育環境を整備します。</p>	<p>学校教育部</p> <p>…校舎や体育館の大規模改修やインクルーシブ教育の推進に向けた安全かつ快適で、一人ひとりの教育的ニーズに対応できる教育環境を整備します。</p>
		<p>施策指標4-2-1</p>	(追加)	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う小・中学生の割合
		<p>施策指標4-2-2</p>	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率 目標 100% (H36年度まで)	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率 目標 100% (R7年度まで)
		<p>関連する主な個別計画</p>	○わか都市すいたの教育ビジョン	○教育振興基本計画 教育ビジョン
29	3	現状と課題	(追加)	留守家庭児童育成成室では入室を希望する児童が増加する一方で、職員体制の確保が困難となっており、放課後の児童の居場所の確保が課題となっています。



ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
29	3	現状と課題	現状と課題 また、地域では、青少年の見守り活動などの取組が活発に行われていきます。	また、地域では、青少年の見守り活動などの取組が活発に行われてきましたが、コロナ禍で地域活動を行うことができない期間があったことも影響し、青少年を支える担い手の確保が難しくなっています。
30		現状と課題	…非行防止に向けた啓発や指導を行うとともに、…	…非行防止に向けた啓発や指導者育成を行うとともに、…
		現状と課題	…学び、遊ぶことのできる居場所の充実を図る必要があります。	…学び、遊ぶことのできるよう、学校や地域での多様な居場所の充実を図る必要があります。
		施策4-3-1	また、さまざまな課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図ります。	また、ひきこもりなどさまざまな課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図ります。
		施策4-3-2	地域教育部	地域教育部・児童部
31	4	施策4-3-2	留守家庭児童育成成室と「太陽の広場」などの連携強化を図りながら、地域の実情に応じて放課後の子供の安心安全な居場所を確保し、さまざまな体験・活動の機会を提供します。	留守家庭児童育成成室への入室を希望する児童の確実な受け入れを行い、「太陽の広場」などの連携強化を図りながら、学校や地域の実情に応じて安心安全に過ごすことができる子供の多様な居場所を確保し、さまざまな体験・活動の機会を提供します。
		施策指標4-3-2	留守家庭児童育成成室の受入児童数	留守家庭児童育成成室の受入及び待機児童数
		関連する主な個別計画	〇わが都市すいたの教育ビジョン	〇教育振興基本計画 教育ビジョン
32		現状と課題	…身近に受講できる「市民大学講座」などの学習機会が提供されています。	…身近に受講できる「市内大学連携講座」などの学習機会が提供されています。
		現状と課題	また、超高齢社会、防災・防犯、環境問題など現代的課題に関する学習機会の充実を図るとともに、学んだ人が学習成果を地域に還元できる仕組みづくりが必要です。	また、防災・防犯、環境問題、超高齢社会における介護・健康づくり・医療など現代的課題やその対策に関する学習機会の充実を図るとともに、学習成果を地域に還元できるよう、発表や活用できる場を提供する必要があります。
32		施策4-4-1	また、学習の成果が地域社会へ還元されるような取組を進めます。	また、学習によって習得した成果について、発表や活用ができる場を提供します。

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
32	4	施策4-4-2	(追加)	図書館では、市民のニーズに対応した多種多様な資料を計画的に収集、保存、提供することで生涯学習や自由な読書活動を支援します。
		施策指標4-4-1	市民大学講座の年間受講者数	市内大学連携講座の年間延べ受講者数
		施策指標4-4-2	地区公民館の年間利用者数	地区公民館の年間利用者数(オンラインによる講座受講者を含む)
		施策指標4-4-2	(追加)	市民1人当たりの図書館資料(電子書籍を含む)の年間貸出数
	関連する主な個別計画		○わか都市すいたの教育ビジョン ○生涯学習(楽習)推進計画 ○わか都市すいたの教育ビジョン ○生涯学習(楽習)推進計画 ○吹田市立図書館サービス基本計画 ○子ども読書活動推進計画 ○視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(読書バリアフリー計画)	○教育振興基本計画 教育ビジョン ○生涯学習(楽習)推進計画 ○吹田市立図書館サービス基本計画 ○子ども読書活動推進計画 ○視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(読書バリアフリー計画)

大綱5 環境

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
33	1	現状と課題 現状と課題	地球温暖化や生物多様性の衰退をはじめとするとさまざまな環境問題に直面する中、… …持続可能な社会の実現に向けて、国際的な取組が進められています。	地球温暖化の進行による気候変動や生物多様性の損失をはじめとするとさまざまな環境問題に直面する中、… …持続可能な社会の実現に向けて、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることや、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を保全し健全な生態系を回復する取組などが、国際的に求められています。
		現状と課題	本市では、これまで地球温暖化対策やごみ減量に関する啓発などの取組を進めてきました。	本市では、これまで地球温暖化対策やごみ減量、生物多様性の保全に関する啓発などの取組を進めてきました。
		現状と課題	しかし、地域のエネルギー消費量は、さらなる削減が必要であり、適切なエネルギー利用を促進するなど、低炭素社会への転換に向けた取組の強化が必要です。	しかし、世界規模では依然として二酸化炭素の排出量は増加しており、今後一層の地球温暖化の進行が懸念される中、本市においても持続可能な社会の実現のため、エネルギー消費量のさらなる削減が必要であり、適切なエネルギー利用を促進するなど、令和32年(2050年)までに地域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標に向け、低炭素から脱炭素社会への転換に向けた取組の強化が必要です。
		現状と課題	(追加)	さらに、地球温暖化に伴う熱中症による健康被害への対策を含む新たな対応が必要です。
		現状と課題	(追加)	地域資源を活用し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす「地域循環共生圏」の考えのもと、自然共生に向けた取組として、能勢町と連携し、木材利用を促進しています。
		現状と課題	市域で排出されるごみは、減少傾向にありますが、リサイクル率は目標を下回っています。	市域で排出されるごみは、減少傾向にありましたが、近年は横ばい傾向であり、リサイクル率は目標を下回っています。
		現状と課題	ごみの減量とともに、リサイクル率の向上に向けた取組の充実を図る必要があります。	資源循環の観点から人口増加に伴い増加が懸念されるごみの減量とともに、リサイクル率の向上に向けた取組の充実を図る必要があります。
		現状と課題	(追加)	地震や風水害等で発生する災害廃棄物を円滑に処理する対応も急務となっています。



ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
33	1	現状と課題	また、大気や水質、騒音などは環境目標をほぼ達成していませんが、市民意識調査によると快適な生活環境に関する満足度は低くなっています。	また、大気や水質、騒音などは環境目標をほぼ達成し、市民意識調査によると快適な生活環境に関する満足度は令和4年度(2022年度)の調査では平成26年度(2014年度)に比べ上昇しています。
		現状と課題	エネルギーや資源、自然共生を大切にしたいライフスタイルや事業スタイルへの転換を促進する必要があります。	本市の環境政策の基本理念である、MOTTAINAI(もったいない)精神に立ち返り、エネルギーや資源、自然共生を大切にしたいライフスタイルや事業スタイルへの転換を促進する必要があります。
34		施策5-1-1	低炭素社会への転換の推進	脱炭素社会への転換の推進
		施策5-1-1 (追加)		熱中症による健康被害を回避するため、国とも連携し、基礎調査や啓発活動、情報発信などの取組を進めます。
		施策5-1-3	公害の未然防止や早期解決のため、…	公害及び産業廃棄物の不適正処理の未然防止・早期解決のため、…
		施策指標5-1-1	地域の年間エネルギー消費量 目標値 13.1PJ	地域の年間エネルギー消費量 目標値 13.1PJ以下
		施策指標5-1-1 (追加)		地域の年間温室効果ガス排出量
		施策指標5-1-2	「マイバッグ」の持参率 目標 80%	「マイバッグ」の持参率 目標 87%(改訂前:80%)
		施策指標5-1-2	市民1人当たりの1日のごみ排出量 目標 760g	市民1人当たりの1日のごみ排出量 目標 760g以上
		施策指標5-1-3	「環境美化推進団体」の団体数 目標 40団体 (追加)	「環境美化推進団体」の団体数 目標 60団体(改訂前:40団体)
		関連する主な個別計画		○地球温暖化対策新実行計画 ○一般廃棄物処理基本計画 ○災害廃棄物処理計画

大綱6 都市形成

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
35	1	現状と課題	<p>…良好な住環境の維持・向上に向け、適切な開発誘導や空き家の適正管理の促進などを行う必要があります。</p> <p>みどりの保全と創出を図り、急務となっている都市公園の老朽化に対応しながら、みどりの効果を生かしたまちづくりを進める必要があります。</p> <p>本市は、市街地が形成された過程などから、異なった特色や個性をもつ地域によって構成されています。地域の特性を生かしながら、魅力ある都市空間を形成していく必要があります。</p>	<p>…良好な住環境の維持・向上に向け、適切な開発誘導や空き住宅をはじめとした既存の建築物の適正管理の促進などを行う必要があります。</p> <p>みどりの保全と創出を図るとともに、都市公園の整備・管理を適切に行うことにより、みどりの多様な機能を生かしたまちづくりを進める必要があります。</p> <p>本市は、市街地が形成された過程や、立地する建築物、そして都市活動や暮らしなどから、異なった特色や個性をもつ地域によって構成されています。地域の特性を生かしながら、みどり豊かで安全・快適な、魅力ある、地域らしさを備えた都市空間を形成していく必要があります。</p>
36		現状と課題	<p>…市営住宅の適切な管理・運営などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。</p>	<p>…市営住宅の適切な管理・運営、マンションの適正な維持管理への支援などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。</p>
		施策6-1-2	<p>…市営住宅の適切な管理・運営などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。</p>	<p>…市営住宅の適切な管理・運営、マンションの適正な維持管理への支援などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。</p>
		施策6-1-3	<p>みどりを保全するとともに、公共施設の緑化や、公園・緑地の計画的な整備、民有地での緑化に向けた取組の支援などにより、地域の特性を生かした新たなみどりを創出します。</p>	<p>公共のみどりの適切な管理や、民有地のみどりの保全に向けた制度の充実などにより、今あるみどりを保全します。公共施設の緑化や、公園・緑地の計画的な整備、民有地での緑化に向けた取組の支援などにより、地域の特性を生かした新たなみどりを創出します。</p>
		施策6-1-3	<p>公園については、老朽化や多様な利用ニーズに対応し、適切に維持管理・運営を行います。また、みどりからも多様な効果を活用したまちづくりを進めるため、情報発信や啓発などを行います。</p>	<p>公園・緑地については、多様な利用ニーズ、公園施設の管理水準の向上などに対応するための再整備や運営管理の強化などを行います。</p>
		施策指標6-1-1	<p>まちづくりのルール(地区整備計画)の策定地区数[面積] 目標 75地区[230ha]</p>	<p>まちづくりのルール(地区整備計画)の策定地区数[面積] 目標 78地区[280ha] (改訂前:75地区[230ha])</p>
		施策指標6-1-2	<p>空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合 目標 10%</p>	<p>空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合 目標 10%以下</p>

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
36	1	施策指標6-1-2	(追加)	倒壊の危険がある空家等の数
		施策指標6-1-2	(追加)	長期修繕計画に基づく修繕積立をしているマンション管理組合の割合
37	2	関連する主な個別計画	○都市計画マスタープラン ○立地適正化計画 ○景観まちづくり計画 ○耐震改修促進計画 ○みどりの基本計画 ○住宅マスタープラン	○都市計画マスタープラン ○立地適正化計画 ○景観まちづくり計画 ○耐震改修促進計画 ○住生活基本計画 ○空家等対策計画2020 ○マンション管理適正化推進計画 ○市営住宅長寿命化計画 ○みどりの基本計画 ○都市公園等整備・管理方針
		関連する主な条例	(追加)	○屋外広告物条例 ○マンションの管理の適正化の推進に関する条例
38	2	現状と課題	(追加)	最近では、地震のほか、豪雨等の災害が頻発しており、都市基盤のさらなる強化が求められています。また、感染症の感染拡大により、公衆衛生を保持する観点から水道・下水道の重要性が再認識されています。
		現状と課題	また、本市は交通利便性が高い一方で、市域の一部に公共交通の不便地域が残っており、その解消に向けた取組を進める必要があります。	また、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う新しい生活様式の浸透等、公共交通を取巻く環境は年々厳しさを増しています。だれもが安心して移動できる手段として、今ある公共交通を維持し未来につないでいくため、利用者・事業者・行政が共に支え一体となって取り組むことが必要です。
38	2	施策6-2-1	…歩道などのバリアフリー化を進めるとともに、…	…歩道などのバリアフリー化や街路樹の再整備を進めるとともに、…
		施策6-2-2	安全な水を供給し続けるため、水道施設を適切に維持管理するとともに、計画的な更新に取り組みます。また、地震などの災害リスクを軽減するため、施設の耐震化を進めます。	安全な水を供給し続けるため、より効果的な調査、点検等により水道施設を適切に維持管理します。また、さらなる水道システムの強靱化に向けて、計画的な更新や耐震化を進めるとともに、水道施設の再構築に取り組みます。
		施策6-2-3	快適な生活や環境を守るため、下水道施設を適切に維持管理するとともに、…	快適な生活や環境を守るため、官民連携により下水道施設を適切に維持管理するとともに、…

ページ	38	政策	2	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
				施策6-2-4	自転車 <sup>①</sup> を安全・快適に利用できる通行空間や自転車駐車場などの確保を進めるとともに、交通ルールの啓発に取り組みます。また、関係機関と連携しながら、公共交通の利便性・安全性の向上を図ります。	利用者・事業者・行政が一体となって持続可能で利便性・安全性の高い公共交通ネットワークの実現に取り組みます。また、自転車 <sup>①</sup> を安全・快適に利用できる通行空間や自転車駐車場などの確保を進めるとともに、交通ルールの啓発に取り組みます。
				施策指標6-2-4	自転車通行空間の整備延長 目標 40km	自転車通行空間の整備延長 目標 25km(改訂前:40km)
				関連する主な個別計画	○都市計画マスタープラン ○バリアフリー基本構想 ○交通バリアフリー道路特定事業計画 ○自転車利用環境整備計画 ○すいすいビジョン2020 ○水道施設マスタープラン ○公共下水道事業計画	○都市計画マスタープラン ○バリアフリー基本構想 ○バリアフリー道路特定事業計画 ○自転車利用環境整備計画 中間見直し ○公共交通維持・改善計画 ○すいすいビジョン2029 ○水道施設マスタープラン ○下水道事業経営戦略2019 ○公共下水道事業計画

大綱7 都市魅力

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
39	1	現状と課題	近年、経済のグローバル化による競争激化など社会経済状況が厳しさを増す中、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業への支援を進めていく必要があります。	近年、経済のグローバル化による競争激化など社会経済状況が厳しさを増す中、感染症を含む災害への備えやデジタル化への対応も求められており、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業への支援を進めていく必要があります。
40		現状と課題	雇用・労働環境においては、少子高齢化による労働力人口の減少や不安定雇用の拡大などが社会問題となっています。	雇用・労働環境においては、少子高齢化による労働力人口の減少や不安定雇用などが社会問題となっています。働く意欲のあるすべての人々が、雇用形態にとらわれず多様な働き方ができる環境づくりが求められています。
		施策7-1-2	…人材不足分野の事業者の人材確保に向けた支援に取り組みます。また、労働環境の改善に向けた相談や啓発を行います。	…事業者の人材確保に向けた支援に取り組みます。また、働き方改革で求められる労働環境の改善に向けた相談や啓発などを行います。
		施策指標7-1-1	(追加)	市内の事業所数
		施策指標7-1-1	商店街及び小売市場における空き店舗率 目標 7%	商店街及び小売市場における空き店舗率 目標 7%以下
41	2	現状と課題	また、国内外の文化交流を進めるため、多文化共生の視점에立ったまちづくりや都市間交流を進めることも重要です。	また、多文化共生を推進し、地域に暮らす国籍や民族、文化の異なる市民が、違いを認め合いながら共に暮らす社会を実現するため、都市間交流も含め多角的な取組を進めることが重要です。
		現状と課題	近年、健康づくりの取組が注目される中、スポーツや運動に取組む機運がますます高まっています。	近年、健康づくりの取組が注目される中、スポーツや運動は誰もが生涯にわたって親しみ、健康寿命の延伸や地域のつながりを深めるものとして、重要な役割を担っています。
42		施策7-2-1	また、多文化共生の視점에立ったまちづくりや都市間の文化交流を進めます。	また、多文化共生推進のためのさまざまな取組や都市間の文化交流を進めます。
		施策7-2-2	また、市内のさまざまな文化財の活用を図り、市民の文化活動などを支援します。	また、市内のさまざまな文化財の活用及び博物館の有する多様なコンテンツのデジタル化を図り、市民の文化活動などを支援します。



ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
42	2	施策指標7-2-1 施策指標7-2-1 施策指標7-2-3 関連する主な条例	(追加) (追加) (追加) (追加)	市の文化事業に出演・出展した市民の延べ人数 外国人等支援施策において支援した延べ人数 各スポーツ施設及び学校体育施設開放事業の年間延べ利用者数 ○吹田市立博物館条例
43	3	現状と課題 現状と課題 現状と課題 現状と課題	・市立吹田サッカースタジアムや万博記念公園があることなどから、多くの人を訪れるまちでもあります。 さらに、「吹田まつり」をはじめとするイベントが盛んであるなど、… 市民が愛着や誇りをもち、「住み続けたい」「離れても戻りたい」と思えるまちに向けて、今あるまちの魅力のさらなる向上や新たな魅力づくりに取り組み必要があります。	・市立吹田サッカースタジアムや万博記念公園があることなどから、多くの人を訪れるまちでもあり、今後開催予定の「2025大阪・関西万博」を活用するなど、同公園周辺エリア等の一層の活性化や魅力の向上・発信が求められます。 さらに、「すいたフェスタ」をはじめとするイベントが盛んであるなど、… 市民が愛着や誇りをもち、「住み続けたい」「離れても戻りたい」と思えるまちに向けて、「シテイプロモーションビジョン」に基づき、今あるまちの魅力のさらなる向上や新たな魅力づくりに取り組む必要があります。
44		現状と課題 施策7-3-1	本市は、5つの大学などが立地しており、大阪府内で学生数が最も多いまちとなっています。 今ある本市の強みをさらに伸ばしていくとともに、市民との連携を深めながら、新たな魅力づくりに取り組みます。また、地域資源を活用しながら、市民がまちの魅力を感じる機会が充実するとともに、魅力の発信に取り組みます。	本市は、5つの大学などが立地しており、大阪府内で学生数が最も多く、さまざまな場面で活気もたらされるなど、まちの魅力向上につながっています。 今ある本市の強みをさらに伸ばしていくとともに、市民との連携や市民同士の関わりを深めながら、新たな魅力づくりに取り組みます。また、地域資源を活用しながら、市民がまちの魅力を感じ、住み続けたいと思える機会の充実を図るとともに、多様な手法による効果的な魅力の発信に取り組みます。

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
44	3	施策7-3-2	大学との連携を進め、豊富な人材、情報、技術などのまちづくりにへの活用を図ります。	大学との連携を進め、豊富な人材、情報、技術などのまちづくりにへの活用を図るとともに、学生による主体的な貢献を促進します。
		施策指標7-3-1	吹田まつりへの協賛・協力団体数	すいたフェスタへの協賛・協力団体数(R元年度までは「吹田まつり」)
		施策指標7-3-1	(追加)	すいたフェスタへの来場者数
		施策指標7-3-1	(追加)	すいたんを用いたSNSなどのフォロー数
		施策指標7-3-2	大学との連携による事業やイベントなどの年間実施回数	大学との連携による市民対象の事業やイベントなどの年間実施回数
		施策指標7-3-2	(追加)	連携授業等への参加を契機に市政への参画意欲が向上した学生の割合
		施策指標7-3-2	ガンバ大阪と小学生のふれあいイベントなど応援イベントへの年間参加者数 目標 5,000人	ガンバ大阪と小学生のふれあいイベントなど応援イベントへの年間参加者数 目標 10,000人(改訂前:5,000人)

大綱8 行政経営

ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
45	1	現状と課題	また、公共施設の老朽化に伴い、施設の更新などにかかる経費が集中する時期を迎えようとしています。	また、公共施設の老朽化に伴い、施設の更新などにかかる経費が集中する時期を迎えています。
		現状と課題	地方分権改革が進む中、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりをさらに進めていく必要があります。また、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。	中核市への移行に伴い、これまで広域行政が担ってきた専務を含め、幅広い事務を実施することになりました。今後さらに、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりを進めていくとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。広域対応が有効な分野では、隣接する中核市4市(西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市の「NATS」)など、他自治体との連携を進めています。
46		現状と課題	公共施設については、維持管理・更新などのトータルコストの縮減や財政負担の平準化に努める必要があります。	公共施設については、最適な整備・配置・維持保全を行い、トータルコストの縮減や財政負担の平準化に努める必要があります。
		現状と課題	(追加)	また、市民の利便性を向上させるため、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進することも喫緊の課題となっています。
46		現状と課題	また、時代の変化を見据え、柔軟に行政課題に対応できる人材を育成するとともに、効率的な組織運営を進める必要があります。さらに、ICTの活用などにより、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る視点も重要です。	時代の変化を見据え、柔軟に行政課題に対応できる人材の確保・育成に努めるとともに、DXも含め行政運営の効率化を図る取組を推進することで、限られた財源と人材の有効活用を図り、平常時はもとより災害発生や感染症感染拡大などの非常時においても持続可能な組織づくりを進める必要があります。
		施策8-1-1	また、大阪府からの権限移譲や、近隣自治体などとの広域連携に努めるとともに、簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。	また、中核市としての権限の発揮や、「NATS」など近隣自治体との広域連携に努めます。あわせて、民間活力の導入も含めた業務プロセスの改善によって、簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。
		施策8-1-2	行政経営部	都市計画部



ページ	政策	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
46	1	施策8-1-3	人材育成の推進	働きやすい職場づくり・人材育成の推進
		施策8-1-3	時代の変化を見据えながら、行政課題に適切かつ柔軟に対応できる職員を育成するとともに、職員が能力を発揮できる組織づくりを行うため、市民対応能力や政策立案能力の向上などを目的とした職員研修の充実や人事評価制度の活用などを進めます。	時代の変化を見据えながら、行政課題に適切かつ柔軟に対応できる職員の育成をめざします。また、市民対応能力や政策立案能力の向上など、職員の能力開発に資する職員研修の充実や人事評価制度の活用などを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現など、職員が働きやすい職場づくりを進めます。
		施策8-1-4	市民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、ICTの活用を進めます。	市民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、オンラインでの申請・使用料支払いなど、ICTの活用とデジタルデバイド対策を進め、自治体DXの推進を図ります。
		施策8-1-4	また、災害発生時などにおける行政サービスの継続性を確保するとともに、情報セキュリティの脅威に対応するため、情報システムの強化を図ります。	災害発生時などにおける行政サービスの継続性を確保するとともに、ICT技術のさらなる進展や普及に伴うリスクの複雑化に対応するため、職員への研修をはじめとして、情報セキュリティ管理の強化を図ります。
		施策指標8-1-1	財政調整基金残高 目標 100億円	財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合 目標 20%確保(改訂前:100億円)
		施策指標8-1-2	(追加)	公共施設(一般建築物)の改修や建替えをした件数
		施策指標8-1-3	(追加)	年間の時間外勤務時間数が360時間以下の職員数の割合
		施策指標8-1-4	(追加)	電子化対応済の行政手続におけるオンライン申請件数の割合
		関連する主な個別計画	○公共施設総合管理計画 ○公共施設最適化計画 ○情報化推進計画 ○人材育成基本方針 ○職員体制最適化計画	○公共施設総合管理計画 ○公共施設(一般建築物)個別施設計画 ○情報化推進計画 ○人材育成基本方針 ○職員体制計画 ○みんなのはたらきかたプラン～働きやすい職場を指して～ ○障がい者活躍推進計画

IV. 市民意識指標

ページ	該当箇所	改訂前(平成31年(2019年)3月策定)	改訂版
47	大綱1	(追加)	7 過去一年間に一度以上、地域活動に参加したことがある市民の割合
	大綱3	(追加)	12 高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援に満足している市民の割合
48	大綱7	24 成人の週1回以上のスポーツ実施率	26 20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率

吹田市第4次総合計画基本計画 改訂版  
計画案(附属資料)

# 目 次

1. 施策指標の一覧 .....	1
2. SDGs 対応政策一覧.....	20
3. 用語集 .....	21
4. 第4次総合計画基本構想（平成31年（2019年）3月策定） .....	31
5. 目標（めざすまちの姿）への到達度に関する評価 .....	65
6. 策定組織図 .....	70
7. 策定経過 .....	71
8. 総合計画審議会 .....	74
9. 市民参画・市民周知の状況 .....	76

# 1. 施策指標の一覧

## 大綱1 人権・市民自治

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
1	111	平和祈念資料館の年間利用者数	6万人	平和に対する市民意識の高揚を図るため、より多くの市民への啓発が重要であることから、啓発の中心的な場となっている平和祈念資料館の年間来館者数と年間貸出資料利用者数を指標として設定。	企画展、映画会、展示パネルなどの充実、周知方法の工夫による来館者数の増加、及び貸出資料の充実を図るとともに関係団体等へ情報提供することによる貸出資料利用者数の増加をめざす。	本市実績による
2	112	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.5万人	人権意識の向上を図るため、より多くの市民への人権啓発や教育が重要であることから、指標として設定。	積極的な地区活動を促し、効果的な啓発手法を検討することにより、参加者数の増加をめざす。	本市実績による
3	112	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	54校	人権意識の向上を図るため、より多くの児童・生徒が人権について理解を深める機会をもつことが重要であることから、指標として設定。	すべての小・中学校からの応募をめざす。	本市実績による
4	113	市職員の管理職（課長代理級以上）における女性の割合	30%	男女共同参画社会の実現のため、行政が率先して男女共同参画に取り組む必要があることから、指標として設定。	「みんなのはたらきかたプラン～働きやすい職場を目指して～」に基づき、国の目標値に準じて設定。 ※算出式 女性の管理職の人数/管理職の人数×100	本市実績による
5	113	交際相手からの暴力（デートDV）に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	18校	男女共同参画社会の実現のため、DV防止などの取組が重要であり、特に、予防については若年層への啓発が重要であることから、指標として設定。	すべての中学校での実施をめざす。	本市実績による
6	121	市のホームページの閲覧者数（月平均）	40万人 [20万人]	情報共有を推進するため、迅速かつ柔軟に情報提供を行うことのできる市ホームページの活用が効果的であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により見直し】 オンライン手続などデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進により閲覧が増えることを見込み、目標値を見直し。	R4年度平均が43.7万人と新型コロナウイルス感染症感染拡大による一時的な増加傾向が収束に向かうことを見込みつつ、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進とさらなる情報発信の充実を見込み目標値を設定。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 [ ] 内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
7	122	市民委員の公募を行っている審議会などの割合 (公募できないものを除く)	100%	市民参画を推進するため、審議会などへの市民委員の参画を進めることが重要であることから、指標として設定。	すべての審議会など (公募できないものを除く) において市民委員の公募が実施されていることが望ましいことから、100%をめざす。 ※算出式 市民委員の公募を行っている審議会などの数 / 審議会などの数 (公募できないものを除く) ×100	本市実績による
8	122	市民公益活動センター (ラコルタ) の年間利用者数	7万人	市民参画・協働を推進するため、活動の場の提供を行うとともに、市民公益活動への支援の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	改訂前の計画策定時の直近2年 (H28年度及びH29年度) の伸び幅の維持をめざして7万人と設定。	本市実績による
9	123	自治会加入率	60%	コミュニティの活性化を図るため、地域コミュニティの形成において大きな役割を担っている自治会の加入率を指標として設定。	自治会加入率が減少傾向にある中で、自治会活動への支援や新たに転入してきた世帯への周知の強化などによる加入世帯の増加を見込む。 ※算出式 自治会に加入している世帯数 / 総世帯数 (住民基本台帳) ×100	本市実績による
10	123	コミュニティセンターや市民センターなどコミュニティ施設の年間利用件数	4.8万件	コミュニティの活性化を図るため、市民が集う機会の提供などコミュニティ活動への支援を行うことが重要であることから、指標として設定。	H29年度実績の1割増をめざす。	本市実績による

## 大綱2 防災・防犯

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 [ ] 内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
11	211	各種団体との防災協定締結数	100件	危機管理体制の充実を図るため、関係機関との連携の強化が重要であることから、指標として設定。	防災協定締結団体数の増加をめざし、過去の推移を踏まえ、年4件程度の増加を見込む。	本市実績による
12	211	防災協定締結団体の吹田市地域防災総合訓練参加率	100%	<b>【新規追加】</b> これまで協定締結数のみを指標としていたが、実効性の向上と危機管理体制の充実を図るため、関係機関との実務レベルでの連携強化が重要であることから、指標として設定。	防災協定締結団体について、すべての団体の参加をめざす。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 [ ] 内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
13	212	連合自治会単位での自主防災組織の結成率	100%	地域の防災力・減災力の向上を図るため、地域が主体となった防災・減災の取組が重要であり、自主防災組織の結成を進める必要があることから、指標として設定。	すべての連合自治会で結成されることをめざす。 ※算出式 自主防災組織を結成している連合自治会数/連合自治会数×100	本市実績による
14	213	消防団員数	250 人	消防体制の充実を図るため、市民による地域に密着した消防組織である消防団の体制強化が重要であることから、指標として設定。	吹田市消防団条例第3条に規定する定員数まで消防団員を増加させることをめざす。	本市実績による
15	213	普通救命講習などの年間受講者数	1 万人	救急救命体制の充実を図るため、より多くの市民が適切な応急処置を実施できることが重要であることから、指標として設定。	国の検討では、成人人口の20%に救命講習を実施すれば、救命率の向上に有効とされており、本市では、より充実した体制とするため、10年間で、生産年齢人口の40% (約10万人) に対し救命講習などを実施することとし、1年度当たり1万人を目標とする。	本市実績による
16	221	防犯に関する講座の年間受講者数	1,500 人	防犯力の向上を図るため、市民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要であることから、指標として設定。	犯罪被害に遭いやすい女性や子供を対象とした講座を重点的に行うことにより、年間受講者数の増加をめざす。また、R4年度から学校に対する啓発事業も実施する。	本市実績による
17	221	女性や子供を狙った犯罪認知件数 (声かけ・性犯罪等)	0 件	<b>【新規追加】</b> 安心安全のまちづくりを進めるため、防犯カメラの設置やパトロール活動の強化を図っている。子供や女性を狙った犯罪をなくすことを主たる目標に活動することで、全体的な治安のよさにつながることから、指標として設定。	女性や子供を狙った犯罪は、1件たりとも許さないことを目標とする。	吹田警察署の報告による
18	222	消費者向けの講座の年間受講者数	700 人	消費者意識の向上を図るため、消費者教育や啓発が重要であることから、指標として設定。	これまでの消費者向け講座の受講者に加え、特殊詐欺等の被害対象となりやすい高齢者に対し啓発活動に取り組むことにより、聴講者数の増加をめざす。 ※算出式 消費者向けの講座受講者数+高齢者イベント (介護予防講演会、ひろばde体操、ふれあい昼食会) における消費者啓発の聴講者数	本市実績による

大綱3 福祉・健康

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
19	311	高齢者生きがい活動センターの年間利用者数	5.5 万人 [6 万人]	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るため、生きがいづくりの活動が行える場の提供と活動への支援を行うことが重要であることから、指標として設定。 <b>【個別計画との整合性により見直し】</b> 第9期吹田健やか年輪プラン策定の際に、高齢者の生きがいづくりの多様化を踏まえ、目標値を見直し。	「第9期吹田健やか年輪プラン」に基づき設定。	本市実績による
20	311	生きがいがある高齢者の割合	70%	<b>【新規追加】</b> 高齢者の生きがいの状況を表す指標として設定。	「第9期吹田健やか年輪プラン」に基づき設定。	本市調査による
21	312	後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合	32%以下	高齢者が可能な限り自立した生活が送れるよう、さまざまな取組を実施した成果を表す指標として設定。	「第9期吹田健やか年輪プラン」に基づき設定。 ※算出式 要支援・要介護の認定者数/75歳以上人口×100	本市実績による
22	312	認知症サポーターの養成数(累計)	4.2 万人 [5.6 万人]	高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進するため、市民による見守りを増やしていくことが重要であることから、指標として設定。 <b>【個別計画との整合性により見直し】</b> 第9期吹田健やか年輪プラン策定の際に国の目標値に合わせ、目標値を見直し。	「第9期吹田健やか年輪プラン」に基づき設定。	本市実績による
23	313	受けている介護サービスに満足している利用者の割合	60% [70%]	質の高い介護サービスが供給されている状況を表す指標として設定。 <b>【個別計画との整合性により見直し】</b> 第9期吹田健やか年輪プラン策定に向けた高齢者等実態調査において、「受けているサービス全体の満足度」を設問内容に追加したため、それに応じて目標値を見直し。	「第9期吹田健やか年輪プラン」に基づき設定。	本市調査による
24	321	ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数(月平均)	1,860 人	障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るため、訪問系サービスの充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	過去の実績やニーズを踏まえ、訪問系サービスの利用者の増加を見込む。	本市実績による



※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
25	321	グループホームの利用者数 (月平均)	700 人	障がい者が地域で自立して生活できるよう、住まいの場の確保を図る必要があることから、指標として設定。	グループホームのニーズの増加傾向を踏まえ、改訂前の計画策定時の現状 (H28 年度) の倍以上の利用者数を見込む。	本市実績による
26	321	ショートステイ利用者数	470 人	<b>【新規追加】</b> 障がい者が地域で自立して生活できるよう、緊急時や支援者のレスパイトへの対応を図る必要があることから、指標として設定。また、「第 1 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」からの指標引継ぎ。	過去の実績やニーズを踏まえ、ショートステイ利用者の増加を見込む。	本市実績による
27	322	移動支援事業の利用者数 (月平均)	1,230 人	障がい者の社会参加の促進のため、外出時の移動支援サービスのニーズに基づいた利用者数を指標として設定。	過去の実績を踏まえ、移動支援事業の利用者の増加を見込む。	本市実績による
28	322	「就労継続支援 (非雇用型) 事業所」における工賃の平均月額	18,000 円	障がい者の社会参加の促進のため、福祉的就労の場における工賃の向上を図ることが重要であることから、指標として設定。	改訂前の計画策定時の直近 3 か年 (H26 年度から H28 年度まで) で最も高い実績である H26 年度実績 (13,286 円) に、第 4 期大阪府障がい福祉計画の工賃向上目標率 (34.2%以上) を上乗せし、算出。	本市実績による
29	331	小地域ネットワーク活動の延べ参加者数 (地区福祉委員含む)	8.8 万人	住民主体の地域福祉活動を促進するため、地域のつながりづくりを目的とした小地域ネットワーク活動の参加者が増加することが重要であることから、指標として設定。	「第 4 次地域福祉計画」に基づき設定。	本市実績による
30	331	民生委員・児童委員の充足率	100%	地域福祉活動において重要な役割を担う民生委員・児童委員について、条例上の定数 (必要人数) を確保することは、地域福祉の推進につながるため、指標として設定。 <b>【他指標の補足のため追加】</b> No.29「小地域ネットワーク活動の延べ参加者数 (地区福祉委員含む)」は、地域住民の交流 (活動) の状況を把握する指標として必要と考えるが、感染症の影響を受けやすい指標であることを鑑み、地域福祉活動を担う人材の確保・育成の取組の進捗状況を把握するための指標を追加。	民生委員・児童委員の定数をすべて確保することをめざし、100%と設定。	吹田市民生委員法施行条例及び本市実績による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
31	331	福祉避難所の支援を行うボランティアの人数	130 人	災害発生時に災害時要援護者への支援を適切に行うため、福祉避難所ごとに必要なボランティアが配置されている必要があることから、指標として設定。	すべての福祉避難所で必要とされるボランティアの人数が確保されることをめざす。ただし、災害時に福祉避難所を含めた支援にあたるボランティアの人数とする。	本市実績による
32	331	災害時要援護者支援に関する協定を締結した地区の割合	100%	<b>【新規追加】</b> 「災害発生時に災害時要援護者への支援が適切に行える体制づくり」の推進においては、地域支援組織（連合自治会単位の自主防災組織等）との連携体制の強化に力を入れて取り組んでいることから、その進捗を測る指標を設定。	要援護者情報を共有し、地域において個々の状況に応じた具体的な避難方法（将来的には個別避難計画の策定）等を検討してもらえるよう、連合自治会単位の自主防災組織等（全 34 地区）との協定締結をめざす。 ※算出式 災害時要援護者支援に関する協定を締結した地区 / 連合自治会数 × 100	本市実績による
33	332	就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率 [生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる支援により就労につながった人数]	50% [90 人]	生活保護受給者等への就労支援の取組の成果を表す指標として設定。 <b>【数量→割合に変更】</b> 就労支援専門員が直接支援していない就労準備支援事業も含めるなど対象を改めて整理し、人数を割合に変えて設定。	国の主要分野 KPI（就労支援事業等に参加した者（生活保護受給者）のうち、就労・増収した者の割合を R7 年度までに 50%）を参考に設定。	本市実績による
34	341	特定健康診査（吹田市国保健康診査）の受診率	60%	市民による健康づくりの推進を図るため、生活習慣病の予防や重症化防止の取組の 1 つとして、特定健康診査の受診率を向上させる必要があることから、指標として設定。	国の示した市町村国保の目標値に合わせ設定。 ※算出式 40~74 歳の健診受診者数 / 40~74 歳の吹田市国民健康保険加入者数 × 100	本市実績による
35	341	吹田市 30 歳代健診及び国保健診の問診において、「運動や食生活などの生活習慣を改善するつもりはない」と回答した人の割合 [生活習慣改善に取り組む市民の割合]	男性： 25.0% 以下 [58%]  女性： 17.0% 以下 [65%]	無関心層も含めたすべての市民が、自身のライフスタイルに合わせて生活習慣をよくする意識をもつことをめざし、健康無関心層を減らす指標を設定。 <b>【個別計画との整合性により見直し】</b> 健康すいた 21（第 3 次）策定の際に、改訂前の指標と対になる「生活習慣を改善するつもりはない人」に焦点をあて、健康無関心層を減らすことを測る指標に変更。	H28 年度から R2 年度の平均減少率を参考に設定。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 [ ] 内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
36	341	受動喫煙にあわなかったと答えた人の割合	40%	<b>【新規追加】</b> スモークフリーシティ (たばこの煙のないまち) の実現をめざす中で、その状態を客観的に判断できる指標として設定。	スモークフリーに関する啓発、協賛制度の創設による機運醸成や、健康増進法に基づく指導などにより割合の増加を見込む。	本市調査による
37	342	結核罹患率 (人口10万対)	6.0 以下	<b>【新規追加】</b> 保健所設置により新たな施策を設定したことに伴い、新規に指標を設定。結核は予防や治療等の個別対応、まん延防止、さらに人権への配慮など感染症の中でも公衆衛生上重要であり、また、結核は社会経済的に弱い立場にある人の罹患が多く、その対策は不平等を是正するという観点もあることから、結核統計における代表的データである罹患率を指標として設定。	新たに結核患者として登録された者の数 (人口10万人当たり) が、順調に漸減したと仮定した値。新型コロナウイルス感染症感染拡大により空気感染対策が充実したこと、罹患率の高い国からの入国が減ったため、この2年 (R3年度からR4年度まで) で想定以上に減少したが、今後はその振り戻しがありえることを考慮。 なお、R4年の結核罹患率は、全国 8.2、大阪府 12.7。	本市実績による
38	343	地域医療推進に関する講演会などの参加者数 (累計)	1,600 人	市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、在宅医療の推進や、かかりつけ医の定着促進に関する啓発が重要であることから、指標として設定。	H29年度に初回のシンポジウムを開催し、以後、シンポジウムは保健医療計画の初年度及び中間年に開催。その間は講演会を開催。シンポジウム：200人×4回、講演会：100人×8回を見込む。	本市実績による
39	343	かかりつけ医をもつ人の割合	60%	市民が健康に関することを気軽に相談でき、必要に応じて適切な医療機関を紹介してもらえる、かかりつけ医をもつことが重要であることから、指標として設定。 <b>【他指標の補足のため追加】</b> No.38「地域医療推進に関する講演会などの参加者数 (累計)」が感染症の影響を受けやすい指標であることを鑑み、施策の進捗状況を把握するため指標を追加。	医療に関する市民アンケート調査における過去の実績値の増加率から算出。 H28年度が 55.3%、R2年度が 57.0%で、4年間で 1.7ポイント、年 0.4ポイント増加していることから、同等の増加率を維持するとして目標値を設定。 なお、R2.7の全国値は 55.2%。	本市調査による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
40	344	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数	1,035 件 [180 件]	健都を生かした健康づくりの取組を推進するため、さまざまな運動プログラムや健康イベントなどを継続的に実施していくことが重要であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により見直し】 指定管理者制度導入により目標値を見直し。	健都ライブラリー開館日数 345 日×3 回/日 (朝昼晩)	本市実績による

#### 大綱 4 子育て・学び

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
41	411	保育所などの待機児童数	0 人	働きながら子育てができる環境の整備状況を表す指標として設定。	待機児童を解消するとして目標値を設定。	本市実績による
42	412	「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数	5,000 人	子育て支援サービスを効果的に実施するため、子育て支援サービスと利用者をつなげることが重要であり、コンシェルジュの利用促進を図る必要があることから、指標として設定。	子育て支援コンシェルジュを置くことで、相談しやすい環境を整え、利用者の増加を見込む。	本市実績による
43	412	乳幼児健診の問診における今後もこの地域で子育てをしていきたいと思う親の割合	98%	【新規追加】 妊娠期から子育て期にわたる情報発信、交流や遊びの場、相談機関、さまざまな支援サービス等の充実は、本市で子育てをしたいと思う背景要因と考えられることから指標として設定。	H29 年度が 95.9%で、その後毎年約 0.1 ポイントずつ上昇推移しているため、今後も同様に上昇すると見込み、設定。なお、R2 年度全国 1 位の自治体 97.4%を上回る目標値。	国の健やか親子 21 (第 2 次) (国民運動計画) の取組評価指標。全国統一の質問を乳幼児健診時に実施した回答。
44	413	生後 4 か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、助産師、民生委員・児童委員などが訪問や面談を行った割合 [生後 4 か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、民生委員・児童委員などが訪問し面談を行った割合]	100% [80%]	保護者の孤立化の防止や育児に関する不安の軽減、虐待の未然防止・早期発見のため、乳児がいる家庭を訪問・面談し、必要に応じて適切な支援につなげることが重要であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により文言を一部修正】 実施者に「助産師」を加えるとともに、R4 年度から「出産・子育て応援事業」が始まり、本事業においては「訪問」が必須ではなく、乳児がいる家庭とのつながりをもつことを目的としていることから、「訪問し面談」から「訪問や面談」に修正。それに伴い目標値を見直し。	すべての家庭への訪問・面談を行うことをめざす。 ※算出式 家庭訪問や面談を行った家庭数/生後 4 か月までの乳児がいる家庭数×100	本市実績による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 [ ] 内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
45	413	「ひとり親家庭就業相談」における就業支援の利用により就業につながったひとり親の割合 [「ひとり親家庭相談」における就業相談の利用により就業につながったひとり親の人数]	100% [50人]	ひとり親家庭の経済的自立を図るため、就業支援を行うことが重要であることから、指標として設定。 【数量→割合に変更】 就業支援（自立支援プログラム等）の利用者数に対する成果を示すことにより、有効性を分かりやすくするため、人数から割合に変更。	すべての就業支援利用者が就職につながることをめざす。	本市実績による
46	421	授業で学習したことが将来社会に出た時に役に立つと思う小・中学生の割合	小：95% 中：86%	主体的に学習する姿勢を身につけるため、目的意識をもつことが重要であることから、指標として設定。	全国で1位の都道府県（※）の割合と同等となることをめざす。 ※秋田県：小95%、中86%（H29年度）	文部科学省「全国学力・学習状況調査」による
47	421	学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合	小：92% 中：86%	教育内容の充実や良好な人間関係などにより、学校へ行くのが楽しいと感じられている状況を表す指標として設定。	全国で1位の都道府県（※）の割合と同等となることをめざす。 ※和歌山県：小92%、秋田県・山口県：中86%（H29年度）	文部科学省「全国学力・学習状況調査」による
48	421	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う小・中学生の割合	100%	【新規追加】 本市としていじめ対策に力を入れて取り組んでいることから、指標として設定。	いじめはどの学校・学級でも常に起こり得るものと認識しているが、まずは児童・生徒がいじめをしてはいけないと意識することが重要であることから、100%をめざす。	文部科学省「全国学力・学習状況調査」による
49	422	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率	100% (R7年度まで) [R6年度まで]	建設から30年を経過した校舎や体育館が全体の約9割を占めており、安全で快適な学校教育環境の整備を図るため、校舎などの老朽化対策が必要であることから、指標として設定。	老朽化対策が必要な施設（校舎：47校、体育館：41校）の改修を計画どおり完了することをめざす。 ※算出式 改修が完了した学校数／改修を行う学校数×100	本市実績による
50	422	小・中学校のトイレ改修の実施率	100% (R2年度まで)	快適な学校教育環境の整備を図るため、学校のトイレの改修工事が必要であることから、指標として設定。	すべての小・中学校（H27開校の千里丘小学校を除く）で改修工事が計画どおり完了することをめざす。 ※算出式 改修が完了した学校数／改修を行う学校数×100	本市実績による
51	431	青少年指導者講習会の年間受講者数	350人	青少年の健全育成を図るため、地域での見守りが重要であり、青少年指導者や見守り活動等のボランティアを養成する必要があることから、指標として設定。	36小学校のうち、1校区10人程度の受講者をめざす。	本市実績による
52	431	青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数	14万人	青少年の健全育成を図るため、子供たちが仲間をつくり、さまざまな体験・活動や学習をする機会を提供することが重要であることから、指標として設定。	H29年度参加者数13.6万人から毎年約500人増加するとして計算し目標値を設定。	本市実績による



※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 [ ] 内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
53	432	留守家庭児童育成室の受入及び待機児童数 [留守家庭児童育成室の受入児童数]	受入： 4,600 人  待機： 0 人	放課後などに、児童が安心安全に過ごせる居場所を提供することが重要であることから、指標として設定。 <b>【取組内容との整合性により文言を一部修正】</b> 受入児童数に加え、待機児童が発生しており、二一ズに対する対応状況を表す指標も追加。	留守家庭児童育成室の利用を必要とする児童の増加に対応することによる受入児童の増加を見込む。 待機児童が 0 人となることがニーズを充足することになるため、待機児童は 0 人をめざす。	本市実績による
54	432	太陽の広場などの年間参加者数	22.7 万人	放課後などに、児童がさまざまな体験や活動を行いながら、安心安全に過ごせる居場所を提供することが重要であることから、指標として設定。	改訂前の計画策定時 (H29 年度) の 1 割増を目標値に設定。 ※算出式 太陽の広場参加者数+地域の学校参加者数	本市実績による
55	441	市内大学連携講座の年間延べ受講者数 [市民大学講座の年間受講者数]	3,000 人	あらゆる世代の生涯学習活動を支援するため、学習機会の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。 <b>【取組内容との整合性により文言を一部修正】</b> 講座名称等を修正。	各講座予定人数の 3,000 人を目標値とする。	本市実績による
56	442	地区公民館の年間利用者数 (オンラインによる講座受講者を含む) [地区公民館の年間利用者数]	46.6 万人	生涯学習活動を行える場の提供を行うとともに、学習支援の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。 <b>【取組内容との整合性により文言を一部修正】</b> 「オンラインによる講座受講者を含む」との文言を追加。	H27 年度利用者数 46.1 万人から毎年 500 人増加 (H27 年度実績を 100 として毎年 0.1% ずつ増加) するとして計算し目標値を設定。	本市実績による
57	442	図書館の年間入館者数	222 万人	生涯学習活動において、図書館が大きな役割を担っていると考えられることから、指標として設定。	改訂前の計画策定時 (H29 年度) の千里丘図書館の入館実績値 (20 万人) から、千里丘図書館と蔵書数がおおよそ同規模となる健都ライブラリー、北千里分室から移転後の北千里図書館の入館者の増加見込数を算出し、目標値を設定。	本市実績による
58	442	市民 1 人当たりの図書館資料 (電子書籍を含む) の年間貸出数	12 点	<b>【新規追加】</b> No.57「図書館の年間入館者数」をハード面の指標とし、さまざまな媒体の資料の貸出点数をソフト面の指標として新たに設定。H29 年度は電子書籍を含まない実績値。	「吹田市立図書館サービス基本計画」に基づき、市民 1 人当たりの年間貸出点数 12 点 (1 か月に 1 点は利用) をめざす。なお、中核市の市民 1 人当たりの年間貸出数 (電子書籍は含まず) は平均 4.13 点 (都市要覧 R3 年度版) で、吹田市は全国 4 位。	本市実績による

大綱5 環境

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
59	511	市域の年間エネルギー消費量	13.1PJ以下	節エネルギー、省エネルギー機器導入及び太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及の取組を総合的に把握する指標として設定。	「地球温暖化対策新実行計画」に基づき目標値を設定。	本市実績による
60	511	市域の年間温室効果ガス排出量	1,092千t-CO2以下	<b>【新規追加】</b> 市域の地球温暖化対策の効果を把握することを目的として指標として設定。	R10 年度までに市域の温室効果ガス排出量を H25 年度比で、50%以上削減することをめざす。 ※算出式 エネルギー消費量×排出係数	本市実績による
61	511	市域の太陽光発電システム設備容量 (累計)	3.5 万 kW	再生可能エネルギーの普及啓発の成果を表す指標として設定。	「地球温暖化対策新実行計画」に基づき目標値を設定。	本市実績による
62	512	「マイバッグ」の持参率	87% [80%]	ごみの排出抑制を図るため、環境負荷の軽減に向けたライフスタイルの見直しなどに関する市民への啓発が重要であることから、指標として設定。 <b>【個別計画との整合性により見直し】</b> 一般廃棄物処理基本計画において R10 年度の目標を 87%に引き上げたことにより目標値を見直し。	「一般廃棄物処理基本計画」に基づき設定。 ※算出式 レジ袋をもらわなかった商品購入者/商品購入者×100 (市内の「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」締結店舗における割合)	本市実績による
63	512	市民 1 人当たりの 1 日のごみ排出量	760g 以下	ごみの減量に向けた取組の成果を表す指標として設定。	R10 年度までに市民 1 人当たりの 1 日のごみ排出量を H22 年度比 20%削減することを目標として値を設定。	本市実績による
64	513	公害に関する苦情を解決した割合	80%	安全で健康な生活環境を保全するため、公害が発生しないよう、事業者などに対する助言や指導が重要であることから、指標として設定。	安全で健康な生活環境を維持するため、苦情はすべて解決されることが望ましいが、内容や受付時期により年度内の解決が困難な場合もあるため、H24 年度から H28 年度までの過去 5 年の苦情の受付・対応状況や解決割合などを踏まえ、目標値を算出。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
65	513	「環境美化推進団体」の団体数	60 団体 [40 団体]	良好な生活環境の維持などを図るため、市民の美化意識の向上が重要であることから、指標として設定。 <b>【取組内容との整合性により見直し】</b> R4 年度に 42 団体となり、当初の目標値の 40 団体を達成。環境美化推進のためには、さらなる市民、事業者との連携が必要であり、目標値を見直し。	啓発などによる年 3 団体程度の増加を見込む。	本市実績による

## 大綱 6 都市形成

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
66	611	まちづくりのルール（地区整備計画）の策定地区数・面積	78 地区 ・ 280ha [75 地区 ・ 230ha]	地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、必要に応じてまちづくりのルールを定めることが重要であることから、指標として設定。 <b>【取組内容との整合性により見直し】</b> 魅力ある、地域らしさを備えた都市空間の形成をより一層推進するため、目標値を見直し。	地区整備計画のさらなる増加をめざし、大規模開発事業等の動向を見据え、見直し時 (R4 年度) を起点として 2 年ごとに 1 地区程度 (1 地区当たり 1 ha 程度) の増加を見込む。	本市実績による
67	611	景観に関するルール（景観重点地区）の指定地区数・面積	40 地区 ・ 150ha	地域の特性を生かし、良好な景観形成を図るため、必要に応じて景観に関するルールを定めることが重要であることから、指標として設定。	重点地区の増加をめざし、過去の推移を踏まえ、年 2 地区程度 (年 6 ha 程度) の増加を見込む。	本市実績による
68	612	住宅の耐震化率	95%	良好な住環境の形成を図るため、災害に強いまちづくりを進めることが重要であり、市内住宅の耐震化を図る必要があることから、指標として設定。	国や大阪府の方針を踏まえ、住宅の耐震化率を 95%以上とすることをめざす。 ※算出式 耐震性を満たす住宅数 / 住宅総数 × 100	総務省「住宅・土地統計調査」を利用した推計値
69	612	空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合	10%以下	良好な住環境の形成を図るため、適正に管理されていない状態で放置された空き家を減らすことが重要であることから、指標として設定。	大阪府「住まうビジョン」に基づき、腐朽・破損のある空き家の割合を減らすことをめざす。	総務省「住宅・土地統計調査」による



※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
70	612	倒壊の危険がある空家等の数	解消	良好な住環境の形成を図るため、適正に管理されていない状態で放置された空き家を減らすことが重要であることから、指標として設定。 【他指標の補足のため追加】 No.69「空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合」が5年おきの調査のため追加。	「空家等対策計画2020」に基づく重点取組として、R4年度末に把握している特定空家等及びそれに準ずる状態の危険空家26件を解消する。	本市調査による
71	612	長期修繕計画に基づく修繕積立をしているマンション管理組合の割合	75%	【新規追加】 「マンションの適正な維持管理への支援」を施策内容に新たに追加し、良好な住環境の形成を図るため、マンションが管理不全に陥らないよう、30年以上の長期修繕計画に基づいた修繕工事の実施が重要であることから、指標として設定。	「マンション管理適正化推進計画において定める事項」として示されている目標値を設定。	本市調査による
72	613	公園などの面積	361.6ha	みどり豊かな都市空間の形成のため、まとまったみどりの少ない地域には、公園などの公共のみどりの整備を行う必要があることから、指標として設定。	まとまったみどりの少ない地域などで、公園などの整備を行える可能性のある一定の土地を想定し、目標とする面積を算出。なお、面積は公園、緑地などの合計面積。	本市実績による
73	613	「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数	60団体	みどり豊かな都市空間の形成のため、道路に面した民有地の緑化などの取組を広げることが重要であることから、指標として設定。	南吹田緑化重点地区で、花やみどりを生かしたまちづくりの推進により、活動団体の増加を見込む。また、同地区での取組の波及効果などにより、他の地域でも団体数が増加することをめざす。	本市実績による
74	621	バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路などの整備延長	17km	安全・快適な道路環境を確保するため、道路のバリアフリー化を進める必要があることから、指標として設定。	重点整備地区内の生活関連経路等(約17km)のバリアフリー化を進め、その後、準生活関連経路等を整備することをめざす。	本市実績による
75	621	都市計画道路の整備率	96%	安全・快適な都市を形成するため、都市計画道路は重要な基盤の1つであることから、指標として設定。	R元年度からの今後10年間で整備を進める都市計画道路を計上し、目標値を算出。 ※算出式 完成済み都市計画道路延長/都市計画道路の計画延長×100	本市実績による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 [ ] 内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
76	622	水道管路の更新延長	93km	水道施設を適切に維持するため、水道管路の老朽化に対応する必要があることから、指標として設定。	中長期的な水道管路の健全度や事業量の平準化などを踏まえ、老朽化した水道管路の更新を年8km程度のペースで進めることを見込む。	本市実績による
77	622	水道基幹管路の耐震化率	58%	強靱な水道システムを構築するため、地震などの災害リスクを軽減する必要がある、水道管の中でも重要な役割を担う基幹管路の耐震化率を指標として設定。	基幹管路のうち、送水管・配水本管を中心に管路の重要度に基づき、R元年度からの今後10年間で整備すべき耐震管を計上し(約20km)、目標値を算出。 ※算出式 基幹管路耐震管延長/基幹管路延長×100	本市実績による
78	623	下水道管路の更新及び長寿命化延長	65km	下水道施設を適切に維持管理するため、下水道管路の老朽化に対応する必要があることから、指標として設定。	「ストックマネジメント計画」に基づき、年3.5km程度ずつ更新などを進めることを見込む。	本市実績による
79	623	雨水排水施設の整備率(1時間に約50mmの降雨に対応)	55%	豪雨による浸水被害の軽減などを図るため、雨水排水施設の整備を進める必要があることから、指標として設定。	10年に1回程度生じる降雨(1時間に約50mm)に対応できる雨水排水施設の整備に向け、「公共下水道事業計画」に基づき、雨水排水施設の整備率の向上をめざす。 ※算出式 整備済面積/計画面積×100	本市実績による
80	624	自転車通行空間の整備延長	25km [40km]	安全・快適な交通環境を整備するため、近年増加している自転車利用者にとって安全な通行空間の整備を進める必要があることから、指標として設定。 <b>【個別計画との整合性により見直し】</b> 自転車利用環境整備計画中間見直しに基づき目標値を見直し。	「自転車利用環境整備計画中間見直し」に基づき、自転車ネットワーク選定路線である市道約40kmのうち、まずは25kmを目標値として計画的に整備することをめざす。	本市実績による

## 大綱7 都市魅力

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 [ ] 内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
81	711	開業率と廃業率の差	3ポイント	地域経済の活性化を図るため、創業の促進や廃業の抑制が重要であることから、指標として設定。	「商工振興ビジョン2025」に基づき、創業や事業継続に対する支援による開業率の増加や廃業率の減少を見込む。	総務省「経済センサス」による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
82	711	市内の事業所数	11,700 事業所	地域経済の活性化を図るため、雇用や定住、地域活力等を生む事業活動が重要であることから、指標として設定。 【他指標の補足のため追加】No.81「開業率と廃業率の差」は、前回調査との比較により求める値であるが、国の調査方法がR元年度に変更され、前回調査と比較し、No.81の指標の値を把握することが不可能となっているため追加。	働き方の多様化（統計に表れないフリーランスの増加など）や、本市の住宅都市化が進むことにより、事業所数減少の懸念がある中、現状（R3年度）の事業所数の維持を目標とする。	総務省「経済センサス」における市内民営事業所数（事業内容等不詳を除く）
83	711	商店街及び小売市場における空き店舗率	7%以下	地域経済の活性化を図るため、空き店舗の活用などにより、商店街の活性化が重要であることから、指標として設定。	「商工振興ビジョン2025」に基づき、近年で最も空き店舗率の低かったH19年度実績値以下を目標値とする。 ※算出式 商店街及び小売市場の空き店舗数/商店街及び小売市場の総店舗数×100	本市実績による
84	712	JOBナビすいたを活用した年間就職者数	630人	JOBナビすいたを活用した就労支援の成果を表す指標として設定。	求職者と人材不足分野の事業者のマッチングの取組の強化などによる就職者の増加を見込む。	本市実績による
85	712	「障がい者就職応援フェア」への参加者数	85人	求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めるため、働く意欲のある障がい者への就労支援の充実が重要であることから、指標として設定。	周知の強化などによる参加者の増加を見込む。	本市実績による
86	721	文化会館（メイシアター）の年間入館者数	50万人	文化の振興を図るため、より多くの市民が文化や芸術にふれることが重要であることから、指標として設定。	入館者数は減少傾向にある中で、文化や芸術にふれる機会の充実などによる入館者の増加を見込む。	本市実績による
87	721	市の文化事業に出演・出展した市民の延べ人数	2,650人	第2次文化振興基本計画に基づき、文化に関する人材育成を測る指標として設定。 【他指標の補足のため追加】No.86「文化会館（メイシアター）の年間入館者数」が感染症の影響を受けやすい指標であることを鑑み、施策の進捗状況を把握するため指標を追加。	市が実施する文化事業の充実などにより、R4年度実績値の約5%増を見込む。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 [ ] 内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
88	721	外国人等支援施策において支援した延べ人数	500 人	<b>【新規追加】</b> 国の施策により市内の外国人が増加しており、支援を充実させる必要があることから、多文化共生の推進の進捗を確認するために追加。	ワンストップ相談センター及び行政通訳派遣の R4 年度利用者実績値をベースに、近年の外国人数の増加傾向を踏まえたうえで、他市事例等も参考に、また認知度の低さから潜在的なニーズがあることも想定し、事業認知度のさらなる向上をめざし目標値を設定。	本市実績による
89	722	吹田市立博物館の年間入館者数	3.5 万人	文化財の活用において、博物館をより多くの市民が利用することが重要であることから、指標として設定。	改訂前の計画策定時の直近 5 年間 (H25 年度から H29 年度まで) の入館者数の平均値をもとに目標値を設定。	本市実績による
90	723	スポーツイベントやスポーツに関する講座などへの年間参加者数	9.5 万人	地域におけるスポーツの振興を図るため、スポーツイベントへより多くの人が参加することが重要であることから、指標として設定。	地域のスポーツ関係団体や各競技団体との連携を深めることにより、H29 年度の 7.5 万人から年間参加者数が毎年 1,500 人程度 (約 2%) 増加するとして目標値を設定。	本市実績による
91	723	「社会体育リーダー」など地域におけるスポーツ指導者の延べ認定者数 (累計)	5,000 人	地域におけるスポーツの振興を図るため、市民への指導や助言などを行うスポーツ指導者の育成が重要であることから、指標として設定。	指導者はやや減少傾向にある中で、地域のスポーツ関係団体や各競技団体との連携を深め、養成講座の周知の強化などによる、指導者の増加を見込む。	本市実績による
92	723	各スポーツ施設及び学校体育施設開放事業の年間延べ利用者数	187 万人	<b>【新規追加】</b> スポーツの振興を図るため、より多くの市民がスポーツに親しむことが重要であることから、スポーツ施設の利用者数を指標として設定。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数が減少していたが、R4 年度には回復傾向にあり、今後さらなる利用者数の増加を見込み、H29 年度 (改訂前の計画策定時) の実績を目標値とする。	本市実績による
93	731	すいたフェスタへの協賛・協力団体数 (R 元年度までは「吹田まつり」) [吹田まつりへの協賛・協力団体数]	600 団体	本市の魅力の向上や新たな魅力づくりを図るため、市民がまちの魅力を改めて感じられる場となっているすいたフェスタの活性化が重要であり、さまざまな団体との連携を進める必要があることから、指標として設定。 <b>【取組内容との整合性により文言を一部修正】</b> 事業名称を修正。	さまざまな団体への呼びかけによる協賛・協力団体数の増加を見込む。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
94	731	すいたフェスタへの来場者数	2万人	<b>【新規追加】</b> 本市の魅力の向上や発信に資する当該取組について、課題や改善点を検討するうえで、より分かりやすくその成果等を把握する必要があることから、指標として設定。	R4年度の実績から、継続的に企画等の改善を行うことで年間約500人の増加を見込み、計画最終年度で目標達成をめざす。	本市実績による
95	731	「情報発信プラザ (Inforest すいた)」への年間入場者数	45万人	本市の魅力の発信を行うため、情報発信プラザ (Inforest すいた) に、より多くの人々が訪れることが重要であることから、指標として設定。	魅力ある企画を継続的に実施することで、年間約5,000人の増加をめざす。	本市実績による
96	731	すいたんを用いたSNSなどのフォロー数	2.5万人	<b>【新規追加】</b> 「多様な手法による効果的な魅力の発信」を施策の中に位置づけ、本市のさらなる魅力向上と発信に取り組むこととしたことから、指標として設定。	都市魅力に関する情報を発信するSNSのフォロー数の総数。本市実績の伸び率からの計算及び府内や近隣中核市等の実績と比較したうえで、それを超える数値を設定。	本市実績による
97	732	大学との連携による市民対象の事業やイベントなどの年間実施回数 [大学との連携による事業やイベントなどの年間実施回数]	120回	大学がもつ豊富な人材、情報、技術をまちづくりに活用するため、さまざまな分野で大学との連携を進めることが重要であることから、指標として設定。 <b>【取組内容との整合性により文言を一部修正】</b> 対象を明確化。	大学や学生団体との情報共有の強化などによる回数の増加を見込む。	本市実績による
98	732	連携授業等への参加を契機に市政への参画意欲が向上した学生の割合	70%	<b>【新規追加】</b> 大学との連携事業において、地域の活性化推進の中心となることを期待する大学生の意識向上を図る必要があることから、指標として設定。	取組を進めることで、市政への参画意欲の向上をめざす。	本市調査による
99	732	ガンバ大阪と小学生のふれあいイベントなど応援イベントへの年間参加者数	10,000人 [5,000人]	本市独自の強みを生かしたまちづくりを進め、市民のまちへの愛着や誇りを醸成するため、ガンバ大阪を活用したイベントの実施などが効果的と考えられることから、指標として設定。 <b>【取組内容との整合性により見直し】</b> 新たなイベントを拡充して実施していることから、目標値を見直し。	市民ふれあい事業：2,000人、ピッチ体験：1,000人、キッズフォローアップ事業：3,000人、スタジアムフェスタ：4,000人をめざす。	本市実績による



大綱8 行政経営

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容


















No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 [ ] 内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
100	811	財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合 〔財政調整基金残高〕	20%確保 〔100 億円〕	効果的・効率的な行財政運営の推進を図るため、継続して安定的な財政運営を行うための備えを確保することが重要であることから、指標として設定。 <b>【数量→割合に変更】</b> 中核市移行など、第4次総合計画策定後における本市の財政規模の拡大や新型コロナウイルス感染症対応などの不測の事態に備えた実情に応じた指標とするため、割合に変更。	目安として当初予算編成における収支均衡のための調整分でおよそ15% (=2年度分)、災害や感染症等の不測の事態への対応を含む年度途中の補正予算分でおよそ5%をそれぞれ見込む。 ※算出式 基金残高/標準財政規模×100	本市実績による
101	811	公債費比率	10%以下	効果的・効率的な行財政運営の推進を図るため、将来世代への過度な財政負担を残さないよう、適正な市債管理に努めることが重要であることから、指標として設定。	過去の実績や同規模団体(中核市及び施行時特例市)の状況などを踏まえ、一般に15%が警戒ライン、20%が危険ラインのため、10%を超えない範囲で市債管理することをめざす。 ※算出式 公債費/標準財政規模×100	本市実績による
102	812	一般建築物の個別施設計画の策定が完了した割合	100%	公共施設の最適化を図るため、すべての一般建築物の個別施設計画を策定する必要があることから、指標として設定。	「公共施設最適化計画(実施編)」の計画期間終了時期であるR2年度末までに、すべての一般建築物の個別施設計画の策定をめざす。 ※算出式 個別施設計画を策定した数/個別施設計画の策定予定数×100	本市実績による
103	812	公共施設(一般建築物)の改修や建替えをした件数	130件	公共施設の最適化を図るため、改修や建替えなどの対策を図る必要があることから、指標として設定。 <b>【他指標の補足のため追加】</b> No.102「一般建築物の個別施設計画の策定が完了した割合」は目標を達成したため、計画に基づく実施状況を確認するため指標を追加。	改修や建替えなどの対策が必要となる施設について、個別施設計画に基づき設定。	本市実績による
104	813	職員1人当たりの年間研修受講回数	7回	職員の資質向上や能力開発のため、職員研修が重要であることから、指標として設定。	1人当たりの研修回数が改訂前の計画策定時の現状(H29年度)より増加することをめざす。 ※算出式 延べ年間研修受講者数/全職員数	本市実績による

※指標名及び目標の欄の [ ] 内は改訂前 (R1~R5) の内容


















No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
105	813	年間の時間外勤務時間数が 360 時間以下の職員数の割合	100%	<b>【新規追加】</b> ワーク・ライフ・バランスが確保されているかどうかを検証するにあたって、最も分かりやすい指標として設定。	民間企業等に適用される労働基準法の原則規定による。 ※算出式 年間の時間外勤務時間数 / 全職員数	本市実績による
106	814	ICT を活用した行政サービスの稼働休止時間	0 分	行政サービスを安定的かつ効率的に提供するため、情報システムを障害なく運用することが重要であることから、指標として設定。	システム障害を起こすことなく、行政サービスを継続的に提供することをめざす。	本市実績による
107	814	電子化対応済の行政手続におけるオンライン申請件数の割合	30%	<b>【新規追加】</b> 行政手続のオンライン化は、本市の自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進の重点取組に位置付けており、市民の時間と場所の制約を緩和するとともに、職員作業についても効率化することに寄与する重要な取組であることから、指標として設定。	市の全手続から電子化対象外の手続 (申請件数が極めて少ない、対面必須等) を除いたうえで、電子化対応を進めており、R4 年度実績 18.4%。 行政手続を原則すべて電子化し、さらにその利用を拡大していく中で、電子申込システムを利用する手続のシステム利用率を算定し、目標値を算出。 ※算定式 電子申込システムを利用した申込数 / 全体申込数	本市実績による

## 2. SDGs 対応政策一覧

内閣府地方創生推進事務局作成の地方創生 SDGs ローカル指標リストを参考に、SDGs の 17 のゴールを達成するための 169 のターゲットが関連する吹田市第 4 次総合計画基本計画の各政策について検討（バックカスティング）を行った結果をまとめています。

	大綱	1 人権・市民自治		2 防災・防犯		3 福祉・健康				4 子育て・学び	
		1 平和と人権を尊重するまちづくり	2 市民自治によるまちづくり	1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	2 犯罪を許さないまちづくり	1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	3 地域での暮らしを支えるまちづくり	4 健康・医療のまちづくり	1 子育てしやすいまちづくり	2 学校教育の充実したまちづくり
	貧困をなくそう	●	●	●		●	●	●	●	●	●
	飢餓をゼロに					●		●	●	●	●
	すべての人に健康と福祉を	●		●		●	●	●	●	●	●
	質の高い教育をみんなに	●					●	●		●	●
	ジェンダー平等を実現しよう	●			●	●	●			●	●
	安全な水とトイレを世界中に			●					●		
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに										
	働きがいも経済成長も	●				●	●	●	●	●	●
	産業と技術革新の基盤をつくろう		●						●		●
	人や国の不平等をなくそう	●				●	●	●	●	●	●
	住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	つくる責任 つかう責任										●
	気候変動に具体的な対策を		●	●		●	●	●		●	●
	海の豊かさを守ろう		●								
	陸の豊かさを守ろう										
	平和と公正をすべての人に	●	●	●	●	●	●	●		●	●
	パートナーシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



	大綱	4 子育て・学び		5 環境	6 都市形成		7 都市魅力			8 行政経営
	政策	3 青少年がすこやかに育つまちづくり	4 生涯にわたり学べるまちづくり	1 環境先進都市のまちづくり	1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	2 安全・快適な都市を支える基盤づくり	1 地域経済の活性化を図るまちづくり	2 文化・スポーツに親しめるまちづくり	3 市民が愛着をもてるまちづくり	1 行政資源の効果的活用
	貧困をなくそう	●	●	●	●	●	●			●
	飢餓をゼロに		●	●	●		●			
	すべての人に健康と福祉を	●	●	●		●	●	●		●
	質の高い教育をみんなに	●	●	●			●	●		
	ジェンダー平等を実現しよう	●	●				●			●
	安全な水とトイレを世界中に		●	●	●	●				
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに		●	●		●	●			
	働きがいも経済成長も	●	●	●			●	●	●	●
	産業と技術革新の基盤をつくろう		●	●	●	●	●			●
	人や国の不平等をなくそう	●	●		●		●	●		●
	住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	つくる責任つかう責任		●	●		●	●		●	●
	気候変動に具体的な対策を	●	●	●	●	●				●
	海の豊かさを守ろう		●	●	●	●				
	陸の豊かさも守ろう		●	●	●					
	平和と公正をすべての人に	●	●				●	●	●	●
	パートナーシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●

### 3. 用語集

※太字の用語は改訂版で追加したもの

用語	説明
ICT	情報や通信に関する技術の総称。Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
青色防犯パトロール	警察から青色回転灯を装備した自動車による自主防犯活動を適正に行うことができる旨の証明を受けた団体が実施するパトロール。
赤字地方債	臨時財政対策債など、財源不足に対応するため特例的に発行する市債。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）及び難病患者に対し、外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出時においても必要となる介護を提供する事業。
<b>医薬基盤・健康・栄養研究所</b>	医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所を統合し、平成 27 年度（2015 年度）に設立された厚生労働省所管の独立行政法人。医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、国民の健康の保持及び増進に関する調査、研究、国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行う。 国立健康・栄養研究所については、令和 4 年度（2022 年度）に北大阪健康医療都市（健都）へ移転。
医療イノベーション	医薬品や医療機器などをはじめとする最先端の医療技術の実用化など、医療分野における革新的で新しい価値を創り出すこと。
<b>インクルーシブ教育</b>	障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶこと。障害者の権利に関する条約においては、インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件として、①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②障がいのある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること、③障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更・調整（合理的配慮）が提供されることなどが示されている。ユネスコの理念としては、「人間の多様性を尊重し、障害のあるなしや国籍や人種、性差や経済状況の差別も関係なく、共に学び、共生社会の実現をめざそうとする教育のこと」ともう少し大きな意味で定義づけている。
雨水排水施設	降水により発生した表面水を収集し、河川に放流するための施設。雨水ます、雨水管きょ、ポンプ施設によって構成される。浸水被害の軽減を図る、雨水を貯留・排水する増強管（貯留管）や増強ポンプなども含まれる。本市では、雨水レベルアップ整備事業として、10 年に 1 度の雨（1 時間に約 50mm）に対応できる施設の整備を進めている。
<b>SDGs</b>	Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。2015 年に国連で合意された持続可能な開発のための 2030 アジェンダの一環として策定。17 のゴールと 169 のターゲットから構成される、誰一人取り残さない、よりよい世界をめざす国際目標。
<b>温室効果ガス</b>	地球温暖化の原因とされ、太陽の日射を受けて暖められた地表面が放つ赤外線を吸収し、その一部を再放射することで気温上昇を起こす原因となる気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）、フロン類（ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）、三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ）が規定されている。

用語	説明
環境美化推進重点地区	環境美化の促進を図るため、公共の場所でのポイ捨てを禁止し、対策を特に必要とする地域。
環境美化推進団体	自分たちの住むまちの環境美化活動を自ら実践するとともに、市と連携して啓発活動などを行う5人以上の環境美化推進員で構成する団体。
官民連携	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。
気候変動	さまざまな要因によって地球上のエネルギーの流れや収支が変化し、気候がさまざまな時間スケールで変動すること。気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があり、人為的な要因の一つとして人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加があるとされる。
北大阪健康医療都市 (健都)	JR 岸辺駅北側、「健康と医療」をコンセプトとしたまちづくりを進めている、約 30ha のエリア。愛称：健都（けんと）。国立循環器病研究センター、医薬基盤・健康・栄養研究所を中心に、医療やヘルスケア関連企業等との産学連携による革新的な医療技術・機器等の開発を進めており、循環器病の予防と制圧、健康寿命の延伸などに取り組んでいる。
行政評価	市が実施した取組の成果や進捗状況を客観的な評価基準に基づき、把握・分析すること。
業務継続計画	人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、地域防災計画に定められた災害対応業務及び災害時においても優先的に実施すべき通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。
グループホーム	高齢者や障がい者などが地域社会の中で自立した生活を営むため、介護従事者のサポートを受けながら、少人数で共同生活を送る住まいの場。
景観重点地区	重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地域等で、景観形成地区と景観配慮地区の2種類。景観形成地区は、土地所有者等の意見を聞いて指定し、地区の特性に応じた地区ごとの景観形成基準を定めている。
経常収支比率	経常的な収入のうち、義務的経費などの支出に使われる費用の割合を表す指標。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるといえる。
健康危機管理体制	医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務にあたる体制のこと。
健康寿命	世界保健機関（WHO）が平成 12 年（2000 年）に提唱した指標。一般に、健康状態で生活することができる平均期間又はその指標の総称をさす。健康日本 21（第 2 次）では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定められている。その期間を可能な限り長くできるように、平均寿命と健康寿命の差を縮めることが重要。

用語	説明
公共施設の最適化	市が保有する公共施設（学校、保育所、公民館などの一般建築物、道路などのインフラ系施設、ごみ焼却場などのプラント系施設など）について、人口動向の変化や各施設の老朽化などに対応しながら限られた予算の中で最適な整備・配置・維持保全などを行うこと。
公債費	地方自治体が借り入れた地方債の元金の償還（返済）及び利子の支払いに要する経費。なお、令和4年度（2022年度）普通会計における本市の公債費は約65.2億円。
公債費比率	公債費の標準財政規模に対する割合で、収入の中で市債の元利償還額がどのくらい占めるかを表す指標。
高度救助隊	大規模災害などに迅速かつ的確に対応できるよう、高度救助資機材などをもち、人命の救助に関する専門的で高度な教育を受けた隊員で編成された救助隊。
合理的配慮	障がい者から意思が伝えられた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な対応を行うこと。
国立循環器病研究センター	全国に6つある国立高度専門医療研究センター（ナショナルセンター）の1つで、心臓病や脳卒中、高血圧などの循環器病を専門に世界最先端の治療と研究を行っている厚生労働省所管の独立行政法人。心臓移植などの高度な医療分野において国内外で指導的な役割を果たす。令和元年度（2019年度）に北大阪健康医療都市（健都）へ移転。
子育て支援 コンシェルジュ	子育てに関する相談に応じる専門の職員。本市では、「のびのび子育てプラザ」などに配置している。
個別施設計画	「公共施設総合管理計画」に基づき、市が保有する公共施設（学校、保育所、公民館などの一般建築物、道路などのインフラ系施設、ごみ焼却場などのプラント系施設など）について、個別の施設ごとに施設の特性に応じた維持管理・更新などの取組内容などを整理した計画のこと。
災害時要援護者	大規模災害の発生時や災害のおそれがあるときに、高齢者や障がい者など、避難する際に支援を必要とする人で、家族などの支援だけでは避難することができない、または家族などの支援を受けられない人。
災害対応 オペレーションシステム	災害時、迅速かつ的確な判断と指示に基づき対策を実施するため、災害情報の一元的な把握・処理や、ヘリコプターやドローン等の映像による情報共有ができる総合的な防災情報共有システム。本システムにより、迅速かつ一元的に状況認識の統一が可能となる。
災害情報システム	市役所が発出する避難指示などの災害関連情報を多数の放送局やインターネット事業者など多様なメディアに対して一斉に送信する共通基盤。
災害時応援協定	行政機関と民間事業者または他の行政機関との間であらかじめ協定書を交わし、災害時における人的・物的支援についての協力を確保するためのもの。
災害廃棄物	自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。
財政調整基金	地方自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

用語	説明
<b>産業廃棄物</b>	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められている燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの 20 種類の廃棄物。
<b>ジェンダー アイデンティティ</b>	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。
<b>市債</b>	公共施設や道路などの整備に充てた借入金で、市が発行する地方債のこと。公共施設等は将来にわたって使用できることから、世代間の負担を公平にする役割を果たす一方、後年度の財政負担を増加させる要因となる。なお、令和 4 年度（2022 年度）普通会計における本市の市債年度末残高は約 570.8 億円。
自主消火組織	大規模地震の発生時における地域での初期消火活動を目的とし、可搬式の消防ポンプを配置した組織。
自主防災組織	災害発生時の市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動を推進するため、町内会や自治会などを単位として自主的に結成された組織。啓発活動や防災訓練を行う。
自転車通行空間	自転車が通行するための道路、または道路の部分で、自転車道や自転車専用通行帯、自転車走行を誘導する路面標示など。
市民公益活動	ボランティアなど、市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動。
市内大学連携講座	市民の教養を深める学びの場として、市内大学との連携により大学の特徴を生かして実施している講座。
就労継続支援 （非雇用型）事業所	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
<b>受援計画</b>	災害時においてあらかじめ応援を必要とする業務や応援の受入体制などを具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して、災害からの早期復旧を図るための計画。
<b>受動喫煙</b>	人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。国や自治体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。
障がい者就職応援 フェア	本市、ハローワーク淀川、吹田商工会議所の連携による、障がい者の就労支援を目的とした合同就職面接会。
<b>障がい者就労支援 ネットワーク会議</b>	ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者の自立と社会参加を図るため、関係機関の連携により、連絡調整や情報交換を行い、障がい者雇用への理解と啓発を増進し、障がい者の就労を支援することを目的とした会議。



用語	説明
<b>障がい者手帳</b>	身体機能に一定以上の障がいがあると認められた人に交付される身体障害者手帳、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された人に交付される療育手帳、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定する精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳の総称。
<b>上手な医療のかかり方</b>	医師や医療従事者の過度な負担を軽減し、市民が必要なときに適切な医療を受けることができるようにするための方策。例えば、気軽に相談できるかかりつけ医をもつこと、夜間・休日の子供の症状の相談は「#8000」に電話すること、救急車の適正利用など。
小地域ネットワーク活動	市内にある33の地区福祉委員会による地域住民のつながりづくりを目的としたさまざまな援助活動。「ふれあい昼食会」「いきいきサロン」「子育てサロン」などのようなグループ援助活動や、「見守り・声かけ活動」のような個別援助活動、広報紙発行や研修会の開催などの活動がある。
<b>ショートステイ</b>	自宅で介護者が病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、施設等へ短期間入所し、宿泊に伴う入浴、排せつ及び食事の介護等を受けられるサービス。
情報発信プラザ (Inforest すいた)	大型複合施設「ららぽーと EXPOCITY (エクスポシティ)」内にある本市のさまざまな都市魅力を発信する施設。「Inforest (インフォレスト)」は、information (情報)、forest (森)、rest (憩う) を組み合わせた造語。
吹田市民はつらつ元気大作戦	一人でも多くの高齢者が主体的に介護予防に取り組むことにより、市民の健康寿命延伸が図られるよう、介護予防の普及啓発に力を入れる観点から、教室や講座、健康づくり活動への支援など、介護予防に関するさまざまな取組に愛称をつけたもの。
<b>吹田版ネウボラ</b>	安心して子育てができるように子育てにやさしいまちをめざし、妊娠中から子育て期までの切れ目ない支援体制として整備した子育てに関する総合的な相談体制。 ネウボラは、「フィンランドの妊娠・出産・子育てを継続して支援する仕組み」のこと。本市では、「吹田版ネウボラ」として、保健センター及び保健センター南千里分館に専任の保健師・助産師を、のびのび子育てプラザに専任の相談員を配置し、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目ない相談支援を平成28年度(2016年度)から実施。
水道基幹管路	水道管の中でも重要な役割を担う管路。導水管(水源から浄水場まで水を送る水道管)、送水管(浄水場から配水池まで水を送る水道管)、配水本管(配水池から各家庭に水を送る水道管のうち、幹線の役割を有するもの)をさす。
<b>生活衛生関連事業者</b>	国民の日常生活に密接に関係している、国が指定した18業種の事業者のこと。いずれの営業も食品衛生法及び理容師法、旅館業法、クリーニング業法など個別の業法の規定により保健所の許可または保健所への届出が必要となる。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病。主な生活習慣病には、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などがある。
<b>性的指向</b>	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。

用語	説明
生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。
太陽の広場	放課後に運動場などを活用し、当該小学校区の児童を対象として地域の方等の見守りの中、子供たちが安心して安全に、異年齢での交流を図りながら、自主的にのびのびと活動できる居場所を提供する。
太陽光発電システム	ソーラーパネルを用いて太陽光から発電した電気を家庭などで利用できるようにするシステム。
<b>脱炭素社会</b>	二酸化炭素の排出を従来よりも低く抑える低炭素社会に対して、二酸化炭素排出量を実質的にゼロにした社会のこと。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
Wリボンプロジェクト	女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせ、本市独自で考案した「Wリボンマーク」を旗印に、DVや児童虐待に係る講座の開催やマークのピンバッジであるWリボンバッジの販売などを通じて、「あなたはひとりではない STOP Violence」というメッセージを伝える活動。
団塊の世代	第二次世界大戦直後の第一次ベビーブームの時期に生まれた世代。一般的には昭和 22～24 年（1947～1949 年）に生まれた人々をさす。
<b>地域共生社会</b>	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
<b>地域子育て支援センター</b>	子育て支援のための地域の総合的拠点。保育所等にこれまで蓄積された子供の遊び・生活・健康などに関する経験やノウハウを生かして地域の保護者や子供たちの支援を行う。育児教室や育児サークルの育成・支援などを行っている。
<b>地域循環共生圏</b>	各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方。
地区整備計画	良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、地区計画の目標や方針に従い、道路、公園などの配置や建物の用途、形態などに関する制限などについて、都市計画に定めるもの。
地区福祉委員会	おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、市内に 33 組織がある。自治会、高齢クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成されている。小地域ネットワーク活動を中心に、地域の実情に合わせて多彩な活動を行っている。
<b>中核市</b>	人口 20 万人以上の要件を満たす都市（政令指定都市を除く）の事務権限を強化し、できる限り市民に身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度。本市は令和 2 年（2020 年）4 月 1 日、中核市に移行。

用語	説明
長期修繕計画	マンションの性能を維持し老朽化を防止するために、管理組合が作成するマンションの長期的な修繕計画。国土交通省の「長期修繕計画ガイドライン」では、計画期間は30年以上かつ大規模修繕工事が2回含まれる期間以上とされている。
データヘルス	医療保険者が健康医療情報を活用した分析を行ったうえで実施する、加入者の健康状態に即した、より効果的・効率的な保健事業のこと。本市においては、市が保有する個人の健康医療情報を市民の健康増進等に活用する取組を進めている。
デジタルデバイド	情報格差ともいう。年齢・身体・社会的条件等によって、インターネット等のICTを利用し使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差。
デジタル・トランスフォーメーション (DX)	Digital Transformation、デジタル変革のこと。ICTが、あらゆる領域（例えば、産業構造や社会基盤）に影響することによってもたらされる変革。
特定健康診査 (吹田市国保健康診査)	糖尿病などの生活習慣病の予防を目的とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査。本市では、40歳以上74歳以下の吹田市国民健康保険の被保険者を対象に実施している。
都市計画道路	都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の1つ。
都市施設	道路、公園、水道、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。
土地区画整理事業	公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者や交際相手など、親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、社会的、経済的、性的な暴力なども含まれる。
NATS (ナッツ)	隣接した4つの中核市(西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市)の頭文字を西から東に並べたもの。府県の枠組みを超えた都市間ネットワークを形成し、市民サービスの向上や、各市が抱える課題の解決に向け、連携した取組を進めている。
認知症サポーター	認知症に関する理解があり、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行う、「認知症サポーター養成講座」を受講した人。
認定こども園	就学前児童に教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。
ハザードマップ	河川の氾濫や地震などの自然災害の程度と範囲を示した地図。
働き方改革	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革。
パブリックコメント	行政機関が重要な政策などを定めようとする場合に、あらかじめ政策などの案を公表して、その案について広く市民から意見を募集し、その意見を考慮したうえで最終的な意思決定を行う制度。



用語	説明
バリアフリー重点整備地区	駅などの旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区で、公共交通機関、建築物、道路、都市公園などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区。
BCP	Business Continuity Plan の略であり、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画のこと。
PDCA サイクル	P (Plan : 計画)、D (Do : 実行)、C (Check : 評価)、A (Action : 改善) のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセス。総合計画においては、P (基本構想、基本計画、実施計画の立案)、D (事業実施)、C (行政評価)、A (翌年度の実施計画などへの反映) のサイクルにより進行管理を行う。
ひとり親家庭就業相談	就業支援専門員が、ひとり親家庭や寡婦の職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談等 (①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③子供の年齢や生活状況に応じた働き方に関する助言等) を行っている。
標準財政規模	標準的な状態における地方公共団体ごとの収入の規模。普通交付税の算定において、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、独自の取組の影響を除くなど、全国一律の算定式に沿って算出される。なお、令和4年度(2022年度)の本市の標準財政規模は約786.2億円。
福祉的就労	障がいのある人が、障がい福祉サービス事業所などの福祉的な支援のある環境で就労すること。雇用契約に基づく就労と雇用契約のない就労があり、障がいの特性に合わせた就労が可能。また、一般就労(企業などでの就労)に進むための支援もある。
福祉避難所	高齢者や障がい者など、災害時に避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する避難所。社会福祉事業を行う施設などのうち、一定の条件を満たす施設を指定する。
武力攻撃事態	「武力攻撃が発生した事態」または「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」をさす。市は、吹田市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、①住民の避難、②避難住民等の救援、③武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する。
PJ (ペタジュール)	J (ジュール) はエネルギー (熱) 量を表す単位であり、1気圧において1gの水の温度を1℃上げるのに必要なエネルギー (熱) 量は約4.2Jに相当。P (ペタ) は10の15乗。
ホームタウン活動	Jリーグ加盟クラブによる、それぞれのホームタウン (本拠地) において、地域社会と一体となったクラブづくりと、スポーツの普及及び振興を目的とした活動。地域のイベントへの参加や地域の学校への訪問など、サッカーを通じたさまざまな社会貢献活動が行われている。
みどりの協定	「みどりの保護及び育成に関する条例」に基づき、道路に接する敷地の緑化を推進するため、市民が区域を定めて緑化について市と合意したときに締結する協定。道路境界から一定範囲の植栽については、樹木などの配付の助成制度がある。

用語	説明
民生委員・児童委員	民生委員は「民生委員法」に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員であり、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ねている。社会奉仕の精神をもって、地域福祉の向上のため、常に住民の立場となって相談・支援を行う。児童委員は、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるよう、子供や妊産婦、ひとり親家庭に関する相談・支援などを行う。
メンタルヘルス	心の健康、精神保健のこと。
<b>MOTTAINAI</b> (もったいない)	平成 16 年（2004 年）に環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したワンガリ・マータイさんが提唱した言葉。Reduce（ごみ削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）の環境活動の 3R と、地球資源に対する Respect（尊敬の念）が込められている言葉であり、地球環境に負荷をかけないライフスタイルにおけるキーワードとして用いられている。
ヤングケアラー	大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っていることで、子供の権利が侵害されている可能性があるおおむね 18 歳未満の子供。
ライフコース アプローチ	予測的、予防的に将来の健康のために、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりをいう。
留守家庭児童育成室	放課後などに児童が安心安全に過ごせる居場所として、仕事などで保護者が家庭にいない児童を対象に提供される適切な遊びや生活の場。本市ではすべての小学校に設置している。
<b>レジリエンス（回復力）</b>	災害をもたらす外力からの「防護」にとどまらず、経済社会に係る分野を幅広く対象にした、経済社会のシステム全体の「抵抗力」や「回復力」のこと。
老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に 65 歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケース。
ワーク・ライフ・バランス	人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。

## 4. 第4次総合計画基本構想（平成31年（2019年）3月策定）

### I. 策定の趣旨

本市は、昭和54年（1979年）に吹田市総合計画を策定して以来、3次にわたる総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

平成18年（2006年）の第3次総合計画策定から10年以上が経過する中で、本市はさまざまな課題に直面しています。世界経済の混迷や東日本大震災のような大規模災害の発生といった社会経済状況の変化は、市民生活に大きな影響を与えています。また、日本全体では人口減少が進む中、本市では、近年、転入超過による人口増加が続いており、待機児童の急増といった課題への対応が求められているところです。さらに、今後、わが国で一層進展する少子高齢化や人口減少は、社会保障費の増大や経済成長の鈍化、地域におけるコミュニティの弱体化など、市政運営や市民生活に大きな影響を与えることが懸念されます。

そのような時代の変化の中で、市民一人ひとりが安心安全で豊かな生活を実感できる社会を築き、それを将来世代へ引き継ぐことができるまちづくりに取り組んでいく必要があります。その取組にあたっては、市民と行政とが、互いの役割と責任を認識しながら、協働により地域の課題に対応していくことが重要です。また、その市民とは住民だけでなく、本市にある学校や職場に通う人、本市で活動する事業者や団体など、さまざまな主体をさします。

こうした視点から、第3次総合計画の目標年次である平成32年度（2020年度）を前に、改めて本市のめざすべき将来像を見通し、本市のまちづくりを推進するための今後10年間の指針として、第4次総合計画を策定します。

### II. 総合計画の概要

#### 1. 総合計画の役割

平成23年（2011年）の地方自治法改正により、地方自治体における総合計画の策定義務が撤廃されましたが、本市では、自治基本条例で総合計画を策定することを定めています。変化が激しい時代において、進むべき大きな方向を見失うことなく市民や職員が共有できる、市政運営上の基本的な指針となるよう総合計画を策定します。

また、総合計画に基づき、各分野におけるさまざまな個別計画の総合調整を行うとともに、PDCAサイクルのもと、取組の成果と課題を確認しながら計画を推進することにより、効果的かつ効率的な行政運営をめざします。

## 2. 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します(図表 II-1)。

### ●基本構想

基本構想は、本市がめざす将来像とそれを実現するための基本方向を施策の大綱として示します。

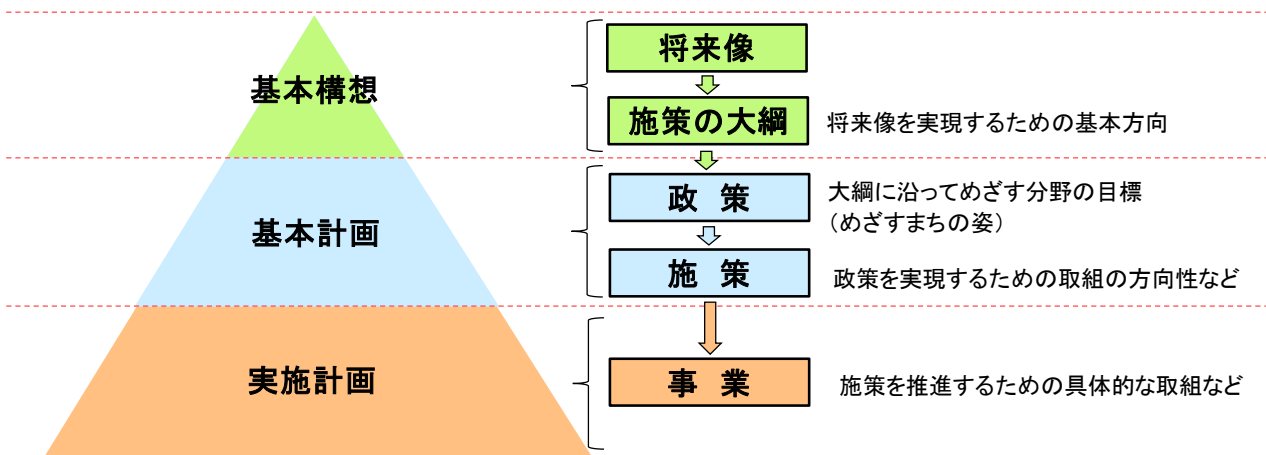
### ●基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱に沿った政策・施策を体系的に示します。

### ●実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を推進する具体的な事業内容と財政計画を示します。

図表 II-1 計画の構成

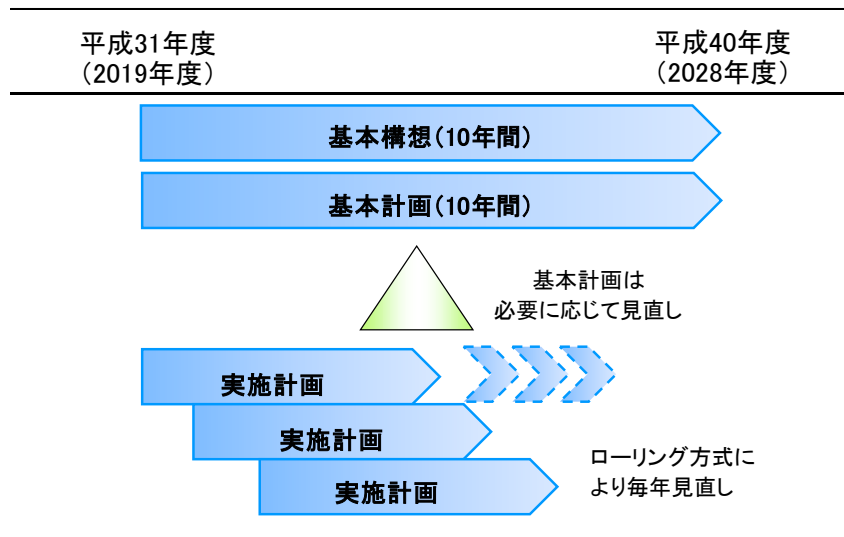


## 3. 計画の期間

基本構想と基本計画の計画期間は、平成 31 年度(2019 年度)から平成 40 年度(2028 年度)までの 10 年間とします。

ただし、基本計画については、計画の評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行います。また、実施計画の計画期間は 5 年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います(図表 II-2)。

図表 II-2 計画の期間



### Ⅲ. 策定の背景

#### 1. 吹田市の概要

##### (1) 位置・地勢

本市は、大阪府の北部に位置し、東は茨木市及び摂津市、西は豊中市、南は大阪市、北は箕面市に接しており、東西 6.3km、南北 9.6km、面積は 36.09km<sup>2</sup>を占めています。

地勢としては、北部は北摂山系を背景として標高 20mから 116mのなだらかな千里丘陵、南部は安威川、神崎川、淀川をつくる標高 10mほどの低地から形成されています。

##### (2) 市の沿革

市域では、水に恵まれた土地であったことを背景にかなり古くから生活が営まれ、さまざまな文化が育まれてきました。明治9年(1876年)の大阪・向日町間の官営鉄道の開通を機に発展が始まり、明治22年(1889年)の有限責任大阪麦酒会社(現アサヒビール株式会社)の設立、大正12年(1923年)の国鉄吹田操車場の操業開始により、「ビールと操車場のまち」といわれるようになりました。

また、大正10年(1921年)には北大阪電気鉄道(現阪急電鉄)の十三・千里山間も開通し、大阪市の商工業の発展に伴い、近郊住宅地として市街化が進展してきました。

昭和15年(1940年)には吹田町が隣接する千里村、岸部村、豊津村と合併し、吹田市として市制が施行され、昭和28年(1953年)には新田村の下新田地区と、昭和30年(1955年)には山田村と合併し、ほぼ現在の市域となりました。

昭和30年代の高度経済成長期に入ってから、千里ニュータウンの建設をはじめとした宅地開発とそれに伴う都市基盤の整備が進み、人口が急激に増加しました。昭和45年(1970年)には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開催され、本市の存在を広く知らしめました。この博覧会に関連して広域幹線道路や鉄道網をはじめとする都市基盤が整備され、これに伴い大阪都心と直結された江坂地区においては、企業などの集積が進みました。現在は、市域のほぼ全域に市街地が広がり、都市基盤が整った状況にあります。

##### (3) 都市宣言

本市では、3つの都市宣言を行っており、まちづくりの基本としています。

###### ①非核平和都市宣言 ー昭和58年(1983年)8月

人類共通の願いである恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、非核平和都市であることを宣言しています。

###### ②健康づくり都市宣言 ー昭和58年(1983年)10月

健康は、心ゆたかで活力に満ち充実した生活を営むための市民共通のねがいとし、市民の理解と参加を得て、健康づくり都市の実現に向けて取り組むことを宣言しています。

###### ③安心安全の都市(まち)づくり宣言 ー平成20年(2008年)3月

市民、企業、行政が力を合わせて、安心してくらすことのできる安全なまち、いつまでも誇りをもって住み続けたいと思えるまちをめざし、取り組むことを宣言しています。



## 2. 吹田市の特徴

### (1) 交通の利便性

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から 10km 圏内には JR 新大阪駅や大阪国際空港が位置しており、遠隔地との交通の便に優れています。また、国道をはじめとする幹線道路や複数の鉄道路線が市内を通るとともに、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしています。また、平成 31 年(2019 年)には JR おおさか東線(放出・新大阪間)が開通し、本市にも新たに南吹田駅が設置され、さらなる利便性の向上が期待されています(図表 III-1)。

このように本市は、広域交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地するうえで有利な条件を備えています。また、大阪都心部などへの通勤・通学など日常的な市民生活の利便性は、本市の住宅地としての魅力を高める大きな要因の1つとなっています。

### (2) 大学・研究機関・文化施設の充実したまち

本市は5つの大学があり、多くの学生が通うまちです。また、国立循環器病研究センターを中心とした国際級の複合医療産業拠点となる北大阪健康医療都市(健都)の取組が進められているほか、理化学研究所の研究施設など国内有数の研究機関が立地しています。

日本万国博覧会の会場跡地には、みどりに包まれた広域公園があり、日本庭園や自然文化園、国立民族学博物館などのほか、Jリーグガンバ大阪のホームスタジアムである市立吹田サッカースタジアムが整備されています。市域には、市立の博物館や文化会館(メシアター)なども設置されています(図表 III-1)。

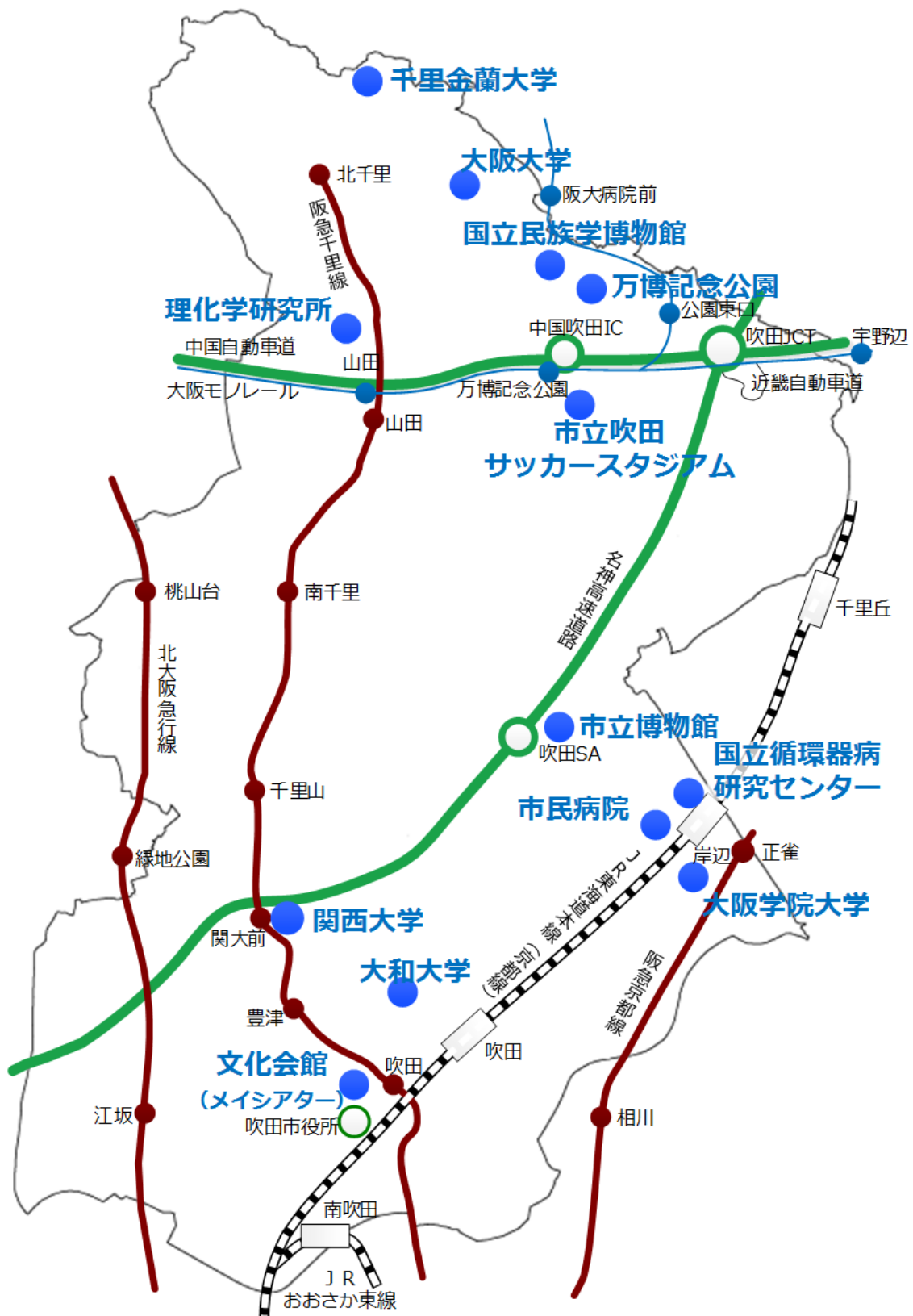
このように、多くの大学・研究機関や文化施設が立地しており、学術・研究・文化を育む環境が充実しています。

### (3) 暮らしを支える生活関連施設

国立循環器病研究センターや大阪大学医学部附属病院、市民病院などの医療機関が数多く立地して、市民生活の安心を支えています(図表 III-1)。

また、コミュニティセンターや市民センターなどのコミュニティ施設、保育所や児童会館、デイサービスセンターなどの福祉施設、図書館や公民館などの社会教育施設、そして体育館や市民プールなどの体育施設など、さまざまな公共施設を地域に配置しています。

図表 III-1 主要施設など

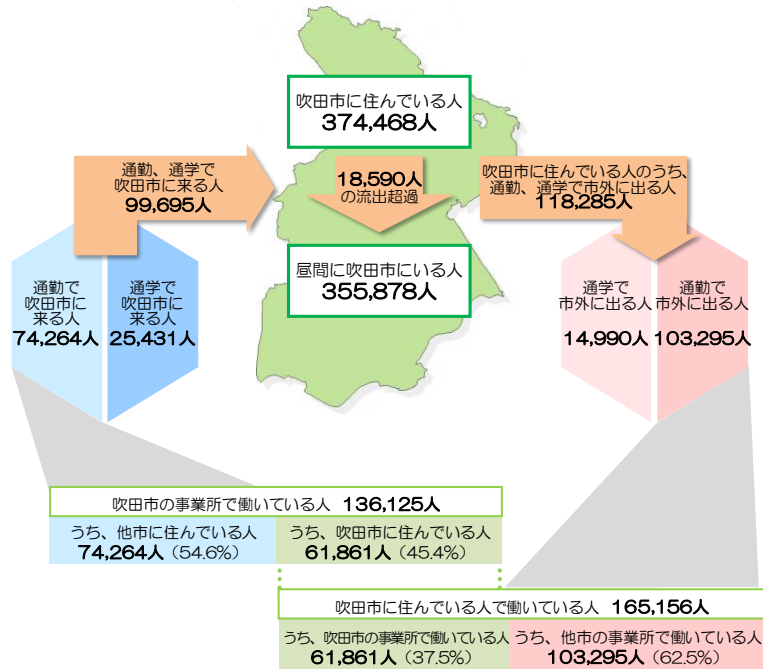


#### (4) 複合型都市

本市は、鉄道網の整備や千里ニュータウンの建設、土地区画整理事業に伴う宅地開発などにより、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。一方、江坂駅周辺では卸売・小売業などの店舗や企業の集積がみられるとともに、市内には多くの大学が立地しています。このように、本市は住宅都市でありながら、多くの企業や大学などを有する複合型都市といえます。

そのため、本市に住む就業者の6割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の5割以上が他市から通勤してきています。また、通学で市外に出る人よりも、通学で本市に来る人が多くなっています。(図表 III-2)。

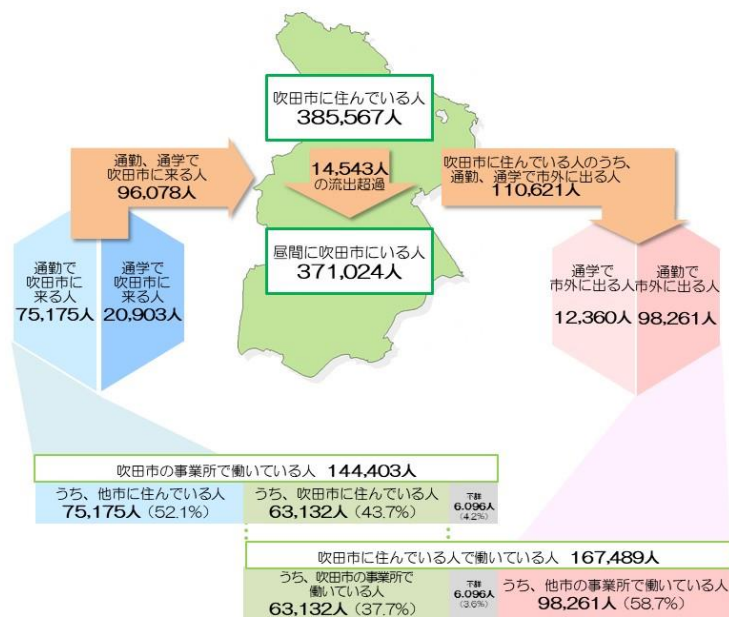
図表 III-2 通勤・通学の様子



総務省「平成 27 年(2015 年)国勢調査」から作成

※「吹田市在住で従業地が不詳または外国」の人口は、「吹田市在住で市内で従業」及び「吹田市在住で市外で従業」の人口比で按分。「吹田市在住で通学地が不詳または外国」の人口も同様

通勤・通学の様子(令和2年(2020年)時点)



総務省「令和2年(2020年)国勢調査」から作成



### (5) 地域ごとに異なる特色

市域北部には、計画的なまちづくりが行われた千里ニュータウンや万博記念公園などにおいてみどり豊かな環境が形成されているとともに、文化・レクリエーション施設や大阪大学などの学術・研究施設が集積しています。

一方、市域南部には、大阪市に隣接する立地条件の良さなどを背景に、工業や商業などの産業機能の集積がみられます。さらに、北大阪健康医療都市(健都)においては、医療機関や医療関連企業などが集積する複合医療産業拠点の形成をめざすとともに、健康・医療のまちづくりを進めています。

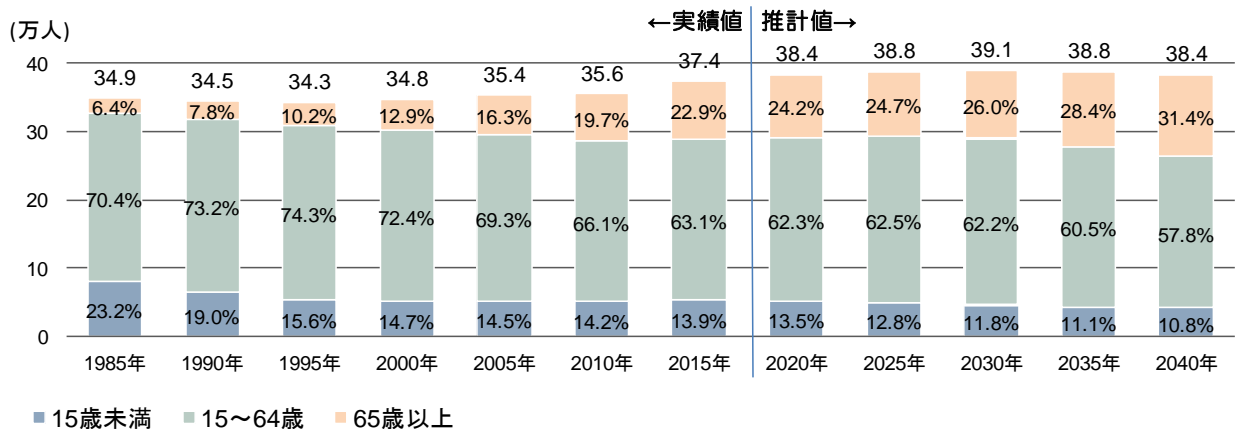
また、かつて水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や神社への参拝者でにぎわった地域などでは、歴史的なまちなみの面影を今に残しています。

このように、本市は、地域ごとに異なる特色をあわせもっており、それを生かしながらまちづくりが進められてきました。

### 3. 人口の推移と将来人口の推計

本市の人口は、近年、住宅用地の再整備を背景に増加し続けています。今後も、千里ニュータウンの建替えや新たな住宅建設により、当面の間は人口が増加する見込みですが、将来的には人口が減少しはじめると予測されます。人口構造は、年少人口と生産年齢人口がいずれも減少している一方、老年人口は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。また、高齢者の単独世帯についても、増加していくことが予測されます(図表 III-3、図表 III-4)。

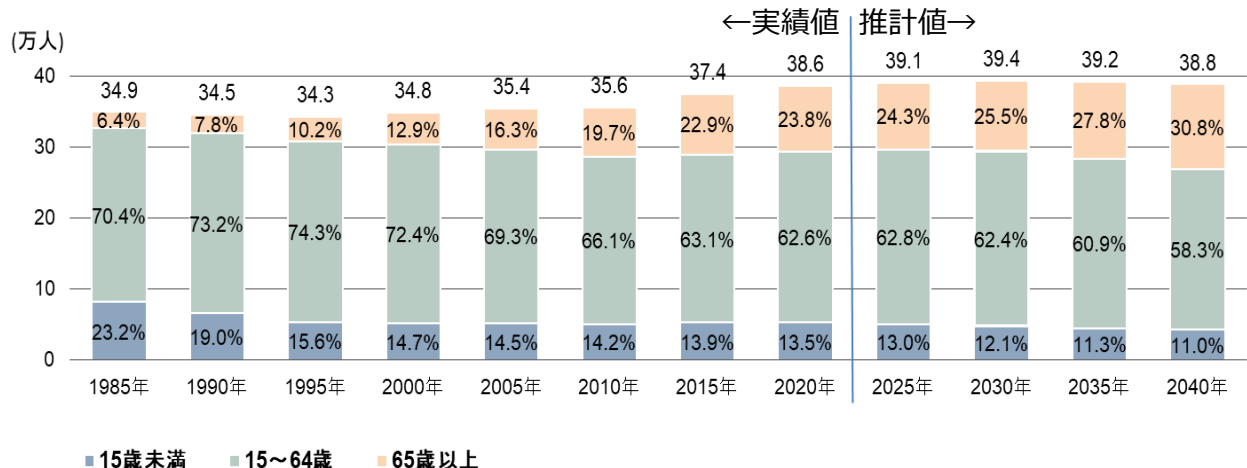
図表 III-3 吹田市の人口の推移と将来人口の推計



平成 27 年 (2015 年) まで総務省「国勢調査」から作成

平成 32 年 (2020 年) 以降は吹田市「吹田市第 4 次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

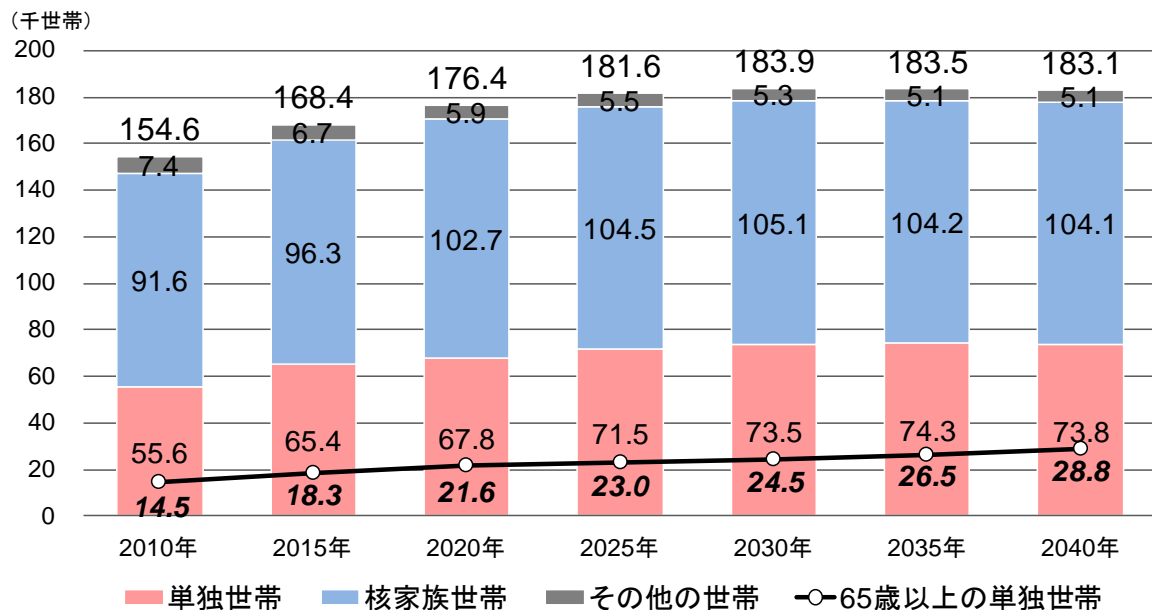
吹田市の人口の推移と将来人口の推計(令和2年(2020年)実績値補完)



令和 2 年 (2020 年) まで総務省「国勢調査」から作成

令和 7 年 (2025 年) 以降は吹田市「吹田市第 4 次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

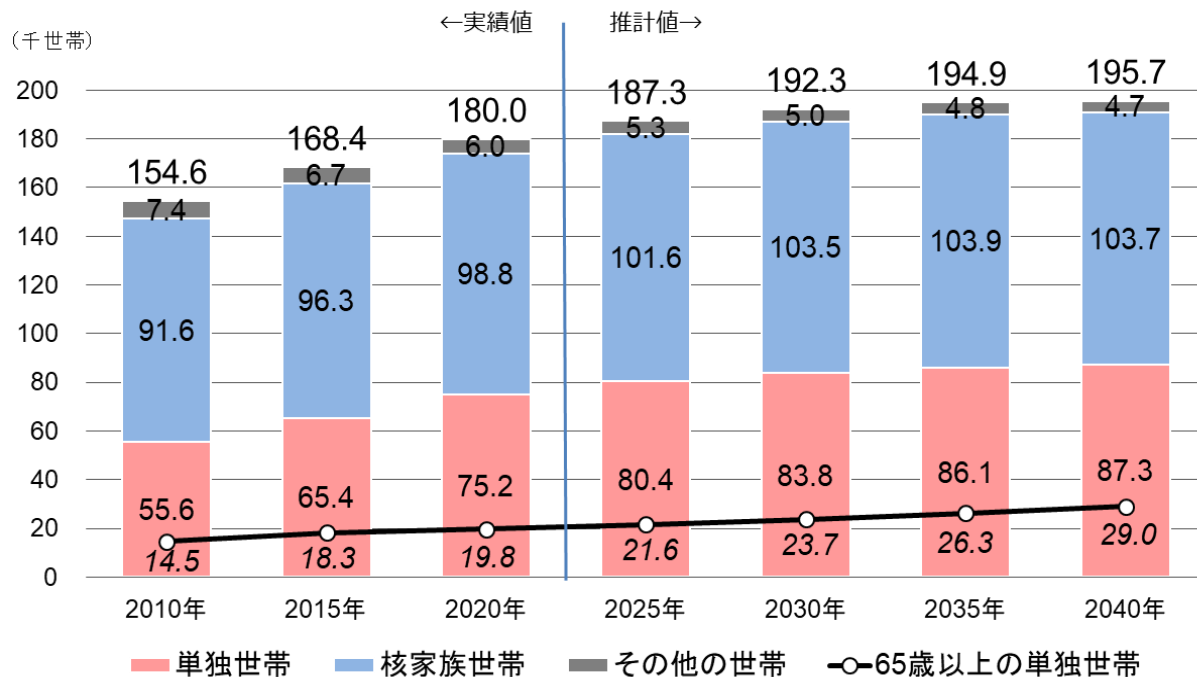
図表 III-4 吹田市の将来世帯数の推計



平成 27 年(2015 年)まで総務省「国勢調査」から作成

平成 32 年(2020 年)以降は吹田市「吹田市第 4 次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

吹田市の将来世帯数の推計(令和2年(2020年)実績値補完)



令和 2 年(2020 年)まで総務省「国勢調査」から作成

令和 7 年(2025 年)以降は吹田市「吹田市第 4 次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

## 4. 吹田市を取り巻く社会潮流

### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

わが国は、平成 20 年(2008 年)をピークに人口減少の時代に突入しています。また、総人口の減少と同時に、少子高齢化が進展し人口構造も大きく変化しています。高齢化に伴い、今後、医療・年金・介護といった社会保障費が増大するほか、生産年齢人口の減少により、働き手の減少や税収の減少など市民生活全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、今後の人口動向を十分に見据えた対応が必要となっています。

### (2) 経済情勢と働く環境の変化

わが国の経済情勢は、1990 年代初めのバブル経済の崩壊や平成 20 年(2008 年)の世界同時不況の影響から、長期的に厳しい状況が続いており、低成長率の傾向が定着している状況にあります。雇用環境については、近年、失業率が改善している一方で、契約社員やパート・アルバイトといった非正規雇用者の割合が高まっているなど、雇用形態が変化してきています。また、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などにより、都市部での待機児童の増加などが社会問題となっています。そのような状況において、安心して働きながら暮らすことができる環境の整備が求められています。

### (3) 安心安全に対する意識の高まり

東日本大震災などの大規模な地震のほか、台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が相次いで発生し、また、子供や高齢者を狙った犯罪が多発しており、防災・防犯に対する市民の意識が高まっています。日ごろから市民一人ひとりの安心安全に対する意識をより一層高め、家庭や地域コミュニティ、行政などのさまざまなレベルでの備えを強化していくことが求められています。

### (4) 環境問題への対応

地球温暖化や環境負荷の増大、生態系の破壊など、世界的に環境問題が深刻化しています。持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会への転換を進めるほか、資源の再利用・再資源化を進めるなど循環型社会の構築や、生物多様性に配慮しながら限りある自然環境を保全する自然共生社会の構築などの取組を進めていく必要があります。

### (5) 高度情報化社会の進展

インターネットの利用率が年々上昇し、スマートフォンなどの携帯端末の普及やSNS(ソーシャル・ネットワークング・サービス)をはじめとした多種多様なサービスが飛躍的に発展し、いつでもどこでも情報交換や交流することが可能となっています。一方で、サイバー犯罪や個人情報の漏えいなどが社会問題となっており、セキュリティ対策や個人情報の保護、情報教育の充実が求められています。

### (6) 地方分権の推進と市民によるまちづくり

地方分権改革が進められる中、地方自治体の役割と責任の範囲が大幅に拡大しています。各自治体は、地域の実態や住民ニーズを把握しながら、質の高いサービスを効率的に実施することが求められています。

また、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中、画一的な行政サービスだけではさまざまな市民ニーズに対応することが困難になってきており、地域におけるコミュニティ組織や市民団体、NPOなどの役割がますます重要になってきています。

## (7) 公共施設の老朽化への対応

さまざまな公共施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、これらの施設の老朽化への対応が急務となっていますが、各自治体にとっては財政面などで大きな負担となります。また、今後の公共施設の需要の変化も踏まえ、中長期的な視点をもって計画的に施設の更新や長寿命化を行うとともに、複合化や集約化などを含め、適切な施設整備を進める必要があります。

## IV.吹田市の将来像

### 1. 将来像

豊かなみどりに彩られた良好な生活環境。充実した医療・教育・研究環境と産業の集積。歴史と文化が息づくまちなみ。活発な市民活動に裏付けられる高い市民力・地域力。——吹田市は、昭和 15 年(1940 年)に市制を施行して以降、先人のたゆまぬ努力のもと、暮らし全般において魅力ある住宅都市として深みを増しながら発展してきました。

かつて本市は「ビールと操車場のまち」と呼ばれました。東洋一といわれた吹田操車場の跡地は、北大阪健康医療都市(健都)に生まれ変わり、健康寿命の延伸をめざした先進的な取組が進められようとしています。日本初のニュータウンである千里ニュータウンは、まちびらきから 50 年以上が経過した現在も、計画的に建替えが進められ、さらなる成長を続けています。また、日本万国博覧会の感動の面影を残した自然豊かな万博記念公園は、

市民が誇りを抱く憩いの場となっているとともに、ガンバ大阪の本拠地である市立吹田サッカースタジアムなども建設され、市内外から多くの人々が訪れています。こうした地域資源は、本市のみならず北摂全体の活力と魅力を高める財産といえます。

多くの都市で人口減少が進む中、本市の人口は現在も増加しています。しかし、本市においても少子高齢化は着実に進み、いずれは人口が減りはじめることが予測され、医療・介護などの社会保障に関する費用が増大するなど、さまざまな問題に直面していくこととなります。さらに、高度経済成長期に集中的に整備された学校や道路、上下水道などの公共施設の老朽化対策がピークを迎えようとしています。そのような中でも、まちの魅力の維持・向上を図りながら、多様化・複雑化している市民ニーズや超高齢社会の課題などにも柔軟に対応し、市民の暮らしを支えていかなければなりません。

そのためには、市民と行政とがそれぞれの役割と責任のもと、地域の課題の解消に向けた取組を進めることが重要です。これまで以上に、協働の取組を促進するなど、市民一人ひとりが尊重される市民自治の理念に基づいたまちづくりを進める必要があります。また、近隣自治体、企業、大学などとの連携を強化しながら、長期的な視点をもってまちづくりを進める必要があります。

これまで、高い市民力・地域力がまちづくりの原動力となり、さまざまな地域資源を生かしながら、温かく豊かなまちがつくられてきました。変化の激しい時代にあっても、未来を見据えてさまざまな課題に対応するための施策を実行し、まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、だれもが安心してすこやかで快適に暮らし続けられるまちをめざします。

## 2. 都市空間の方向性

本市は、さまざまな市街地形成の経過や地形的条件をもつ個性豊かな地域で構成されています。その大部分を住宅地が占めますが、商業・業務、産業、文化・スポーツ・レクリエーション、学術・研究、健康・医療など、多様な都市機能も集積しています。

それぞれの地域がもつ特性やポテンシャルを踏まえながら、魅力ある都市空間の形成をめざします(図表 IV-1)。

### 地域ごとの特徴ある拠点の形成

地域の玄関口となる鉄道駅周辺は、都市全体の中心機能や地域の生活を支えるさまざまな機能が集積しており、地域ごとの特性に応じた拠点の形成を図ります。

#### (各拠点のまちづくり方針)

□都市拠点(都市機能が集積する拠点)

- JR吹田駅周辺 商店街などの活性化の動きと連携を図りながら商業空間としての拠点
- 阪急吹田駅周辺 各種の公共施設の集積を生かした市民生活の中心機能をもつ拠点
- 江坂駅周辺 交通利便性などを生かした商業・業務機能が高度に集積する拠点
- 岸辺駅周辺 北大阪健康医療都市(健都)として医療産業などが集積する拠点
- 万博記念公園周辺 文化・スポーツ・レクリエーション機能が集積した広域性の高い拠点

□地域拠点(地域の中心となる拠点)

- その他の鉄道駅周辺 生活関連機能の充実などを図りながら地域の中心となる拠点

### 都市間・市内のネットワークの形成

地域の拠点で展開される活動を活発化するため、都市間や市内の拠点間の広域的なネットワークを形成し、人、物、情報の交流を図ります。

#### (ネットワークの形成)

- 都市間のネットワーク 大阪都心部や北大阪地域、さらには阪神地域・京阪地域など、周辺都市との結びつきを強めるネットワーク
- 市内のネットワーク 市内の拠点間の連携を図るネットワーク

### 人と自然の共生空間の形成

市域全体が市街化されている中、市街地内に残る貴重な自然環境は、生物多様性の保全、良好な環境の確保、潤いのある景観の形成、レクリエーションの場や防災機能の提供など、さまざまな面から重要な役割を担っています。そのような自然環境の規模やつながりを確保するなど、人と自然の共生空間の形成を図ります。

#### (市街地内の自然環境の例)

- 安威川や神崎川に残る河川の自然環境
- 千里丘陵南端部の斜面緑地をはじめとする竹林やため池などの自然環境
- 千里ニュータウンや万博記念公園を中心に整備された大規模な公園などの豊かなみどり

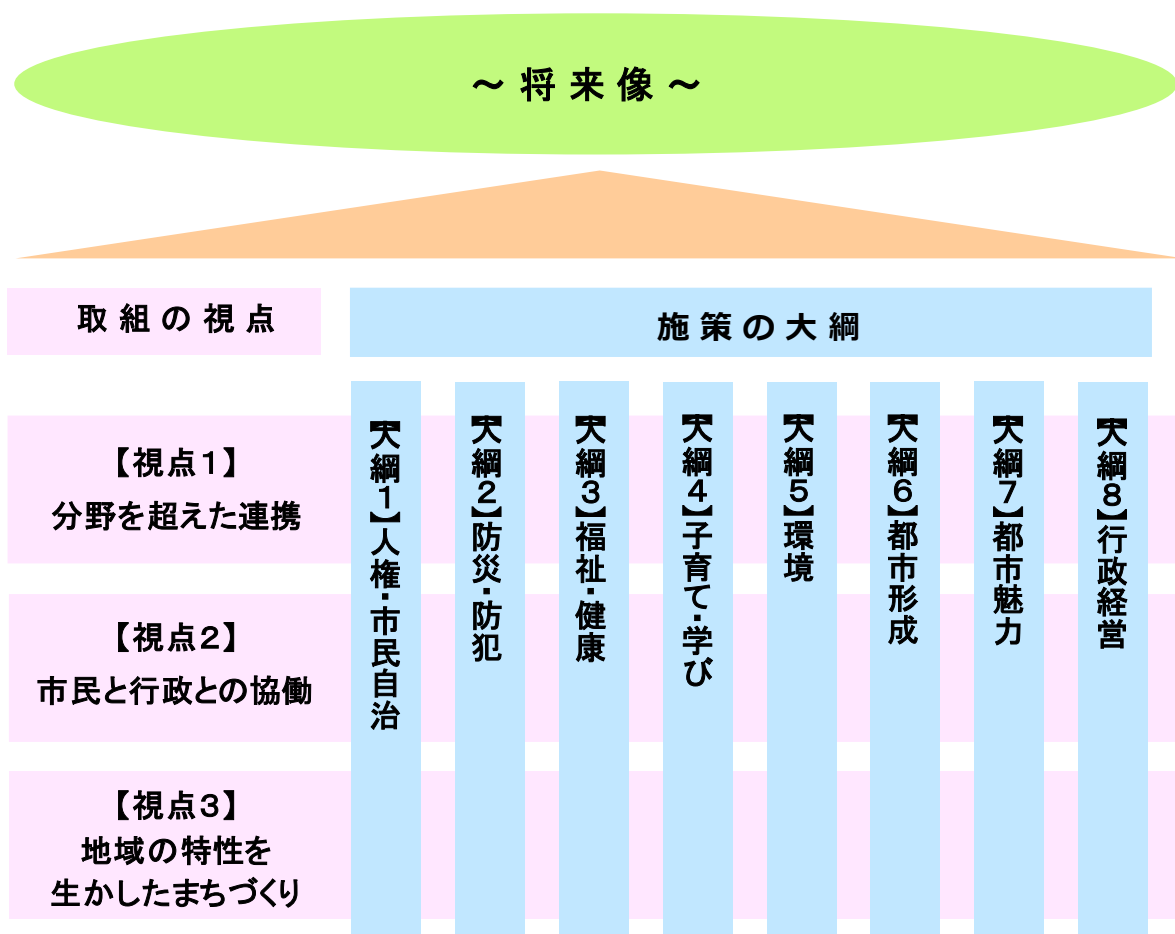


図表 IV-1 都市空間の方向性



## V. 施策の大綱

将来像を実現するための基本方向を、8つの分野に分けて「施策の大綱」として示します。  
また、すべての分野に共通する3つの視点を「取組の視点」として示します。



### 施策の大綱

#### 大綱1【人権・市民自治】

平和の尊さを重んじ、性別などにかかわらず市民一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う豊かな人権感覚を育み、だれもが対等な社会の構成員として暮らせるまちづくりを進めます。また、市民と行政との協働による取組を進めるとともに、地域における多様なコミュニティ活動の支援に努めるなど、市民自治の確立に向けて取り組みます。

#### 大綱2【防災・防犯】

さまざまな災害に対応するため防災・減災対策や消防体制を充実させるとともに、市民が犯罪やトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐための取組を進めます。また、地域での助け合いや市民の意識向上を支援するとともに、市民、企業、関係機関との連携のもと、だれもが安心して安全に暮らせるまちをめざします。

### 大綱3【福祉・健康】

高齢者や障がい者をはじめ、だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。また、健康寿命の延伸をめざし、すこやかで心豊かに暮らせる健康・医療のまちづくりに取り組みます。

### 大綱4【子育て・学び】

安心して子供を産み育てることができ、すべての子供の育ちが尊重されるとともに、豊かに学ぶことができるよう、家庭、地域、学校などの連携・協働のもと、子育て・教育環境の充実をめざします。また、すべての市民が生涯にわたって学べる環境を整えるとともに、学びの活動を通じて人と人、人と地域がつながるまちづくりに取り組みます。

### 大綱5【環境】

持続可能な社会の実現をめざし、市民が親しみをもてるような貴重な自然を守り育てるとともに、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、低炭素、資源循環、自然共生を基調としたまちづくりを進めます。

### 大綱6【都市形成】

安心して快適に暮らせる魅力ある都市空間を形成するため、さまざまな都市機能の充実を図ります。また、市民の暮らしを支える道路などの都市施設について、災害に対する備えや環境負荷の軽減などに配慮しながら、計画的な整備や維持管理・更新を行います。

### 大綱7【都市魅力】

大学のあるまちといった強みや、文化・スポーツなどの活動を通じて育まれた市民のつながりなどを地域資源として活用しながら、これまで受け継がれてきた魅力を発信するなど、市民のまちに対する愛着を深め、一層の魅力向上をめざします。また、地元企業の事業活動や創業を支援することにより、雇用の創出や地域経済の活性化をめざします。

### 大綱8【行政経営】

持続可能なまちづくりを実現するため、PDCA サイクルによる進行管理のもと施策を推進するとともに、公共施設などの資源を長期的に有効活用できるよう公共施設の最適化に取り組むなど、効果的かつ効率的な行政経営を行います。また、市民にとって身近な基礎自治体として、地方分権の進展に伴う権限移譲に対応するなど自主・自立のまちづくりに努めます。

## 取組の視点

### 視点1【分野を超えた連携】

総合計画では、分野ごとに取り組むべき施策を体系化して示しています。しかし、実際の市民生活における問題や課題は、複数の行政分野にわたる複雑な要因から生じている場合があり、1つの行政分野における取組だけで解決できるとは限りません。そのような課題に的確に対応し、より効果的・効率的に取組を進められるよう、必要に応じて横断的かつ柔軟な体制を構築するなど、いわゆる縦割りにとらわれず総合的な視点をもったまちづくりに努めます。



## 視点2【 市民と行政との協働 】

多様化・複雑化している課題や市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域で活動するさまざまな団体や大学、事業者、行政がお互いの特性と強みを生かしながらまちづくりを進めることが重要です。まちづくりのあらゆる場面において、多様な市民の参画を促進するとともに、公益的な活動の担い手の拡大を図るなど、これまで以上に、市民と行政との協働の促進に努めます。

## 視点3【 地域の特性を生かしたまちづくり 】

本市は、歴史的な面影を残す地域や、計画的な住宅開発や道路・公園などの整備が進められた地域、工業や商業が集積する地域など、さまざまな特性をもった地域から成り立っています。地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、さまざまな課題を解消していくため、地域ごとの特性や課題を把握することが重要です。

地域の実情に応じた圏域設定を行い、地域の特性や課題を把握・分析しながら取組を進めるなど、地域の特性を生かしたまちづくりに努めます。なお、圏域設定は、小学校区単位や、一定の生活圏域を広域的に区分するブロック単位などを、柔軟に組み合わせて行うこととします。

## 視点3【地域の特性を生かしたまちづくり】附属資料 地域の特性(附属資料②)

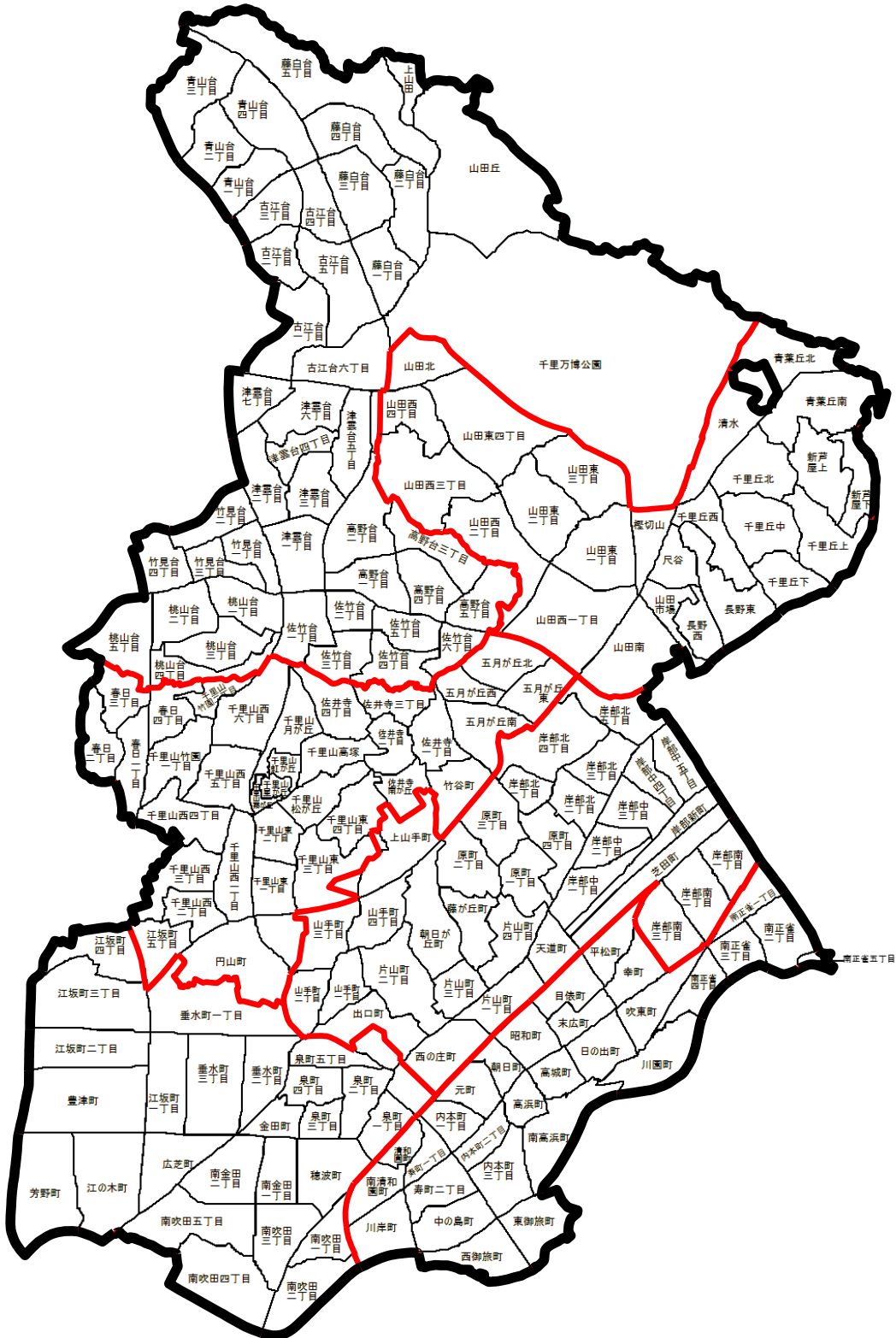
基本構想「V. 施策の大綱」では、「地域の特性を生かしたまちづくり」を取組の視点の1つとしています。本資料では、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるにあたっての参考として、各分野で共通して把握しておくべき、地域に関する基礎的な情報をまとめます。

取組を進めるにあたっては、必要に応じて、地域の実情に応じた圏域設定を行うこととしており、各分野の個別計画などでは、取組内容に応じて小学校区や中学校区、ブロック単位など、さまざまな圏域が設定されています。ここでは、地域に関する基礎的な情報をまとめるにあたり、参考として、市域を一定の生活圏域などを考慮した6つのブロックに分けて示します。

### ■ 個別計画による圏域設定の例

個別計画の名称	取組内容と圏域設定	関連する主な施策
第7期 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	高齢者の福祉・介護サービスを住み慣れた地域において提供するため、6つのサービス整備圏域を設定。	【3-1-2】 暮らしを支える支援体制の充実 【3-1-3】 介護保険制度の安定的運営
子ども・子育て支援 事業計画	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を整備するため、2区域に区分。 保育所・認定こども園(保育所部分)を整備するため、3区域に区分。	【4-1-1】 就学前の教育・保育の充実
	留守家庭児童育成室を整備するため、小学校区で区分。	【4-3-2】 放課後の居場所の充実
立地適正化計画 (改定版)	都市施設の立地誘導を図るため、鉄道駅を中心とした7つの都市機能誘導区域を設定。	【6-1-1】 土地利用誘導と良好な景観形成
第2次みどりの基本計画 (改訂版)	地域に応じたみどりのまちづくりを行うため、6つのブロックに区分。	【6-1-3】 みどりの保全と創出

■ 地域の分け方(6つのブロック)



# 1. 各地域の特性

## (1) JR 以南地域

この地域は、安威川や神崎川を隔てて大阪市と接し、水運に恵まれていたことから、交通の要衝として発展し、市内でも早くから開けてきた地域です。

吹田発祥の地といわれ、旧集落のまちなみや高浜神社などの由緒ある寺社など、歴史的な風情が地域内の各所に残っており、また、市内でも戸建住宅が多い地域となっています。吹田歴史文化まちづくりセンター(浜屋敷)や旧西尾家住宅(吹田文化創造交流館)を中心に、歴史・文化資源を活用したさまざまな取組が行われています。JR 吹田駅付近には、商店街や商業施設などが立地しています。神崎川沿いには、製造業を中心とする大規模工場や、スポーツグラウンドのある中の島公園が立地しています。また、神崎川・安威川沿いは貴重なみどりと水辺の空間となっています。

人口は減少傾向にあり、高齢化率は市内の他の地域と比べて高い水準となっています。

### ■ 地域マップ

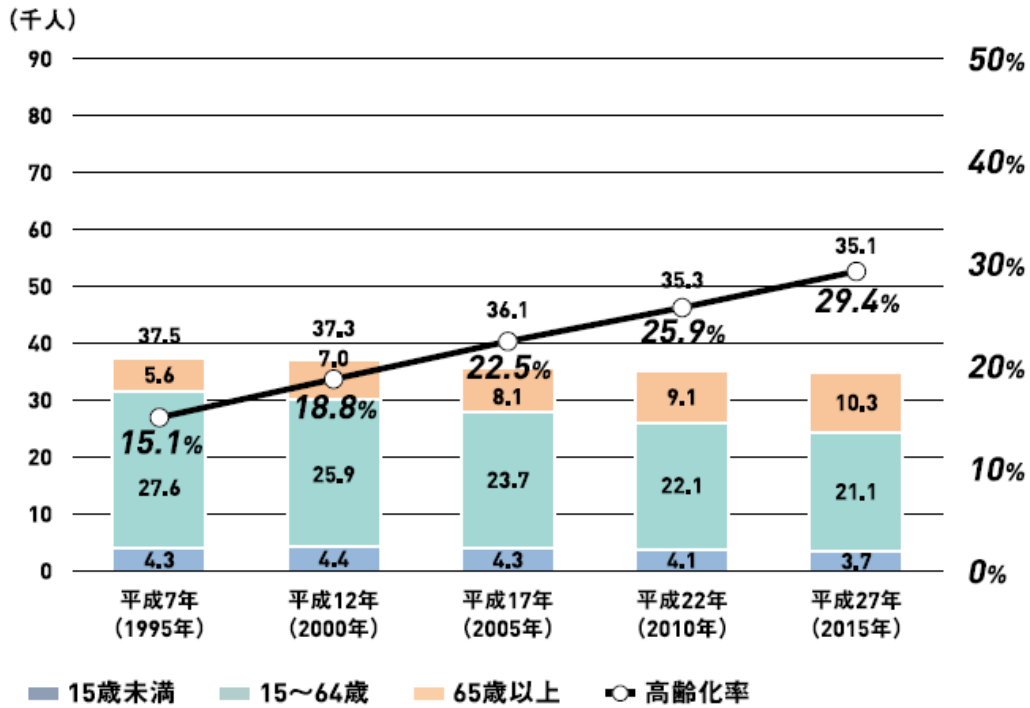


JR吹田駅



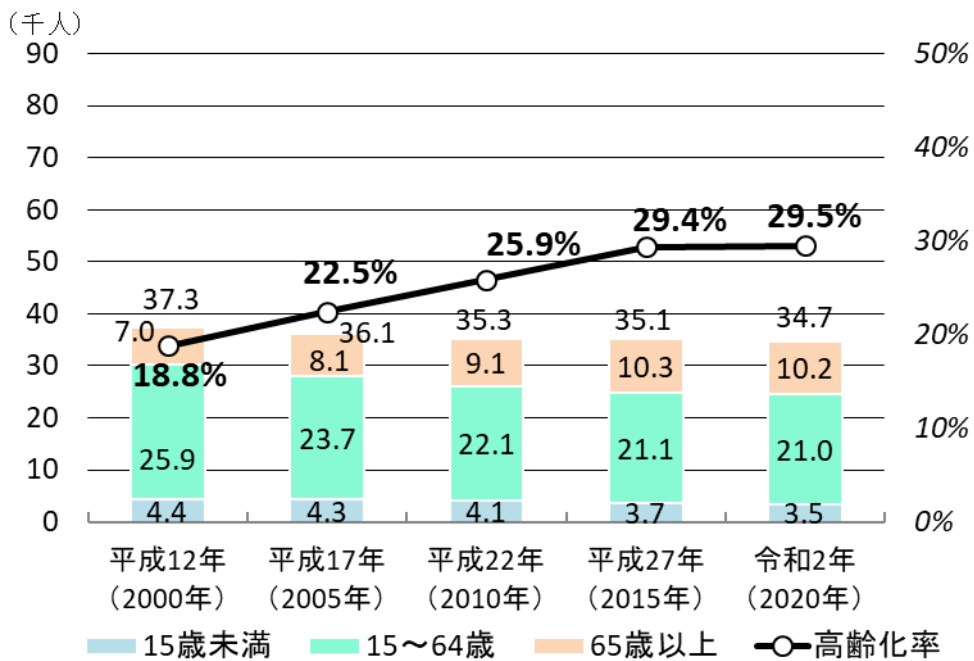
高浜神社

■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

■ 人口及び高齢化率の推移 (令和2年(2020年)実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成



## (2) 片山・岸部地域

この地域は、古来より丘陵の斜面と豊富で良質な粘土を用いて窯業が営まれ、平安京などの造営に使われた瓦の産地であったことが知られています。明治・大正時代には、ビール工場や国鉄吹田操車場が設けられ、当時の吹田を「ビールと操車場のまち」とイメージさせました。昭和に入ると、大阪高槻京都線（産業道路）の開通を機に、商店街が形成され、付近の丘陵部は住宅地として発展しました。

吉志部神社、吉志部瓦窯跡など、数々の歴史的建築や文化財、史跡などが残されています。南西部の片山公園周辺には、総合福祉会館や吹田保健所などの公共施設が集積しているほか、大和大学の開学や商業施設の開業により、新たなにぎわいをみせています。東部には、大阪学院大学が立地しています。また、吹田操車場跡地では、国立循環器病研究センターを中心とした国際級の複合医療産業拠点の形成など、北大阪健康医療都市（健都）の整備が進められており、まちなみが大きく変わりつつあります。

人口は 20 年間、ほぼ横ばいで推移しています。また、高齢化率は市内の他の地域と比べてやや高い水準となっています。

### ■ 地域マップ

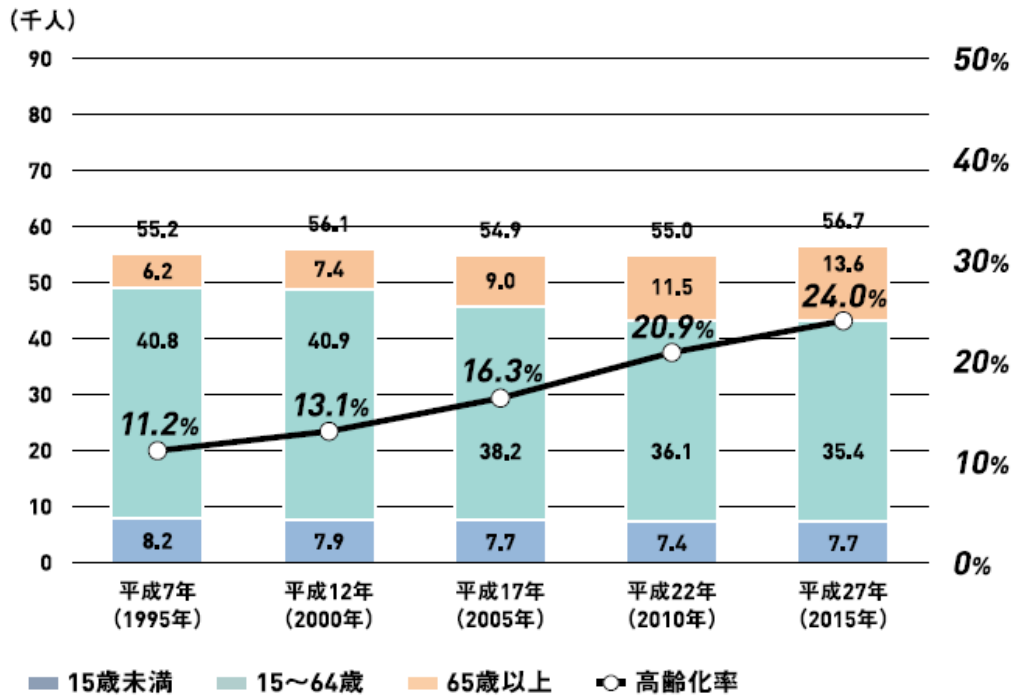


片山町周辺



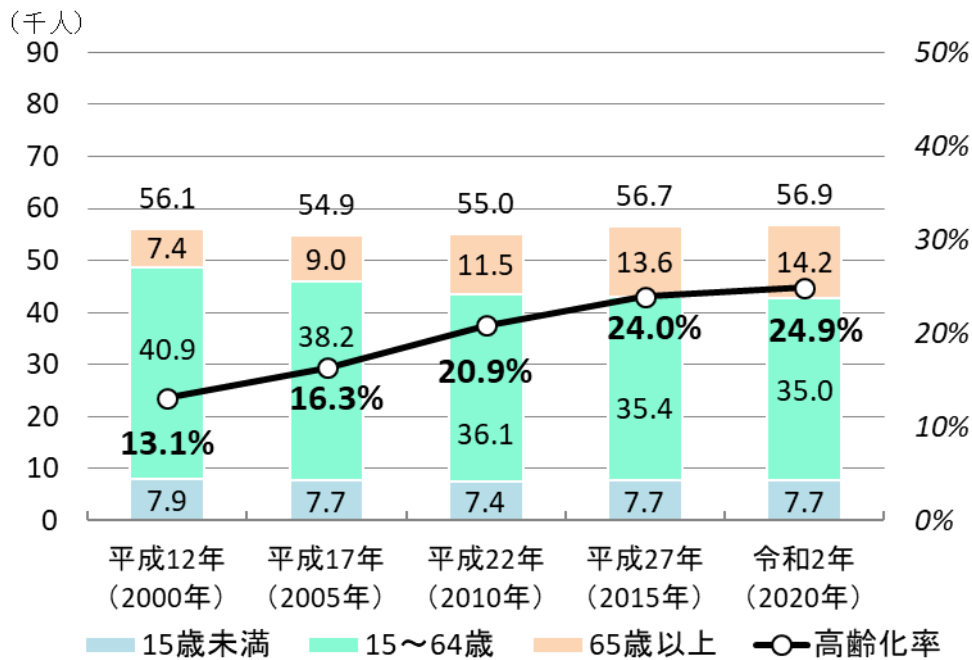
北大阪健康医療都市（健都）

■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

■ 人口及び高齢化率の推移 (令和2年(2020年)実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成

### (3) 豊津・江坂・南吹田地域

この地域は、地下水が豊富で、垂水神社など水にゆかりのある歴史的資源が多く残っています。また、垂水南遺跡などの遺跡からは、古代より広域的に交流があったことがうかがえます。千里ニュータウンの開発などを機に、新御堂筋や地下鉄御堂筋線の延伸整備が進むとともに、江坂駅周辺などの土地区画整理事業により道路や公園などが整備されました。

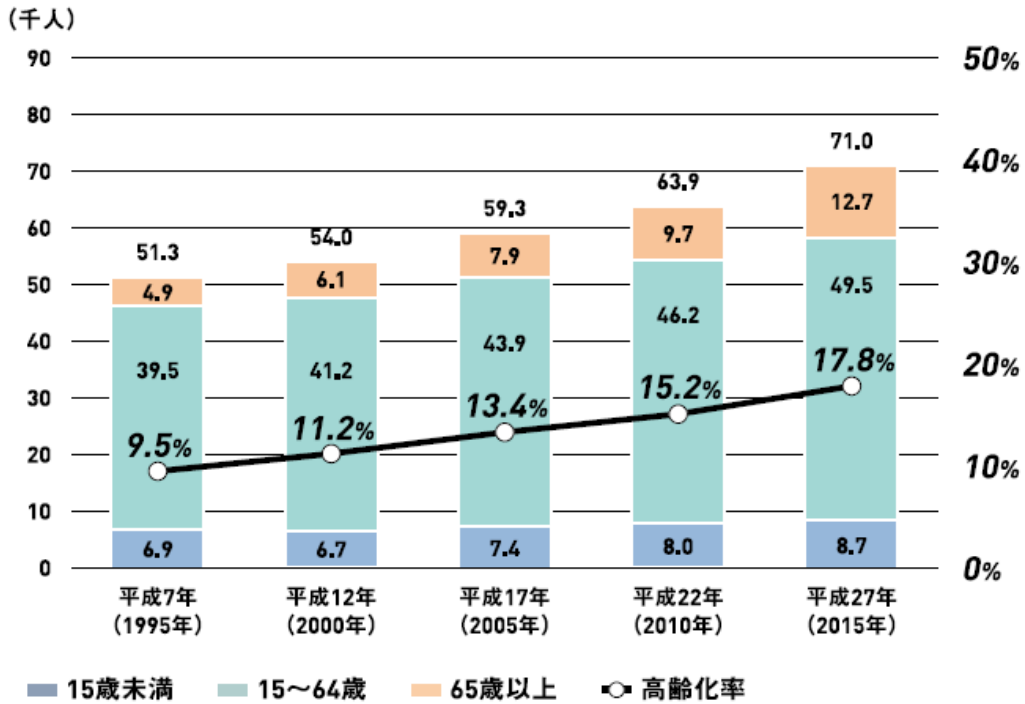
現在は、江坂駅を中心に北大阪の都心的なまちとして発展しており、卸売・小売業などの店舗や企業が集積するほか、民間の賃貸マンションが多く立地しています。一方、その周辺には旧集落の面影を残すまちなみ、北部には閑静な住宅地が形成されています。東部には市役所や文化会館(メイシアター)、南部の神崎川沿いには大規模な工場が集積しています。南部では、JR おおさか東線の南吹田駅の設置にあわせて、駅前広場や都市計画道路などの整備が進められています。また、高川や糸田川沿いは、貴重なみどりと水辺の空間となっています。

人口は増え続けており、生産年齢人口の割合が市内で最も高く、高齢化率は市内で最も低い地域となっています。

#### ■ 地域マップ

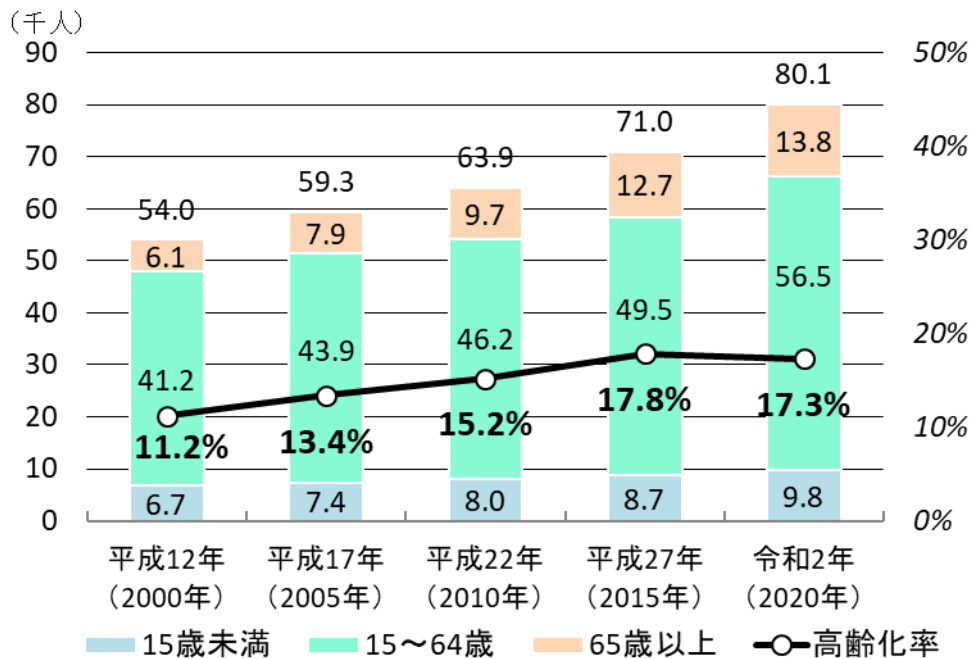


■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

■ 人口及び高齢化率の推移 (令和2年(2020年)実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成



#### (4) 千里山・佐井寺地域

この地域は、古くから千里丘陵の尾根筋や谷筋に集落が形成され、歴史的なまちなみ、佐井寺伊射奈岐神社や佐井寺、春日神社など歴史的資源が数多く残されています。

中央部の千里山地区は、大正末期の北大阪電気鉄道（現阪急電鉄）の開通に伴う開発により、閑静な住宅街として発展してきました。近年、千里山駅東側は再整備され、千里山コミュニティセンターや商業施設が開業しました。また、関西大学の周辺には、学生向けのにぎわいのある商業地が形成されてきました。東部の佐井寺地区では、古くからの趣を残す市街地に加えて、土地区画整理事業により道路や公園などが整備され、新しい住宅が多く建設されました。

また、人口はゆるやかな増加傾向で、高齢化率は市内の他の地域と比べて低い水準となっています。

#### ■ 地域マップ



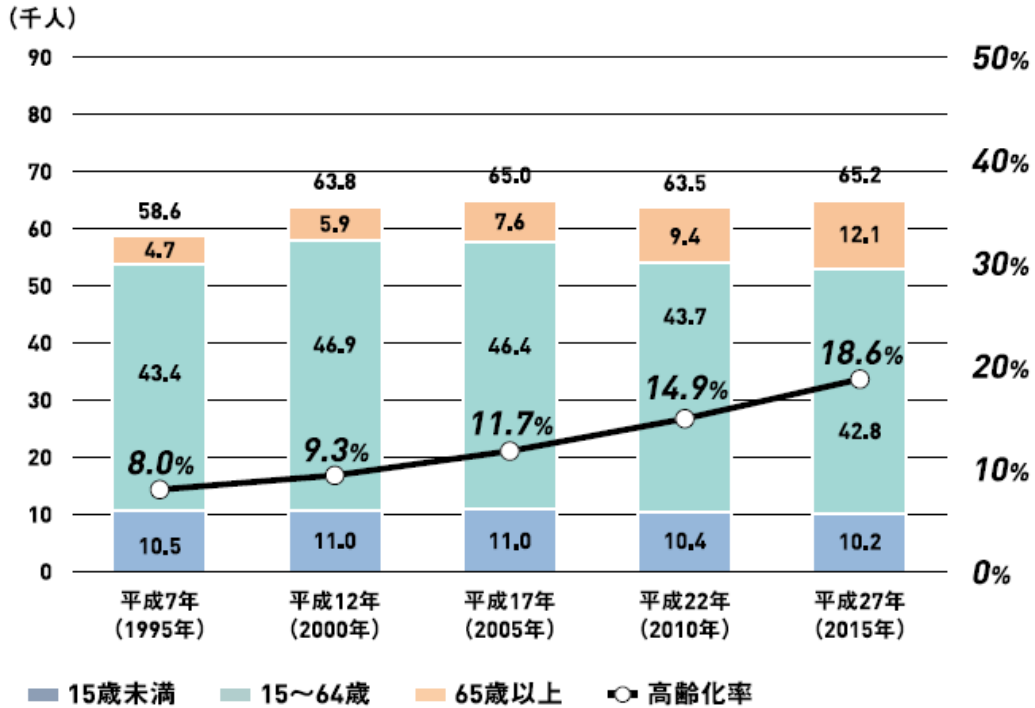
阪急千里山駅周辺



佐井寺旧集落

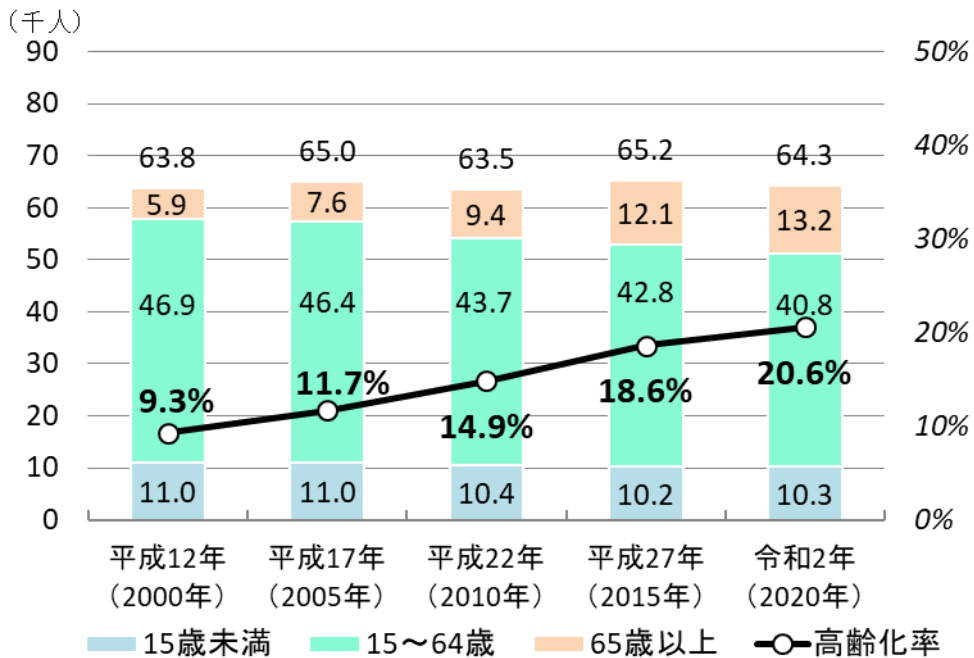


■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

■ 人口及び高齢化率の推移 (令和2年(2020年)実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成

## (5) 山田・千里丘地域

この地域は、山田川や旧小野原街道沿いに古くから大きな集落が形成されており、旧家や由緒ある紫雲寺、圓照寺、山田伊射奈岐神社、太鼓神輿や権六おどりなど、有形、無形の歴史的資源が数多く残されています。

西部の山田西地区では、マンションや住宅団地の建設により急速に市街化が進みました。地域活動が盛んで、ヒメボタルの保存活動なども行われています。山田駅周辺には、商業施設や、子育て青少年拠点夢つながり未来館(ゆいぴあ)が立地しています。東部の千里丘地区では企業の厚生施設などが多く立地していましたが、住宅地へ変化している場所が多くみられます。大規模マンションの開発なども進められ、多くのファミリー世帯の転入により児童数が増加し、新たに千里丘北小学校が開校しました。

人口は、開発により住宅供給が進んだことから、平成17年(2005年)からは増加が続いています。また、高齢化が急速に進んでいます。

### ■ 地域マップ



凡例	
	地域境界線
	大規模な公園、緑地など
	小学校
	中学校
	高等学校

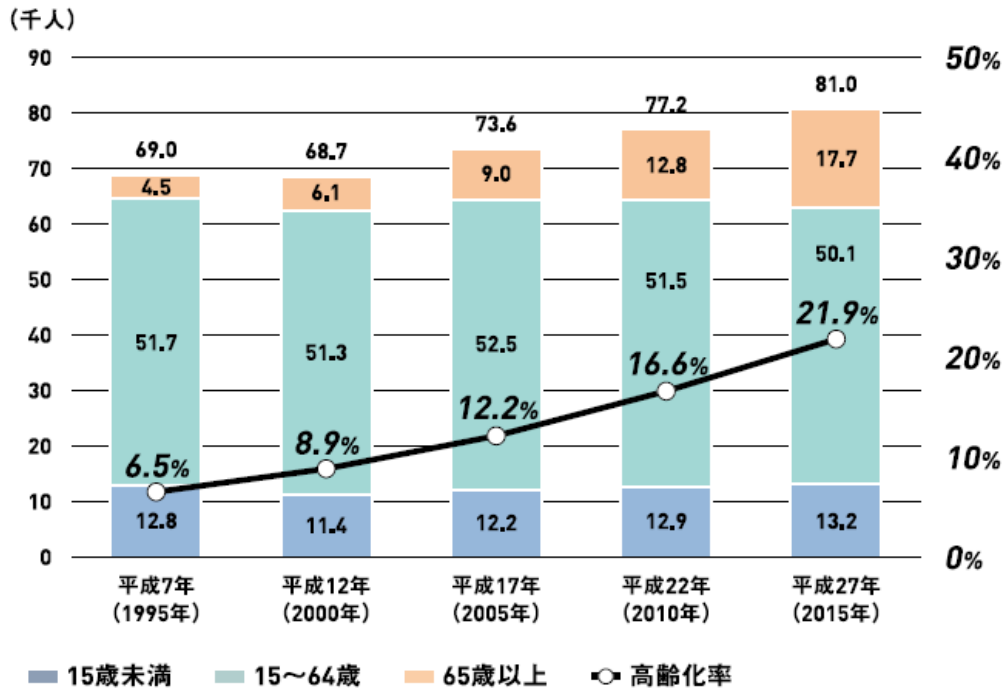


山田旧集落



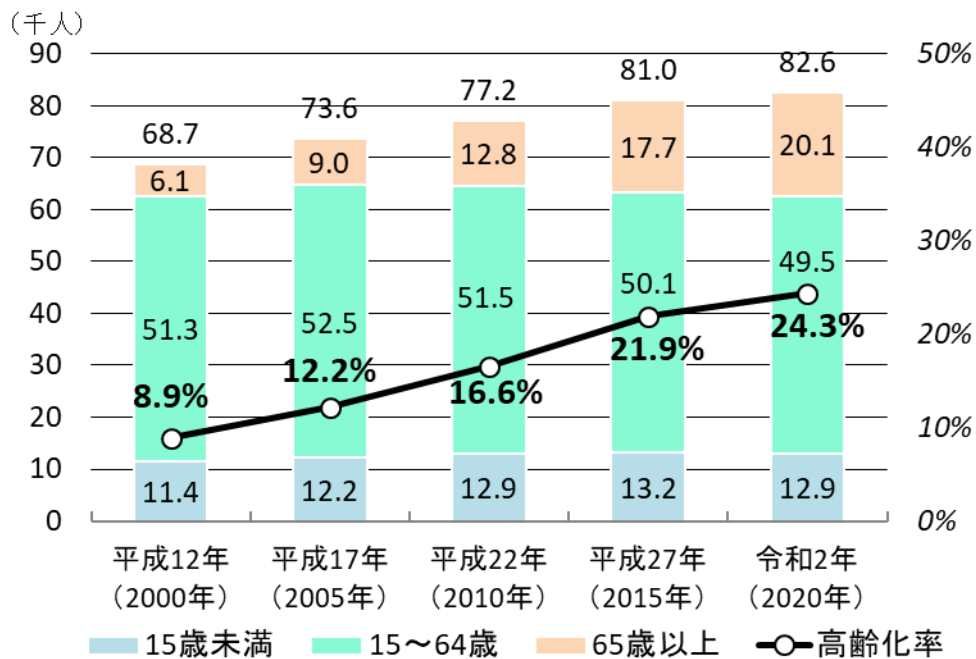
市立千里丘北小学校

■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

■ 人口及び高齢化率の推移 (令和2年(2020年)実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成



## (6) 千里ニュータウン・万博・阪大地域

この地域は、竹林と雑木林の広がる丘陵地でしたが、昭和 30 年代から約 10 年にわたる大規模なニュータウン開発や、大阪大学の移転、日本万国博覧会の開催を経て、現在では、みどり豊かで計画的に整備されたまちなみが広がっています。

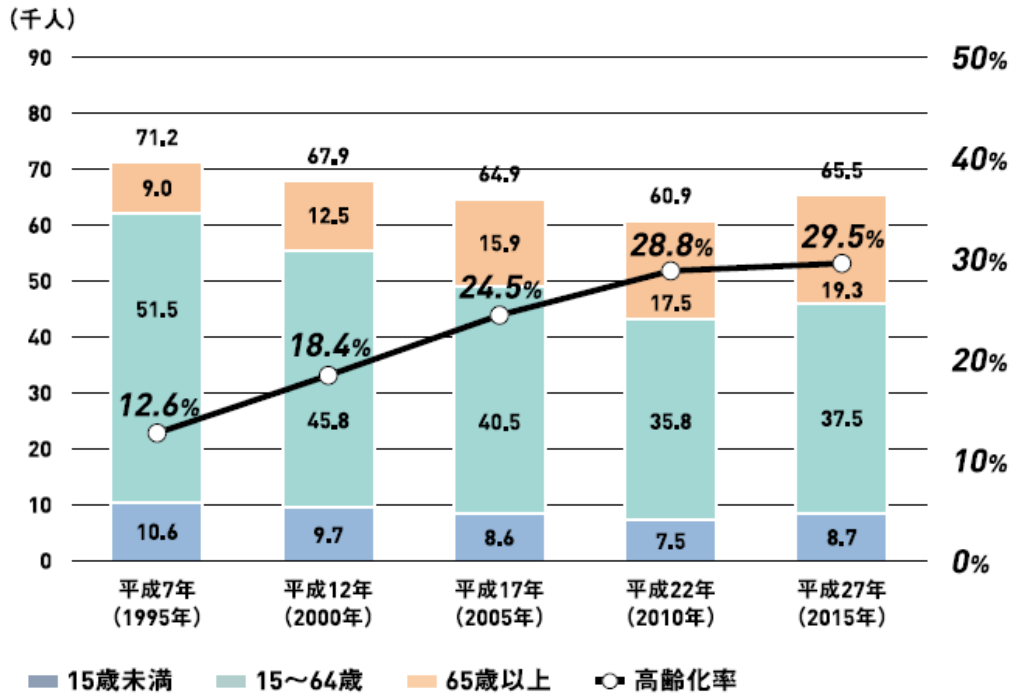
千里ニュータウンは、共同住宅と戸建住宅による住宅地、地区センターや近隣センターの商業地をはじめ、道路や公園などの公共空間が計画的に整備され、落ち着いたある住宅地として成熟したまちとなっています。ニュータウン建設から半世紀以上が経過し、老朽化した公的住宅の集約建替が進むとともに、余剰地へのマンション開発が行われています。北部から中部にかけては、大阪大学や千里金蘭大学、理化学研究所が立地しています。万博記念公園には、国立民族学博物館など文化・学術・研究施設や、さまざまなスポーツ・レクリエーション施設などが立地するほか、近年、市立吹田サッカースタジアムや大規模な商業施設が開業し、市内外から多くの人を訪れるにぎわいのあるエリアとなっています。

人口は減少傾向にありましたが、再開発による住宅供給が進み、平成 27 年(2015 年)には大幅な増加に転じています。また、高齢化率は、市内の他の地域と比べて高い水準となっています。

### ■ 地域マップ

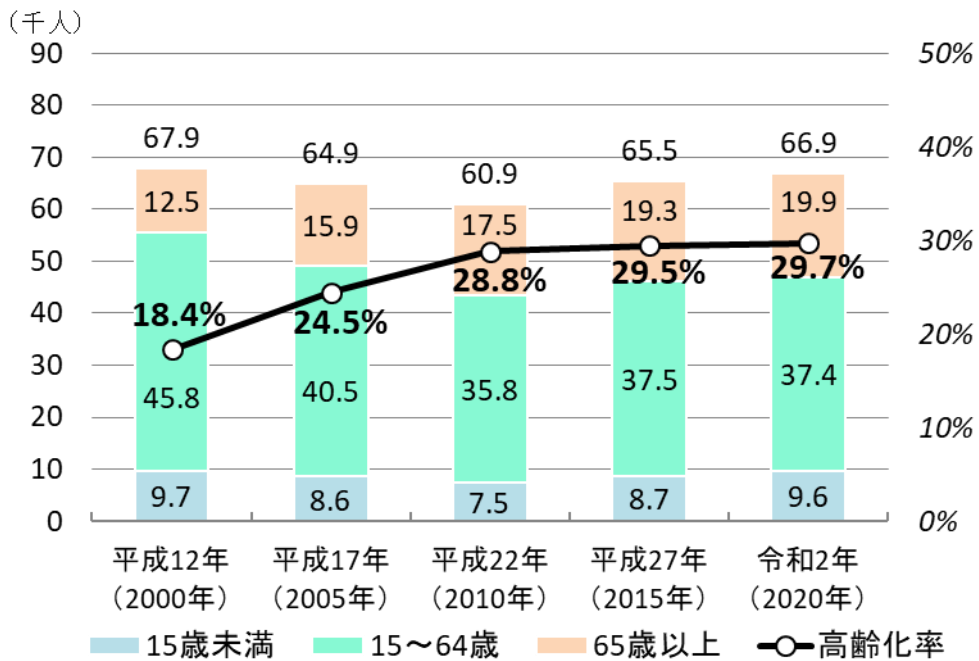


■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

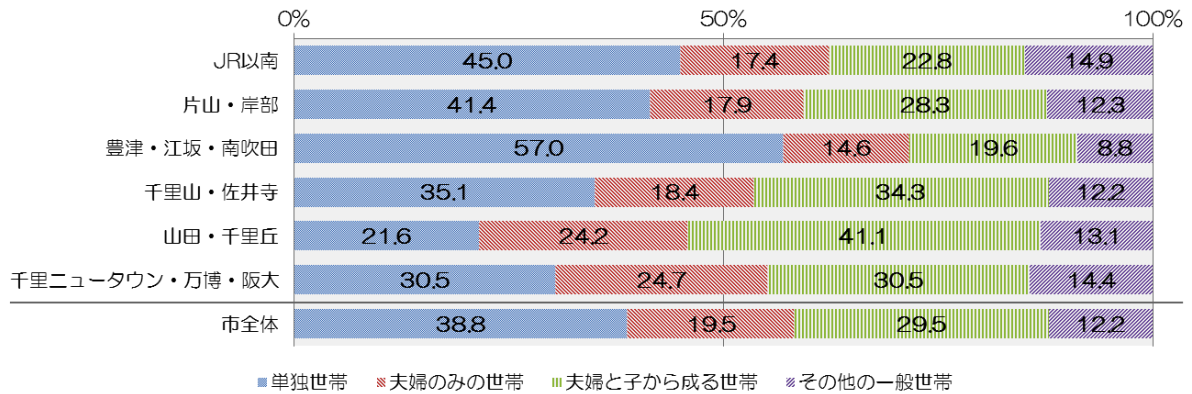
■ 人口及び高齢化率の推移 (令和2年 (2020年) 実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成

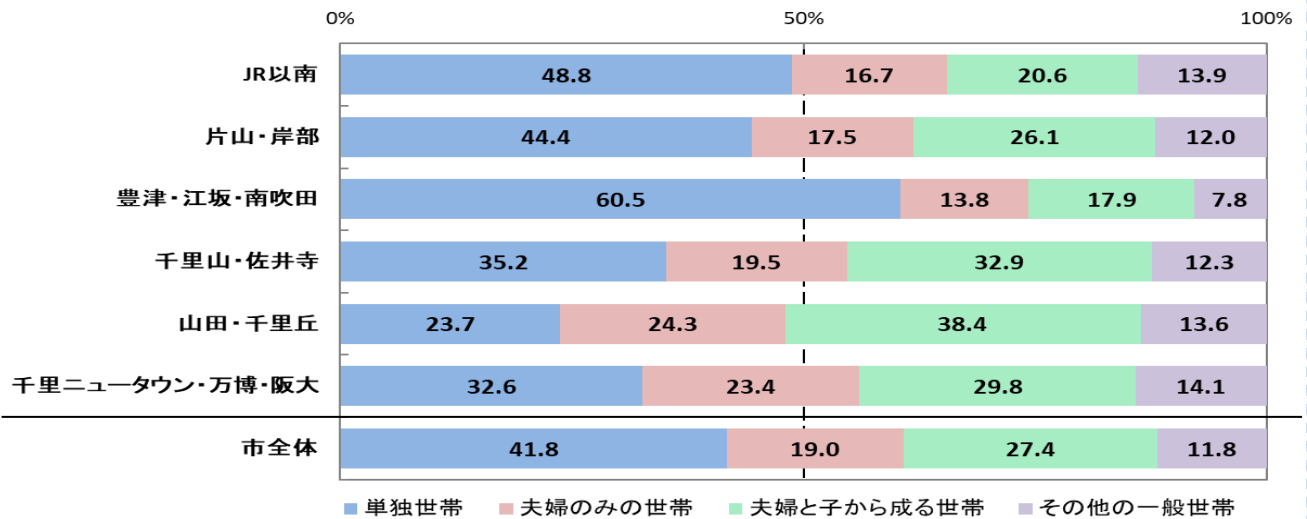
## 2. さまざまなデータでみる地域

### ■ 世帯類型別世帯数の割合

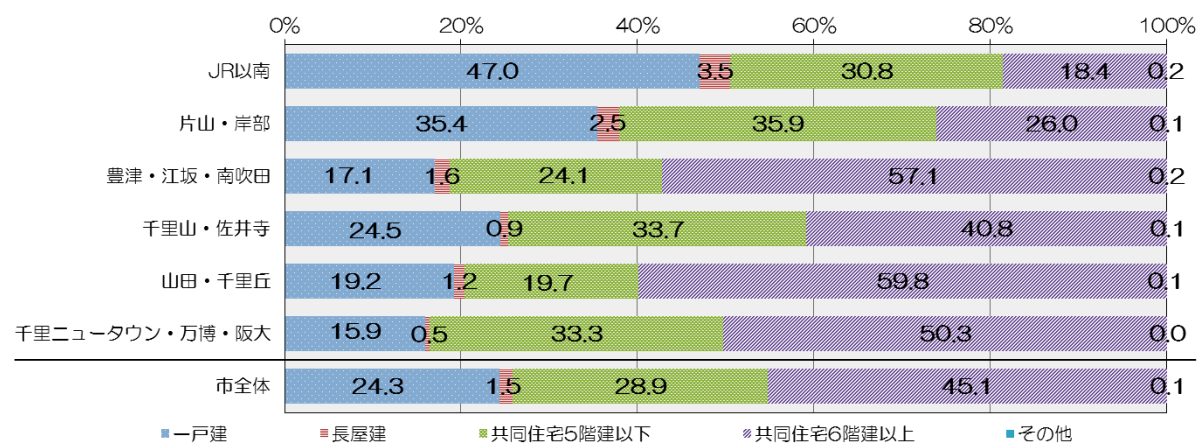


総務省「平成 27 年国勢調査」から作成

### ■ 世帯類型別世帯数の割合（令和 2 年（2020 年）国勢調査結果により更新）

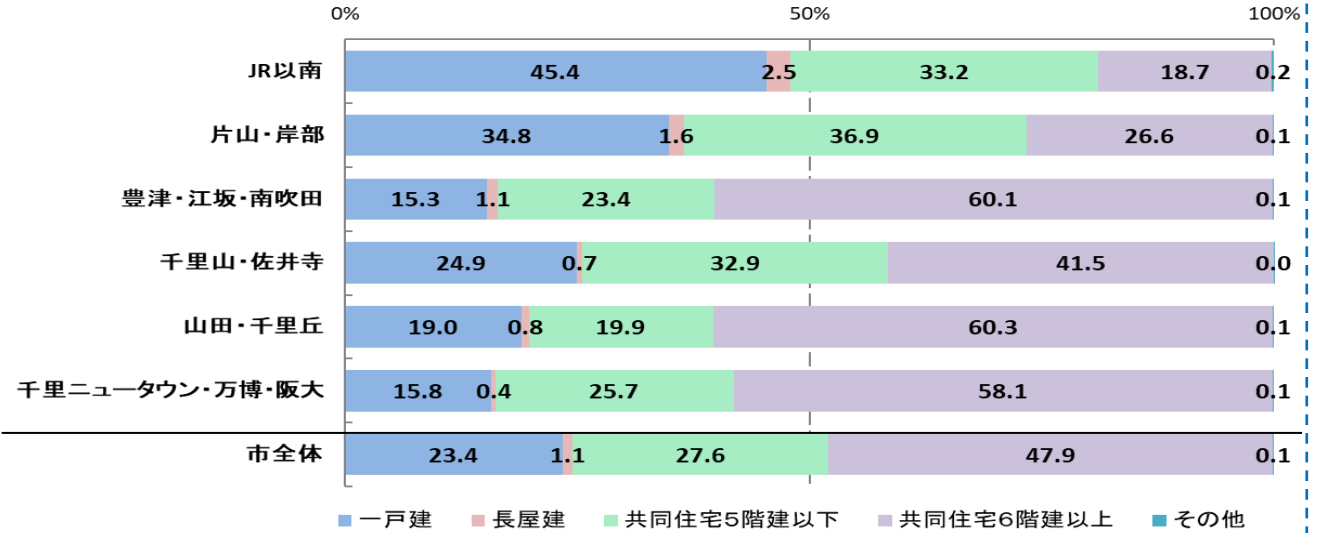


### ■ 住宅の建て方別世帯数の割合

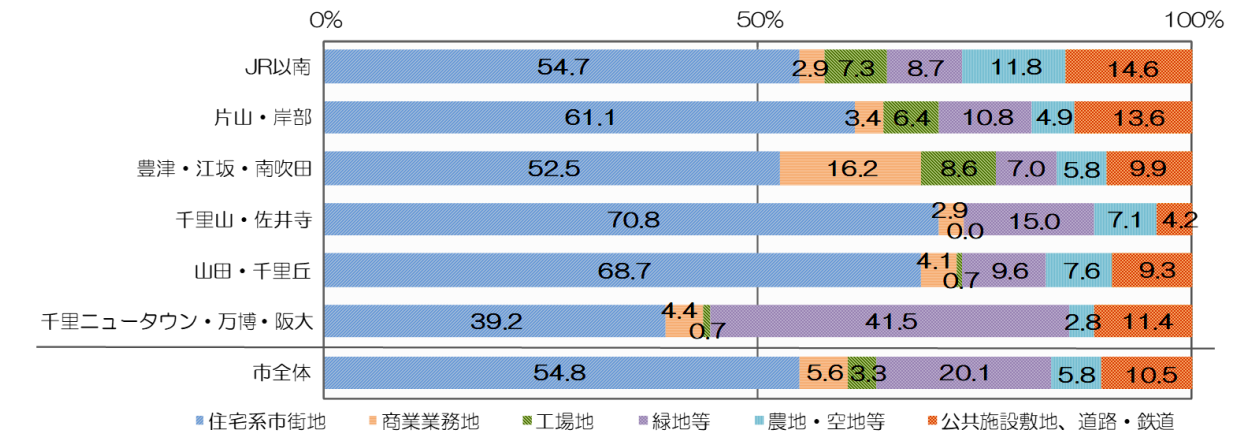


総務省「平成 27 年国勢調査」から作成

■ 住宅の建て方別世帯数の割合（令和2年（2020年）国勢調査結果により更新）

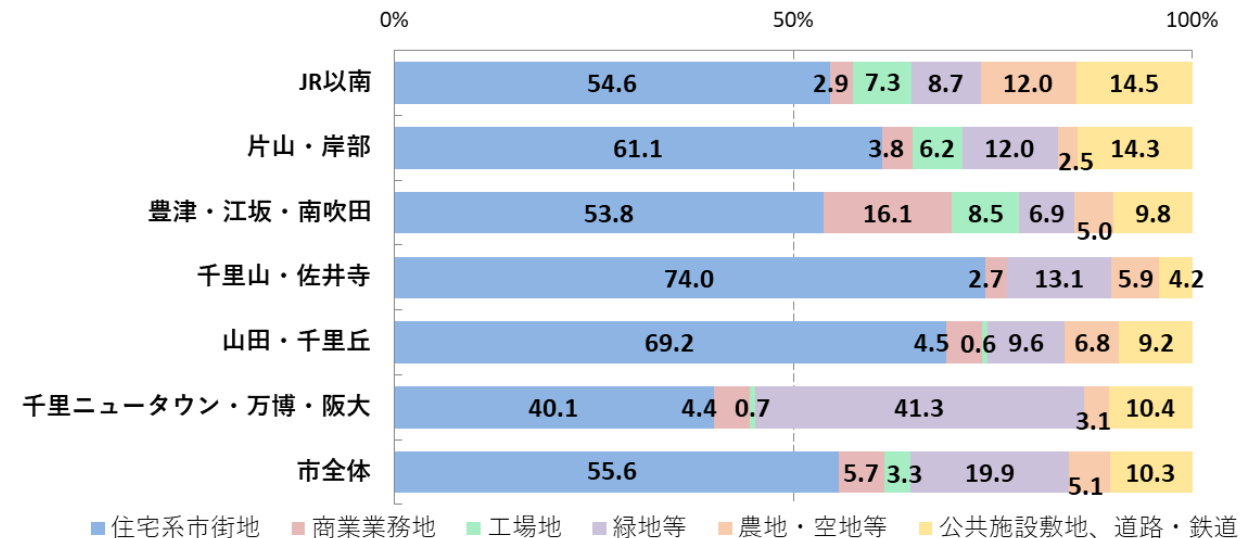


■ 土地利用状況



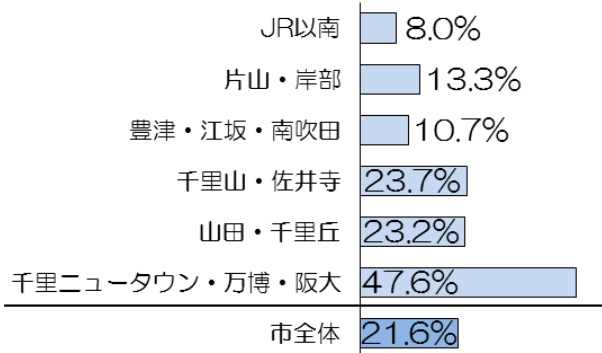
吹田市「平成27年都市計画基礎調査」から作成

■ 土地利用状況（令和2年（2020年）都市計画基礎調査結果により更新）



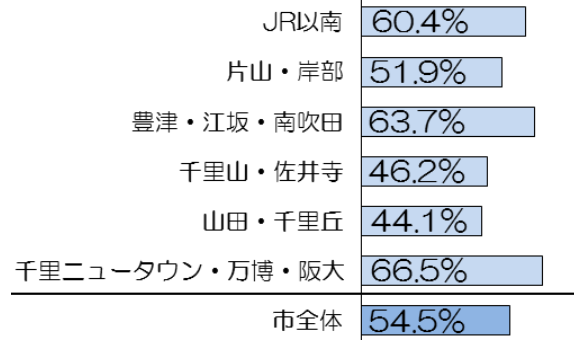


■ 緑被率



吹田市「第2次みどりの基本計画(改訂版)」(平成28年)から作成

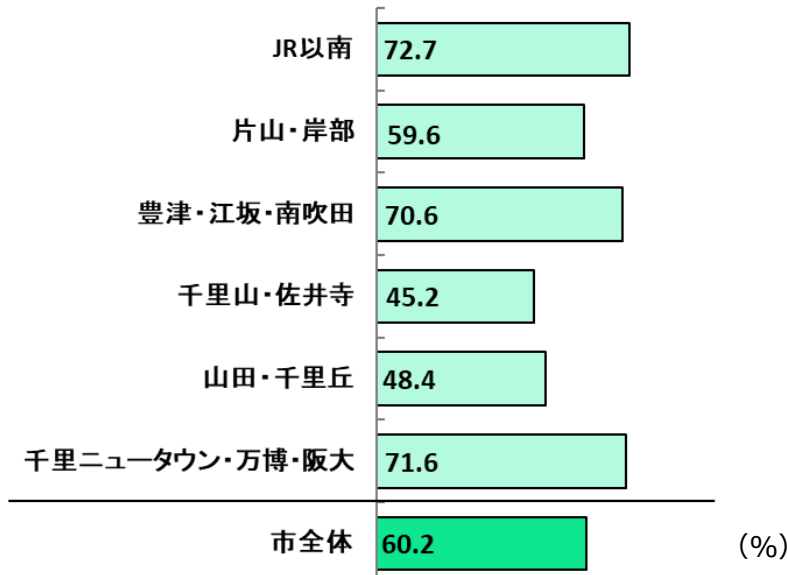
■ 公共交通網の便利さに満足している市民の割合



吹田市「平成26年度吹田市市民意識調査」から作成

■ 公共交通網の便利さに満足している市民の割合

(令和4年度(2022年度)吹田市市民意識調査結果により更新)

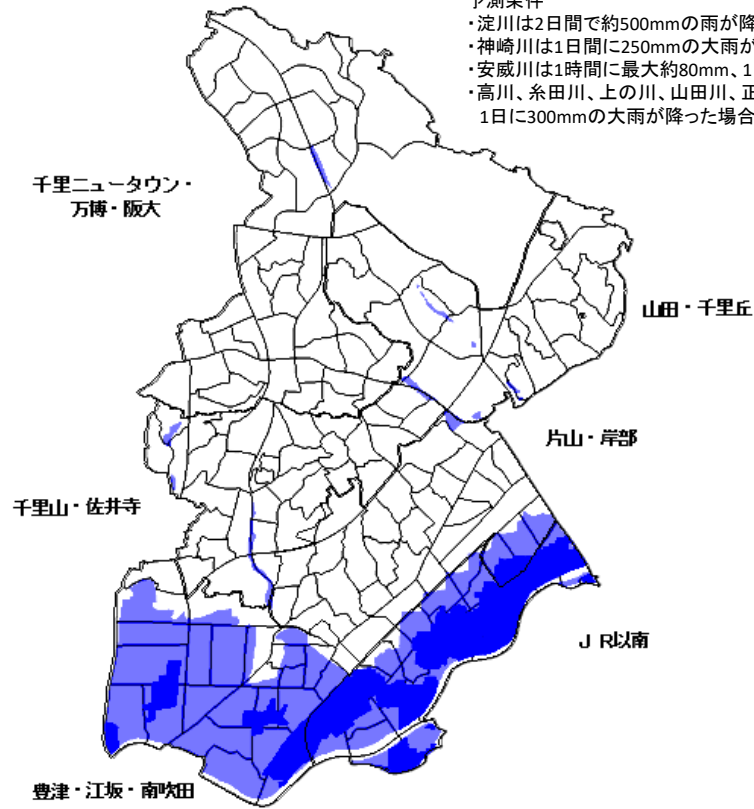


## ■ 洪水ハザードマップ

- …浸水想定区域(深さ2m未満)
- …浸水想定区域(深さ2m以上5m未満)

### 予測条件

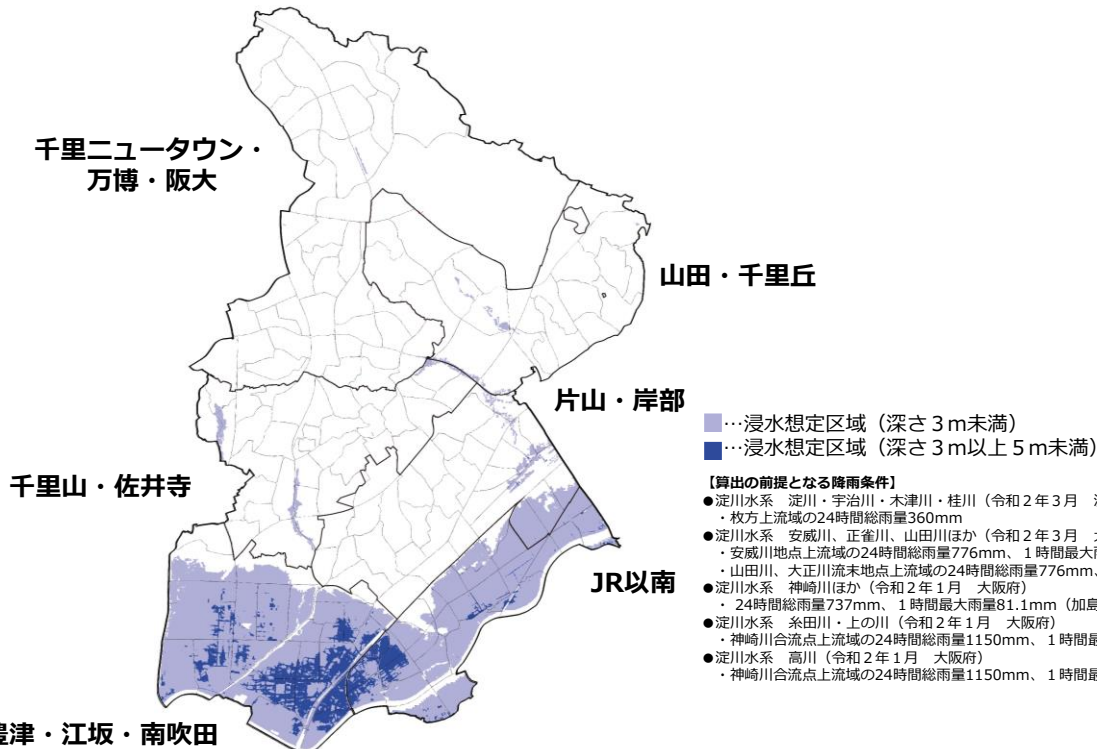
- ・淀川は2日間で約500mmの雨が降った場合
- ・神崎川は1日間に250mmの大雨が降った場合
- ・安威川は1時間に最大約80mm、1日に約250mmの大雨が降った場合
- ・高川、糸田川、上の川、山田川、正雀川は、1時間に最大約80mm、1日に300mmの大雨が降った場合



吹田市「吹田市洪水避難地図(洪水ハザードマップ)」(平成 28 年)から作成

## ■ 洪水ハザードマップ (令和 4 年 (2022 年) 3 月時点)

※平成 28 年版とは、算出の前提となる条件等が異なります。



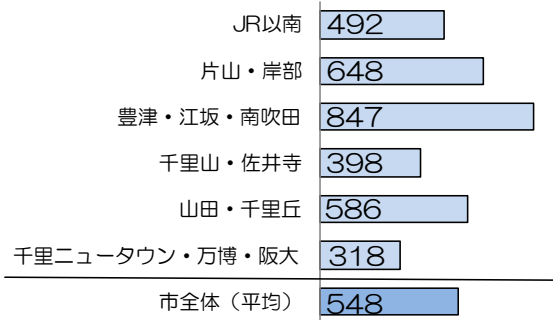
- …浸水想定区域(深さ3m未満)
- …浸水想定区域(深さ3m以上5m未満)

### 【算出の前提となる降雨条件】

- 淀川水系 淀川・宇治川・木津川・桂川(令和2年3月 淀川河川事務所)
  - ・枚方上流域の24時間総雨量360mm
- 淀川水系 安威川、正雀川、山田川ほか(令和2年3月 大阪府)
  - ・安威川地点上流域の24時間総雨量776mm、1時間最大雨量189mm
  - ・山田川、大正川流末地点上流域の24時間総雨量776mm、1時間最大雨量189mm
- 淀川水系 神崎川ほか(令和2年1月 大阪府)
  - ・24時間総雨量737mm、1時間最大雨量81.1mm(加島地点上流域平均)
- 淀川水系 糸田川・上の川(令和2年1月 大阪府)
  - ・神崎川合流点上流域の24時間総雨量1150mm、1時間最大雨量145.7mm
- 淀川水系 高川(令和2年1月 大阪府)
  - ・神崎川合流点上流域の24時間総雨量1150mm、1時間最大雨量145.4mm

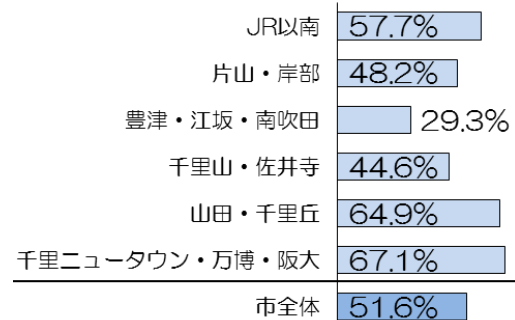
吹田市「吹田市洪水ハザードマップ(吹田市全域版)」(令和4年)より作成

### ■ 犯罪発生件数



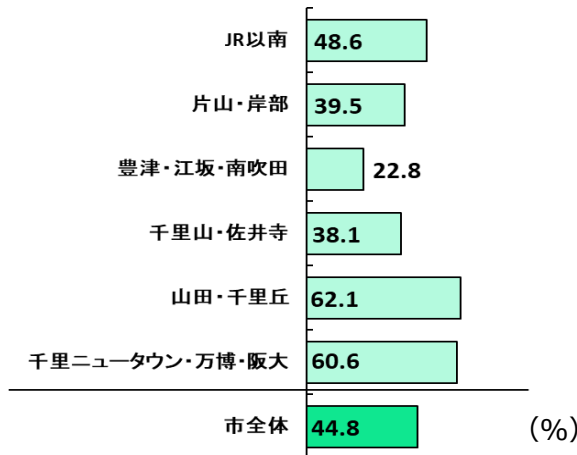
吹田警察署「平成 28 年吹田防犯協議会支部別犯罪発生件数」から作成

### ■ 自治会加入率



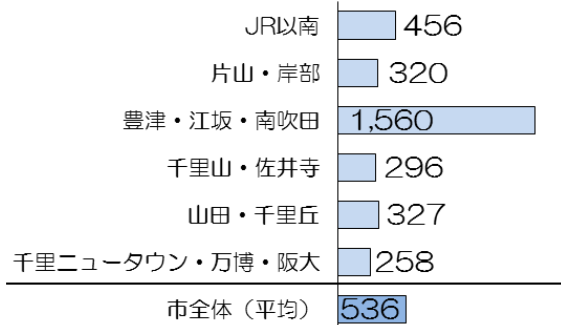
(注) 数字は、地区ごとの総世帯数に対する自治会加入世帯数の割合を示す。  
自治会加入世帯数は吹田市資料(平成 28 年 4 月 1 日)、総世帯数は住民基本台帳人口(平成 28 年 3 月末日)をもとに作成

### ■ 自治会加入率（令和 4 年（2022 年）4 月時点）



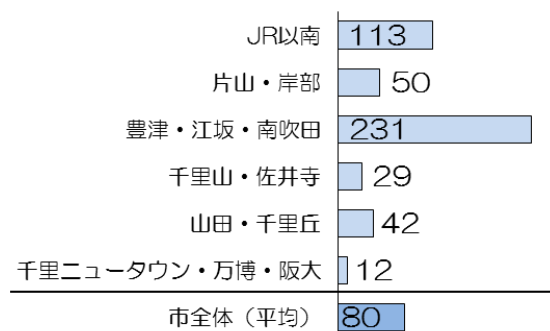
(注) 数字は、地区ごとの総世帯数に対する自治会加入世帯数の割合を示す。  
自治会加入世帯数は吹田市資料(令和4年4月1日)、総世帯数は住民基本台帳人口(令和4年3月末日)をもとに作成

### ■ 卸売・小売業事業所数



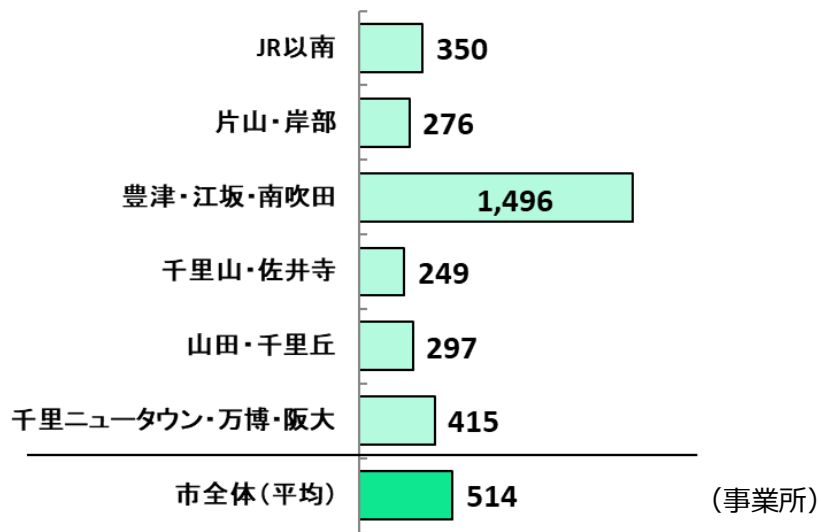
総務省「平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果」から作成

### ■ 製造業事業所数

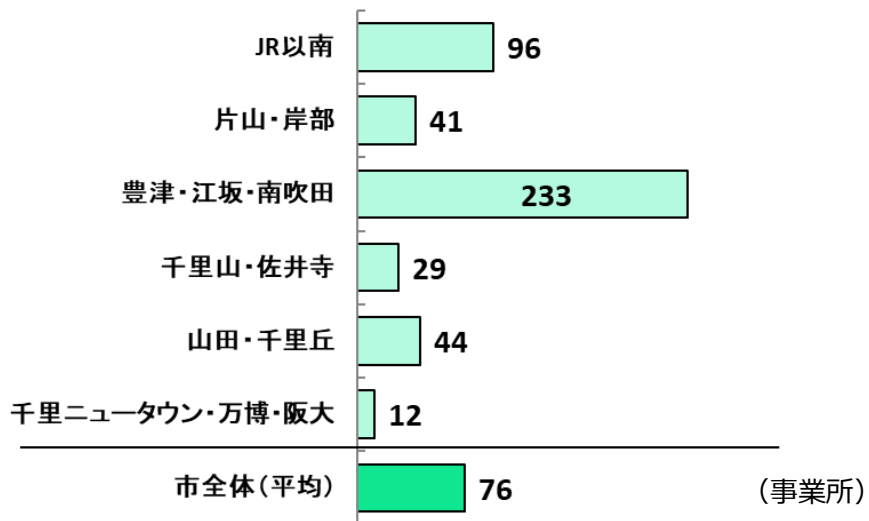


総務省「平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果」から作成

■ 卸売・小売業事業所数（令和3年（2021年）経済センサス活動調査結果により更新）



■ 製造業事業所数（令和3年（2021年）経済センサス活動調査結果により更新）



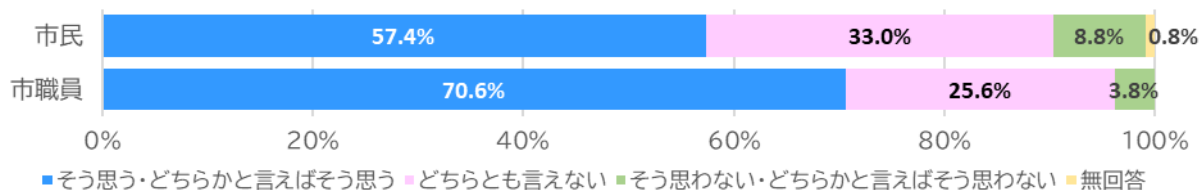
## 5. 目標（めざすまちの姿）への到達度に関する評価

第4次総合計画で定める19の目標（めざすまちの姿）に対し、その姿に近づいていると思うかを、市民と市職員に尋ねました。結果は以下のとおりです（図1、2）。

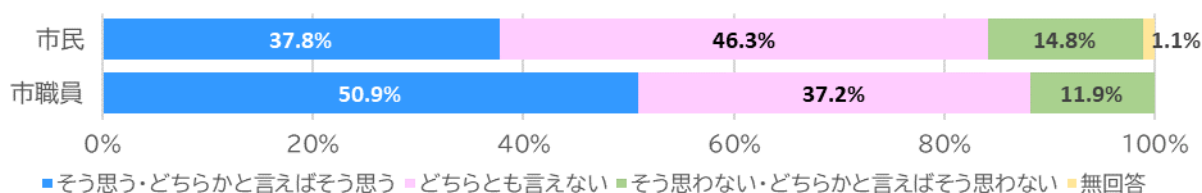
図1 目標（めざすまちの姿）に対する到達度の評価

### 大綱1 人権・市民自治

#### 政策1 市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまち

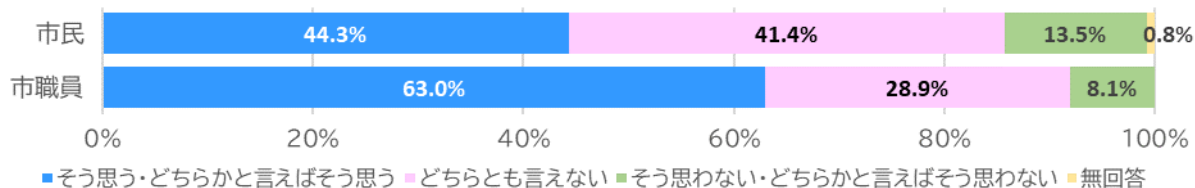


#### 政策2 市民自治の確立に向けて、市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまち

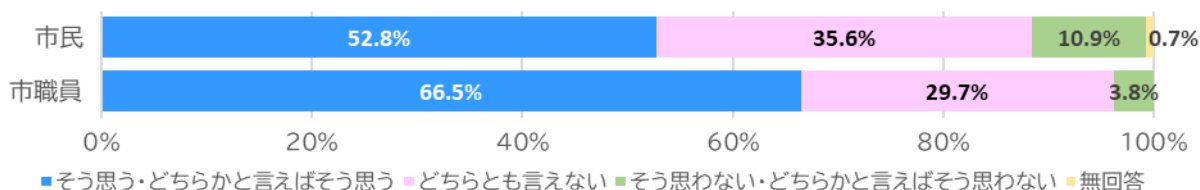


### 大綱2 防災・防犯

#### 政策1 市民一人ひとりの防災意識と地域防災力・減災力が高まり、災害に強いまち

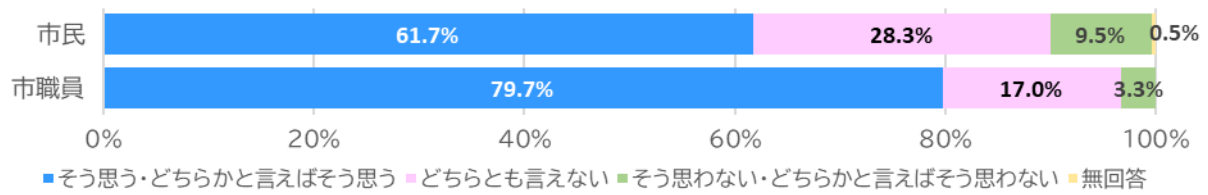


#### 政策2 市民一人ひとりの防犯意識や犯罪を許さないという気運が高まり、だれもが安心安全に暮らせるまち

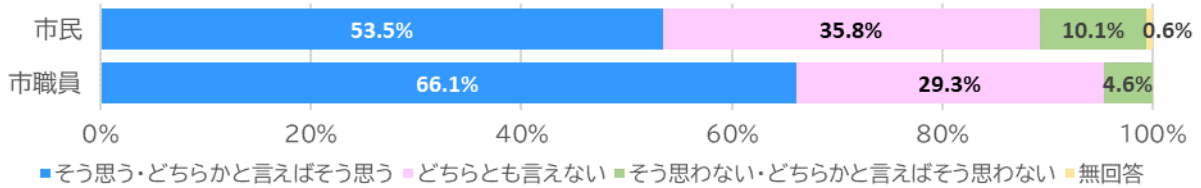


### 大綱3 福祉・健康

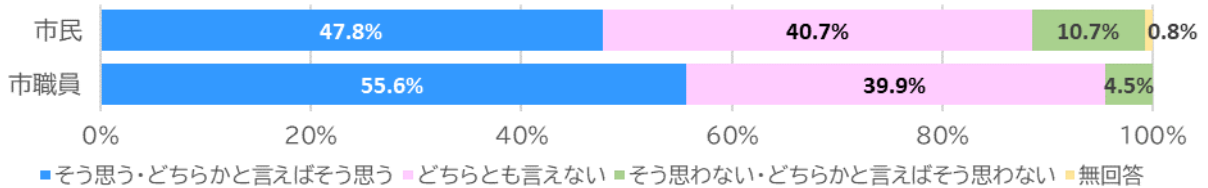
#### 政策1 高齢者が住み慣れた地域ですこやかに、安心して暮らし続けられるまち



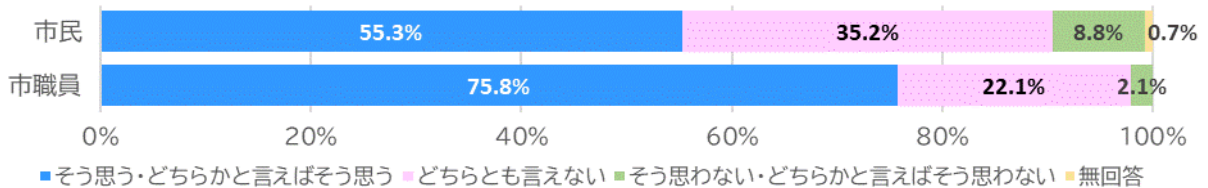
#### 政策2 障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らし続けられるまち



#### 政策3 地域福祉活動と総合的な生活保障により、だれもが地域で互いに支え合いながら、安心して暮らせるまち

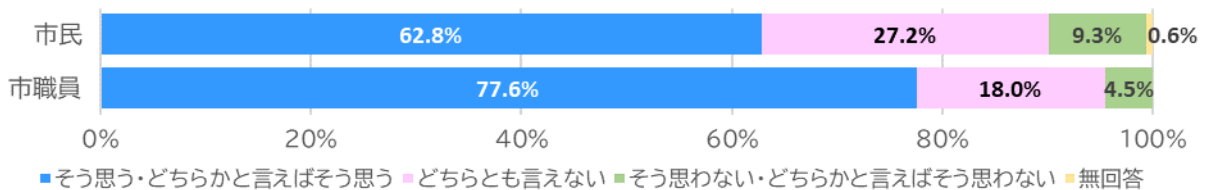


#### 政策4 市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、生活の質を高めながら健康寿命を伸ばし、すこやかで安心して暮らせるまち

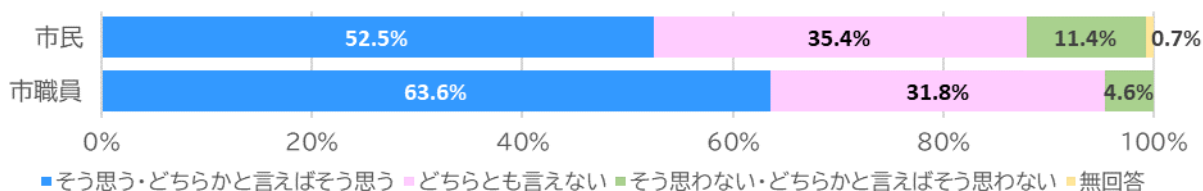


### 大綱4 子育て・学び

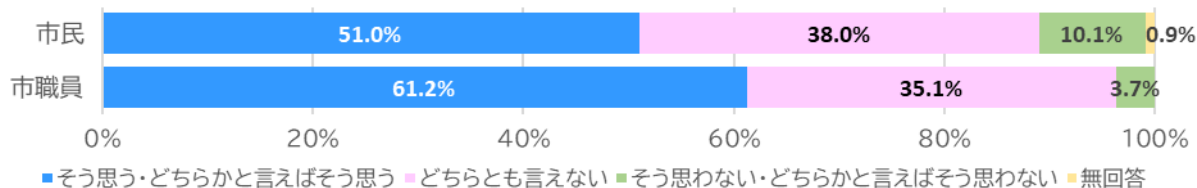
#### 政策1 安心して子供を産み育てられ、すべての子供がすこやかに育つことができるまち



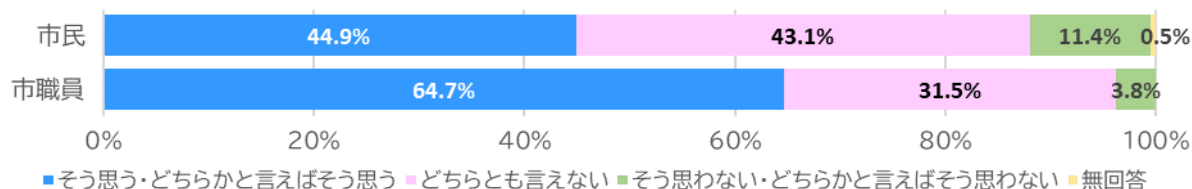
**政策2 子供たちが新しい時代を生き抜くために必要となる学力、人間性、体力を育むことができるまち**



**政策3 家庭、地域、学校の連携・協働のもと、青少年のすこやかな成長を支えるまち**

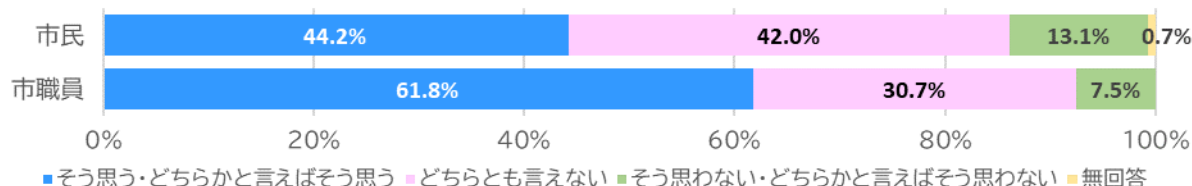


**政策4 いつでも、どこでも、だれでも、さまざまな生涯学習活動に取り組むことができるまち**



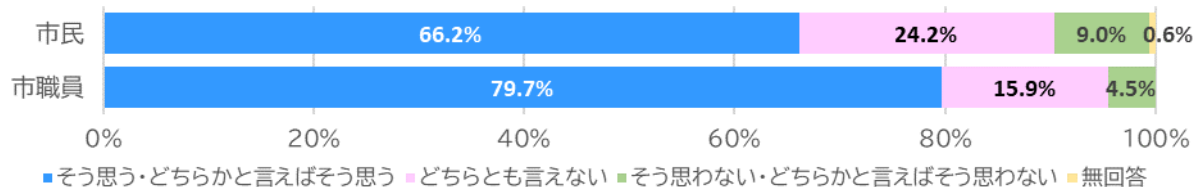
**大綱5 環境**

**政策1 持続可能な社会の実現に向けた先進的な取組が進められ、良好な生活環境が整ったまち**

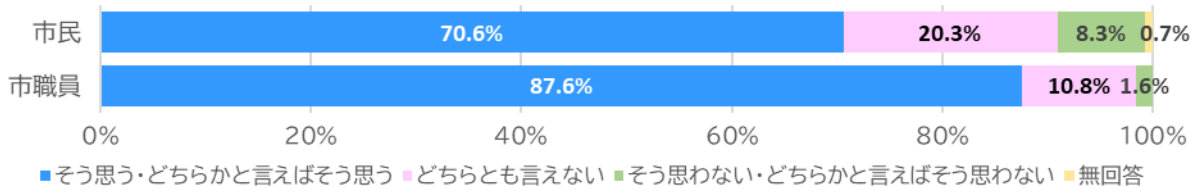


**大綱6 都市形成**

**政策1 地域の特性を生かしたまちづくりが進められ、みどり豊かで安全・快適に暮らせるまち**

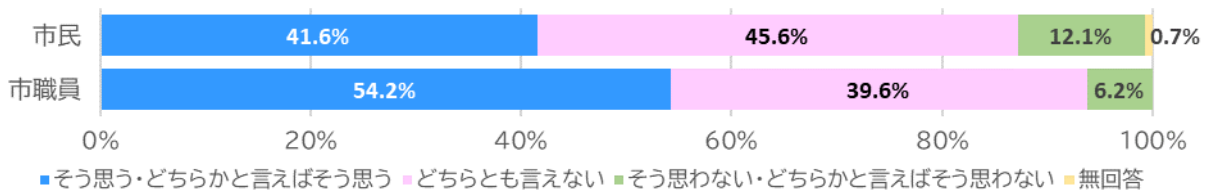


**政策2 道路、水道、下水道などの適切な維持や、公共交通の利便性の向上により、だれもが安全・快適に暮らせるまち**

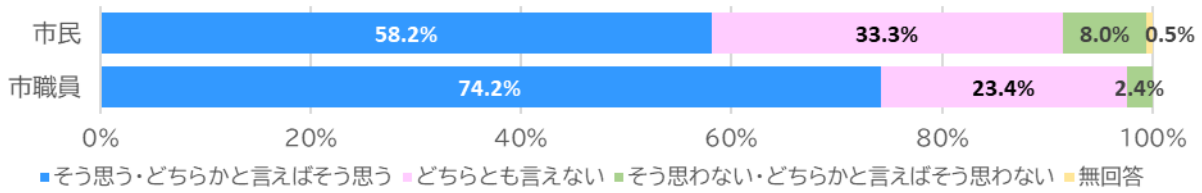


**大綱7 都市魅力**

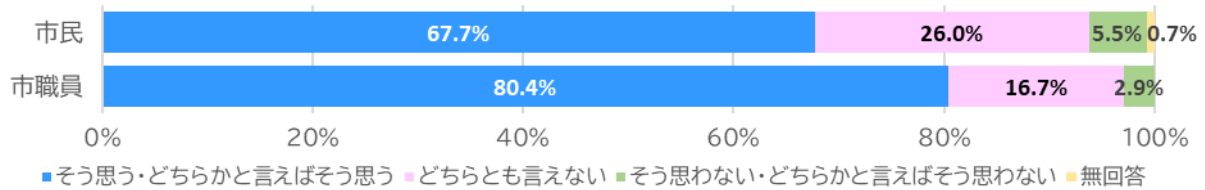
**政策1 地域経済の活性化が図られ、だれもが働きやすい環境が整ったまち**



**政策2 文化やスポーツを通じて、より豊かな市民生活を営める魅力あるまち**



**政策3 まちのさまざまな魅力の向上により、市民が愛着や誇りをもち、住み続けたいと思えるまち**



**大綱8 行政経営**

**政策1 限られた財源や人材などの行政資源が有効活用され、新たな行政課題に柔軟に対応しながら、持続可能な行政運営が行われているまち**

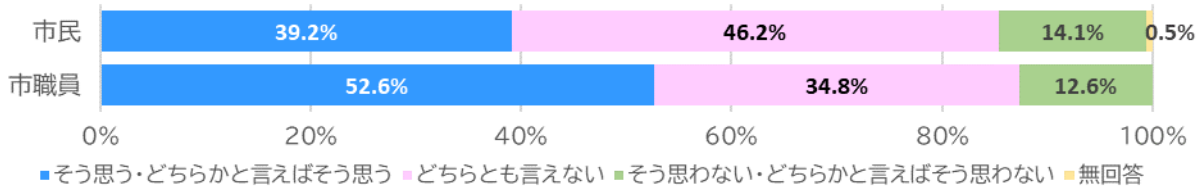
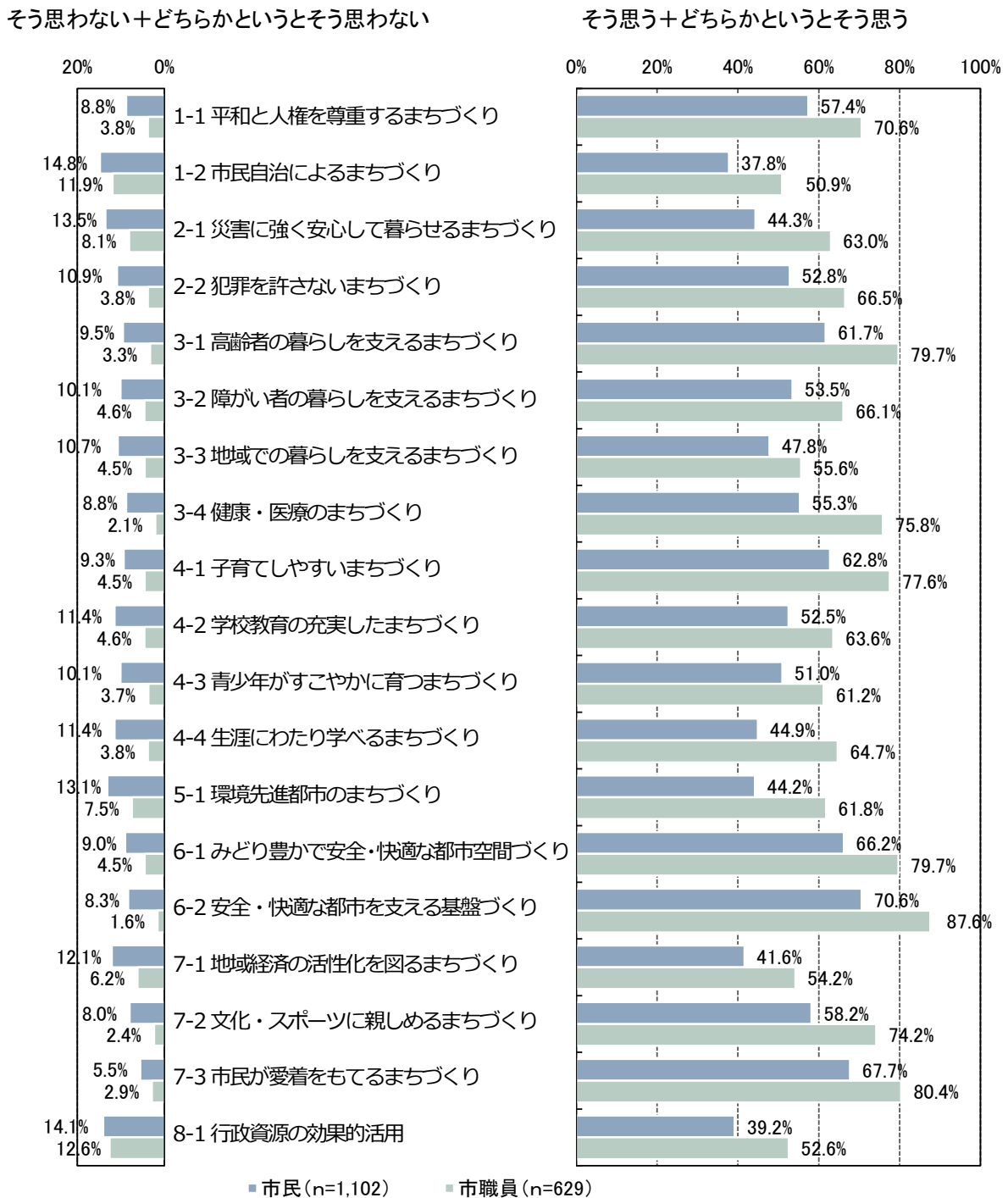
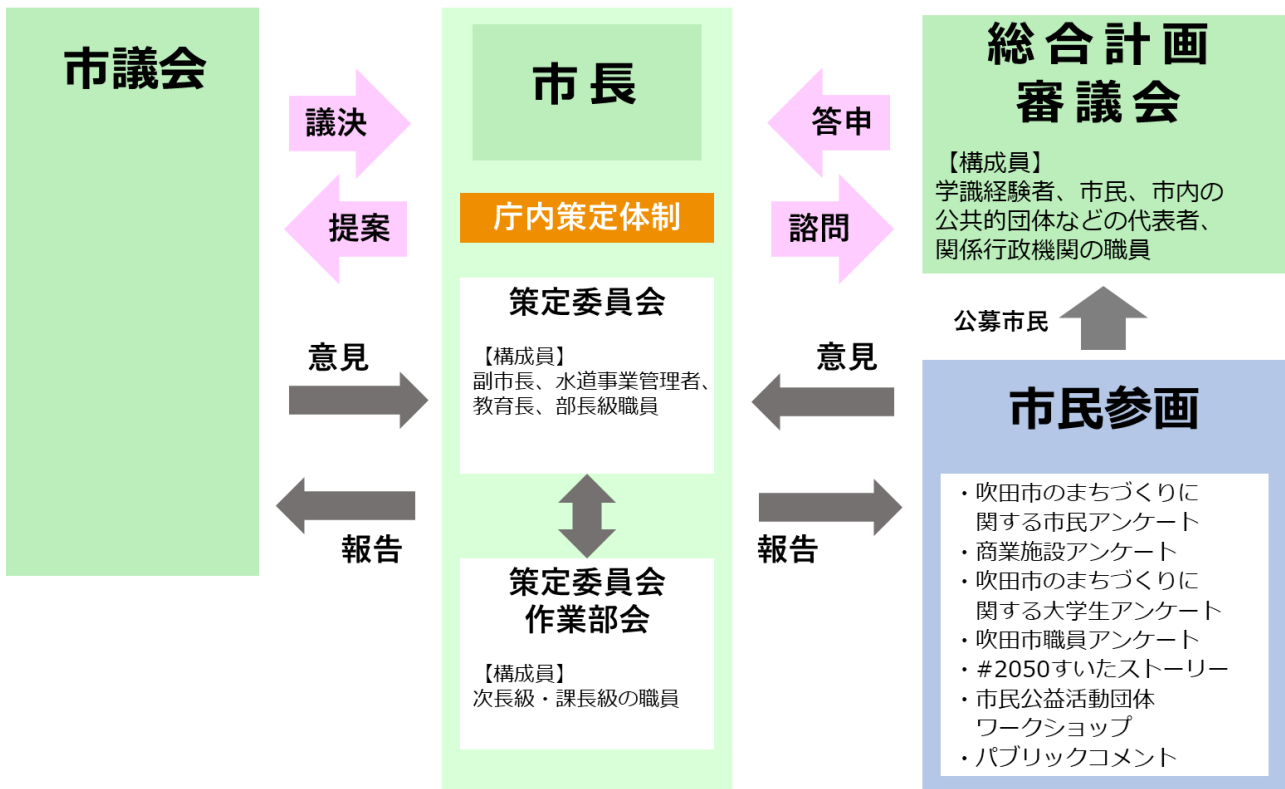




図2 目標（めざすまちの姿）に対する到達度の評価（市民・市職員の評価比較）



## 6. 策定組織図



## 7. 策定経過

	策定委員会・作業部会 (庁内組織)等	総合計画審議会	市民参画
令和4年度 (2022年度)	<p>R4.8.10 第1回総合計画策定委員会 (今後の見直しの方向性)</p> <p>R4.8.22 第1回総合計画策定委員会 作業部会 (今後の見直しの方向性)</p> <p>R4.9.7～9.21,10.5～10.25 吹田市職員アンケート</p> <p>R4.9.30 第2回総合計画策定委員会 (基本計画改訂版骨子案)</p> <p>R4.10.4～10.12 第2回総合計画策定委員会 作業部会 (基本計画改訂版骨子案)</p> <p>R4.10.31～11.4 第3回総合計画策定委員会 作業部会 (基本計画改訂版素案)</p> <p>R4.11.16 第3回総合計画策定委員会 (基本計画改訂版素案)</p>	<p>R4.11.21 第1回総合計画審議会 (基本計画改訂版素案について 諮問)</p> <p>R4.12.23 第1回総合計画審議会 ・第2部会(大綱1,3,4)</p> <p>R4.12.26 第1回総合計画審議会 ・第1部会(大綱2,5,6,7)</p> <p>R5.1.16 第1回総合計画審議会 ・第3部会 (財政運営の基本方針、大綱8)</p> <p>R5.1.23 第2回総合計画審議会 ・第1部会(大綱2,5,6,7)</p>	<p>R4.9.1～R4.9.16 吹田市のまちづくりに関する 市民アンケート</p> <p>R4.10.15～R4.12.31 #2050 すいたストーリー</p> <p>R4.10.25・11.11・11.23 商業施設アンケート(全3回)</p> <p>R4.12.5・12.13 吹田市のまちづくりに関する 大学生アンケート(全2回)</p>

	策定委員会・作業部会 (庁内組織)等	総合計画審議会	市民参画
令和4年度 (2022年度)	<p>R5.3.28 第4回総合計画策定委員会 (基本計画改訂版素案)</p> <p>R5.3.29 第4回総合計画策定委員会 作業部会(書面開催) (基本計画改訂版素案)</p>	<p>R5.1.25 第2回総合計画審議会 ・第2部会(大綱1,3,4)</p> <p>R5.1.26 第2回総合計画審議会 ・第3部会 (財政運営の基本方針、大綱8)</p> <p>R5.2.21 第2回総合計画審議会 (基本計画改訂版素案)</p>	<p>R5.2.13 市民公益活動団体 ワークショップ</p>
令和5年度 (2023年度)	<p>R5.5.9~5.12 第5回総合計画策定委員会 作業部会 (基本計画改訂版素案)</p> <p>R5.5.30 第5回総合計画策定委員会 (基本計画改訂版素案)</p>	<p>R5.6.9 第3回総合計画審議会 (基本計画改訂版素案)</p> <p>R5.6.12 第3回総合計画審議会 ・第3部会 (財政運営の基本方針、大綱8)</p> <p>R5.6.15 第3回総合計画審議会 ・第1部会(大綱2,5,6,7)</p> <p>R5.6.16 第3回総合計画審議会 ・第2部会(大綱1,3,4)</p> <p>R5.7.3 第4回総合計画審議会 ・第3部会 (財政運営の基本方針、大綱8)</p> <p>R5.7.6 第4回総合計画審議会 ・第2部会(大綱1,3,4)</p> <p>R5.7.10 第4回総合計画審議会 ・第1部会(大綱2,5,6,7)</p>	

	策定委員会・作業部会 (庁内組織)等	総合計画審議会	市民参画
令和5年度 (2023年度)	<p>R5.8.7 第6回総合計画策定委員会 作業部会(書面開催) (答申報告・基本計画改訂版 素案)</p> <p>R5.8.18 第6回総合計画策定委員会 (答申報告・基本計画改訂版 素案)</p> <p>R5.8.25~9.25 基本計画改訂版素案に対する 職員意見募集</p> <p>R5.10.6 第7回総合計画策定委員会 作業部会(書面開催) (基本計画改訂版計画案)</p> <p>R5.10.17 第7回総合計画策定委員会 (基本計画改訂版計画案)</p> <p>R5.10.24 政策会議</p>	<p>R5.7.27 第4回総合計画審議会 (基本計画改訂版素案)</p> <p>R5.8.4 基本計画改訂版素案について 答申</p>	<p>R5.8.25~9.25 基本計画改訂版素案に対する パブリックコメント</p>

## 8. 総合計画審議会

### 1 審議会委員

1号委員（学識経験者）		第1 部会	第2 部会	第3 部会
◎ 北村 亘	大阪大学大学院法学研究科 教授	◎		◎
○ 島 善信	千里金蘭大学生活科学部 教授		◎	○
足立 泰美	甲南大学経済学部 教授			○
井元 真澄	梅花女子大学心理こども学部 教授		○	
草郷 孝好	関西大学社会学部 教授		○	
越山 健治	関西大学社会安全学部 教授	○		
野口 緑	大阪大学大学院医学系研究科 特任准教授		○	
松井 孝典	大阪大学大学院工学研究科 助教	○		
松浦 敏雄	大和大学理工学部 教授			○
2号委員（市民）				
安藤 義貴	公募市民		○	
周 月茹	公募市民	○		
藤村 隆太郎	公募市民	○		
山中 拓也	公募市民		○	
3号委員（市内の公共的団体等の代表者）				
櫻井 和子	吹田市社会福祉協議会 会長		○	
柴田 仁	吹田商工会議所 会頭	○		
相馬 孝	吹田市医師会 副会長		○	
高田 耕平	吹田市PTA協議会 副会長		○	
福井 一彦	アジェンダ21すいた 副会長	○		
矢野 哲也	吹田市社会体育団体連絡会 幹事	○		
4号委員（関係行政機関の職員）				
堀越 陽子	西宮市 政策局 政策総括室 政策推進課 課長			○

※◎は会長、○は副会長（ただし、第1部会、第2部会及び第3部会の「◎」は部会長。）

会長、副会長以外は選出区分ごとの五十音順・敬称略。

選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2項の各号による。

## 2 諮問文・答申文

4行企第 1039 号  
令和4年11月21日  
(2022年)

吹田市総合計画審議会  
会長 北村 亘 様

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版(素案)について(諮問)

吹田市第4次総合計画基本計画について、策定後の動向を踏まえ、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)の後半期間に向けて見直しを行う必要があるため、吹田市第4次総合計画基本計画改訂版(素案)について、貴審議会の御意見を賜りたく、吹田市総合計画審議会規則第2条の規定により諮問いたします。

令和5年8月4日  
(2023年)

吹田市長 後藤圭二 様

吹田市総合計画審議会  
会長 北村 亘

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版(素案)について(答申)

令和4年(2022年)11月21日付、4行企第1039号にて諮問のありました吹田市第4次総合計画基本計画改訂版(素案)について、慎重に審議を重ねた結果、一部修正し、別添のとおり答申します。

なお、審議の中で委員から出された留意事項については、次期計画策定時にご考慮いただきますようお願いいたします。

## 9. 市民参画・市民周知の状況

### 1 市民参画

名称・手法	概要
吹田市のまちづくりに 関する市民アンケート	調査期間：令和4年（2022年）9月1日～16日 調査対象：無作為抽出による18歳以上の吹田市在住者3,000人 回答結果：有効回答数1,102件、有効回収率36.9% 調査項目：1 コロナや社会状況の変化による生活の変化 2 SDGsの認知度、注力すべきゴール 3 総合計画の19のめざすまちの姿の到達度
商業施設アンケート	調査日：令和4年（2022年）10月25日、11月11日、23日 場所：イオン吹田店、イオン北千里店、ららぽーとEXPOCITY 調査対象：商業施設来場者 回答結果：パネルアンケート回答522件 タブレットアンケート回答269件 調査項目： 1 あなたがSDGsで重視するゴール（パネルアンケート） 2 総合計画の19のめざすまちの姿の到達度 （タブレットアンケート）
吹田市のまちづくりに 関する大学生アンケート	調査日：令和4年（2022年）12月5日、13日 調査対象：関西大学及び大阪学院大学の学生 （両大学で行った吹田市企画財政室による講義の受講生） 回答結果：有効回答数178件 調査項目：総合計画の19のめざすまちの姿の到達度
#2050 すいたストーリー	募集期間：令和4年（2022年）10月15日～12月31日 対象：吹田市に関心がある方 募集結果：258件 （千里高校でのプレ企画（令和4年（2022年）6月実施）を含む） 募集テーマ：あなたの思い描く2050年のすいた （プレ企画の千里高校では、「2050年（2032年）のある日、吹田市に暮らす私の日記」として募集）
市民公益活動団体 ワークショップ	実施日：令和5年（2023年）2月13日 対象：吹田市内で活動する市民公益活動団体 参加人数：19名（18団体） 意見交換テーマ： 1 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響など、活動する中で感じた変化 行政とは異なる視点から見えたトピックス 2 行政と市民公益活動団体とがさらに協働しながら進めたいこと
パブリックコメント	実施期間：令和5年（2023年）8月25日～9月25日 対象：基本計画改訂版素案 提出件数：134件（50通）



## 《参考》

名称・手法	概要
吹田市職員アンケート	調査期間：令和4年（2022年）9月7日～9月21日、10月5日～10月25日 調査対象：吹田市職員 回答結果：有効回答数 629 件 調査項目：1 総合計画の19のめざすまちの姿の到達度 2 SDGsの認知度、注力すべきゴール
職員意見募集	実施期間：令和5年（2023年）8月25日～9月25日 対 象：基本計画改訂版素案 提出件数：0 件

## 2 市民周知

名称・手法	概要
総合計画 PR 動画	総合計画を知ってもらうためのきっかけとなるよう、キャラクター（スイタロー）を使用した親しみやすい動画を作成し、YouTubeの吹田市動画配信チャンネルで公開
総合計画 PR ポスター・チラシ	商業施設アンケートや#2050 すいたストーリーを告知するための媒体としてポスター・チラシを作成し、市内公共施設や大学等に掲示



高齢者福祉施設補助事業における介護施設等における  
新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金について

1 趣旨

吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護施設等の提供に係る基盤整備を推進するため、介護施設等に係る施設整備等を行う介護サービス事業者に対し、整備、改修等に係る費用等の一部助成を行っています。助成するに当たり、補助対象事業者に意向調査を実施したところ、介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業についての意向があったため補正予算を行うものです。

2 事業の内容

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

事業名	補助内容	補助条件
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する経費について補助を行うもの。	配分基礎単価 1,070,000円×整備床数

3 実施による効果

介護施設等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図ることができます。

4 予算額

(1) 歳出予算 214,093千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費

(大事業) 介護保険サービス整備等事業 (小) 高齢者福祉施設補助事業

節名称	予算額 (千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	214,093	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金

(2) 歳入予算 (特定財源) 214,093千円【府補助 10/10】

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金

節名称	予算額 (千円)	説明等
介護施設等の整備に関する事業補助金	214,093	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金

(3) 予算額の内訳

	今後所要見込額 (A)	予算現額 (B)	補正額 (C=A-B)
介護施設等における多床室の個室 化に要する改修費支援事業 < 2法人（2施設）分 >	214,093 千円	0 千円	214,093 千円

5 経過

令和4年（2022年）8月	令和5年度当初予算編成のための意向調査の実施 （多床室の個室化に要する改修費支援事業について実施意向なし）
令和5年（2023年）8月	令和5年度予算における大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金の第1次協議に係る通知等及び市内補助対象事業者への意向調査の実施 （多床室の個室化に要する改修費支援事業について2法人（2施設）より実施意向あり）

高齢者施策推進事業における新型コロナウイルス感染症に係る  
介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金について

1 趣旨

吹田市域に所在する介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的として、介護サービス事業所等の法人に対し交付していますが、第8波による感染拡大等によりかかり増した経費や施設内療養費が増大し、申請手続きがひっ迫したため、令和5年度補助金においては、令和4年度分を遡って申請できることとなっています。

令和4年度の遡り申請分と令和5年度発生分について当初予算を上回る補助金交付が見込まれるため、補正予算を行うものです。

2 事業の内容

項目	補助内容	補助条件
衛生用品・人件費等	新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用	サービス毎に定められた基準単価及び単位により補助上限額までを補助対象とする。
施設内療養費	高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に病床ひっ迫等によりやむを得ず施設内療養を行った場合に要したかかり増し費用	

3 実施による効果

介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を図ることができます。

4 予算額

(1) 歳出予算 181,206 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費

(大事業) 介護保険サービス整備等事業 (小) 高齢者施策推進事業

節名称	予算額 (千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	181,206	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金

(2) 歳入予算（特定財源） 181,206 千円【府補助 10/10】

（款）府支出金（項）府補助金（目）民生費府補助金

節名称	予算額（千円）	説明等
介護サービス事業所等 に対するサービス提供 体制確保事業補助金	181,206	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事 業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補 助金

(3) 予算額の内訳

令和5年度発生見込分

181,206 千円

## 5 経過

令和5年(2023年)3月	国の事務連絡により、令和5年度において令和4年度発生分の遡り申請を可能とする補助対象拡大が示される。
---------------	--

民営化園の園舎建替時におけるアスベスト除去等に係る補助について

1 経過

民営化に際しては、移管先事業者に園舎を無償譲渡していますが、老朽化が進んでいるため、現在、一部の民営化園(吹田保育園、藤白台保育園)では園舎建替が進められています。

園舎の解体に当たってはアスベストの除去等に係る対応が必要となっていますが、移管先事業者の募集時には大気汚染防止法等の規制強化は想定できておらず、事業の具体化に伴って移管先事業者のアスベスト除去等の具体的な対応経費が明らかになってきています。また、解体工事を進める中で新たにアスベストが確認されるなど、実際の事業の中でも対応経費が変動している状況もあり、今回対応内容が確定してきたため、補助制度を創設するものです。

2 事業の内容

アスベスト除去等に係る規制強化による園舎建替時の負担を軽減するため、対応経費の一部を補助

- (1) 補助対象者 市立保育所の民営化移管先事業者
- (2) 補助対象事業 市が譲渡した園舎の建替を行う際の園舎解体におけるアスベスト除去等(ただし、園舎解体を含む建替経費が私立保育所整備事業助成の基準額を上回る場合に限る)
- (3) 補助対象経費 アスベストの除去等に要する経費
- (4) 補助率 2分の1

3 予算額

歳出予算 12,036千円

(款)民生費(項)児童福祉費(目)児童福祉総務費

(大事業)公立保育所等事業(小事業)公立保育所民営化推進事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	12,036	アスベスト除去経費等に係る補助 吹田保育園 583 千円 藤白台保育園 11,453 千円

4 今後の予定

令和6年(2024年)1月 補助金交付決定、吹田保育園補助金交付

3月 藤白台保育園補助金交付





## 妊娠・出産包括支援事業における出産・子育て応援給付金の再構築について

### 1 事業の内容

現在、母子保健課では、妊娠から出産・子育てまで切れ目なく一貫した相談支援を行い、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の整備を目指す伴走型相談支援を実施しています。令和5年（2023年）2月からは、伴走型相談支援を充実させ、実効性をより高めることを目的として「出産・子育て応援給付金」を支給しています。

一方、「出産・子育て応援給付金」に先立って、令和4年（2022年）10月からは、妊産婦の心身の不調や家事負担の軽減を図るため、助産師によるケアや家事代行サービスの利用を促すための経済的支援として「妊産婦サポートクーポン」を支給しています。

いずれの施策も、伴走型相談支援の充実を図り、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備する上での経済的支援を目的としており、今回、一体的な運用が可能となるように用途の拡充等を含め、両施策を再構築した上で業務プロセスの見直しを図り、委託業務として実施します。なお、伴走型相談支援における面談等については、引き続き保健師・助産師等の専門職が妊産婦・子育て家庭に寄り添いながら行い、満足度の更なる向上を目指します。

#### (1) これまでの経過

令和4年（2022年）10月 「妊産婦サポートクーポン」開始

令和5年（2023年）2月 「出産・子育て応援給付金」開始

10月 伴走型相談支援における出産後面談に、これまでの

①訪問による面談、②オンラインによる面談、③来所（保健センター、同センター南千里分館）による面談に加え④他施設（のびのび子育てプラザ）での面談を試行的に実施。

#### (2) 給付対象者

本市に住民登録のある者のうち、令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）に妊娠届を提出した者又は出生した子を養育する者

#### (3) 実施期間

ア 令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

クーポン及びギフト配付期間

イ 令和9年度（2027年度）～令和10年度（2028年度）

対象者の申請遅れ対応、クーポン使用期限までの管理事務期間

※ クーポン及びギフト配付期間終了後は、アンケートによるニーズ調査結果を反映して新たに入札を実施します。

(1)

(4) 現行の業務について

【妊娠期】

妊産婦サポートクーポン (市単独事業)	20,000 円相当の 電子クーポン	助産師ケア、家事代行利用時の経済的 支援
出産応援給付金 (国府補助事業)	50,000 円の現金	妊娠期の物品等の購入のための経済的 支援

【出産後】

子育て応援給付金 (国府補助事業)	50,000 円の現金	子育て期の物品等の購入のための経済 的支援
----------------------	-------------	--------------------------

(5) 現行業務の課題について

「妊産婦サポートクーポン」と「出産・子育て応援給付金」の整理	「妊産婦サポートクーポン」と「出産・子育て応援給付金」については、いずれも出産・子育てにおける経済的支援という共通の目的の施策であり、一体的な運用が可能となるように整理が必要です。
妊産婦サポートクーポン	使途が限られているため利用率は低いものの、利用者満足度が高いことは、アンケートなどでも確認できていることから、施策を再構築するに際しては、現在のメニューに加え、妊産婦からの需要が高いサービスの導入が必要です。
出産・子育て応援給付金	<ul style="list-style-type: none"><li>・現金給付は、使途が限定されず、貯蓄等により子育てのための消費に繋がらない可能性があります。</li><li>・国は出産子育て用品の購入や地域の産業振興・活性化に繋がるような電子クーポンでの支給を求めています。</li></ul>

(6) 再構築後の業務について（今回提案内容）

【妊娠期】

妊産婦・子育てはぐくみ クーポン (国府補助事業)	20,000円相当の 電子クーポン	既存の利用に加え、 <u>市内店舗での ベビー用品の購入やタクシー料金等 に利用できるように拡充（予定）</u>
Amazon 育児支援券 (国府補助事業)	30,000円相当の電子 ギフト	<u>Amazonのインターネットショッピ ングサイトにおいて「ベビー」「マタ ニティ」のカテゴリーで利用可能</u>

【出産後】

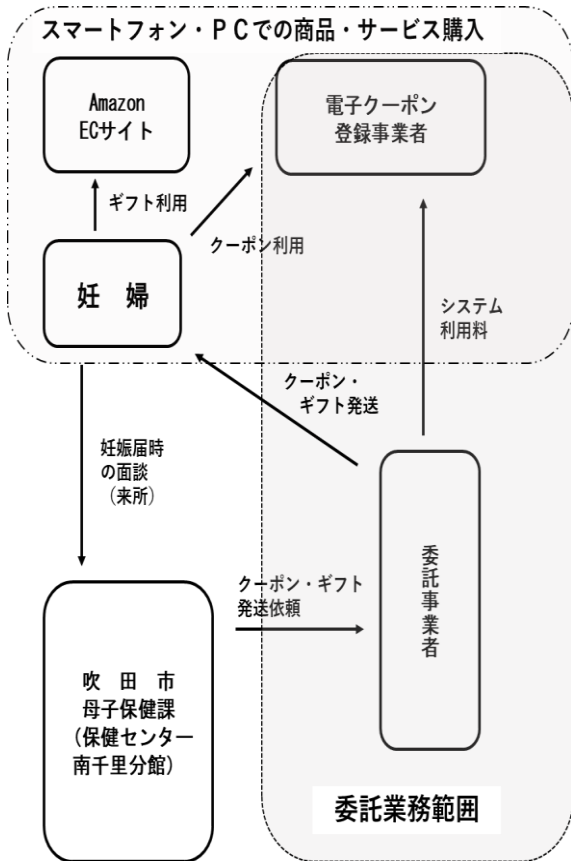
Amazon 育児支援券 (国府補助事業)	50,000円相当の電子 ギフト	<u>Amazonのインターネットショッピ ングサイトにおいて「ベビー」「マタ ニティ」のカテゴリーで利用可能</u>
--------------------------	---------------------	---

(7) 業務再構築による効果について

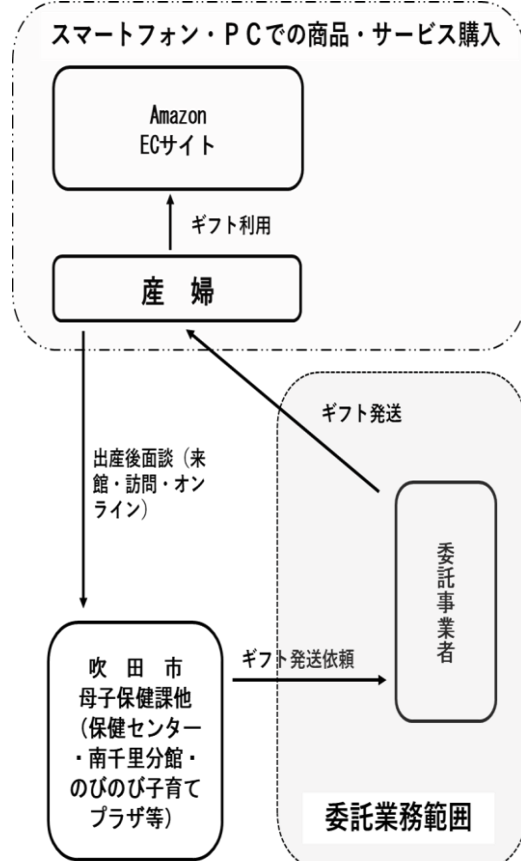
妊産婦・子育てはぐくみ クーポン	<p><u>【利用者満足度の向上】</u> アンケート調査で要望が高い「ベビー用品」「タクシー料金」等に利用範囲を拡充（予定）。</p> <p><u>【市内経済への波及効果】</u> 市内の一部店舗や事業者で利用が可能となり、市内の産業振興、地域の活性化に繋がります。</p> <p><u>【効率的な事業運営】</u> 効果が限定的な「妊産婦サポートクーポン」を再構築し補助事業に組み込むことで効率的な事業運営を図ります。</p>
Amazon 育児支援券	<p><u>【妊娠・子育てのための確実な利用】</u> 「ベビー」「マタニティ」に利用を限定することで、事業目的に沿った効果が期待できます。</p> <p>また、Amazonのインターネットショッピングサイトは数多くの商品が揃っており（40万点以上*）、自宅からスマートフォン・PCを操作するだけで利用できます。</p> <p>*部品やサイズ、色違い等も含みます。</p> <p><u>【国の方針に合致】</u> 現金以外の支給とすることで国の方針に合致し、補助金が上乗せされます。</p>

(8) 全体業務フロー

【妊娠期】



【出産後】



2 予算額

(1) 歳出予算 4,489 千円

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子保健事業費

(大事業) 母子保健事業 (小事業) 妊娠・出産包括支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	4,489	構築・準備費用

(2) 歳入予算 (特定財源) 4,198 千円

(款) 国庫支出金 (項) 衛生費国庫補助金 (目) 母子保健衛生費補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
補助金	4,198	出産・子育て応援交付金

(3) 債務負担行為

事項	期間	限度額 (千円)
出産・子育て応援ギフト支給業務	令和6年度(2024年度)～ 令和10年度(2028年度)	1,090,406

3 今後の予定

令和6年(2024年)1月	指名競争入札
3月末まで	事業準備
4月	事業開始

(4)

ふるさと寄附金事業における予算額の補正について

1 趣旨

ふるさと納税（寄附金）制度による本市への寄附金が当初の見込みを上回ることにより、返礼品購入、配送等に係る委託料の補正予算を行うものです。

2 事業の内容

本市の魅力発信と地域経済の振興のため、ふるさと納税（寄附金）制度により本市へ寄附を行う市外に在住する者に対する返礼品の送付を行うものです。

3 経過

年度	内容
令和2年8月 (2020年)	ふるさと納税ポータルサイト 「さとふる」開始
令和4年9月 (2022年)	ふるさと納税ポータルサイト、3サイトの追加 「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」開始

4 決算額

年度	歳出	歳入
令和2年度(2020年度)	239,198千円	484,265千円
令和3年度(2021年度)	372,113千円	723,111千円
令和4年度(2022年度)	450,995千円	951,763千円

5 歳出執行済額及び調定額（令和5年度（2023年度）10月末時点）

年度	歳出	歳入
令和5年度(2023年度)	265,435千円	738,933千円

6 予算額

(1) 歳出予算

現計予算額 829,120千円

歳出見込額 1,189,010千円

今回補正予算額 359,890千円

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費

(大事業) 商工振興事業 (小事業) ふるさと寄附金事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	359,890	ふるさと寄附金返礼品購入、配送等に係る委託料

(2) 歳入予算

現計予算額 1,558,400 千円

歳入見込額 2,295,333 千円

今回補正予算額 736,933 千円

(款) 寄附金 (項) 寄附金 (目) 一般寄附金

節名称	予算額 (千円)	説明等
一般寄附金	736,933	ふるさと納税寄附金

7 返礼品数 (令和5年度 (2023年度) 10月末時点)

(1) 返礼品提供事業者数及び返礼品数

年度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
事業者数 (品数)	27 (106)	35 (123)	40 (158)	47 (222)

(2) 返礼品目

ビール・お酒	菓子・スイーツ	惣菜・加工品	野菜
10品	51品	61品	2品
飲料・ドリンク	美容	雑貨・日用品	サービス (役務)
15品	10品	52品	21品

交通安全対策事業における自転車ヘルメット購入補助について

1 事業の内容

(1) 概要

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全年齢層に対して自転車ヘルメット着用が努力義務化されました。しかし、大阪府下の自転車ヘルメット着用率は全国平均より低く、現状では普及していないため、交通事故時の被害を軽減する自転車ヘルメットの着用を促進する普及啓発の一環として、新たに自転車ヘルメットを購入する方を対象に購入費の一部を補助するものです。

(2) 実施内容

令和6年2月から以下の内容で自転車ヘルメット購入補助を実施します。

なお、会計年度任用職員 2 人を採用し申請受付の事務を行います。

補助対象者	申請時に吹田市在住の全年齢とし申請は1回のみ
補助対象となるヘルメット	令和6年1月1日以降に購入した「SGマーク」等で安全性の認証を受けた自転車用ヘルメットを新品で購入したもの
申請方法	電子申込
補助金額	ヘルメット購入費用の2分の1（上限2,000円）
件数	先着1,000件（申込件数が上限に到達した時点で受付終了）
申請期間	令和6年（2024年）2月1日～2月28日

2 予算額

(1) 歳出予算 2,867千円

（款）土木費（項）道路橋梁費（目）交通対策費

（大事業）交通対策事業（小事業）交通安全対策事業

節名称	予算額(千円)	説明等
給料	601	会計年度任用職員2人分（2～3月）
職員手当等	113	//
共済費	125	//
需用費	26	コピー用紙、封筒等の事務用品
負担金補助及び交付金	2,002	自転車ヘルメット購入補助金 会計年度任用職員勤労者福祉共済負担金

(2) 歳入予算 1千円

(款) 雑収入 (項) 雑入 (目) 雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
雑入	1	会計年度任用職員雇用保険料本人負担分

3 今後の予定

令和6年(2024年)1月	市報すいた、市ホームページ等にて事業周知
2月	申請受付開始
3月	交付決定通知書送付 申請者からの請求書受理次第、補助金の交付



## 公園等整備事業における便所整備について

## 1 事業の内容

「吹田市公園便所基本計画」に基づき、適正配置による新設便所の設置、既設便所の撤去・更新を行い、誰もが利用しやすい便所づくりと適正な維持管理ができるよう整備を行うものです。

当初予算において、吹田市内 3 公園の便所更新の実施設計ならびに工事、4 公園の便所新設・更新の実施設計（令和 6 年度工事）を計上しておりましたが、実施設計を進める上で仕様の変更やタイプの変更が必要となったため、工事請負費の増額について予算の補正を行い、設計内容の変更により時間を要したため、発注時期の変更に伴う予算の繰越を行うものです。

また、限られた職員体制で事業を遂行するため、工事監理委託料の計上について予算の補正を行い、工事時期と合わせて繰越を行うものです。

## 2 予算額

(1) 歳出予算 38,125 千円

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園整備費

(大事業) 公園緑地事業 (小事業) 公園等整備事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	8,653	吹田市内 3 公園における便所工事監理業務
工事請負費	29,472	吹田市内 3 公園における便所更新に係る工事費の増額分

(2) 歳入予算 (市債) 34,300 千円

(款) 市債 (項) 市債 (目) 土木債

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
公園整備債	34,300	-

(3) 繰越明許費 121,909 千円

(款) 土木費 (項) 都市計画費

事業名	金額(千円)
公園等整備事業	委託料 19,837
	※増額分 8,653 + 4 公園の実施設計 11,184
	工事請負費 102,072
	※当初予算 72,600 + 増額分 29,472

### 3 経過及び今後の予定

(1) 便所新設 (江の木公園)

令和6年(2024年)3月	実施設計(令和6年8月まで)
令和6年(2024年)10月	工事(令和7年3月まで)

(2) 便所更新 (谷上池公園・竹見公園・安威川公園)

令和5年(2023年)8月	実施設計(令和6年1月まで)
令和6年(2024年)3月	工事(令和6年9月まで)

便所更新 (玉の井公園・くちなし公園・金田公園)

令和6年(2024年)3月	実施設計(令和6年8月まで)
令和6年(2024年)10月	工事(令和7年3月まで)

山田第五小学校と山田第三小学校の統合について

1 概要

山田第五小学校は、山田第三小学校の過大規模化の解消のため、昭和 6 1 年(1986 年)に分離新設されました。新設後は児童数が減少し続けており、令和 4 年度(2022 年度)には 6 学級の過小規模校となっています。今後の児童数推計においても、6 学級の過小規模が継続する見込みであり、かつ、児童数が減少し続け改善の見込みがないことから、学校規模適正化について検討した結果、山田第五小学校を山田第三小学校に統合します。

この統合に伴い、備品・書類等の引継ぎや両校児童の交流事業、児童の精神的ケア等の業務が増加することから、講師 1 名及び学校問題解決支援員 1 名を両校に配置することによる人的支援を行うものです。

2 予算額

歳出予算 2, 5 0 7 千円

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育指導費

(大事業) 学校教育支援事業 (小事業) 教育活動支援事業

節名称	予算額 (千円)	説明等
報酬	2, 1 3 9	給料、手当分
共済費	2 3 3	厚生年金保険料負担金等
旅費	1 2 0	通勤費用
負担金	1 5	特定退職金共済制度負担金等

3 主な想定増加業務

- ①教育委員会事務局との打合せ会議や日々の調整
- ②山田第五小学校・山田第三小学校交流事業
- ③学校備品移転の調整や仕分け業務
- ④書類・データ等の引継ぎ作業及び整理・登録作業
- ⑤閉校式典・統合式典の準備
- ⑥児童の精神的ケア

4 今後の予定

令和 7 年度(2025 年度)に山田第五小学校を山田第三小学校に統合



小学校管理事業における教職員用更衣休養室の環境改善業務について

1 事業の内容

既存の教職員用更衣休養室に必要な備品等を整備することにより、更衣休養室の環境を改善し、教職員の健康管理を支援するためのリフレッシュスペースや、妊娠中、産後休暇や育児休業明けの教職員等が人目を気にせず清潔で落ち着いた空間で体のケアを行うことができるマザーズルームとして活用できるようにします。

2 予算額

(1) 歳出予算 500 千円

(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 小学校管理運営費  
 (大事業) 小学校管理事業 (小事業) 小学校管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	43	教職員用更衣休養室の環境改善に係る需用費
備品購入費	457	教職員用更衣休養室の環境改善に係る備品購入費

(2) 歳入予算 (特定財源) 500 千円

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
雑入	500	公立学校共済組合による助成金

3 経過及び今後の予定

令和6年(2024年)2月	教職員用更衣休養室の環境改善に係る備品等購入
3月	運用開始
7月	効果検証
令和7年(2025年)3月	効果検証



農地災害復旧事業について

1 事業の内容

令和 5 年（2023 年）5 月 7 日～8 日に発生した豪雨により、桃山台 4 丁目に所在する農地において、畦畔が崩壊し営農に支障をきたしており、農地としての効用や機能を回復させるため、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和 25 年法律第 169 号）による「災害復旧事業」を活用して、吹田市が災害復旧工事を実施するものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 1,954 千円

（款）災害復旧費（項）農林水産業施設災害復旧費（目）農地災害復旧費  
（大事業）農業振興事業（小事業）農地災害復旧事業

節名称	予算額(千円)	説明等
工事請負費	1,954	農地災害復旧工事費

(2) 歳入予算（特定財源） 1,954 千円

（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）災害復旧費分担金

節名称	予算額(千円)	説明等
農林水産業施設災害復旧費 分担金	977	受益者負担金収入

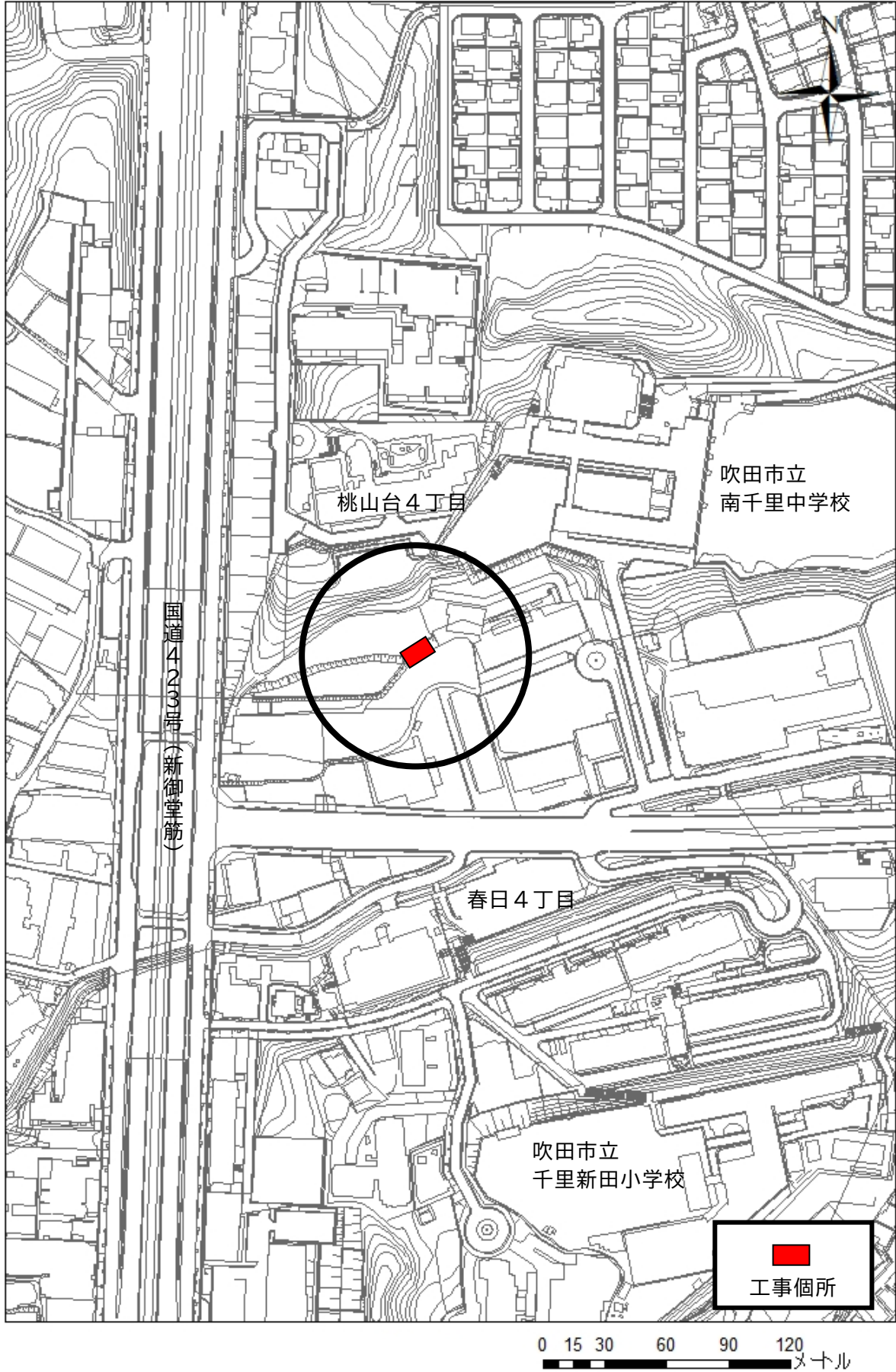
（款）府支出金（項）府補助金（目）災害復旧費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
耕地事業補助金	977	国庫補助事業 基本補助率 1 / 2

3 今後の予定

令和 5 年（2023 年）12 月	災害復旧工事設計業務
令和 6 年（2024 年）1 月	入札執行
令和 6 年（2024 年）2 月	工事着工
3 月	工事完了

4 位置図



(2)



特別支援教育事業における医療的ケア看護師確保のための人材派遣サービスの活用について

1 事業の内容

医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒が安心安全に学校生活を送ることができるよう会計年度任用職員の医療的ケア看護師を配置していますが、現在、当該看護師の必要数に対して5人不足しており、当該不足分の解消を図るため、本業務の一部を派遣契約により、実施します。

2 予算額

債務負担行為（追加）

事項	期間	限度額
医療的ケア看護師派遣業務	令和5年度～令和6年度	33,648千円

3 今後の予定

令和6年（2024年）1月	事業者選定公募開始
2月	契約締結
4月	令和6年度（2024年度）医療的ケア看護師派遣業務開始



こどもプラザ事業「太陽の広場」における  
民間委託モデル事業の実施について

1 事業の目的

子供・若者の成長の場である家庭・学校・地域等が、安心・安全な居場所としてより良い環境となるよう社会全体に求められています。

本市では、放課後の子供たちの居場所の一つとして、「太陽の広場」事業を、平成 15 年度(2003 年度)から毎週水曜日の開催を目標に、地域ボランティア（フレンド）の見守りにより、各中学校区単位に設置されている地域教育協議会に委託し、全小学校で実施してきました。

先のコロナ禍では地域活動の縮小や休止により、フレンドが不足するなど、今後の運営に影響が大きい地域も出てきています。また、開催回数が月 1 回という地域も複数あり、開催回数には地域差が出ている状況です。人材不足、事務作業等が地域や学校の負担となっている地域は、事業継続が難しくなるのではとの声もあり、そのような課題解決のために、事業運営で労力の大きい部分を民間事業者に委託することで、地域の負担を軽減し、子供たちが安心して過ごせる居場所（開催回数）を増やすことができ、持続可能な事業とするための検証をしっかりと行うことを目的にモデル事業を実施するものです。

2 事業内容

(1) 実施期間

令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日まで

(2) 実施手法

業務委託による実施

(3) 実施場所

- ① 山田第一小学校（山田東中学校区地域教育協議会）
- ② 江坂大池小学校（豊津西中学校区地域教育協議会）

(4) 選定過程

運営課題で重要な下記の 3 項目を基準に点数化した順位をつけ、地域の意向や学校規模適正化の状況なども含めて選定。

- ① フレンド数の状況
- ② 開催回数の状況
- ③ 事務の主な担い手の状況

(5) 委託内容等

	現行の委託	民間委託モデル
① 対象校	36小学校	下記の要件にて、小学校2校を選定 ・学校の状況(児童数、教室数など) ・地域の状況(フレンド数、地域の意向など)
② 委託先	各中学校区 地域教育協議会	留守家庭児童育成室及び放課後キッズスクエア運営を受託している事業者
③ 運営体制	フレンド 各校3名	フレンド3名 *内1名、現場責任者をおく *当該地域のフレンドを中心に、複数登録
④ 開催日	月1回～毎日開催 (地域により異なる)	週2回の開催 (長期休業中は週3回程度)
⑤ 保護者負担	無し(市民活動災害保障制度)	無し(市民活動災害保障制度)

3 予算額

債務負担行為

事項	期間	限度額
太陽の広場委託モデル事業 運營業務	令和5年度～令和7年度	17,436千円

※令和5年度の債務負担行為予算額 0円

※歳出 1校当たり年4,359千円(2校分、2年間で17,436千円)

※歳入 国庫補助金 2年間で2,174千円

(学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金)

4 今後の予定

令和6年(2024年)1月	事業者との委託契約締結
2～3月	開始準備(フレンド確保、学校利用の調整など)
4月	モデル事業開始

重文旧西尾家住宅主屋ほか 6 棟建造物保存修理工事（I 期工事）における債務負担行為の追加について

1 事業の内容

標記工事（工期：令和 4 年（2022 年）7 月 1 日～令和 9 年（2027 年）3 月 15 日）について、国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）※の適用により、請負金額が次のとおり変更となります。

工事請負費	
変更前	836,638 千円
変更後	906,114 千円
増額金額	69,476 千円
	（うち、債務負担超過額 24,247 千円）

この変更によって当初設定した債務負担行為限度額を超過する分について、追加で債務負担行為を行うものです。

債務負担行為限度額	
変更前	893,840 千円
変更後	918,087 千円

なお、請負契約の一部変更につきましては、次期定例会において議案の提案を予定しています。

※ 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション等が生じ請負金額が著しく不相当となった場合に、発注者又は受注者が請負金額の変更を請求できる規定

2 予算額

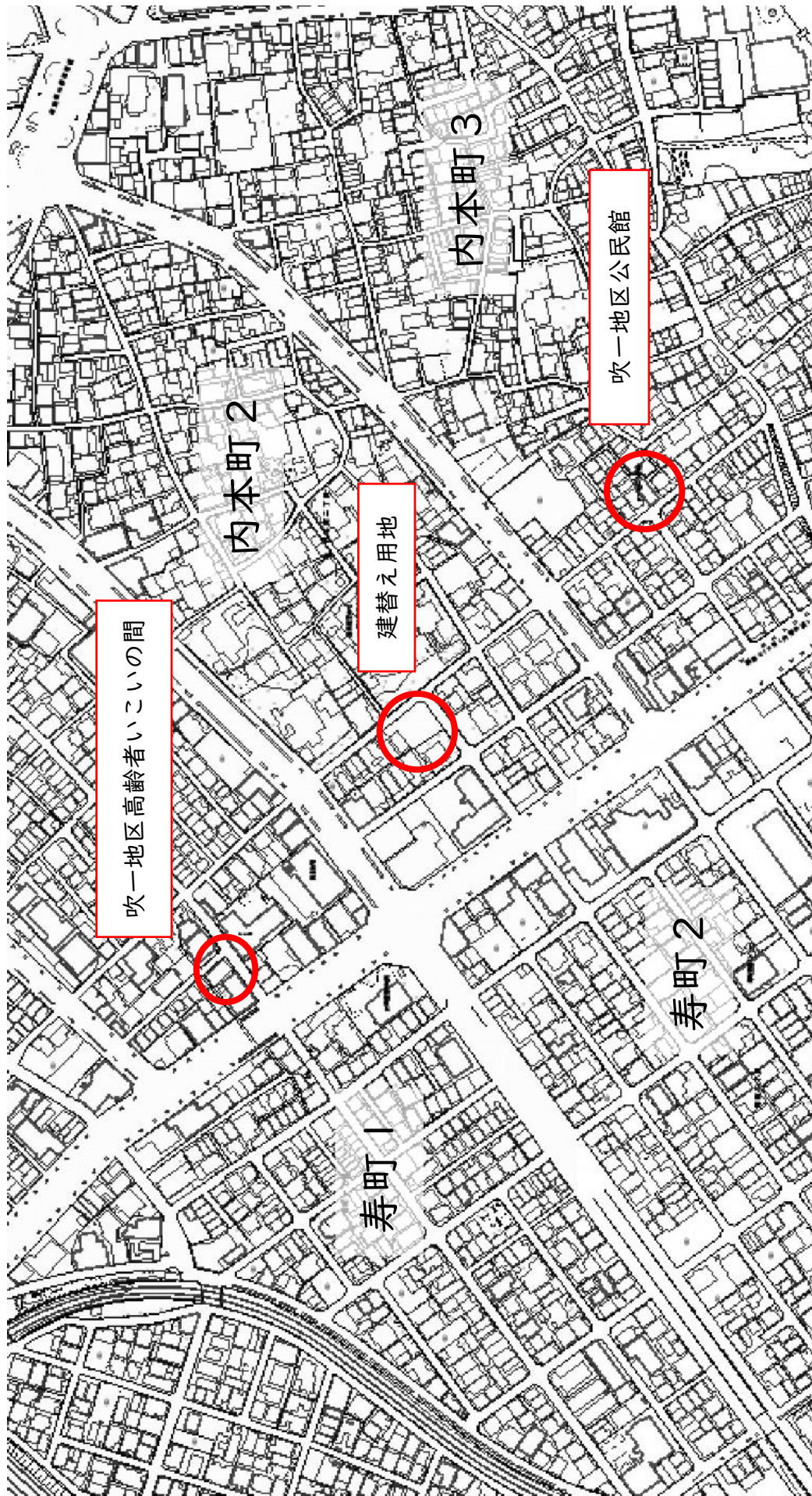
債務負担行為  
 (追加)

事項	期間	限度額
重文旧西尾家住宅主屋ほか 6 棟建造物保存修理工事（I 期工事）	令和 6 年度～令和 8 年度	24,247 千円

3 経過及び今後の予定

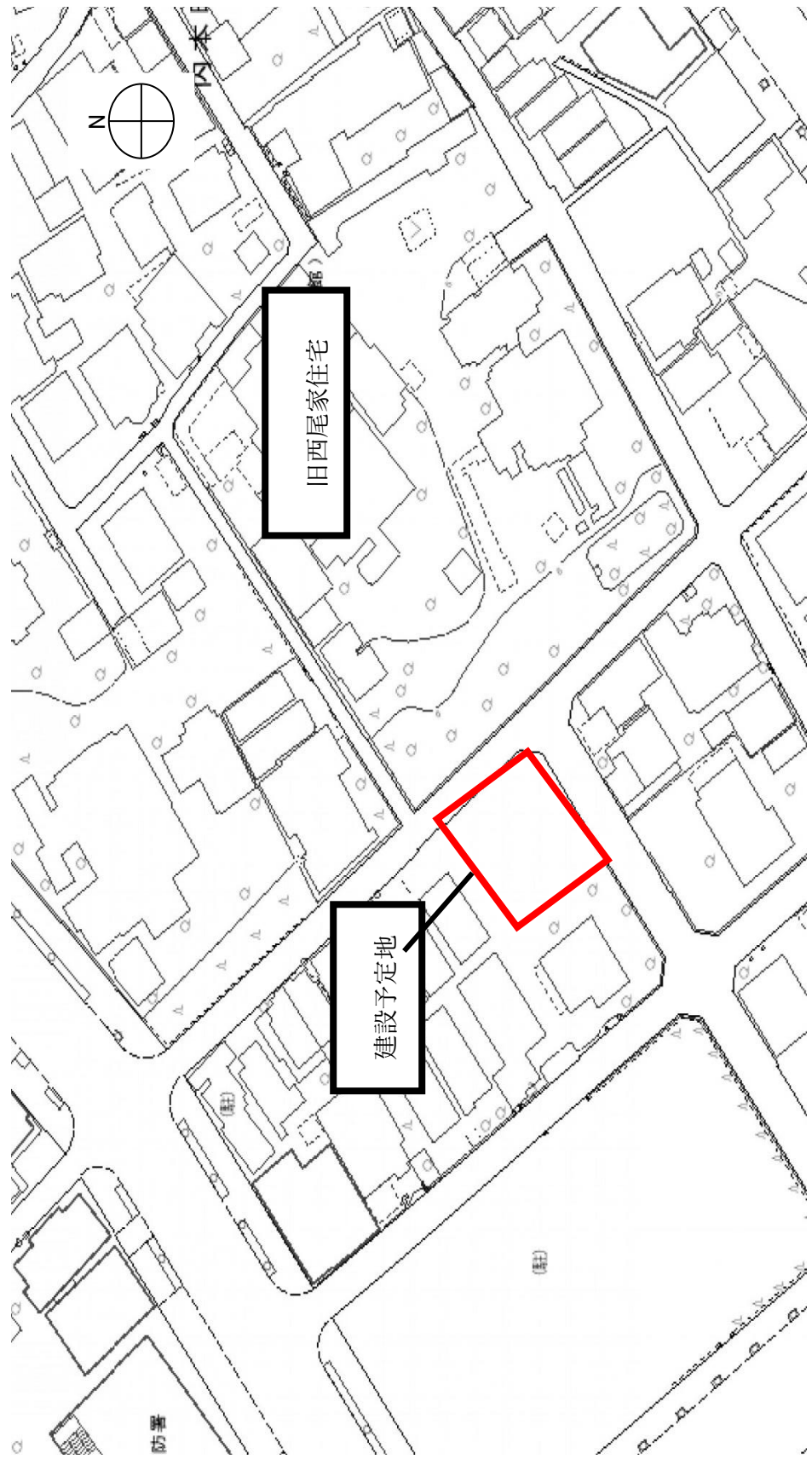
令和 6 年（2024 年）2 月	請負契約の一部変更について 2 月定例会に提案
令和 9 年（2027 年）3 月	工事完成

現施設位置図



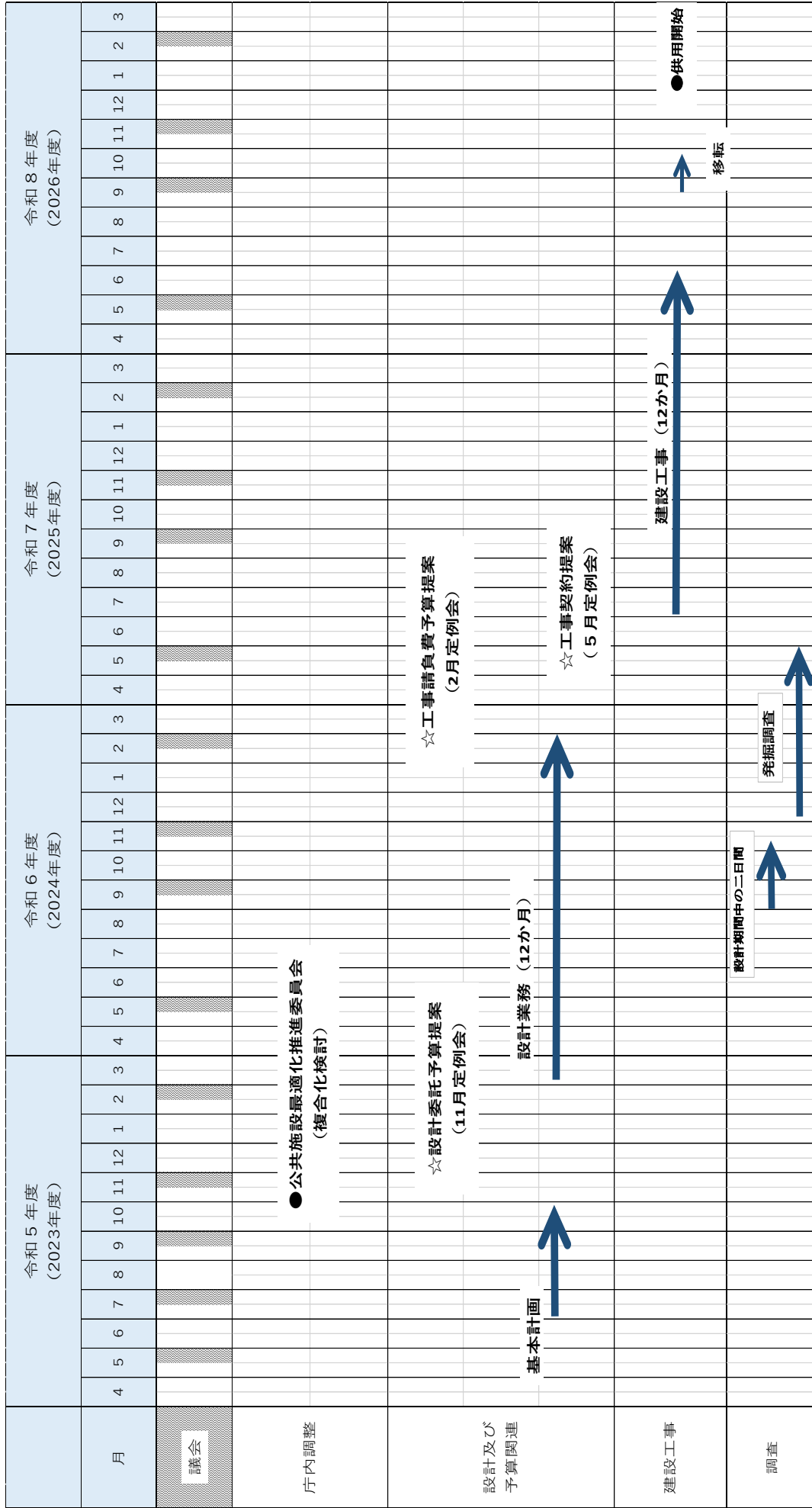


吹一地区公民館建設予定地 位置図



(2)

吹一地区公民館移転建替えスケジュール(案)





国民健康保険システム事業におけるシステム改修等について

1 事業の内容

(1) 国民健康保険料産前産後軽減措置に伴うシステム改修等

令和 6 年（2024 年）1 月 1 日から国民健康保険の出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び均等割保険料を減額する制度を開始することにより必要となる国民健康保険システムの改修を行うものです。

なお、保険料軽減に関わる公費負担は、国が 1/2、都道府県が 1/4、市町村が 1/4 となります。

(2) 大阪府国民健康保険料減免端数処理に伴うシステム改修

国民健康保険法第 8 2 条の 2 に規定されている都道府県運営方針の条項に基づき大阪府国民健康保険運営方針が定められ、平成 30 年度（2018 年度）から運営方針に基づき保険料等の決定をすることとなりましたが、減免等については 6 年間の激変緩和措置期間が設けられておりました。令和 6 年度（2024 年度）保険料からは、大阪府基準に基づく保険料算定を行うため、国民健康保険システムの改修を行うものです。

【現行】減免額の端数処理は、10 円未満を切り上げ

【令和 6 年度（2024 年度）から】減免額の端数処理は、1 円未満を切り上げ

2 予算額

(1) 歳出予算 30,764 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

(大事業) 国民健康保険事業 (小事業) 国民健康保険システム事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
委託料	30,764	産前産後保険料軽減措置に伴うシステム改修委託料 15,488 千円 大阪府統一減免端数処理に伴うシステム改修委託料 15,276 千円

(2) 歳入予算 30,764 千円

ア 国民健康保険料産前産後軽減措置に伴うシステム改修

(款) 国民健康保険料 (項) 国民健康保険料 (目) 一般被保険者国民健康保険料

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
医療給付費分現年分	△2,061	産前産後保険料軽減に伴う国民健康保険料の減収

(款) 繰入金 (項) 一般会計繰入金 (目) 一般会計繰入金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
一般会計繰入金	15,488	産前産後保険料軽減措置に伴うシステム改修分

(款) 繰入金 (項) 一般会計繰入金 (目) 産前産後保険料繰入金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
産前産後保険料繰入金	2,061	産前産後保険料軽減措置分 公費負担：国 1/2、府 1/4、市 1/4※1

イ 大阪府国民健康保険料減免端数処理に伴うシステム改修

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 保険給付費等交付金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
特別交付金	15,276	大阪府統一減免端数処理に伴うシステム改修分 補助率 10/10

※1 (参考) 国民健康保険料産前産後軽減措置の公費負担 (国及び府分)

歳入予算 (特定財源) 1,546 千円 (一般会計)

(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 民生費国庫負担金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
産前産後保険料負担金	1,031	公費負担：国 1/2

(款) 府支出金 (項) 府負担金 (目) 民生費府負担金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
産前産後保険料負担金	515	公費負担：府 1/4

3 今後の予定

(1) 国民健康保険料産前産後軽減措置に伴うシステム改修

令和5年(2023年)12月	契約締結及びシステム構築
令和6年(2024年)1月1日	システム運用開始及び軽減措置制度開始
令和6年度(2024年度)	システム改修について特別調整交付金の交付予定

(2) 大阪府国民健康保険料減免端数処理に伴うシステム改修

令和5年(2023年)12月～ 令和6年(2024年)3月	契約締結及びシステム構築
令和6年(2024年)4月1日	システム運用開始
6月	減免適用開始

## 基幹管路整備事業における大阪府生活基盤施設耐震化等補助金の活用について

## 1 事業の内容

吹田市水道事業の基本計画「すいすいビジョン 2029」に基づく基幹管路整備事業において、令和 5 年度（2023 年度）に実施予定の工事のうち、大阪府生活基盤施設耐震化等補助金の採択基準を満たすものについて交付申請を行い、交付に係る内示を受けたことから、当該補助金を活用し財源を確保するため、補正予算を計上するものです。

なお、当該補助金は、厚生労働省が府に交付する生活基盤施設耐震化等交付金を財源として、府が水道事業者等に交付するものです。

## (1) 生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準等

事業区分			採択基準	交付率	対象施設等
大事項	中事項	小事項			
水道施設等耐震化事業	水道管路耐震化等推進事業	水道管路緊急改善事業	給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が 300% よりも高く、料金回収率が 100% 以上の上水道事業者であること。	1/3	<p>布設後 40 年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業であること。</p> <p>ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。</p>

## (2) 採択基準を満たした本市の数値

ア 給水収益に占める企業債残高の割合（企業債残高／給水収益） 302%

イ 料金回収率（供給単価／給水原価） 124%

(3) 補助対象工事

- ア 名称 津雲低区配水幹線布設工事
- イ 予算 171,347 千円 (款) 資本的支出 (項) 建設改良費 (目) 工事費
- ウ 目的 基幹管路耐震化による防災対策及び安定給水確保
- エ 概要 ダクティル鑄鉄管布設工 φ400 mm L=420m  
既設管撤去工 φ450 mm L=400m  
(昭和 37 年度 (1962 年度) 布設 鑄鉄管)



2 予算額

- (1) 収入予算 (特定財源) 31,819 千円  
(款) 資本的収入 (項) 補助金 (目) 国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
国庫補助金	31,819	基幹管路整備事業の補助金 【補助対象事業費 95,458 千円の 1/3】

3 補助の経過

令和 5 年 (2023 年) 4 月 14 日	補助金に係る追加要望募集
5 月 15 日	要望書提出
7 月 3 日	内示通知

